

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成 25 年 3 月

財団法人 自治総合センター



## はしがき

我が国においては、日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、地方分権改革を進めているところである。

こうした観点から、政権交代を経て、平成25年3月8日に地方分権改革推進本部が新たに設置された。また、国の法令による地方に対する義務付け・枠付けについて、第1次一括法及び第2次一括法に係る見直しは、平成24年4月までに全て施行されたことにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進むとともに、これまでの見直しで対象とならなかった条項やこれまで検討したものの見直しに至らなかった事項等について見直しが行われ、平成25年3月12日に「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定されたところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成24年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成25年3月

財団法人全国市町村振興協会  
理事長 山 野 岳 義

財団法人自治総合センター  
理事長 二 橋 正 弘



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学経済学部准教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部准教授
	牛島 授公	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
	佐藤 滋	東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授
	宍戸 邦久	東北大学大学院法学研究科教授
	関口 智	立教大学経済学部准教授
	高端 正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部経済学科助教
	星野 泉	明治大学政治経済学部地域行政学科教授
	松藤 保孝	関西学院大学法学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授



## 目 次

### 第1章 平成24年度調査報告

- スウェーデンにおける財政調整制度形成過程の分析  
—税平衡交付金制度の交付方式に着目して— . . . . . 1
- 財政調整制度の諸論点—特に水平と垂直をめぐって . . . 30
- ドイツ財政調整制度の変遷と特徴 . . . . . 32
- スウェーデンの財政調整制度について . . . . . 54
- フランス地方財政調整における  
「水平調整」導入の背景と意義  
～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～ . . . 60
- イギリス地方財政調整制度の変遷 . . . . . 93
- カナダの財政調整制度とその改革  
—連邦・州間の平衡交付金をめぐって— . . . . . 112

### 第2章 参考資料

- 日本における財政調整制度の変遷 . . . . . 135



# 第 1 章

## 平成24年度調査報告



# スウェーデンにおける財政調整制度形成過程の分析—税平衡交付金制度の交付方式に着目して

古市 将人<sup>†</sup>

## 1 はじめに

社民党単独政権下の1966年、スウェーデンに初の財政調整制度である税平衡交付金制度が導入された。同制度の特徴は、1人当たり課税所得である「課税力」と地方自治体の税率によって交付金額が決定されることにある。具体的には、同制度は次の3つの部分で構成されている。第1に、課税力が一定水準を下回ると交付される交付金、第2に、自治体税率が基準税率を超えると支給される交付金、第3に、政府の判断で交付される特別税平衡交付金である。第1の部分は、自治体の1人当たり課税所得が基準値<sup>1</sup>を下回ると、両者の差額分を自治体に補償し、第2の部分は、基準値を超えた税率部分の4割と課税所得を掛け合わせた分を自治体に補償する。整理すると、自治体の1人当たり課税所得、税率、両者の平均値によって交付金額が決定されるのである。スウェーデンの地方自治体は、税率決定権を持っているため、自身の財政需要を勘案しながら地方税率を設定できる。そのため、自治体の高い地方税率を平準化することは、自治体の財政需要を勘案していることを意味していた。

分権的な普遍主義的福祉政策を提供していると評価されるスウェーデンにおいて、両者を結ぶ環として評価されるのが1993年・96年の改革によって本格化した財政調整制度である<sup>2</sup>。同制度の特徴は課税力と財政需要を切り離す水平的財政調整と、地方団体の人口に応じて配分される垂直的財政調整制度の組み合わせによって「財源調整」と「財源補償」を機能させている点にある（室田 [2003:192]）。伊集 [2006]は、以上の水平・垂直両面に配慮した財政調整制度に関して、1966年税平衡交付金との連続性と同制度が市場保全型連邦主義の想定とは異なる目的で制度設計がなされた事実を指摘した上で、そこにスウェーデ

---

<sup>†</sup> 帝京大学経済学部経済学科助教。本稿は、日本地方財政学会第18回大会における報告論文と横浜国立大学大学院国際社会科学研究所に提出した学位請求論文（博士（経済学））の第4章を基に全面的に加筆修正したものである。日本地方財政学会にて討論者をお引き受けくださった星野泉先生（明治学院大学）から貴重なコメントを頂戴した。特に記して感謝申し上げたい。また、本誌の2名の査読者から非常に有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本文中における一切の誤りはすべて筆者に帰するものである。

<sup>1</sup> 基準値は、課税力の全国平均値に占める一定割合である。地域毎に基準値が設定されている。ただし、自治体の税率が、平均税率を下回ると課税力不足の補償割合が減少する。

<sup>2</sup> 93年・96年の改革以降のスウェーデンの財政調整制度に関しては山内 [1998]が、経済政策と地方自治との相克に対するひとつの解決策として同制度を積極的に評価している。2005年の改革までを視野に入れた井手・高橋 [2005]は、水平的財政調整制度は財政移転全体の規模から見るとマージナルであり、経済政策と地方自治の関係を水平的財政調整によって理念上尊重しているも、国の財源保障としての垂直的財政調整制度を補完する役割として水平的財政調整制度を評価している。

ンにおける「協調的分権」モデル<sup>3</sup>の原型を見いだしている。

本稿は、伊集 [2006]では現在の財政調整制度の源流として指摘されるにとどめられた1966年税平衡交付金の歴史的意義を明らかにすることを課題として掲げる。特に、1966年税平衡交付金制度導入時において、若年層人口比によって自治体費用を平準化する試みが検討されていた点に着目する。すなわち、本稿の課題は、スウェーデン初の財政調整制度において、若年層割合による財政需要を捕捉する試みが挫折した過程を分析することである。

以上の課題を果たすため、本稿と関連する先行研究を整理し論点を析出したい。財政調整制度を対象とする研究自体は、90年代以降の分析に集中している。そのため、1950年代から60年代における税平衡交付金の制度化に関する本格的な分析は、その基本的特徴を明らかにすることを除いては、あまり行われていないのが実情である。

同制度の基本的特徴を地方自治体の標準的な課税力を保障する仕組みとして整理した上で、65年以降の財政調整制度の形成・定着過程において、制度の必要性自体については政党間対立が存在しなかったことを指摘したのがUddhammar [1993]である。Uddhammarは、税平衡交付金制度導入時の各党の対立は、交付金配分基準である税率の設定という制度設計の次元に存在していたことを明らかにしている<sup>4</sup>。また、税平衡交付金制度の設計を担当した税平衡化委員会当事者による解説としてEklund [1965]がある。Eklundは、1958年税平衡化委員会提案に対する意見聞き取り手続きであるレミス<sup>5</sup>における反応を整理している。Andersson [1965]は、税平衡化問題を検討した各委員会の方針と委員会提案への反応に焦点を合わせながら、税平衡化問題と自治体合併の歴史を簡潔に整理している。Oulasvirta [1991]は、北欧4カ国の補助金政策の比較分析を行っている。スウェーデンについては、20世紀初頭から1990までの補助金史を簡潔に整理している。ただし、伊集 [2006]と同様に税平衡交付金の導入後の制度改正が分析の中心である。そのため、1966年税平衡交付金制度の形成過程について分析をしていない。

先行研究において、1966年税平衡交付金制度についてはその基本的特徴を描写するか、現在の財政調整制度の源流にあるとの記述にとどまっております、同制度の形成過程について

---

<sup>3</sup> 「協調的分権」モデルとは、地方団体間の税負担を平準化する補助金・財政調整制度と地方が税率決定権を有する地方比例所得税の組み合わせによって、豊かな福祉供給を可能にするモデルである。これは、北欧諸国における政府間財政関係の特徴を表している (Söderström [1998:9]; 持田 [2004:62])。

<sup>4</sup> ただし、Uddhammar [1993]では税平衡交付金制度が中心に扱われているのではなく、著作の中の一部分で同制度の歴史過程を検討しているにとどまる。

<sup>5</sup> スウェーデンにおいて、政府の調査委員会によってまとめられた報告書は、当該事項に関係する利益集団および関係官庁に送付される。地方行財政関係の事案であれば、例えば自治体連合に送付されるであろう。送付された報告書に対して関係利益集団は意見書を提出する。これがレミスという意見聴取手続きである。以上の資料を元に省は議会に提出する法案を作成し、最終的に政府によってまとめられた法案が議会の常任委員会に送付され審議される。審議の過程においてもレミスが行われる (宮本 [1999:63-65])。本稿でレミスに言及するときは、議会の審議過程におけるレミスを指す。政府の調査委員会については、注6を参照せよ。

は十分に分析されていない。そこで、本稿では制度設計を行った政府委員会<sup>6</sup>に着目して、同制度の形成過程を分析する方法を採用したい。その際、20世紀初頭から税平衡交付金制度導入以前の地方税率格差への政府委員会による対応を整理する。なぜならば、同制度の必要性は1950年代に突如浮上したのではなく、戦前からの議論と制度改正の延長線上に位置しているからである。本稿の内容を概観しておけば次の通りである。スウェーデンの地方税率格差の要因として課税対象が注目され、1人当たり課税所得で計る「課税力」が、課税対象を示す指標として、政府委員会において注目される(2-1)。次に、政府委員会は、国庫補助金の交付基準として課税力を志向し(2-2)、さらに自治体間の費用差を国庫補助金交付基準に盛り込むことを試みた(2-3)。以上の、議論の蓄積を踏まえ、1958年税平衡化委員会は、課税力調整を基礎とする財政調整制度を構築することとなった(3)。このような戦前からの税率格差是正問題に一般補助金で対応する議論の延長線上に、財政調整制度導入があったのである。

## 2 「課税力」による一般補助金交付方式の模索

### 2-1 20世紀初頭以降における政府による自治体税負担格差への対応

本節では、20世紀初頭から戦間期にかけての中央政府から地方政府への補助金交付の論理の変遷を追跡し、「課税力」という概念が考案されていく過程を明らかにする。

表1は、本稿で論じられる地方税制と国庫補助金に関する年表である。1862年に制定された地方自治規則によってスウェーデンの地方自治体<sup>7</sup>は課税自主権を持つに至った。さらに、保健・医療を担当する広域自治体であるランスタングが設けられた。都市部の自治体や農村自治体には基礎教育、高等学校教育、高齢者ケア、育児ケアなどの事務が配分されることになった(Gustafsson [1999])。スウェーデンの地方政府の特徴である課税自主権と事務配分はおおよそこの時に決定された。

---

<sup>6</sup> 調査委員会は内閣によって設置され、所轄の大臣は諮問状 *direktive* によって調査委員会の趣旨を明確にした上で委員会メンバーの人選を行う。通常、議長は行政官僚が務め、国会議員と利益集団代表を構成員とし、その規模は平均的に4名ほどになる(宮本 [1999:63-65])

<sup>7</sup> 1863年以降スウェーデンには5種類の地方自治体が存在している。「市」、「町」、「地方コミュニティ」、教会の基礎コミュニティとしての「教区」、広域自治体としてのランスタングである。1971年には「市」、「町」、「地方コミュニティ」といった類型は無くなり「コミュニティ」として単一化された(Gustafsson [1999:15-17])

表1 税制・補助金・財政調整制度に関する年表

1900	地方税委員会報告書提出
1902	国税改革。国税に累進税導入。
1910	国税改革。現代的な国税法が制定。
1917	高税率自治体に対する税平衡化補助金導入。 教育・救貧・教会費用が一定水準を超え、総税率が10%を超えると交付。
1920	地方比例所得税と地方累進税を含む地方税法案提案 その後地方累進税収の25%を税平衡化補助金財源に充てる措置が暫定的に導入。
1928	地方税法制定。地方累進税収の内税平衡化補助金財源部分が国税として分離(平衡化税)
1938	地方累進税・平衡化税が国税累進税に統合。
1943	地方税委員会報告書提出(税平衡化問題に関する報告書) 課税力を交付基準とした一般補助金を提案、法案化はされず。
1951	税軽減補助金導入
1952	一般国庫補助金委員会報告書提出 課税力と自治体の標準的経費を組み合わせた一般補助金の算定式を提示。
1957	地方税控除水準を国税と同水準にまで引き上げる措置導入。 この措置に伴う地方税減収を補填する補助金が導入
1965	税軽減補助金・地方税減収補填措置失効
1966	税平衡交付金制度導入。 課税力不足に対する交付金、高税率コミュニティに対する交付金、特別税平衡交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974	高税率コミュニティに対する税平衡交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミュニティ)、5区分(ランスティング)に増加。

出所:伊集[2006:223]による1966年以降の記述に筆者が加筆して作成。

1900年、地方税に関する初の政府報告書が提出された。この報告書は、自治体間の課税対象の偏在性が地方税負担の格差を発生させていると指摘した。これ以後、地方税負担の議論において税率格差の要因が自治体間の課税対象の偏在として把握されることとなる。1917年には、地方自治体の高税率を軽減するために税平衡化補助金<sup>8</sup>が導入された。この時、国から地方自治体への補助金給付を正当化した背景には、国に義務づけられた事務によって地方負担が増大していた事実があった。救貧・教育・教会関連費用のような本来なら国が行う事務を行政執行上の理由から地方自治体が担っているという点に、この制度は注目していた。基準税率を超えた地方自治体に対して、税平衡化補助金は支給される。この交付方式は、1965年まである程度の変化をしながら存続していくこととなる。

課税対象の偏在に関する1900年地方税委員会の認識は、1929年税平衡化委員会においても引き継がれていた。同委員会は自治体間の税率格差に関する包括的な調査を実施し、1人あたり課税所得が地方自治体の経済力を最も表す指標だと論じた。また、自治体間の税率格差の主要因は、課税対象の偏在にあるとした。自治体の課税対象を示す1人あたり課税所得は、税率格差の要因を示す指標となったのである。この1人あたり課税所得を「課

<sup>8</sup> 同補助金の交付条件は、1)自治体の税率が10%を超えること、2)教育・救貧・教会にかかる費用が税率に換算して5.50%を超えること、の2点である。すなわち、教育・救貧・教育といった、国が自治体に義務付けた国家的経費に起因する高税率に関しては、国が補助を与える。

税力<sup>9</sup>」として、一般国庫補助金の交付基準に用いようとしたのが1936年地方税委員会であった<sup>10</sup>。

## 2-2 補助金交付基準としての「課税力」

1936年に諮問された地方税委員会は、地方税率格差是正に関する報告書を1943年に提出した<sup>11</sup>。同報告書は、地方自治体に国庫補助金を給付する交付基準として「課税力」を提示した。以下では、「課税力」概念が一般補助金の交付基準として採用された理由と、委員会提案が議会提出に至らなかった理由を明らかにする<sup>12</sup>。

委員会は、先の1929年税平衡化委員会の議論を参照しながら、1人当たり課税所得が自治体の経済力を測る指標である点を確認した<sup>13</sup>。その上で、税平衡化補助金額が客観的に決定されなければならないと指摘した<sup>14</sup>。

委員会は税平衡化補助金の問題点をおおよそ3点指摘した<sup>15</sup>。第1の問題点は、現行の補助金の規定が自治体の効率的な行財政運営を妨げている可能性についてであった。教育・救貧・教会費用に要する費用が一定水準を超えた条件の下、自治体の地方税率が一定水準を超えると税平衡化補助金が自治体に交付される。そのため、補助金を獲得するために、自治体が故意に地方税率を引き上げる可能性があったのである。

第2に、教育・救貧・教会費用を指す上記の「経費」と他の費用との区別が問題視された。例えば、上記の「経費」には含まれない国民年金<sup>16</sup>に要する費用や失業対策費も、先の「経費」と同様、自治体財政にとって大きな負担となっている。そのため、以上の2つの経費は、自治体の高税率の原因として考えることができる。また、失業対策費と救貧経費を明確に区分することが困難であることが指摘された。後者の負担のみが補償される特別な理由を見いだすのは困難である。したがって、地方税軽減目的の補助金交付の際には、地方自治体のあらゆる経費を考慮に入れるべきだと委員会は指摘している。

<sup>9</sup> 以下、1人当たり課税所得を「課税力」として表記する

<sup>10</sup> 同時期の1938年の税制改革によって、国税に累進所得税、地方に比例所得税を配分する方式が確立した。具体的な内容については古市 [2010a]を参照せよ

<sup>11</sup> 本稿で検討している報告書(SOU1943)以外にも、地方税委員会は報告書を提出している。その内容のほとんどは地方税改正に関するものである。

<sup>12</sup> 同委員会報告では特定補助金に関する議論も行っている。委員会は、特定補助金額を課税力等に応じて変化させることを検討していた。その上で、高い地方税率を是正するには、税平衡化目的の一般補助金が必要との認識を示していた。本稿では、一般補助金をめぐる議論に焦点を合わせて分析を進めていく。

<sup>13</sup> RA975,vol.18,UP.2,p.10.

<sup>14</sup> *Ibid.*,p.12.

<sup>15</sup> RA975,vol.18,UP.39, Promemoria angående vissa synpunkter beträffande ordinarie skatteutjämningsbidrag,pp.1-3.

<sup>16</sup> 1913年に成立したのがスウェーデンの国民年金制度である。この制度は個人の保険料拠出を前提としている。そのため主たる財源は保険料である。この制度には、年金受給者への住宅手当や所得審査付きの補足給付が存在している。これらの手当・給付に要する費用は中央政府と地方政府が負担する。国民年金に関わる費用とは、この仕組みを指している。

第 3 に、現在の規定では高税率自治体を十分に救済していない点が批判された。事実、多くの自治体は税収不足をきっかけに、地方税率を適正水準以上に引き上げざるを得なかったのである。

以上の問題点を改善するために、委員会は税率格差是正を目的とする一般補助金制度を構想した。地方自治体の特定の財政需要による税率格差は、特定補助金で是正することが可能である。そのため、改革案では自治体の個別の財政需要を捕捉することよりも、自治体の全経費を考慮することが重視された<sup>17</sup>。その結果、地方自治体経費に応じて決まる「税率」と自治体の課税力に基づく案が委員会内で注目を集めた<sup>18</sup>。具体的には、自治体の 1 人当たり経費、課税力、税率と全国平均の税率が、一般補助金の交付方式案に盛り込まれていた。

課税対象と税率を基礎にした交付条件を考案した主な理由は、次の通りである<sup>19</sup>。税負担格差の主因は、過大な財政需要と貧弱な課税対象であった。自治体の課税対象の不足部分は標準課税力と自治体課税力の乖離から容易に計算できるのに対して、高税率の要因となる経費を自治体経費の中から特定するのは困難であった。さらに、自治体に効率的な行財政運営を行わせるには、自治体の経費負担を平衡化するよりも課税力に応じた税負担の平衡化を行うほうが適切であったと委員会内で評価された。一般補助金の設計において、「課税力」が税平衡化の基準として適格であるとの合意を委員会内で得たのである。

政府報告書への意見を関係団体から収集するレミスにおいて、1936 年地方税委員会の提案は複数のレーン府と社会庁から支持されるも、他の団体からは批判を浴びた。批判の矛先は、補助金交付基準としての課税力に向けられた。例えば、スウェーデン地方コミュン連合は、課税力は自治体の経済力の指標としては十分に評価できないと指摘し、自治体間の経費差を考慮する必要性を訴えた (SOU [1964:41-42])。地方自治体合併問題に取り組んでいた地方区域委員会は、貧弱な課税対象と低税率を併せ持つ自治体を委員会提案では救済することができないと指摘した<sup>20</sup>。なぜならば、貧弱な課税対象を持つ地方自治体においても、サービス水準を押さえることで低税率を維持できるからである。このような自治体は、低税率でありながらも財政的支援を必要としていると地方区域委員会は指摘した。地方区域委員会によれば、そのような自治体のサービス水準と課税対象を強化するには地方自治体合併が有効だとされた。大蔵大臣は、委員会提案は問題点の広範囲さもあるため

<sup>17</sup> RA975,vol.18,UP.44,Promemoria i skatteutjämningsfrågan,p.1.

<sup>18</sup> RA975,vol.18,UP.57,PM ang.Prövningen av skatteutjämningsärenden,p.1., RA975,vol.18,UP.49,Förteckning över undersökta linjer för skatteutjämningsbidrag,p.6. 検討されたのは次の 3 つの案である。1) 課税対象の規模にのみ基づく案, 2) 定額の最低限度の補助金にもとづく案, 3) 課税対象と税率に基づく案, 以上の 3 つである (RA975,vol.18,UP50,Undersökta metoder,p.1.)

<sup>19</sup> RA975,vol.18,UP67,Utkast till ett kapitel i betänkandets skatteutjämningsdel. Kapitel 4. Beredningens allmänna ståndpunkt i skatteutjämningsfrågan,p.21.

<sup>20</sup> RA1479,vol.1,Betänkande med förslag till nya gunder för skattelindring åt synnerligt skattetyngda kommuner avgivet den 5 april 1950 av kommunala skattelindringsutredningen,p.39.

議会には提出することはできないと判断した<sup>21</sup>。

1949年12月2日、政府は高税率自治体への国庫補助金支給を見直す委員会を創設した。創設理由は2点あった<sup>22</sup>。第1に、1952年実施予定の地方税控除引き上げに伴い、税平衡化補助金の規定を改正する必要があることである。第2に、1947年の議会において税平衡化補助金制度の改正を訴える動議が出されていたことである。この動議は、1943年に提出された1936年地方税委員会報告書を踏まえてのものであった。

この委員会の報告書は1950年に提出された<sup>23</sup>。その内容は、高税率自治体に対する税負担軽減を目的とした補助金の交付方式を検討したものである。同報告書は税軽減補助金制度が満たすべき基本的な5つの指針を掲げた<sup>24</sup>。1) 税軽減補助金を交付する際には、自治体間の比較に基づく公正な交付方式を用いなければならない。2) 自治体による補助金増額行動を排除できる客観的な基準に基づいて、交付方式は作成されなければならない。3) 自治体の行政運営の効率性への意欲を削ぐことなく、経済状況の悪い自治体に十分な支援を提供しなければならない。4) 税軽減補助金制度は一般的な所得・貨幣価値の変化に対応する限りにおいて可変的でなければならない。5) 自治体会計に確定した額を計上できるように補助金額は毎年前もって決定されなければならない。

以上の原則を確認した後、課税力が自治体の経済力の指標として適格であると指摘された<sup>25</sup>。以上の見解は政府によっても承認され、1951年に高税率自治体への補助金が導入されたのであった。

### 2-3 一般国庫補助金委員会による地方自治体の標準経費算定の試み

1949年5月4日に、現行の国庫補助金制度の合理化を任務とする一般国庫補助金委員会が諮問された。1950年1月2日、政府は国庫補助金制度の合理化と一般国庫補助金に関する案を提出するよう同委員会に指令を出した(SOU[1952:5])。同委員会報告書は1952年に提出された。そこでは地方税委員会が指摘した自治体経費の地域差を国庫補助金の交付基準に組み込むことが提案されていた。本項では、同委員会が自治体間の費用差を一般補助金交付基準に取り込んだ論理を検討したい。

一般国庫補助金委員会は国庫補助金給付を正当化する3つの理由を挙げた。第1の理由は、税制の技術上の理由である。地方自治体は自由な事務と国に義務づけられた事務双方を実施する。そのため、地方自治体は住民にとって適正ではない水準に税率を設定せざるを得なくなる。国税累進税を主な原資とする国庫補助金制度を介して地方比例所得税の税負担を補完することは、国税の累進税で地方比例税を調整しているから見なせる。したがっ

---

<sup>21</sup> *Ibid.*,p.2.

<sup>22</sup> *Ibid.*,p.1.

<sup>23</sup> この報告書の謄写刷りは、一般国庫補助金委員会に関する公文書資料(RA1479,vol.1)に所収されている。

<sup>24</sup> *Ibid.*,p.47.

<sup>25</sup> *Ibid.*,p.48.

て、自治体負担を国庫補助金で是正するのは自然であるという結論を導くことができる（SOU [1952:64]）。第 2 の理由は税率平衡化の必要性である。国家は市民の居住地に関係なく、市民が同一の便益を享受できるように保障しなければならない。第 3 番目の理由は、補助金による地方自治体への支出誘導である。すなわち、国によって義務付けされていない事務を自治体に実行させるために、補助金によって地方自治体支出を誘導する必要性が指摘されたのである（SOU [1952:87-88]）。第 3 番目の理由は特定補助金正当化に関するものである。

以上の 3 つの議論の前者 2 つからは、特定補助金に対する一般補助金の優位性が導き出される。第 1 の税技術上の理由に従えば、国庫補助金は特定の事務と結びつく必要はない。国庫補助金は、地方税の適正な税率を維持することが目的になる。そのため、税負担に応じた単一の国庫補助金があれば良いことになる。

第 2 の税率平衡化の必要性に従えば、国庫補助金の役割は自治体の過度な税負担を是正することにある。そのため、特定の事務負担に起因する高税率を是正する特定補助金は必要ではなくなる。無数の特定補助金の存在にも関わらず、不合理な税率格差が自治体間に存在していたことが、この議論の背景にはあった。さらに、特定補助金が自治体の支出を誘導する機能について、委員会は疑問視した。仮に特定補助金が、自治体の非義務的経費を支出するよう誘導しているのならば、補助金は誘導機能を果たしていると言える。現行の特定補助金のほとんどは、義務的経費と形式的な非義務的経費を対象にしている。この時、ある非義務的経費が本当に自治体の自律性に基づく経費になっているのか判断するのは困難である。したがって、補助金による支出誘導の理由から特定補助金を正当化する程度は後退していると、委員会は判断した（SOU [1952:67-69]）。以上の議論を踏まえ、特定補助金の整理と一般補助金の導入を委員会は求めた。

委員会の議論には、スウェーデンにおける政府間事務配分に対する認識の変化が見られる。従来、原則的に中央と地方の事務の間に境界線を引き、地方自治体が実施している義務的経費による負担に対して補助金を支給していた<sup>26</sup>。委員会は、中央政府と地方政府固有の事務に境界線を引くことは困難であると考えたのである。

以上の方針を前提に、委員会は一般国庫補助金の配分式を考案した。まず、決定された補助金総額を自治体の一人当たり税収と経費に基づいて分配するように配分方式が設計されるべきだとした。この方式は、自治体の課税力を交付方式の基礎としながら、自治体の財政需要を反映している仕組みであった。さらに、委員会は、原則として財政需要を測定する指標は自治体では操作不可能な指標でなければならないとした。この点は 1936 年の地方税委員会の考えを引き継いでいると評価できる。具体的に提示されたのは、提案 A 案と提案 B の 2 つである。提案 A は、各自治体の「標準経費」を算定し、その「標準経費」に

---

<sup>26</sup> 2-1 を参照せよ。スウェーデンにおいて特定補助金、税率軽減目的の補助金が正当化された理由は、本来ならば中央政府が行うべき事務を地方政府に執行させている点に求められてきた。

基づいて補助金交付額を決定する。当該自治体の住民1人当たり純支出<sup>27</sup>の3分の1と1人当たり経費の全国平均値の3分の2を足し合わせたものが、1人当たり標準経費である。この「標準経費」から、1人当たり税収に平均税率を乗じた数値を差し引くことで、1人当たり一般補助金額が算定される。自治体の標準的な経費と標準的な税収の差額を一般補助金で補填するのが、提案Aの特徴であった。提案Bは、提案Aと異なり先に政府が定めた一定の補助金総額(k)を個々の自治体に配分する方式である。提案Bは次の算定式で表される。Iは自治体住民数、kは補助金総額、Fuは自治体の1人当たり純支出、Sは1人当たり税収、Xは自治体が受け取る補助金額である。(SOU [1952:116-124])。

$$X = k \cdot I \cdot \frac{Fu^{0.8}}{S^{1.2}}$$

同委員会に対するレミスにおいて、補助金配分基準として課税力が適しているという意見が多かった。しかしながら、委員会による一般補助金制度は批判を浴びた。批判点は3つあった。第1に、両提案の算定式が複雑な点、第2に、税率格差是正の観点から問題を抱えている点、第3に、一般補助金が国の予算で管理されるため、国の財政状況に左右される余地があり、自治体による自律的な経済政策運営を妨げることになる点である。とりわけ第2点目の批判は、自治体間の経費の差異を考慮に入れる必要があるという自治体関係団体からの批判と関係していた(SOU [1964:50-51])。

以上のような批判もあり、この提案は議会には提出されなかった。当時の大蔵大臣 Sköld は、一般国庫補助金委員会の調査続行を求めた。彼は、自治体への国庫補助金を整理合理化することの重要性を述べ、税率格差是正の問題は2次的なものであるとした。なぜならば、委員会の任務は補助金制度の合理化であって、税率格差の問題を解決することではないからである。新しい一般補助金の構築は重要ではあることを認めつつも、それを将来の課題であると指摘したのである(SOU [1956:16-18])。一般国庫補助金委員会は、調査を継続し報告書を1956年に提出した。そこでは、もはや税率格差の問題は扱われてはおらず、特定補助金の簡素化が議論されていた。同委員会提案は、1957年議会で承認された。その結果、100以上ある特定補助金の内、約30の補助金が2つに簡素化された。

1957年には、地方税の生計費控除を引き上げる措置がなされた。この政策に伴う自治体税収減を補填するための措置が導入された。その補填措置は1965年に失効するため、その影響を相殺する必要があった。そこで、政府は地方自治体間の税平衡化問題を解決する1958年税平衡化委員会を設置したのであった。

### 3 「課税力」と「税率」による財政調整制度の形成とその限界—1958年税平衡化委員会の試みとその評価

#### 3-1 1958年税平衡化委員会による税平衡化問題の背景—課税力の格差と地方税減収補填措置の停止

<sup>27</sup> これは投資的経費を除外した支出をさす

一般補助金は導入こそされなかったが、1951年、57年、61年の税収補填措置と、1951年実施の税軽減補助金がこの時期実施されていた。これらの暫定的な補助金の代わりとなる制度を構築するために、税率格差問題の解決の指令を受けたのが1958年税平衡化委員会であった。本項では、1958年税平衡化委員会の議論の背景を、自治体の課税力と自治体経費の観点から整理することとしたい。

戦後から、地方財政はその規模を拡大させていった。しかし、増大する経費を賄うために実施された地方税の増徴には地域的なばらつきがあった。図1は、1962年における全国平均に占める各自治体課税力の割合の分布を示したものである。1952年に第1次自治体合併を実施し、2500近く存在していた自治体が1000程度まで減少したにもかかわらず、多くの自治体が平均課税力の60-70%しか保持していないのが看取できる。多くの自治体の課税力は平均以下だったのである。

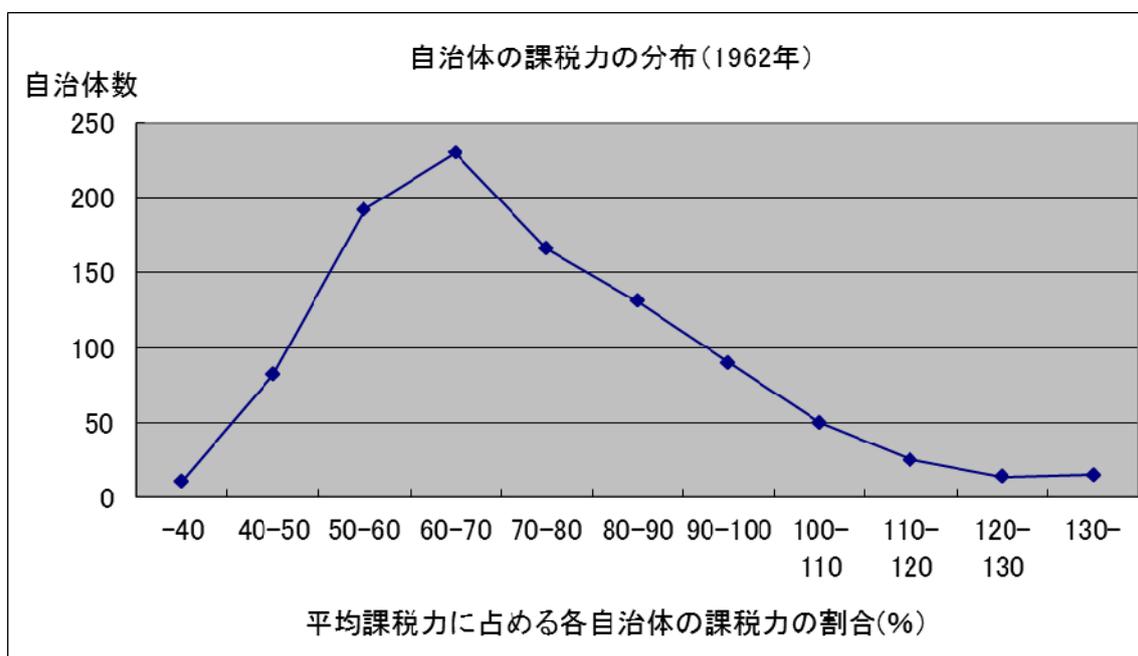
このような状況に対して自治体関係団体はより一層の救済措置を中央政府に求めていた。その一端が伺えるのが、1961年6月15日に実施されたスウェーデン地方コミュン連合主催の自治体・経済コンファランスの開催趣旨である。そこでは自治体合併と税平衡化問題の関係について、次のような指摘がなされた。1952年の自治体合併によって新しい自治体が多数誕生した。しかしながら、改革推進者が意図した通りに自治体の経済力の地域差が解消したわけではなかった<sup>28</sup>。そのため、地方自治体の関係者は地方税率の平準化のみならず国民年金費用における自治体負担の国への移転が必要になると主張した<sup>29</sup>。1962年から1974年にわたって実施されることになる第2次地方自治体合併を直前にして、自治体合併のみでは地方自治体間の課税力格差を解消しきれていなかったと、自治体側の一部から認識されていたのである。

---

<sup>28</sup> RA1996,vol1,Uttalande antaget vid konferens med representanter för Västernorrlands läns landsbygdskommuner i Sollefteå den 13 mars 1961.

<sup>29</sup> *Ibid.*

図1 1962年における自治体の課税力の分布



出所：SOU [1964:332]より作成

地方自治体の国民年金負担とは、基本的には国民年金制度創設時からの規定である。具体的には、年金受給者への住宅手当や所得審査付きの補足給付が、主に自治体に負担を課していた。表2は、1948年から1959年までの国民年金負担<sup>30</sup>の政府間配分を示したものである。1948年時点では、地方政府負担は37%程度であったが1954年からは国庫負担割合を超過しているのが看取できる。また、地方政府間で税収に占める国民年金負担割合の格差が生じていた<sup>31</sup>。この国民年金負担が自治体財政に圧力をかけていたのである。

<sup>30</sup> 「国民年金負担」の政府間配分は、保険料によって賄われる年金給付以外の給付の負担を指している。表2では、住宅手当や補足給付による自治体負担を示している。

<sup>31</sup> RA1996,vol5,PM.nr.52,Kommunernas bidrag till folkpensioneringskostnaderna och skatteutjämningsproblemet,p.1.

表2 1948年から1959年における国民年金負担の政府間配分

単位：100万クローナ

	総額 (A)	地方自治体(B)	B/A	国 (C)	C/A
1948	211.9	79	0.37	132.9	0.63
1949	220.6	88.5	0.40	132.1	0.60
1950	229.3	94	0.41	135.3	0.59
1951	253.9	107.3	0.42	146.6	0.58
1952	271.6	132.5	0.49	139.1	0.51
1953	342.2	156.9	0.46	185.3	0.54
1954	438.2	217.3	0.50	220.9	0.50
1955	471	245.1	0.52	225.9	0.48
1956	522.1	278.2	0.53	243.9	0.47
1957	573.2	307.6	0.54	265.6	0.46
1958	622.5	339	0.54	283.5	0.46
1959	661.3	367.6	0.56	293.7	0.44

出所：RA1996,vol5,PM.nr52,Kommunernas bidrag till folkpensionering skostnaderna och skatteutjämningsproblemet,p.7より作成

地方自治体の収入にとって、大きな変化が各種の時限的な補助金の停止であった。1950年、1957年に地方税の控除水準を引き上げる措置が実施された。これによる地方税収の減収を補填する政策が1965年まで行われることになった(SOU[1964:94-95])。減収補填措置の停止は、市には大きな収入増をもたらすが、地方コミュニティにとっては収入減となることが後に明らかになった<sup>32</sup>。市に増収をもたらす地方コミュニティに減収をもたらす変化は、1958年税平衡化委員会における議論の背景となっていくのである。

### 3-2 税平衡交付金交付基準の形成過程—1958年税平衡化委員会による試み

前項で論じた背景の下、1958年税平衡化委員会は税平衡交付金制度構築の議論を開始した。委員会の基本的な立場は次のようにまとめられる。まず、政府間の事務配分を理論的に決定することは難しい。したがって、政府間の事務配分は主として実践的・行政的關係に基づかねばならないとした<sup>33</sup>。次に、一般補助金を交付する際に用いる指標は、客観的な指標でなければならないとされた。指標の候補は6つにまとめられた。すなわち、自治体の年齢構成、人口密度、人口変化、産業構造、過密地費用、経済状況の6つである<sup>34</sup>。教育費、社会福祉費、国民年金負担の財政需要を測定できるため、年齢構成は重要な指標とされた<sup>35</sup>。

<sup>32</sup> 負担配分変化に関する議論は3-3にて行う。

<sup>33</sup> RA1996,vol4,PM.nr.56,Några principiella synpunkter på skatteutjämningsproblemet,p.2.

<sup>34</sup> RA1996,vol4,PM.nr.58,Några synpunkter på de praktiska åtgärderna för att åstadkomma skatteutjämning,p.5.

<sup>35</sup> *Ibid.*,p.6.

委員会は1961年3月に一般補助金制度が満たすべき指針を次の4つに整理した<sup>36</sup>。第1に、同一の条件下で同一の負担が自治体に課されるように、同制度が設計されなければならない。第2に、同制度は自治体自身が補助金額の規模を管理・計算できるように簡素でなければならない。第3に、自治体を取り囲む経済環境の変化に対応できるように、同制度が設計されなければならない。第4に、補助金額は自治体の行動によって影響を受けてはならない。2番目の指針は、補助金算定の複雑さが補助金額の予測可能性の低下につながり、自治体行政に支障をきたさないことを要求している。一般国庫補助金委員会の提案が、制度の複雑性の観点から批判されたこととの連続性を見て取ることができよう。4番目の指摘は自治体の補助金に対する操作可能性を排除することを要求している。1人当たり課税所得による「課税力」は、自治体によって操作する余地が少ないため、4番目の指摘の観点から評価されることとなったのである<sup>37</sup>。

しかし、課税力のみで自治体の経済力を計測するには限界があり、自治体の経費にも着目する必要があった。委員会は、この客観的な指標に対して2つの意見を出した。第1に、客観的な指標は自治体の経済環境を示すものでなければならない。第2に、産業構造、人口過密、人口変化を厳格な指標で表現するのは困難である。そのため、先に指摘した6つの候補からこれらの指標が除かれることとなった<sup>38</sup>。

そこで自治体経費を示す指標として注目されたのが、義務教育制度における生徒数である。この指標は計測するのが容易であり、地方自治体には操作不可能な指標であった<sup>39</sup>。教育関係費用は地方自治体経費の中でも最大の費目の1つであるため、自治体の補助金需要の指標としても適していた。

しかし、委員会発足時から繰り返し実施された調査の結果によれば、生徒数指標が自治体経費の平準化にとって適格ではないことを示していた<sup>40</sup>。教育関係費の地域間の差異が顕著であることと、生徒数のみで教育費のばらつきを説明しきれないことが、主な理由であった<sup>41</sup>。以上の議論の結果、教育費の自治体需要を交付金配分方式に組み込む案は放棄されることとなった。

以後、自治体の財政需要に起因する税率格差の平準化を税平衡交付金制度にいかに関

---

<sup>36</sup> *Ibid.*, p.9.

<sup>37</sup> *Ibid.*

<sup>38</sup> 後述する通り、税平衡交付金制度において、地域間の自治体の経済環境の差は課税力区分によって考慮されている。

<sup>39</sup> *Ibid.*, pp.10-11. 後述するが、地域間の構造的費用の差異は課税力区分によってある程度補償される。また、自治体の人口変化については、1980年度改正によって税平衡交付金制度に組み込まれることとなる。

<sup>40</sup> *Ibid.*, p.11.

<sup>41</sup> 生徒数が教育関係費と強い相関関係を持たないとする。この場合、生徒数に応じて決まる交付金が自治体経費の平準化として機能しない可能性がある。人口指標のみでは自治体間の経費のばらつきをうまく説明できないことは、後の特定補助金と一般補助金に関する報告書でも指摘されていた (Finansdepartementet [1983])。

込むのかということが、委員会の課題になった<sup>42</sup>。この課題を踏まえて、1962年11月から12月にかけて税平衡交付金制度が徐々に具体化されていった。委員会にとって理想的な制度は、単一もしくは少数の客観的な指標によって自治体間の費用差をもたらすあらゆる条件を捕捉する仕組みであった<sup>43</sup>。しかし、自治体活動の多様性を考慮すれば、この解決策は現実的ではない。そこで、自治体事務の中でも大きな地位を占める経費に注目し、自治体の財政需要を捕捉する指標が模索されることとなったのである。

委員会内で注目を浴びた指標は、自治体の財政需要全体を指す「税率」と児童福祉などの財政需要を表す「若年層割合」であった。いくつかの試案を経て、委員会は以上の方針を具体化させた3つの案(A案,B案,D案)を提示した<sup>44</sup>。3つの案は全て、税平衡交付金を配分する基礎的な指標として住民1人当たり課税所得である課税力を用いている。すなわち、税平衡交付金は課税力調整を行う財政調整制度として構想されたのである。

A案が課税力のみに基づいているのに対して、B案とD案は若年層割合で自治体の財政需要を考慮に入れた案であった。A案<sup>45</sup>は、自治体の課税力と基準となる課税力の差額部分を補填する案である。地域毎の環境条件などに併せて、基準となる課税力は地域毎に設定されている。この課税力区分によって、構造的費用の平準化の達成が目指される。それぞれ平均課税力の85%、100%（北部）、115%（最北部）である。B案<sup>46</sup>は、A案の交付金額に若年層割合による追加金額を追加したものである。若年層割合の大小で、交付金額が変動する制度であった。D案<sup>47</sup>は、基本的にB案と同様の案である。ただし、D案では若年層割

<sup>42</sup> *Ibid.*

<sup>43</sup> RA1996,vol5,PM.nr.79 Några synpunkter på utformningen av ett allmänt skatteutjämningsystem ,p.4.

<sup>44</sup> RA1996,vol5,PM.nr.81,Några olika skatteutjämningsystem som grundar sig på kommunernas skattekraft samt relativa antalet ungdomar ,p.1.税平衡化委員会内において、無数の交付金額算定式が作られている。本稿では、委員会内の議論において焦点となった案A、B、Dを取り上げている。

<sup>45</sup>  $SK_i$  =自治体*i*の課税力（対平均課税力比）、 $\overline{SK}$  =課税力区分、 $Pop_i$  =自治体*i*の住民数とすると、A案による税平衡交付金額(SUB)は式(A)として表すことができる(*Ibid.*,pp.1-3)。式(A)、注46の式(B)、注47の式(D)は資料の記述を元に整理したものである。

$$SUB = (\overline{SK} - SK_i) \times SK_i \times Pop_i \dots\dots(A)$$

ただし $\overline{SK} = 0.85, 1.00, 1.15$ のどれかである。 $SUB > 0$

<sup>46</sup>  $\bar{u}$  =若年層割合の全国平均値、 $u_i$  =自治体*i*の若年層割合とすると、提案Bは、提案Aによる交付金額に、若年層割合による追加の交付金額( $SUB_u$ )を加えた交付式(B)として表される(*Ibid.*,pp.1-3)。

$$SUB_u = (u_i - 0.8\bar{u}) \times \overline{SK} \times Pop_i$$

$$SUB = [(\overline{SK} - SK_i) \times SK_i \times Pop_i] + SUB_u \dots\dots(B)$$

ただし、ある自治体*i*のSKが1.20を超えると次のような減額調整が働く。

$$SUB = [(\overline{SK} - SK_i) \times SK_i \times Pop_i] + SUB_{u2} \dots\dots(B)$$

$$SUB_{u2} = [(u_i - 0.8\bar{u}) - (SK_i - 1.20)] \times \overline{SK} \times Pop_i$$

<sup>47</sup> 提案Dは、提案Bの課税力区分を0.15増加させ、若年層割合による算定値を2倍にした式(D)として表せる(*Ibid.*,pp.1-3)。提案Bと同様にSKが1.20を超えると交付金が減額される。

合による交付金額が増額され、課税力区分も地域毎に 100%, 115%, 130%に増額されている<sup>48</sup>。

A 案の利点は、自治体が直接操作できない課税力にのみ基づいている点である<sup>49</sup>。課税力は自治体の経済的能力と税源を客観的に表しているため、課税力の補填は各自治体の経済条件の平準化を意味する<sup>50</sup>。しかし、この制度は税率の平準化効果に欠けていた。推計によると A 案実施後の各地方自治体の税率の最高値と最低値の差は増大していたのである<sup>51</sup>。したがって、望ましい税率平準化を実現させるためには、自治体の財政需要を考慮する方法が必要になると考えられたのである<sup>52</sup>。

各案のうち多数の支持を集めたのは D 案であった<sup>53</sup>。ただし、D 案を批判した委員は、D 案では低い課税力を持つ自治体が課税力の強い自治体と同一の財政需要を満たすには、高い税率を課さざるを得ない点を指摘した<sup>54</sup>。委員会自体は税率平準化をもたらす制度を求めており、そのための手段として若年層割合を案に盛り込んでいた。しかしながら、若年層割合によって財政需要を捕捉する制度では、20 歳未満人口の少ない過疎地の自治体に対して交付金を十分に支給できないことが明らかになったのである<sup>55</sup>。

以上のことを議論した会議後、課税力調整と個別の財政需要捕捉を組み合わせる「回り道」をせずに直接高税率を削減する制度について調査すべきという考えが、委員会内部から持ち上がった。税率上昇の要因に関係なく自治体税率が基準値を超えた時に補助金を自治体に交付する制度の必要性が唱えられたのである。ある程度自治体が操作可能な税率を交付方式に導入することを、この方式は意味していた。

委員会によると、自治体の財政需要全体を示す単一の指標は自治体の税率であった。地方自治体は、自身の課税力と財政需要を勘案しながら税率を決定する。そのため、税率と課税力に基づく交付方式は自治体の全経費を考慮に入れていると評価できる。また、高税率によって交付金額を増額させる案は、これまで議論してきた案よりも高い税率平準効果を持つと期待できた。この税率を用いる案は D 案を改良したものであり、若年層割合の代

---

$$SUB_{u3} = 2(u_i - 0.8\bar{u}) \times \overline{SK} \times Pop_i$$
$$SUB = \left[ (\overline{SK} - SK_i) \times SK_i \times Pop_i \right] + SUB_{u3} \dots \dots (D)$$

ただし  $\overline{SK} = 1.00, 1.15, 1.30$  のどれかである。  $SUB > 0$

<sup>48</sup> RA1996, vol5, PM.nr.84, Skatteutjämningsystemets utformning, p.26.

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.25.

<sup>50</sup> RA1996, vol5, PM.nr.79, Några synpunkter på utformningen av ett allmänt skatteutjämningsystem, pp.1-3.

<sup>51</sup> RA1996, vol5, PM.nr.82, Det allmänna skatteutjämningsystemets utformning, pp.3-6.

<sup>52</sup> RA1996, vol1, PM.nr.84, Skatteutjämningsystemets utformning, p.26.

<sup>53</sup> RA1996, vol1, Protokoll fört vid sammanträde den 13 februari 1963 med 1957 års skatteutjämningskommitte å Riksdagshuset (särskilda utskottets plenisal), pp.1-2.

<sup>54</sup> RA1996, vol5, PM.nr.84, Skatteutjämningsystemets utformning, p.1, RA1996, PM.nr.82, Den allmänna skatteutjämningsystemets utformning, pp.13-14.

<sup>55</sup> この点は 3-3 で詳しく検討する。

わりに税率が入っているのが特徴である<sup>56</sup>。この案はいくつかの試案として具体化されるも<sup>57</sup>、本質的な変更はなされなかった。議論が佳境に差し迫る中ランスタイングも税平衡交付金制度の対象になることとなった。技術的な議論はともかく、基本的な制度設計のあり方は、税率と課税力で交付金を給付するものであった。このようにして、税率と課税力による制度が委員会内の既定路線になったのである<sup>58</sup>。

### 3-3 若年層費用を考慮した税平衡交付金制度の限界

本項では、税平衡交付金制度に高税率自治体向け交付金が導入された理由を考察する。特に、若年層割合を用いる税平衡交付金制度案では、過疎自治体に十分な交付金を供給できなかった点に注目する。

税平衡化委員会内部で提示された交付金配分式の A 案から D 案に従ったときの自治体税率が推計されたとき、前提とされていたのが 1965 年と 1970 年の自治体負担の変化であった<sup>59</sup>。この変化とは 1965 年における障害年金と国民年金受給者に対する住宅手当への自治体負担の変化<sup>60</sup>、税収補填措置の軽減、1970 年の税収補填措置軽減および税軽減交付金の廃止のことである。以上の変化は、税平衡交付金制度の成立と同時に実施されることが念頭に置かれている。さらに、警察組織の国有化による影響が試算に盛り込まれていた。

表 3 1958 年税平衡化委員会による 3 つの案の効果

	1963年時税率	単位:%					
		1966年時税率			1970年時税率		
		A	B	D	A	B	D
平均	16.31	16.22	15.83	16.11	16.14	15.50	15.80
最低値 (A)	13	11.1	10.84	13.36	10.95	10.69	12.76
最高値 (B)	20.63	19.84	19.79	19.77	20.57	19.25	19.11
(A) - (B)	7.63	8.74	8.95	6.41	9.62	8.56	6.35
変動係数	0.10	0.11	0.12	0.09	0.12	0.11	0.08

出所：RA,PM.nr.81,Några olika skatteutjämningsystem som grundar sig på kommunernas skattekraft samt relativa antalet ungdomarより作成。

表 3 は、自治体負担変更の影響を加味した上で、各案に従ったときの自治体税率を示している。まず、1963 年時点の税率の最高値と最低値の差を見ると、7.63 もの格差があるの

<sup>56</sup> Ibid.,pp.28-29.

<sup>57</sup> RA1996,vol5,PM.nr.79,Några synpunkter på utformningen av ett allmänt skatteutjämningsystem,p.5.

<sup>58</sup> RA1996, vol5, PM.nr.85, Ett skatteutjämningsystem med bidrag till landsting och primärkommuner,p.1.

<sup>59</sup> Ibid.

<sup>60</sup> 税平衡化委員会では、政府間事務配分の再編成を議論の対象にすることはなかった。ただし、他の政府委員会の成果を前提に、政府間の国民年金負担の整理が委員会内で考慮に入れられていた。後に議会に提示される税平衡交付金制度創設案には、国民年金に関する政府間負担の再調整が含まれている。1960、63 年の改正によって、年金受給者に対する住宅手当が自治体の国民年金費用となった。

がわかる。このような格差を各案はどの程度是正できるのだろうか。1966年<sup>61</sup>の変動係数から、D案が最も税率格差を是正しているのが分かる。税率の最高値と最低値の差からもD案の税率格差是正効果が見て取れる。1970年のデータにおいても、同様の指摘が出来る。一見不可解なのは、A案、B案の効果である。両案の数値は税率格差、変動係数共に1963年時の数値よりも悪化している。このことは両案では1965年と1970年の負担変更の影響を是正しきれていないことを示唆している。

表4は、1965年と1970年の自治体負担の変化の推計結果を示している。まず、市と地方コミュニティを比べるとこの措置によって市の収入が増大するのに対して、地方コミュニティの収入は減少するのが看取できる。さらに、市においては、課税力の高い市ほど、負担変更措置から多くの収入を得ていることが分かる。その理由として、国民年金や警察・司法の経費に対して市は多くの金額を支出していたのに対して、地方コミュニティにおいてこれらの経費の水準が低い点が挙げられる。さらに、高税率を課していた地方コミュニティから高税率軽減措置の補助金や減収補填金を取り除いた影響は、市に比べて甚大だったのである。

表4 1965年と1970年における自治体負担の変化

	中央政府への費用移転			税収補償と税軽減措置による収入減(B)	(A) - (B)
	国民年金	警察・地方司法	総額(A)		
市	91.9	194.6	286.5	161.9	124.7
大都市	50.9	131.9	182.8	77.2	105.6
その他の市	41	62.7	103.7	84.7	19.1
平均課税力以下の市	25.4	31.8	63.4	65.9	-2.4
平均課税力以上の市	15.6	30.9	40.3	18.8	21.5
町	14.2	8.2	22.4	43.1	-20.6
課税力が平均課税力の80%以下	7.8	1.9	9.8	25.6	-15.8
課税力が平均課税力の80 - 100 %	4.8	2.7	7.5	14.7	-7.2
平均課税力以上の町	1.6	3.5	5.2	2.8	2.4
地方コミュニティ	103.7	34.5	138.1	263.9	-125.7
課税力が平均課税力の40%以下	0.5	0.2	0.7	6.2	-5.5
課税力が平均課税力の40 - 50%	4.6	1.4	6	22.4	-16.4
課税力が平均課税力の50 - 60 %	20.4	4.8	25.2	65.3	-40.1
課税力が平均課税力の60 - 70 %	20	6.8	26.8	64.2	-37.4
課税力が平均課税力の70 - 80 %	31.4	8.7	40.1	69.6	-29.5
課税力が平均課税力の80%以上	26.8	12.6	39.4	36.2	3.1
全国	209.8	237.3	447.1	463.1	-16
平均（地方コミュニティ）	17.28	5.75	23.03	43.98	
変動係数（地方コミュニティ）	0.71	0.81	0.72	0.60	

出所：RA1996, vol5, PM.nr.83, Några synpunkter på kostnadsfördelningen mellan staten och primärkommunerna. より作成

表5はA案、B案、D案を実施した時の税平衡交付金の配分額（1970年）を示したものである。総額はそれぞれ、2億7000万クローナ、4億5090万クローナ、4億7040万クローナである。A案とD案を比較すると、課税力の弱い地方コミュニティに対して、D案が最も

<sup>61</sup> 1970年、1966年のデータは1963年のデータを元にした推計値である。

多くの交付金を配分していることが分かる。さらに、B案は全体的に交付金額を増額させている。

しかし、A案からB案への増加幅を見ると課税力の高い自治体ほど増加幅が大きいのがわかる。たとえば、平均課税力40%以下の地方コミュニティは増加幅4,000クローナであるが、80%以上の地方コミュニティでは31万400クローナである。A案が交付金を最も傾斜的に配分しているのに対して、B案とD案は配分割合が平準化されているのが変動係数から分かる。各案を比べると、自治体の財政需要を若年層割合で捕捉することで、自治体への交付金額を増大させていることがわかる。ただし、若年層割合に基づく交付方式が課税力と比例的に動いていることも表5から読み取れる。課税力の弱い自治体に対して、若年層割合による交付金調整は交付金額の増大をもたらしていないのである。すなわち、B案とD案は課税力の豊かな自治体にとって有利な制度設計だったことを意味している。それゆえ、若年層割合による財政需要捕捉措置は、委員会の期待通りに自治体間の税率格差是正をもたらさない公算が高まってきたのである。

表5 A案, B案, D案に従ったときの税平衡交付金額 (1970年)

	単位: 100万クローナ		
	税平衡交付金 1970年		
	A案	B案	D案
市	6	79.3	100.6
大都市	-	20	26
その他の市	6	59.3	74.6
平均課税力以下の市	6	35.2	48
平均課税力以上の市	-	24.1	26
町	28.2	50	55.2
課税力が平均課税力の80%以下	23	31.8	31.9
課税力が平均課税力の80 - 100 %	5.2	15.3	21.2
平均課税力以上の町	-	2.5	2.1
地方コミュニティ	243.8	321.9	314.6
課税力が平均課税力の40%以下	6.8	7.2	6.4
課税力が平均課税力の40 - 50%	26.2	27.8	22.5
課税力が平均課税力の50 - 60 %	81.9	91.3	72.3
課税力が平均課税力の60 - 70 %	72.2	85.5	71.5
課税力が平均課税力の70 - 80 %	53.6	72.5	78.7
課税力が平均課税力の80%以上	6.1	37.5	63.2
全国	278	450.9	470.4
平均	41.13	53.63	52.43
変動係数 (地方コミュニティ)	0.80	0.64	0.58

出所:RA,1996,vol5, PM.nr 83,Några synpunkter på kostnadsfördelningen mellan staten oc primärkommunerna.より作成。

以上の推計結果を踏まえた上で、委員会が注目したのが個別の経費や経費のニーズ<sup>62</sup>ではなく自治体の「税率」であった。交付金額と自治体の税率を直接結びつけることで、個別指標で自治体の財政需要による負担を平準化するのではなく、自治体の課税力と財政需要の結果定まる税率を平準化することを意図した仕組みであった<sup>63</sup>。ただし、この仕組み自体は先行する議論で批判されていた。例えば、税率と補助金制度を組み合わせることは、非効率な自治体経営と、許容できない自治体活動の増加へと自治体を導くと指摘されていた。つまり、本来なら必要のない費用まで補助金で補償してしまう可能性がある。

この税率基準の問題点は決定的ではないと委員会内で議論された。その論理は次のように整理できる<sup>64</sup>。自治体経費の大部分は義務的経費か標準的経費で占められている。原則的には標準以上の自治体サービスの財源は、その自治体の納税者が負担すべきである。この原則に従えば、税平衡交付金制度設計の際に、標準以上のサービスを提供する自治体は交付金の対象から除外されなければならない。しかしながら、そのような自治体を交付金制度から正確に除外することは不可能である。異なる条件下の自治体にとって必要なサービスの質と量は、多種多様である。そのため、各地方自治体のサービスが標準的か否を客観的に把握することは困難であった。したがって、自治体税率が基準税率を超えることで交付金が支給される仕組みが支持を得たのである。

税率基準の利点として、過疎自治体を税平衡交付金制度に包摂できることが挙げられた<sup>65</sup>。表 5 で示した通り、若年層割合に基づく制度では、課税力の豊かな市や地方コミュニティが相対的に多くの交付金を受け取ることになる。通常、過疎の自治体には若年層人口が少ないため、生徒数や若年層割合で財政需要を捕捉する交付金制度では十分な税平衡化の効果をもたらすことができない。むしろ、税率に基づく税平衡交付金制度ならば、過疎自治体に対して多くの交付金を支給することができる。つまり、過剰に交付金を地方自治体に支給する危険性よりも過小に交付金を支給する危険性のほうが深刻であると、委員会は認識していたのである。

以上の委員会の議論の限界は、自治体の財政需要を単一もしくは少数の指標で捕捉する点にあるといえる。なぜならば、無数の指標を用いれば、過疎自治体に対して十分に交付金を支給できるように制度を逃れることができるからである。委員会の議論の背景として、当時の自治体が地方比例所得税の税率上昇で支出増を賄ってきた事情があったと考えられる(伊集 [2006])。税率上昇期において、自治体の高税率是正が志向されたのである。また、若年層割合と関係のある自治体の教育費や福祉費に対して、多額の特定補助金が支給されていた<sup>66</sup>。そのため、大規模な特定補助金の簡素化・一般補助金化を実施しないのであれば、

<sup>62</sup> これまでの議論が示している通り、委員会内において自治体のニーズは人口構成に占める高齢者数や若年者数で計測されていた。

<sup>63</sup> SOU [1964:194]

<sup>64</sup> RA1996, vol5, PM.nr.84, Skatteutjämningsystemets utformning, pp.15-16.

<sup>65</sup> *Ibid.*, pp.17-18.

<sup>66</sup> 特定補助金の整理を実施した 1980 年代においても、自治体に対する国庫補助金の 4 分の 3

自治体の財政需要を精密に捕捉する制度を作る誘因が委員会内では生じ得ないと考えられる。

したがって、自治体経費全体を示す「税率」の妥当性への疑義と特定補助金の簡素化が進めば、税平衡交付金制度に財政需要算定を組み込む障害はなくなると考えられる。そして、制度化された税平衡交付金制度はそのような経路を辿ることとなった。

### 3-4 委員会提案への反応と 1966 年税平衡交付金制度の限界

1964 年に提案された税平衡交付金制度は翌年の議会で可決され、1966 年から実施された。その仕組みは次の通りである。まず、課税力と課税力の保障水準との差額分の一定割合を各自治体は補填される。この保障水準は、課税力の全国平均に占める割合で設定されている。これが課税力区分であり、地域毎に 90%<sup>67</sup>、110%、125%と設定されている。次に、自治体の税率が平均税率を超えると、超過分の税率の 4 割に課税所得を乗じた額がその自治体に補填される。また、政府が必要であると判断した場合は、特別税平衡交付金が地方自治体に供給される。

しかし、同制度の内、高税率を是正する交付金に対しては議会にて問題点が指摘されていた。1974 年の同制度の改正を経て、その問題点は是正されることとなるのであった。その問題点とはいかなるものであったのか。

税平衡交付金制度創設に関する議会審議において、政党間に同制度の創設自体をめぐる大きな対立は存在しなかった。その代わりに、高税率自治体向け交付金の交付基準である税率に対して、中央党と右党は 17%で固定することを要求した。特に右党は、税率を固定しない場合、自治体の税率拡大によって自動的に中央政府負担が増大する危険性を指摘した (Uddhammar [1993:258-259])。

同様の指摘がレミスにおいてもなされた。関係団体は、税平衡交付金制度を創設することに対して肯定的であったが、高税率自治体向けの交付金に対しては批判の矛先を向けた。例えば、自治体行政の非効率性や失政ゆえに高税率を課す自治体にまで交付金を給付する可能性や、正当化できない自治体活動の増大を引き起こす可能性、自治体の放漫財政に対する歯止めが利かない可能性が指摘された。

税平衡交付金制度は「課税力」と「税率」で決定される。税率要因は自治体の税率が一定水準（税率区分）を超えたときに適用される。この基準をめぐって、委員会内の議論は 2 つに分かれていた。委員の多数派は基準税率を一定水準に固定することに反対し、その代わりに全国の平均税率の変化に基準税率を連動させることを提案した。レミスにおいて高等行政裁判所、行政管理庁、いくつかのレーン府がこの方式を支持した (SOU [1972:33])。しかし、平均税率を使用することは、他の自治体の政策や経済状況が別の自治体に影響を

---

が特定補助金であった (Finansdepartementet [1983])。93 年 96 年改革による財政調整制度が「本格的」と形容される一因として、無数の特定補助金の一般財源化があった。

<sup>67</sup> ランスタイングに対しては、95%の最低保障水準が設定された。

及ぼす可能性があるとして、自治体関係団体<sup>68</sup>が指摘をした。そのため、高税率自治体に対する交付金の追跡調査を実行することも同時に決定されたのである（Eklund [1965:264]）。

批判もなされたが同制度はスウェーデンに導入されることとなった。しかし、過度の税率上昇をもたらす可能性を内包する同制度の問題は、1972年に提出された税平衡交付金改革に関する政府報告書において再度指摘されることとなった。

同報告書の結論は、1965年の議会において示された自治体連合の懸念が的中したことを示していた。まず、交付金導入後も高税率自治体が多く存在していることが指摘され、次に、この制度のもとで高い課税力を持つ自治体や高水準のサービスを提供する自治体に対して交付金が多く交付されている事実が指摘された。すなわち、税平衡交付金制度が期待していた通りに機能していなかったのである。その理由として委員会は、自治体が比較的自由に操作できる税率を交付基準として税平衡交付金制度に組み込んである点を挙げた。このような理由を掲げて、同報告書は高税率自治体向け交付金を廃止することを提案した（SOU [1972:141-143]）。高税率自治体向けの税平衡交付金は1974年に廃止された。税平衡交付金制度の改善策として、課税力区分をコミューン<sup>69</sup>で6区分、ランスタイピングで5区分に増加させ、コミューンにおける最低保障レベルを95%に引き上げる措置を実施した。その結果、税平衡交付金に対する中央政府支出は増加することとなったのである（伊集 [2006:224]）。

若年層割合で自治体の財政需要を捕捉する試みは挫折し、さらに税率によって自治体の全財政需要を勘案する試みも限界を示すことで崩壊した。したがって、自治体の課税力と基準値との差額部分を補填する枠組みが残ることとなったのである。70年代から80年にかけて、税平衡交付金制度の改正は、課税力区分と保障水準の精緻化によるものであった。つまり、自治体間の経費の差を考慮する枠組みは、課税力区分としてのみ制度化されることとなったのである。

その後、1980年、1986年の改正によって、地方政府の財政需要を考慮する算定式が導入されることとなった。さらに、93年改革<sup>70</sup>によって自治体の社会構造、年齢構造、人口密度、気候条件による構造的費用を平準化する制度が導入されることとなった。1958年税平衡化委員会が導入しようとするも挫折した自治体の財政需要を捕捉する枠組みが、本格的に制度化されることとなったのである。

以上の制度の変遷と1958年税平衡化委員会で行われた議論の関係を整理し、スウェーデンに導入された財政調整制度の歴史的意義について考察したい。1958年地方税委員会内の資料において、一般国庫補助金委員会と税平衡化委員会との認識の異同が指摘されている<sup>71</sup>。

<sup>68</sup> スウェーデン地方コミューン連合、スウェーデン市連合、スウェーデンランスタイピング連合、いくつかのレーン府が指摘していた。

<sup>69</sup> 1971年から、スウェーデンの「市」、「町」、「地方コミューン」といった基礎自治体は「コミューン」という単位で統一された。

<sup>70</sup> 同制度の詳細と歴史的意義については、伊集 [2006]と室田 [2003]を参照せよ。

<sup>71</sup> RA1996,vol5,PM.nr.74,Skatteutjämnande åtgärder. Mål och medel,p.7.

その資料によると、財政的には各自治体を 1 つの単位と見なし、国と地方の間に担当すべき事務配分のあり方を原則的に決めることができない点について、2 つの委員会は同一の立場にあると指摘されていた。なぜならば、国固有の事務が存在するのならば、地方自治体が担当する当該事務に特定補助金を交付すればよいからである。しかし、そのような区分が存在しないならば、特定補助金を一般補助金よりも優先する理由は存在しなくなる。したがって、政府間の事務配分を先に固定するのではなく、まず社会的に必要とされる事務が存在すると考える立場をとれば、その負担の政府間配分のあり方を調整するために一般補助金による地方政府への支援が求められるのである。

両委員会の相違点については、一般国庫補助金委員会が特定補助金整理による一般補助金の構想を抱いていたのに対して、税平衡化委員会は税平衡化問題を解決することを主な目標としていた。税平衡化委員会は、税平衡交付金制度を創設することで、将来の国庫補助金の簡素化が可能になると考えていた。一般国庫補助金委員会とは異なり、税平衡化委員会は特定補助金の簡素化については将来の課題であると考えていたのである。1958 年税平衡化委員会は、政府間の負担配分の抜本的な再編成に着手することはなかった。ここに、税平衡化委員会が無数の指標を用いて自治体の財政需要を算定する仕組みを構築しなかった遠因を見いだせると考えられる。実際、高税率自治体向け交付金の廃止後、特定補助金の簡素化と税平衡交付金制度への財政需要算定方式の導入が同時に実施されている<sup>72</sup>。

以上の歴史的経緯を経て、課税力調整を基礎とする税平衡交付金が導入された。そこには、若年層割合を用いた指標では排除される過疎自治体を税平衡交付金制度に包摂する狙いがあったといえる。なぜならば、当時の自治体数は 1000 程度であり、未だ無数の過疎自治体が存在していたからである。実際、委員会は 1962 年から 1972 年の第 2 次自治体合併<sup>73</sup>によって生まれる広域的な自治体に合わせて、税平衡化制度を構築する必要があることを指摘していた<sup>74</sup>。すなわち、この時点では自治体の財政需要を単一の人口指標で捕捉するよりも、なるべく過疎の自治体を排除しない「税率」基準を税平衡交付金制度に盛り込まれることが志向されたと考えられる。しかしながら、第 2 次自治体合併が終了し自治体数が 278 にまで減少した 1974 年以降においても、自治体間の課税力格差が存在していた。より強力な課税力平準化を実施するために、80 年代中頃に自治体の財政需要算定を税平衡交付金制度に組み込む試みが行われることになったのである (SOU [1985:15])。

#### 4 おわりに<sup>75</sup>

---

<sup>72</sup> 1980 年の改正では、各種特定補助金の廃止、税平衡交付金制度への統合が実施された。その際、税平衡交付金制度によって保障される課税力の水準が、自治体の年齢指標によって増減する制度改正が行われた。また、1993 年には特定補助金の約 85%を一般財源化する改革が実施された (伊集 [2006:230])。

<sup>73</sup> 1962 年の議会において、第 2 次自治体合併が実施されることが決定し、1972 年までに全ての自治体を人口 8000 人超にすることが目標にされていた。

<sup>74</sup> RA1996,vol5,PM.nr.84,Skatteutjämningsystemets utformning,pp.17-18.

<sup>75</sup> 本稿では制度を考案した委員会内部の論理展開に注目した。その際、特定補助金をめぐる各

本稿では、20世紀初頭の補助金論議から税平衡交付金制度の導入過程までを取り上げ、スウェーデンにおける財政調整制度の生成過程をみてきた。66年の税平衡交付金実施までのスウェーデンにおける財政調整制度の導入構想は、基本的に地方比例所得税率の適正化が目的とされてきた。その背景には、教育・福祉関係費を賄う弾力的な地方比例所得税による自治体間の税負担格差があった。ほぼ単一の地方比例所得税を効率的に運用させるために、自治体の課税力調整を基礎とした税平衡交付金が制度化されたのである。

スウェーデンの地方税財政の評価するにあたって、1862年に地方自治体に課税自主権などの権限が付与された地方自治の伝統と戦後の地方自治体合併の重要性が指摘されてきた(Rose and Ståhlberg [2005])。19世紀からの地方政府の権限を踏まえた上で、Sellers and Lidström [2007]はスウェーデンの普遍主義的平等主義的な社会民主主義的福祉国家は、戦前から地方政府に権限と財源を十分に与えたという政府間関係が重要であったと指摘した(Sellers and Lidström [2007:625])。スウェーデンの普遍主義的福祉を支える財源基盤は、地方財政にあることが指摘されてきたのである<sup>76</sup>。

しかしながら、スウェーデンにおいて地方政府の税財政制度は、19世紀の地方税規則と1928年の地方比例所得税制度化、第1次自治体合併によってのみ定着したのではなかった<sup>77</sup>。戦後の地方政府は、税率決定権を付与された地方比例所得税を財源として対人社会サービスを供給していった。しかし、多くの地方自治体は課税力が貧弱なこともあり、高税率を課さざるを得なかった。

そこで、第2次自治体合併が進行する最中、自治体合併のみでは救済しきれない自治体を包摂する制度が求められた。それこそが中央政府による財政調整制度であった。80年から90年代に相次いで実施された改革によって、スウェーデンの財政調整制度は自治体の財政需要を勘案しながら、自治体の課税力を一定水準まで保障する制度になった。この制度設計は、1958年税平衡化委員会の構想の延長線上にある考えることができる。

様々な権限を持つ大きな地方政府は、課税対象の偏在、公共サービス費用の地域間の差異、課税対象の移動性といった問題に直面する。以上の問題を前提とした上で、地域住民に標準的なサービスを保障するには財政調整制度のように地方政府の課税力を保障する制度が必要になる(Söderström [1998]; 持田 [2004])。税平衡交付金制度によって、地方政府間

---

委員会の議論、事務配分をめぐる戦前からの議論にはほとんど触れることができなかった。また、税平衡交付金に財政需要算定要素が導入される80年改正を検討することで、66年改正の位置づけがより鮮明になると考えられる。以上の問題点は筆者の今後の課題としたい

<sup>76</sup> 現代のOECD各国が供給する現物給付支出に与える地方政府の課税能力と財源基盤の重要性については、古市 [2010b]を参照せよ。

<sup>77</sup> Sellers and Lidström [2007]は、「地方政府の能力」と「上位政府からの監督」の指標によって、現代の福祉国家と地方政府の関係を類型化している。後者の指標には、地方収入に占める税収割合が含まれている。そのため、Sellers and Lidström [2007]において政府間財政関係の視点が欠けているわけではない。本稿では、スウェーデンの「地方政府の能力」の一部である税率決定権付きの地方比例所得税が、戦後においても税率格差の問題を起こしていたことを指摘した。Sellers and Lidström [2007]の議論の評価と日本への適用可能性については、北山 [2011]が詳細な議論を行っている。

の税率と公共サービス格差の問題は解決されたわけではなく、同制度は数度の改正を経ることになる。その過程において、自治体の個別の財政需要を捕捉することで全自治体を財政調整制度に包摂化する狙いは息絶えることはなかった。地方自治を尊重しながらも居住地に関係なく住民に標準的サービスを保障する普遍主義<sup>78</sup>を財源面で支える枠組みとして、税平衡交付金制度が制度化されたのである。

## 資料および参考文献

### 未公刊資料

Riksarkivet

Kommunalskatteberedningen.nr 975

Allmänna statsbidragsutredningen.nr 1479

Skatteutjämningskommittén 1958.nr 1996

### 参考文献

Andersson, Leif [1965] “Skatteutjämning och kommunindelning” *Författningsfrågan och det kommunala sambandet : betänkande* SOU1965:54,pp.383-399.

Eklund, Per [1965] “Det kommunala skatteutjämningsproblemet”. *Svensk Skattetidning*,Årgång32,pp.254-269.

Finansdepartementet [1983] Generellt statsbidrag till kommuner — modellskisser.Finansdepartementet ,Ds Fi 1983:26.

Gustafsson, Agne [1999] *Kommunal självstyrelse* SNS Förlag.

Rose, Lawrence E., and Krister Ståhlberg [2005] “The Nordic Countries: Still the ‘Promised Land?’” In *Local Governance*, ed. Bas Denters and Lawrence Rose. Houndsmills, Basingstroke, UK:Palgrave Macmillan.

Sellers, Jeffrey M., & Anders Lidström [2007] “Decentralization, Local Government, and the Welfare state,”*Governance*,vol.20,no.4.

Statens Offentliga Utredningar [1933] *Skatteutjämningsberedningen.3*,Principbetänkande med förslag till skatteutjämnande åtgärder genom överflyttning till staten eller till större kommunala utdebiteringsområden av kostnader för kommunala förvaltningsuppgifter,SOU1933,4.

—— [1943] *Betänkande med förslag till omläggning av den kommunala beskattningen m.m. D. 3*, Den kommunala skatteutjämnningen,SOU1943:43.

—— [1952] *Principbetänkande angående driftbidrag till primärkommuner betänkande*,SOU 1952:44.

---

<sup>78</sup> 北欧を分析対象とした研究において、地方分権と普遍主義の関係を問う議論が行われている (Trydegård and Thorslund [2010])。

- [1964] *Kommunal skatteutjämning : betänkande av 1958 års skatteutjämningskommitté*,SOU 1964:19.
- [1972] *Reformerad skatteutjämning : betänkande avgivet skatteutjämningsrevisionen*, SOU1972:44.
- [1985] *Skatteutjämningsystemet*,SOU 1985:61.
- Söderström, Lars. [1998] “Fiscal Federalism:The Nordic Way”, in Rattsø, J. (ed.), *Fiscal Federalism and State-Local Finance:the Scandinavian Perspective*, Edward Elgar.
- Trydegård, G.-B. and Thorslund, M. [2010] “One Uniform Welfare State or a Multitude of Welfare Municipalities? The Evolution of Local Variation in Swedish Elder Care,” *Social Policy & Administration*(44),pp. 495–511.
- Oulasvirta, Lasse [1991] *Statsbidragspolitik i Norden : en jämförande undersökning om Finlands, Sveriges, Norges och Danmarks statsbidragssystem och stat-kommun-relationer*. Stockholm:IKE, University of Stockholm.
- Uddhammar, Emil [1993] *Partierna och den stora staten. En analys av Statsteorier och svensk politik under 1900-talet*, Stockholm:City University Press.
- 伊集守直 [2006]「スウェーデンにおける政府間財政関係:地方分権と財政調整制度」『地方財政』第 45 巻第 5 号。
- 井手英策・高端正幸 [2005]「スウェーデンにみる財政危機下の地方財政と財政調整制度改革」『地方財政』第 44 巻第 11 号。
- 北山俊哉 [2011]『福祉国家の制度発展と地方政府 国民健康保険の政治学』有斐閣。
- 社会保障研究所編 [1987]「スウェーデンの社会保障」東京大学出版会。
- 藤岡純一 [2001]「スウェーデンの財政」有斐閣。
- 古市将人 [2010a]「地方累進税の国税への統廃合にみる戦間期スウェーデンの税平衡化問題」日本地方財政学会編『地方制度の改革と財政問題』, 勁草書房。
- [2010b] 「現物給付供給に地方政府の課税能力と租税構造が与える影響について—OECD18 カ国のパネルデータを用いた実証分析」, 『季刊社会保障研究』第 46 巻第 3 号。
- 宮本太郎 [1999]「福祉国家という戦略 スウェーデンモデルの政治経済学」. 法律文化社。
- 室田哲男 [2003]「スウェーデンの財政調整制度」神野直彦・池上岳彦編著『地方交付税 何が問題か』, 東洋経済新報社。
- 持田信樹 [2004]『地方分権の財政学—原点からの再構築』東京大学出版会。
- 山内健生 [1998]「海外の地方税財政事情 スウェーデンにおける地方財政制度の改革について」『地方財政』第 37 巻第 4 号。

## 1. 地方政府の役割と財政調整制度の正当化論

### ○地方政府の役割に関する2つの立場<sup>1</sup>

1. **伝統的な財政連邦主義**：資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能といった3つの機能のうち、地方公共財を供給する機能（資源配分機能）を地方政府に、残りの2つは中央政府に配分。

✓ 住民は、自身の選好と一致する税負担と政府サービス（地方公共財）を提供する自治体に移住する

✓ 以上の Tiebout-Oates の世界では、政府間財政移転の役割は限定的。

→ 公共部門が供給する財・サービスの区別あまり注目していない (Borge [2011])。

2. **地方政府の役割が大きい場合**：公共サービスの分権化は住民へのサービス供給の効率性を増す (情報の優位性、説明責任、エージェンシーコストの低下など)

✓ 教育、福祉といった対人社会サービスを担当しているのは地方政府。

✓ 以上の財の供給は公平に行う必要がある。

→ 政府間財政移転の活用が求められる。

### ○財政調整制度の正当化論<sup>2</sup>

#### 1. 財源保障と財政調整機能<sup>3</sup>

✓ **財源保障機能**：「地方公共サービスについて標準的な水準を確保するため」

✓ **財政力格差是正機能**「地域間で経済力、自然条件及び歴史的・社会的事情が異なることに」対処するため。

#### 2. 地域間格差の是正（公平の確保）

✓ 居住地に関係なく、同質の個人が公共サービスから得られる純便益（便益－租税）は、等しくなければならない（均等者均等待遇。水平的公平性の議論）

✓ 地方政府が、教育、福祉、医療などを担当するようになると、財政調整制度は大規模なものになる。

#### 3. 公共サービスの最低水準の保証（ナショナル・ミニマム（スタンダード）の確保）

✓ 福祉などの社会的に重要なサービス（価値材）については、標準的なサービス水準が求められる→これらのサービスが分権的に供給されているのならば、財源保障機能を保持し政府間財政移転が要請される。

✓ 「各州の住民がある最低水準の公共サービスを受用できるように取りはからうことは連邦の義務である」 (Musgrave [1959=1961:276])。

✓ 「初等教育のような特殊の社会的欲求はすべての州において十分満たされるという各住民に対する連邦の保証」 (Musgrave [1959=1961:276-277])。

#### 4. 外部性の内部化

<sup>1</sup> Boadway [2006:357-358]

<sup>2</sup> この箇所の整理は Boadway [2006]、Borge [2011]、佐藤 [2011]、持田 [2006] に依拠している。

<sup>3</sup> 引用部分は池上 [2006:249] に依拠している。

✓ 公共サービスによる地域間スピルオーバーを内部化することで、地方財政制度の効率性改善→地方自治体への財政移転が正当化可能（特に、特定補助金）

## 5. 保険機能（地域間のリスクシェアリング）

✓ 経済変動が地域間である程度独立しているとき、政府間財政移転によって地域間の収入を平準化することができる。

## 6. ヨーロッパ地方自治憲章<sup>4</sup>

ヨーロッパ地方自治憲章 第9条 [地方自治体の財源]

5. 財政的に弱い地方自治体の保護は、潜在的財源の不均一な分布およびこれら地方自治体が担わなければならない財政負担の影響を是正するよう工夫された、制度的な財政均衡化の手段であるいはこれと同等の手法を必要とする。これらの手続きないし手法は、地方自治体がその権限の範囲内において行使しうる決定権を制約してはならない。

6. 地方自治体は、再分配される財源の割り当て方式に関して、適切な方法で意見を述べる機会を有する。

7. 地方自治体に対する補助金は、可能な限り、特定の事業に用途を限定してはならない。補助金の交付は、地方自治体がその権限の範囲内で政策決定権を行使する基本的な自由を奪ってはならない。

## ○財政調整制度の類型<sup>5</sup>

表 1

	垂直的財政調整		水平的財政調整
	ルール <sup>(1)</sup>	予算措置	
財政力ベース型	カナダ		垂直・水平混合制度
需要・財政力混合ベース型	オーストラリア 日本	イギリス 中国 アメリカ <sup>(2)</sup>	スウェーデン <sup>(6)</sup> スウェーデン <sup>(3)</sup> スイス <sup>(5)</sup>
需要ベース型			ドイツ <sup>(4)</sup> デンマーク ドイツ <sup>(4)</sup>

(注1) 国税の一定割合等

(注2) 歳入分与制度 (1972~85年)

(注3) 2005年1月1日以降

(注4) 州間財政調整。実質的には財政力ベースだが、形式上、需要と収入を比較

(注5) 2004年11月国民投票、2008年1月実施。

(注6) 1993年以前

出所：持田 [2006:6] に加筆

## 2. スウェーデンの政府間関係の特徴

✓ 19世紀に地方自治体に課税自主権が付与された地方自治の伝統と戦後の地方自治

<sup>4</sup> 以下のヨーロッパ地方自治憲章の翻訳は、岡田・池田 [2009] より引用した。

<sup>5</sup> この箇所は、池上 [2003]、持田 [2006] に依拠している。

体合併 [藤岡 [2001]]。

- ✓ 1862年に地方自治規則が制定。地方自治体に課税自主権が付与。同年、広域自治体であるランスタイングが設けられ、保健・医療を担当し、基礎教育、高等学校教育、高齢者ケア、育児ケアなどの事務が、都市部の自治体や農村自治体に配分
- ✓ スウェーデンの普遍的な社会民主主義的福祉国家は、戦前から地方自治に権限と財源を十分に与えたという政府間関係が重要であった (Sellers & Lidström [2007:625])

「協調的分権」モデル<sup>6</sup>：地方団体間の税負担を平準化する補助金・財政調整制度と地方が税率決定権を有する地方比例所得税の組み合わせによって、豊かな福祉供給を可能にする枠組み

- ✓ 大きな地方政府は、課税対象の偏在、公共サービス費用の地域間の差異、課税対象の移動性といった問題に直面。
- ✓ 地域住民に標準的なサービスを保障するには財政調整制度のように地方政府の課税力を保障する制度が必要になる。

### 3. スウェーデンにおける補助金正当化の論理

#### スウェーデンにおける財政調整制度

1993年・96年の改革によって本格化した財政調整制度。

基本特徴：「課税力調整」型＋ノーズ・コスト考慮。一人当たり課税所得＝「課税力」

#### 3.1. 20世紀初頭から戦後にかけての補助金正当化論

課税対象の偏在→自治体間の税率格差

- ✓ 1917年 税平準化補助金制度導入：高税率自治体向けの補助金。  
補助金正当化の論理：国に義務付けられた事務が、自治体経費増大をもたらしている。  
→中央政府から地方政府への補助金正当化 ※高税率を是正するための補助金

#### ○1936年地方税委員会

補助金給付の目的：地方自治体の税率を公正・合理的なものにする。

- 地方の税率を全国一律にする必要はない。標準以上のサービスを提供する自治体が平均よりも高税率を課すことは妥当。交付基準：課税力
- 理由：財政需要の地域差よりも課税対象の地域差が税負担格差の要因として重要
- 背景：20世紀初頭より課税対象の偏在性が税率格差の要因と考えられてきた。

(一般補助金は制度化されず)

#### ○一般国庫補助金委員会 (1952年)

- ✓ 理論的な水準で、国と地方の事務に境界線を引くことは不可能
- ✓ 補助金を交付するには特定の事務のみならずあらゆる自治体活動を考慮すべき
- ※ 国に義務付けられた事務に対して財源保障するのは正当化可能。また、義務づけられていない事務は、財源保障の対象外には必ずしもならない。

<sup>6</sup> 持田 [2004:62]

※ どの経費が自治体負担を高めているのか判断するのは困難。

#### 補助金交付正当化の3つの理由

1. 税技術上の理由、2. 税率平準化の必要性、3. 自治体の経費を誘導
- 1の理由：国税累進税で税収を集め、国庫から地方自治体に補助金を給付 (国税累進税による地方比例所得税の補充)。→1と2の理由から一般補助金正当化

#### ・一般補助金に求められた原則 (一般国庫補助金委員会)

1. 一定の総額を自治体の一人当たり課税所得と経費要因に基づいて分配
2. 経費要因＝個別自治体の財政需要を考慮して、補助金額を調整する仕組み
3. 原則として、経費要因は自治体では操作できない指標でなければならない

結果：特定補助金の簡素化だけが実施。

#### 3.2. 1966年税平準化交付金制度 (財政調整制度創設)

背景：戦後の地方政府は、税率決定権を付与された地方比例所得税を財源として、対人社会サービスを供給していた。多くの地方自治体は課税力が貧弱なこともあり、高税率を課さざるを得なかった。

方針1：税率負担を引き起こす要因の中でも、自治体の関与を受けない客観的な指標を交付基準として採用する。

方針2：地方比例所得税を公正に機能させるために平均的な課税力を保障

#### 自治体の財政需要を考慮する試み

- ✓ 前提：抜本的な特定補助金の一般財源化は実施しない (政府間負担配分はなるべく変えない)。
- ✓ 課税力調整だけではなく、自治体の財政需要を勘案する必要がある (若年層割合が有力)。ただし、単一もしくは少数の指標を用いるのが望ましい。
- ✓ 委員会内の推計結果→若年層を考慮する方式では税率平準化の効果が弱い。
- ✓ 財政需要を算定する方式は「回り道」。直接高税率を削減する制度について調査すべきという意見が台頭
- ✓ 税率決定権を持つスウェーデンにおいて「税率」とは、自治体の財政需要全体を表す単一の指標と解釈可能であった (委員会内では)。
- 課税力調整＋高税率自治体向け交付金が制度化＝税平準化交付金制度。
- ・地域別に課税力の保障水準を設定することで、地域間のコスト差を考慮 (平均課税力の90%、110%、125%)

※ 国庫補助金の大半は特定補助金だった。委員会は、税平準化交付金制度を作ることが、将来の特定補助金整理化につながるなどの見通しを立てていた。

※ 単一または少数の指標による財政需要捕捉の限界。

・「税率」の妥当性への疑義 (①) と特定補助金の簡素化 (②) が進めば、税平準化交付金制度に財政需要算定を組み込む障害はなくなる。

### 3.3. 1966年以降の財政調整制度の変遷

- ✓ 1974年、高税率自治体に対する税平衡交付金は廃止 (①)
- ✓ 1976年地方経済委員会が、税平衡交付金制度の改正を提案。
  - 1980年税平衡交付金制度改正
  - 特定補助金の整理 (②) + 財政需要を考慮する仕組みが導入。
  - 80年代の特定補助金の評価: 豊かなコミュニティが多額の特定補助金を受け取っており、支出誘導効果とサービス標準化効果が働いているかは疑問 (特定補助金の「マタイ効果」) → 特定補助金の整理と一般財源化が求められる。

#### 小括

- ✓ 税負担格差の要因の探求、自治体の経済力の指標、指標の客観性、単一の地方比例所得税→課税力調整を基礎とする財政調整制度がスウェーデンに導入
- ✓ 課税力調整中心の制度が志向されてきたが、自治体の財政需要への関心がなかったわけではない→課税力調整のみでは不十分であると認識されてきた。
- ✓ 弾力的な地方比例所得税を機能させるためには、財政調整制度が不可欠。
- ✓ 特定補助金の整理統合とともに無数の指標で財政需要を考慮する仕組みが導入されていく歴史を、スウェーデンは辿っていくことになる。

#### 参考文献

- スウェーデン政府報告書 (SOU) :SOU 1943:43, SOU 1952:44, SOU 1964:19, SOU 1965:54, SOU 1972:44, SOU 1985:61,
- Boadway, R. [2006] "Intergovernmental redistributive transfers: efficiency and equity," in Ehtisham Ahmad and Grigio Brosio (eds) *Handbook of Fiscal Federalism*, Cheltenham, UK and Northampton, US:Edward Elgar,pp.355-380
- Borge, L.-E.[2011]"Local equalization grants: Purpose, efficiency effects, and design,"in IEB's World Report on Fiscal Federalism '10, Institut d'Economia de Barcelona (IEB), Universitat de Barcelona,pp.34-40
- Musgrave, R. A. [1959] *The Theory of Public Finance: a Study in Public Economy*, McGraw-Hill. (大阪大学財政研究会訳『財政理論—公共経済の研究』有斐閣, 1961-1962年)。
- Sellers, J.M., & Lidström, A [2007] "Decentralization, Local Government, and the Welfare state,"*Governance*,vol.20,no.4.
- 伊集守直 [2006]「スウェーデンにおける政府間財政関係:地方分権と財政調整制度」『地方財政』第45巻第5号。
- 池上岳彦 [2003]「財政調整の理論と制度」神野直彦・池上岳彦編『地方交付税何が問題か 財政調整制度の歴史と国際比較』東洋経済新報社。

7. マタイ19章12「持っている者には、与えられて、ますます多くなり、持っていない者からは、その持っているものも取り去られる、ということだ」。社会学者マートンによって命名された科学生者の名声と業績に関する議論が、マタイ効果である。

- 池上岳彦 [2006]「財政調整の理論と制度をめぐって」立教経済学研究,60(1)。
- 岡田彰・池田泰久 [2009]『資料から読む地方自治』法政大学出版社。
- 佐藤主光 [2011]『地方税改革の経済学』日本経済新聞出版社。
- 藤岡純一 [2001]『スウェーデンの財政』
- 持田信樹 [2004]『地方分権の財政学—原点からの再構築』東京大学出版会。
- 持田信樹 [2006]「なぜ財政調整制度の改革なのか」持田信樹編『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会。

#### 資料

ヨーロッパ地方自治憲章<sup>8</sup> ヨーロッパ地方自治憲章 第9条 [地方自治体の財源]

- 1.地方自治体は、国の経済政策の範囲内において、十分な自主財源を付与され、その権限の範囲内において、その収入を自由に用いることができる。
- 2.地方自治体の財源は、憲法および法律により付与された権限に應ずるものとする。
- 3.地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、地方自治体が率を決定する権限を有する税ないし料金から得るものとする。
- 4.地方自治体利用しうる財源の基礎となる財政体系は、地方自治体はその任務の遂行に要する費用の現実的変動に実際に可能な限り対応しうる、十分に多様かつ弾力的なものでなければならぬ。
- 8.資本投資のための借入を目的として、地方自治体は、法律の範囲内において、区の資本市場に参入することができる。

8 以下のヨーロッパ地方自治憲章の翻訳は、岡田・池田 [2009]より引用した。

表 2 スウェーデンの主な補助金改正に関する年表

1900	地方税委員会報告書提出
1902	国税改革。国税に累進税導入。
1910	国税改革。現代的な国税法が制定。
1917	高税率自治体に対する税平準化補助金。 教育・救済・社会費用が一定水準を超え、総税率が10%を超える場合、
1920	地方比例所得税と地方累進税を含む地方税法提案 その後地方累進税の25%を税平準化補助金財源に充てる措置が暫定的に導入。
1928	地方税法制定。地方累進税の内税平準化補助金財源部分が国税として分離(平準化税)
1938	地方累進税・平準化税が国税累進税に統合。
1943	地方税委員会報告書提出(税平準化問題に関する報告書) 課税力を交付基準とした一般補助金を考案、制度化はされなかった。
1951	税軽減補助金導入
1952	一般国庫補助金委員会報告書提出 課税力と自治体の標準的経費を組み合わせた一般補助金の算定式を提示。
1957	地方税型除水車を国税と同水準にまで引き上げる措置導入。 この措置に伴う地方税減収を補填する補助金が導入
1965	税軽減補助金・地方税減収補填措置失効
1966	すべての地方政府部門に対する税平準化交付金制度導入。 課税力不足に対する交付金・高税率コミュニティに対する交付金・特別税平準化交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974	高税率コミュニティに対する税平準化交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミュニティ)、5区分(ランズティンク)に増加。
1986	税平準化交付金制度(一般税平準化負担金、特別税平準化負担金)の導入。 特別税平準化負担金は課税力の高いコミュニティが累進的に負担(「ロビンフッド税」)
1989	課税力区分が95区分に増加、100～157%までの基礎保障の割り当て。
1993	コミュニティにおける税平準化交付金制度の廃止および国庫交付金制度の導入。 新制度は、収入の平準化、構造的差異の平準化、人口減少に対する追加措置の3要素。 特定補助金の大幅な一般財源化
1996	税平準化交付金制度における水平的財政調整の導入。 住民一人当たり定額の包括交付金の導入

出所:伊集 [2006:223]による1966年以降の記述に筆者が加筆して作成。

## 財政調整制度の諸論点——特に水平と垂直をめぐって

2012.10.10 井手英策

### 財政調整の定義

ポーピッツ「単一国家もしくは国家連合内に存在する地域団体間の財政的関係の内容に関する事実およびこれに関する諸規則の総体である。」

⇒ このような「関係」は第一に「政治的な性格」のもの…「ひとつの国民経済全体のなかに包含されている多数の地域団体の財政需要を、財政経済上の資金をもって充足する場合には、一方でこれらの地域団体のすべてが給付能力やそのために要する費用の点で損失を招かぬようにしながら、他方で個別経済がそのために被害を被らぬようにすることは著しく困難である。」

財政調整の政治性を踏まえようとして、なお、その原則論を問うていくと…

1. 宮島洋「財政調整のあり方」『都市問題』68巻9号、1977年
  - 1) 中央政府から地方政府への財源再分配である垂直的調整
  - 2) 地方政府から中央政府への財源再分配である垂直的逆調整
  - 3) 地方政府相互間の直接的財源再分配である水平的調整
- ⇒ 中央政府を経由するか否かは、地方の財政運営権限へのコントロールが左右される点で重要
2. ツインマーマン=ヘンケ『現代財政学』2000年
  - 1) 垂直的調整：各公共団体のレベルに任務、支出、収入を割り当てること
  - 2) 水平的調整：同一レベルの公共団体間での財政力の調整
- ⇒ 財政調整とは「財政を対象とする財政」「メタ財政」にほかならない…「ある種の恣意性が伴うことの不可避性、公共団体相互間の受益と負担をめぐる格闘と規範の循環」(伊東弘文「水平的財政調整システムの誕生」『現代経済システム展望』1997年)
3. いくつかの論点
  1. 現実には「水平的機能を有する垂直的調整」、つまり中央政府が実施する財政調整がある。佐藤進『現代西ドイツ財政論』1983年)、ツインマーマン=ヘンケの整理によれば、この調整は「水平的調整」に分類される。したがって、1) 水平的調整の本質は国を介さないことよりも、むしろ財源保障や再分配にあり、2) その過程に中央政府が介するかどうかがひとつのメルクマールとなり、3) いわゆる自治体間調整は「狭義の水平的調整」と定義されうること、が明らかになる。
  2. 以上の点は宮島も同意：「「財政力」を問題とする場合、収入の大小ではなく、収入と支出とが一致しないことに問題の本質がある…「西ドイツの邦間の水平的財政調整制度では財政収入

の均等化を図ることに主たる目的がおかれており、財源保障機能という点から見ると不満足なものである。したがって、ここでいう水平的財政調整の適格なモデルとはいえない。」

3. 水平的調整が必要とされる前提は垂直的調整の不十分さ…垂直的調整は「財政上の自治の問題」であり、これとの関連で、地方は財源保障を要求する権利を持つ(再述)。

### ヨーロッパ地方自治憲章——“Local Finance in Europe.” Council of Europe, 1997をもとに

ヨーロッパ地方自治憲章 第9条5項

「財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。」

(※ ただし、留保国の数でいうと、この5項は、全体で二番目に多い。)

- 1) 水平的な財政不均衡が生じる理由：一人あたりの財政ニーズが大きい、行政コストが高い、一人当たり課税ベースが小さい、これらの地域は過重な負担が生じる…ここでも、収入と支出の差が問題。
- 2) 水平的な調整：負担者となる自治体があらわられるため、自発的にこれが設けられることはない。中央政府によって創設されることは有りうるが、その場合も、スウェーデンやデンマークのように垂直的な財政不均衡が小さい国に限られる⇨垂直的な調整が不十分な国ぐに
- 3) 中央政府による一般補助金の提供：豊かな団体に少なく、そうでない団体に多くという配分。

垂直的不均衡、水平的不均衡の双方を是正⇒ようするに「水平的機能を有する垂直的調整」

### 垂直的調整と水平的調整の関係

※ 参考：世界地方自治憲章草案 第9条5項

「脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的(国と地方自治体間)、水平的(地方自治体間)又はその両方であると問わず、特に財政調整制度により保護しなければならぬ。」

1. 財政力格差が「公平」の観点からいかなる問題を持つか？池上岳彦「財政調整の理論と制度をめぐって」『立憲経済学研究』60巻1号、2006年
- 水平的公平：経済的状況が同じものが、同じサービスを受けるために、同じ税負担を行うべき
- 垂直的公平：垂直的公平は中央政府の責務⇨所得格差が存在すると、財政力格差が生まれ同水準のサービス提供が困難に
- 「同じサービスを受けるために税率格差が生じるような財政力格差を是正することにより、水平的公平もまた同時に実現される。」
- ⇒ 垂直的調整と水平的調整はあくまでも調整の主体ないしその関係の問題。水平的調整は垂直的調整の不十分さ⇒支出超過に対する責任の問題であり、課題は「垂直的公平」にある。

## ※ ドイツを念頭に

- 1) 連邦議会の委員会に参加し、意思を表明することができる。地方自治体にかかわる法案の策定過程では、ほとんどの法案について事前にドラフトが送付され、意見を求められている。
- 2) ドイツ連邦共和国基本法では（水平的な調整も含め）財政調整が義務付けられている。

107 条第 2 項「法律（連邦参議院の同意を必要とする連邦法：邦手）は、ラントの財政力の格差が適正に調整されるよう確保しなければならず、その際、市町村（市町村連合）の財政力および財政需要を考慮しなければならない。格差の是正を求める権利を有するラントの格差是正請求権およびこれに応じる義務を有するラントの格差是正義務の成立要件ならびに調整給付額の基準は、法律で定めなければならない。連邦が、その資金から、給付能力の弱いラントに対し、その一般的財政需要を補充するための交付金（補充交付金）を与えることも法律で定めることができる。」

3) 連邦参議院による州代表の政治参加：①付加価値税の政府間配分に関して、106 条第 4 項において、付加価値税の配分割合の決定が連邦参議院の同意を必要とする旨、銘記されている。所得税や法人税の配分比率が基本法に書き込まれ、減多に変更されないのに対し、付加価値税は 2 年に 1 度くらいの割合で修正が行われる。②州間財政調整に関して、以上の規定にあるように、連邦参議院の同意が必要。

「ワイマール憲法以降のドイツ憲法においては、連邦を構成する州に対して事実上、独自課税権と租税立法権が認められていない…従って、州は州固有の立法によって税収を自ら決定する可能性をもたなかった。しかし州は例えば、少なくとも相当程度全国一律に実施が予定されているような、義務的事務においては、これがある行政水準を確保したやり方で執行しなければならなかった。以上を可能にする必要から、ドイツの財政調整制度には州相互間の財政力を調整する、洗練された諸モデルがあるのであって、これらは他の連邦国家にはないか、少なくともドイツのような洗練された形では存在しないものなのである。」(W・レンチュ『ドイツ財政調整発展史』3 ページ、1999 年)

## ちよっとした疑問

1. 先の定義から言えば、連邦補充交付金は垂直的の公平と言えるのか？ほとんどが水平的機能を持つ垂直的調整として整理されるのではないか？
2. 財源保障と財政調整の区分の問題。日本の場合、財源保障を行えば、財政調整は同時に行われるという関係。ドイツは財政調整に力点がある（＝半谷報告）。両者は論理的な関係に置かれているのではなく、制度的に支出超過を重視するか、課税力調整を重視するか、が分かれる目なのか？

## 2. いくつかの論点：中央政府の財政責任

- 1) そもそも水平的調整において富裕団体の財政負担は正当化されるのか：アリストテレスの言う「配分の正義」と「矯正の正義」の問題として捉えると、この正当化は不可能。垂直的公平、すなわち再分配の領域をなぜ国ではなく、大都市が行うのか？
- 2) 国が義務付けを行った場合の財源保障＝牽連性の問題：100%行政の分権が実現したとしても、国からの義務付けがまったくないという状況は想定できるのか。
- 3) 垂直的調整の結果として必要となる水平的調整：当初の国と地方の税財源配分において中央政府のイニシアティブが必要となる水平調整：あり得るか。あり得たとしても、国の経済政策によって、既行的な経済成長、人口の移動が生じ、そのことが財源保障の必要を生む…同一レベルの自治体に生じる財政力格差は、国が保障しなければならぬ（前掲、ツインマン＝ヘンケ）。
- 4) 生存権規定の問題：生存権規定を憲法レベルで持たないドイツとアメリカ。しかし、前者は生存の権利の上位概念として尊厳の権利を位置づけており、アメリカは世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の締約国…中央政府にあって生存保障は普遍的な理念。

⇒ 水平的調整の必要が生じる究極の理由は中央政府の財政責任と関連する。

⇒ 日本の場合、所得倍増計画や全国総合開発計画など、地域間格差を生む原動力として国の経済政策があり、さらには、交付税の場合、裏負担の財源保障としての性格が強い。

⇒ ドイツも最終的には連邦補充交付金によって財政責任を果たしている…「狭義の水平的調整のみ」ということは、論理的に考えても、経験的に考えても、あり得ない。

## 地方の関与の問題

ヨーロッパ地方自治憲章 9 条 6 項

「地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法につき、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない」

世界地方自治憲章 9 条 6 項

「垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。」

⇒ 宮島の指摘「測定方法の簡素化はまず間違いないが財政需要の測定誤差を大きくする…財政需要の正確さを維持しつつ、他方で上述したような問題（算定の精緻化が生み出す中央政府の介入：邦手）を解決するためには、結局のところ測定基準の決定における地方政府の権限と測定基準の客観性を確保する以外に方法はないであろう。」

はじめに

地方消費税を含む消費税の増税が予定されている現在、暫定措置である地方法人特別税の役割が終了することも念頭に、地方共有税制度や水平的財政調整制度の導入がしばしば議論の俎上にのせられている。また、道州制構想も再燃の兆しを見せているが、これらの制度を道州制の下における地方財政システムとして有力視する向きもある。そうした議論において必ずと言っていいほど参考として取り上げられるのが、ドイツの共同税と水平的財政調整制度である。言うまでもなく、地方制度は各国固有のものであり、ひとつとして同じものはない。他国の制度を参考にするには、その背景を踏まえ、本質から捉えなければならない。本稿では、ドイツにおける財政調整制度について、特に水平的財政調整制度を中心に、その変遷と特徴を検討することによって、参考とする際に留意すべき点を整理する。

## 1. 財政調整の概念

まず初めに、財政調整の概念について整理しておきたい。日本では、ドイツの「水平的財政調整」を取り上げることが多いが、その語句が指し示すところの意味が多様に捉えられている、あるいはドイツ財政学で使われているのとは異なった使い方がなされることが少なくないからである。

### (1) 財政調整概念の整理

ドイツでは財政調整 (*Finanzausgleich*) という概念を以下のように定義、分類している<sup>1</sup>。財政調整の目的は財政需要と課税力 (*Finanzkraft*) の均衡 (*Ausgleich*) であり、これは、任務配分、財源配分、収入再配分という 3 つの要素で構成される。

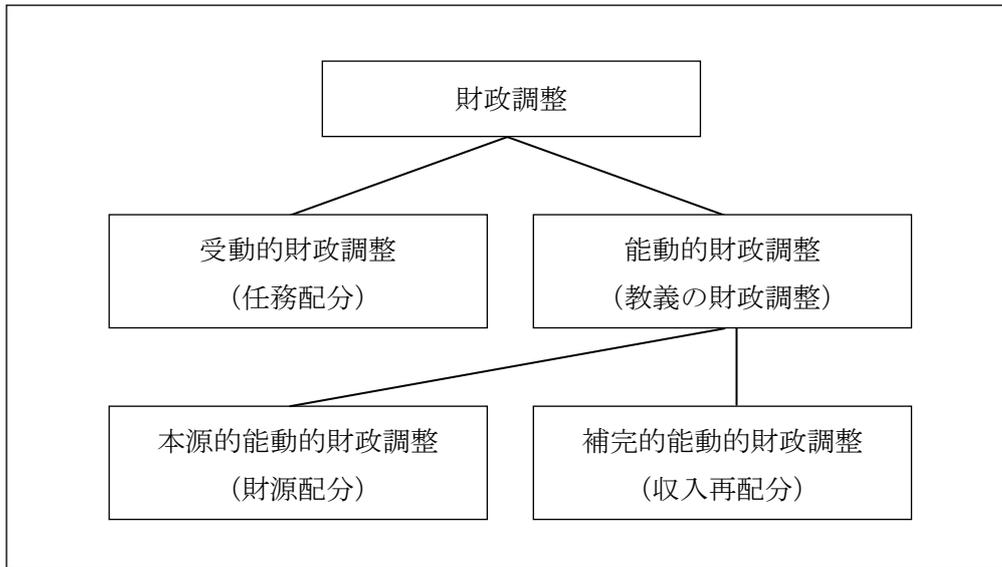
任務配分 (*Aufgabenverteilung*) とは異なる政府水準間での、すなわち、ドイツでいえば連邦、州、市町村の間での、行政執行責任とそれに伴う支出責任の割り当てのことであり、これは財政調整概念の中では受動的財政調整 (*Passiver Finanzausgleich*) に位置づけられる。

財源配分 (*Einnahmenverteilung*) は、課税権 (立法権、税務執行権、収入獲得権) のうちの収入獲得権の、異なる政府水準間での割り当てのことを指す。これは本源的能動的財政調整 (*Originärer aktiver Finanzausgleich*) とよばれる。

収入再配分 (*Umverteilung der Einnahmen*) は、異なる水準の政府間、あるいは同じ水準の政府間における、税収の移転のことであり、一般に、日本で「財政調整」という場合にはこれをさすことが多い。これは、補完的能動的財政調整 (*Ergänzender aktiver Finanzausgleich*) とよばれている。

本源的能動的財政調整と補完的能動的財政調整を包括する概念として能動的財政調整があるが、ドイツにおいて、財政調整という用語を狭義で用いる場合には、この概念をさす。これらの諸概念の関係は図表 1 のようにまとめることができる。

図表 1：ドイツにおける財政調整の概念



出所：Zimmermann, H., „Kommunalfinanzen“, Baden-Baden, 1999, 214 頁より作成。

## (2) 財政調整の機能

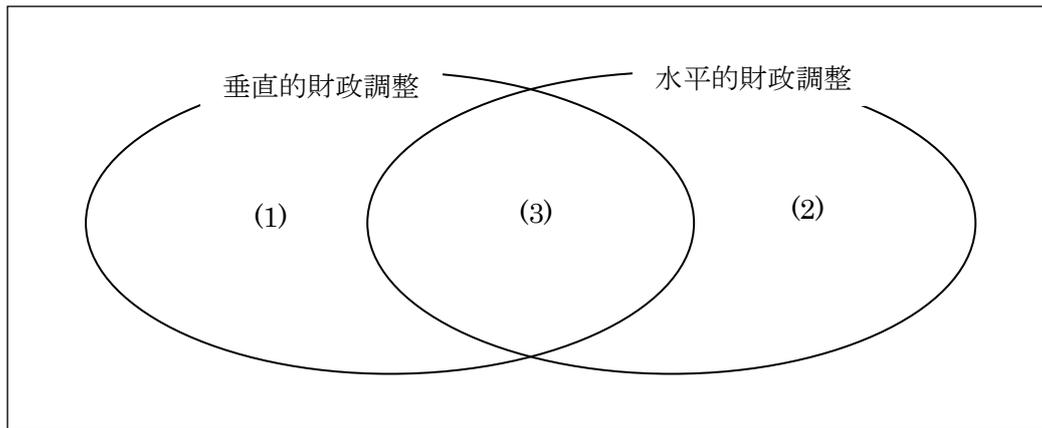
ところで、財政調整が持つ機能は、垂直的財政調整 (Vertikaler Finanzausgleich) と水平的財政調整 (Horizontaler Finanzausgleich) とに分けられる。垂直的財政調整とは、ある水準の政府総体とそれとは異なる水準の政府総体との間における財政力の関係を変えること (一方の財政力を弱めて他方の財政力を強める) ことであり、水平的財政調整とは、同じ政府水準の間で財政力の比率を変えることである。財政調整のあらゆる手法は、(1)垂直的財政調整のみを行うもの、(2)水平的財政調整のみを行うもの、(3)水平的財政調整と垂直的財政調整の双方を行うものの3つに分類される (図表2参照)。

受動的財政調整たる任務配分と本源的能動的財政調整たる財源配分は(1)の「垂直的財政調整のみを行うもの」にあたる。補完的能動的財政調整たる収入再配分は、(1)、(2)、(3)のどの形態も取り得る。

日本の制度に当てはめてみれば、地方交付税交付金の制度は、中央政府の収入を減じて地方政府総体の収入を増じるとともに、地方政府同士の財政力格差を縮小するものであるため、(3)の「水平的財政調整機能と垂直的財政調整機能の双方を行うもの」に分類される。しかし、5税から地方交付税交付金の原資に組み入れる割合を変えるとといった措置は、中央政府と地方政府総体の財源配分を変えるので(1)の「垂直的財政調整のみを行うもの」となる。また、地方法人特別税を徴収し、その全額を地方法人特別譲与税として地方自治体に交付するという制度は、中央政府の財政力と地方政府総体の財政力には変更をもたらさず、個々の地方政府間の財政力格差を縮小するものであるから、(2)の「水平的財政調整のみを行うもの」に分類されよう。

日本では、「水平的財政調整」といえば、他レベルの政府による介在なしに行われる財政調整制度、あるいは、同じレベルの政府同士で資金のやり取りをする制度をさすことが多いが、それはドイツでいう水平的財政調整という機能を果たす制度の一形態に過ぎないので、その点に留意する必要がある。

図表 2：垂直的財政調整と水平的財政調整



出所：筆者作成。

## 2. 財政調整制度の変遷

次に、ドイツの財政調整制度が現在のような体系になった背景を探るため、財政調整制度の変遷を見ていきたい。戦後の財政調整制度は、2度の大きな改革を経験している。1955年憲法改正と1969年憲法改正がそれである。以下、1949年憲法制定時の制度がどのようなものであり、2度の改革でそれがどのように変わってきたのかを概観する<sup>2</sup>。

### (1) 1949年憲法制定時の制度

第2次世界戦後に建国されたドイツ連邦共和国の憲法は<sup>3</sup>、戦勝国であるアメリカ、フランス、イギリスの影響下のもと、各州の代表者からなる議会評議会を中心に制定された。制定にあたっては、財源の豊富な州は、州により多くの財源をおく体制を指向したが、財源に乏しい州は、連邦により多くの財源をおく体制を望み、また、戦勝国は、ドイツがナチス的な集権国家を再建することを警戒し<sup>4</sup>、連邦に強い財政力や財政調整機能を持たせることに消極的であった。この為、憲法制定時の財政調整制度は、州がより多くの権限と財源を持つ制度となった。

まず受動的財政調整たる任務配分であるが、連邦法の執行は、憲法に連邦が執行する任務として特に定められたもののほかは、すべて州が執行するものとされた<sup>5</sup>。連邦が執行する行政とされているのは、外交、国境警備、船舶航行、国防、入国管理、関税、航空交通、鉄道交通、郵便などのごく限定された任務だけであるから<sup>6</sup>、ほとんどの行政執行は州が行うことになる。基本的にそれは現在に至るまで変わっていない<sup>7</sup>。特筆すべきは、関税と輸入売上税以外の租税徴収業務も全て州がこれを執行することである<sup>8</sup>。連邦に帰属する租税収入は、州がこれを徴収し、連邦に納付することになる。

税源配分については、憲法第106条がこれを定める。憲法制定の時点では、基幹税のうち、売上税が連邦に、所得税と法人税が州に割り充てられた<sup>9</sup>。但し、他の収入で支出が賸えない場合、特に、学校制度、保険制度、福祉制度の分野において連邦が州へ補助金を交付する資金が不足する場合には、連邦は州に、所得税と法人税の一部を請求することができるとされた。但し、請求においては、各州の代表者

で構成される連邦参議院の同意が必要とされる。この規定に基づき、1951年に27%、1952年に37%、1953年以降は38%が請求された<sup>10</sup>。所得税と法人税の請求権は、税源配分を規定する条文の中に定められたものではあるが、垂直的財政調整の機能を担う規定であるといえる。

州間の収入再配分は憲法第107条に規定されるが、具体的な収入再配分の原則は、この時点ではまだ示されるに至らなかった。第107条が定めたのは、税源配分は暫定的なものであり、最終的な配分は遅くとも1952年12月31日までに連邦法によって決定されなければならない、それまでの間においては、連邦も州も、それぞれの任務に見合った収入を特定の租税に請求する法律上の権利を有するという事だけに留まった。この期限は後に2度にわたって延期され、最終的には1955年12月31日とされた。

連邦からは、所得税と法人税から受領した資金を原資として、各州に補助金が交付されたが、それだけでは財源に乏しい州の財政力不足は解消しなかった。この為、1950年には、財政力の強い州が調整基金 (Ausgleichsmasse) へ資金を拠出し、財政力の弱い州がそれを受け取るという、暫定的な財政調整措置が取られた<sup>11</sup>。翌1951年には、2年間の時限立法でこれが制度化され、1953年には2年間延長され、1955年の憲法改正まで存続した。

以上のように、この時期は、連邦から州への所得税と法人税の請求権と、暫定的な州間財政調整措置が財政調整の機能を果たしていた。直接税を持たない連邦の財政力は強力であるとはいえず、所得税と法人税への請求権を通じて財源不足を解消した。これは州間における財政力の関係を変えることなく、州総体の収入を減らし、連邦の収入を増やすものであるから、垂直的財政調整のみを行う措置であるといえる<sup>12</sup>。逆に州間財政調整措置は、連邦の財政力も州総体の財政力も変えることなく、州間における財政力の関係のみを変更するものであるから、水平的財政調整のみを行う措置であるといえる。

図表3：1949年憲法に基づく財政調整制度の概要

税源配分	連邦税：売上税 州税：所得税、法人税
収入再配分	連邦から州税である所得税と法人税への請求権（下から上への垂直的財政調整） 財政調整基金による州間財政調整措置（水平的財政調整）

※ 筆者作成。税源配分は基幹税のみを示している。連邦税にはこの他に関税や輸入売上税など、州税には財産税や相続税などがある。

## （2）1955年改正後の制度

制定時の憲法によって規定された、売上税を連邦税、所得税と法人税を州税とする税源配分と、連邦に所得税と法人税への請求権を与えるという垂直的な収入再配分は暫定的なものであり、憲法の条文によって1953年末日までに最終的な決定を行うよう定められていた<sup>13</sup>。しかし、この税源配分を恒久的なものとしていた税源の豊富な州と、請求権などという不安定な制度によらず十分な財源を確保したい連邦との間で調整が難航したため、最終的な決定を行う期限は2度にわたって延長され、最終的には1955年末日までとされた<sup>14</sup>。こうした憲法上の要請に従って行われたのが1955年12月23日の憲法改正である。

税源配分を定める憲法第106条の改正においては、共同税という新たな制度が導入された。所得税、法人税、売上税という3大基幹税のうち、所得税と法人税が共同税とされ、1958年3月31日までは、

両税ともその税収の3分の1が連邦に、3分の2が州に、1958年4月1日以降は35%が連邦に、65%が州に帰属するものとされたのである。売上税は引き続き連邦税とされた。

この所得税と法人税の連邦と州への配分比率は、連邦の収支バランスと州の収支バランスとが異なる展開を示したとき、あるいは、連邦と州のどちらかに著しい財源不足が生じたとき、変更することができるとされた。この際、連邦と州は、任務遂行にかかる支出は、(連邦法を州が執行する場合も)それぞれが別々に負担すること(関連性の原則)<sup>15</sup>、連邦と州は必要経費の補てんを求める請求権を等しく有すること、補てんを請求するにあたっては、「生活関係の統一性」が保持されるように相互に調整をすることを前提とする旨が明記された<sup>16</sup>。

また、連邦法によって州の財政需要が増加する場合、あるいは収入が減る場合においても、所得税と法人税の連邦と州への配分比率を変更するものと定められた。さらに、州の追加的な負担が短期間であると想定される場合には、連邦から各州へ補充交付金を交付することができることが明記された。これは税源配分に関する規定であるが、垂直的財政調整機能を果たすものである。

州間の収入再配分を定める憲法第107条には、いよいよその原則が示された。まず、州が税収獲得権を持つ租税については<sup>17</sup>、その税収はそれを徴収した州に帰属することが明示された。これによって、共同税となった所得税と法人税については、各州は徴収した中から連邦分を連邦に納付し、残りを自らの税収とすることになった。これは地域的収入(Örtliches Aufkommen)原則とよばれる。この原則は、基幹税の課税ベースが豊富な州とそうではない州との間に財政力格差を生じせしめる。

次に、地域的収入原則を前提として、財政力の強い州が調整分担金を拠出し、財政力の弱い州が調整交付金を受け取ることが明示され、その基準や計算方法については、それを規定する連邦法を制定するものとされた<sup>18</sup>。これは1950年以降行われてきた調整基金による暫定的な州間財政調整措置を憲法上で追認するものであり、これによって措置は一定程度整理、統合されたものの、その基本構造は変えられなかった。

1955年の憲法改正で特筆すべきは、連邦と州の間の、そして州間の財政関係が整理されたことである。関連性の原則によって財政需要の、地域的収入原則によって課税力の帰属が改めて示され、これにより各州の財政力にどれだけの格差が生じるかが確定された。他方、生活関連の統一性への要請が税源配分規定にも及ぶことが明示されたことにより、連邦と州に、それぞれ財政調整を行う義務があることが確認されたのである。

この改正では、連邦から州への所得税と法人税の請求権が、所得税と法人税の共同税化に置き換えられたこと、州レベルの水平的財政調整に財政強力州が責任を負うことが再確認されたことにより、財政における連邦の立場は改善されたといえる。

図表4：1955年憲法改正に基づく財政調整制度の概要

税源配分	連邦税：売上税 共同税：所得税、法人税
収入再配分	所得税と法人税の必要に応じた配分比率変更(垂直的財政調整) 財政調整基金による州間財政調整措置(水平的財政調整) 連邦補充交付金(垂直的および水平的財政調整)

※ 筆者作成。税源配分は基幹税のみを示している。

### (3) 1969年改正後の制度

1969年の憲法改正では税源配分に大きな変更が加えられ、それに伴い、収入再配分にも大幅な修正が加えられた。旧東ドイツ地域を支援するための財源について定める連帯協定 I (Solidarpakt I) と連帯協定 II (Solidarpakt II) によって<sup>19</sup>、それぞれ 1995 年と 2005 年に税源配分と収入再配分の比率に変化が生じ、また、1999 年の連邦憲法裁判所による連邦財政調整法の改正命令に基づく 2005 年改正で調整法と調整基準に若干の変更が加えられたものの<sup>20</sup>、現行制度は、基本的に 1969 年改正で形成されたものである。

税源配分を定める憲法第 106 条では、所得税と法人税に加え、それまで連邦税であった売上税（欧州型付加価値税）が共同税とされた。所得税と法人税の連邦と州間の配分比率は折半、すなわち 50 : 50 に固定され<sup>21</sup>、売上税の税込配分比率は、関連性の原則と生活関連の統一性を前提に、経済状況の変動や州の支出責任の変更に応じ、適宜、連邦参議院の同意を必要とする連邦法によってこれを変更することとされた。これにより、垂直的財政調整機能は、所得税と法人税から売上税へ移行した。

州間の収入再配分を規定する憲法第 107 条では、まず、地域的収入原則に変更が加えられた。すなわち、所得税の給与源泉徴収分と法人税については、連邦参議院の同意を必要とする連邦法によって分割基準を定め、地域的収入原則を修正することが認められたのである。これにより、法人税は事業所原則 (Betriebsstättenprinzip) に基づき事業所所在地に、所得税の給与源泉徴収分については居住地原則 (Wohnsitzprinzip) に基づき給与所得者の居住地に、それぞれ分割されることになった<sup>22</sup>。これは、州間の財政力格差を縮小する働きを持つと考えられる。

次に、売上税収の州分は地域的収入原則ではなく、住民数に応じて各州へ帰属するものとされ、さらに、州分総額の 4 分の 1 までは、売上税収を除く税収の住民 1 人当たり平均額が全州平均額を下回る州へ優先的に配分され得るものとされた。これも州間の財政力格差縮小に寄与するものである。

そして最後に、1955 年改正から引き続き、財政強力州が調整分担金を拠出し、財政弱体州が調整交付金を受領することで州間財政力格差の縮小を図ること、そしてその方法と基準については連邦参議院の同意を必要とする連邦法によって定めるべきことが規定された。

この改革により、現行制度である、4 段階からなる連邦財政調整制度（連邦と州の間の垂直的財政調整機能と州間の水平的財政調整機能を併せ持つ制度）の枠組みが完成された<sup>23</sup>。4 段階とはすなわち、第 1 段階：連邦と州の間における売上税収の配分比率調整、第 2 段階：州間における売上税収州分の調整的配分、第 3 段階：財政強力州から財政弱体州への税収移転による州間財政調整、第 4 段階：連邦から州へ交付される連邦補充交付金である。

所得税と法人税の地域的収入原則を修正したこと、4 分の 3 が人口比例的に、4 分の 1 が財政弱体州に優先的に配分される売上税を共同税としたことにより、この改革は、財政弱体州に有利な作用をもたらしたといえる。

図表 5：1969 年憲法改正に基づく財政調整制度の概要

税源配分	共同税：所得税、法人税、売上税
収入再配分	売上税の必要に応じた配分比率変更（垂直的財政調整） 州間における売上税の調整的配分（水平的財政調整） 州間財政調整（水平的財政調整） 連邦補充交付金（垂直的および水平的財政調整）

※ 筆者作成。税源配分は基幹税のみを示している。

#### （4）現行制度の概要

前述のように、連邦財政調整制度は、1995 年と 2005 年に若干の変更が加えられている。現行制度における各段階の概要は以下の通りである。

第 1 段階では、まず、総売上税収の一定割合を公的年金補助の財源などとして連邦へ優先配分し、残余の 2.2%を営業資本税廃止の補償分として市町村に配分する。さらにその残余を一定割合で連邦と州で分け合う。配分比率は連邦法改正や経済状況変化に応じて変更する。最後に、同じく連邦法改正や経済状況変化に応じて連邦と州の間でやり取りする。2012 年予算では、各政府への最終的な配分比率は、連邦 53.8%、州 44.2%、市町村 2.0%となっている。

第 2 段階では、売上税収州分の 25%を売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する。その際、州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の 94.475%であるが、売上税収州分の 25%で達成できない場合、補償水準は引き下げられる。これは、州間における水平的財政調整機能の一端を担うものである。この過程は「州間財政調整」と呼ばれる。

第 3 段階では、課税力測定値（税収の見積り額）が調整額測定値（課税力測定値の 1 人あたり全国平均額と人口を基準として算定した確保目標額）を上回る州が上回る金額の一定割合を拠出し、下回る州が下回る金額の一定割合を受領する。最低補償水準は需要額測定値の 73.415%となっている。これが日本でよく取り上げられる、いわゆる水平的財政調整制度（上位の政府による介入なしに行われる水平的財政調整）である。

第 4 段階では、連邦が州へ補充交付金を交付する。補充交付金は、一般的な財政力不足を補うための一般連邦補充交付金と、特別な需要を補償するための特別需要連邦補充交付金とに大別される。一般連邦補充交付金は、第 3 段階を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%が交付されるので、最低補償水準は調整額測定値の 93.630815%となる。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律を制定し、特定の州に定額かつ有期で交付するものであり、2005 年以降は、「旧東ドイツ諸州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つのみが実施されている。

### 3. 財政調整制度の特徴

最後に、以上のような歴史的経緯と憲法規定を踏まえ、日本における財政調整制度論議の、特にいわゆる水平的財政調整（上位の政府による介在なしに行われる水平的財政調整）を巡る議論の参考とする際に留意しなければならない幾つかの特徴について検討する。

## （１）州の位置づけ

連邦共和国の憲法たる基本法は、その第 30 条で「国家の権能の行使および国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、または許していない限度において、州の任務である<sup>24</sup>」と規定している。また、国家の権能のひとつである立法権については、第 70 条第 1 項に「州は、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度において、立法権を有する」と定めており、さらに、連邦法の執行権については、第 83 条に「州は、この基本法が特別の定めをなし、または許していない限度において、その固有の事務として、連邦法を執行する」と定めている。つまり、ドイツ連邦共和国においては、州は連邦と共に国家の権能と任務を担う存在なのであり<sup>25</sup>、いわば 2 層制国家（現在、国家の任務の一部は欧州連合によって行使されているので、その意味では 3 層制国家）の 1 層を構成する存在なのである。

立法権の多くは連邦によって行使されているため、州が全くのフリーハンドで立法を行うことができる領域はそう多くない。しかしながら、連邦法が定める任務のほとんど全ての領域について、その施行規則は、州法でこれを定めている。他方、前述のように、連邦は、国防や入国管理などごく限られた任務についてしか行政執行機関を有しておらず、それ以外の行政執行は州に（あるいは州憲法および州法を通じて市町村や市町村連合に）委ねられている。つまり、州は、「生活関連の統一性」という課題を負いつつも、立法と執行の双方において大きな裁量を有しており、それによって、自らが担う支出責任の決定に影響を与えることができるのである。

ドイツにおいていわゆる水平的財政調整制度（連邦財政調整制度の第 3 段階）が存続できているのは、このように、州に憲法上で国家権能が与えられていること、そして立法と執行の両面において大きな裁量が与えられていることに依るところが大きいと考えられる。

## （２）財政調整の役割

日本では一般に、財政調整制度には財源補償と財政力格差縮小の役割があるとされるが、ドイツにおける財政調整制度は如何なる役割を果たしているのであろうか。

財政調整の独語は **Finanzausgleich** である。伊東弘文（2007）によれば<sup>26</sup>、この語は「財政清算」と訳すべきものであり、財政調整とは「年度内に行った仕事と、それに要した金額を比較して、最後の清算を行うもの<sup>27</sup>」に他ならない。事実、財政調整制度が導入されたワイマール憲法下のドイツにあっては、税源は連邦に集中しており、そこでは州の財政需要は主として連邦からの交付金によって充足されていた<sup>28</sup>。すなわち、財政調整制度は財源補償の機能を有していたと考えられるのである。

翻って、現行の連邦財政調整制度は如何であろうか。第 1 段階における売上税の垂直的な配分比率調整は、経済状況が変動したり連邦法を通じて連邦と州の支出責任に変更が加えられた際に、現状の配分比率を出発点としてこれに変更を加える、いわば相対的な調整であり、連邦が州の財源補償を行うものではない。また、この過程においては、州は総体として捉えられるのであるから、もとより各州の個別

財源補償とは無縁である。そもそも、売上税の配分比率を規定する憲法条文には、「連邦と州は必要経費の補てんを求める請求権を均しく有する<sup>29)</sup>」と連邦と州とが対等な立場にあることが明示されており、売上税の配分比率調整は、連邦が州の財源補償を行う手段とは位置づけられていないのである。

第2段階である州間における売上税の調整的配分は、売上税収の4分の1を、売上税以外の住民1人当たり税収が全州平均以下の州へ優先的に配分するというものである。この過程においては財政需要は基準としてまったく用いられない。つまり、この措置は単純な課税力の平均化に過ぎず、財源補償を行うものではないといえよう。

第3段階は、財政強力州から財政弱体州への税収移転、いわゆる水平的財政調整制度である。この措置では、課税力測定値が調整額測定値を上回る州が資金を拠出し、下回る州がそれを受領する。ここで、課税力測定値とは各州の税収の見積りであり、調整額測定値は、各州の課税力測定値の全州合計額を補正人口の全州合計数で除し、これに当該州の補正人口数を乗じたものである。つまり、調整額測定値は、補正人口1人当たりの税収見積もりが等しくなるよう、税収見積もりの全州合計額を各州に割り振り直したものである。補正人口とは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、102%から135%の割合で人口を割増してカウントしたものであり、これを用いるのは、そうした地域に追加的需要が存することに鑑み、これらの地域の調整額測定値を引き上げるためである。補正人口数ではなく正味の人口数を用いて算定すれば、調整額測定値は単に1人当たり税収を平均化した金額に過ぎない。補正人口は各州の財政需要の大小を人口を基準として相対的に捉えたものであるから、調整額測定値は、相対的な財政需要に基づいて税収を割り振り直したものであるといえる。

第4段階は、連邦補充交付金である。連邦補充交付金のうち一般連邦補充交付金は、第3段階で交付金を受領してもなお調整額測定値に満たない州へ、調整額測定値の約93.6%が補償されるよう交付されるものである。

以上のように、4段階からなる連邦財政調整制度のゴールは、調整額測定値の一定割合を補償することにある。調整額測定値は税収の全州合計額を元に算定されたものであり、財政需要の相対的な規模を勘案しているとはいえ、財政強力州が財政弱体州の、あるいは連邦が各州の、財源補償を目的としているとはいえない。実質的には、相対的な財政力の平均化を行っているに過ぎない。ここには日本の財政調整制度とは大きな隔たりがあり、留意が必要である。

### (3) 資金の流れ

ドイツにおいて水平的財政調整というとき、基本的にそれは同レベルの政府間に存在する財政力格差を縮小するという機能を意味するのであって、それを実現するための手段や制度の形態を特定するものでないことは既に述べたとおりである。日本においては、多くの場合、水平的財政調整という語句は、上位レベル政府の介入なしに水平的財政調整機能を果たす制度の形態を指す。特に、上位レベル政府との間で資金のやり取りがなされない、さらに言えば、同レベルの政府間で資金のやり取りを行うことを想定していることが多い。4段階の連邦財政調整制度のうち、垂直的財政調整機能を持たず水平的財政調整機能だけを有する、売上税の調整的配分(第2段階)と州間財政調整(第3段階)はどのような資金の流れによって実施されているのであろうか。

連邦政府は関税以外に徴税機関を持たない。連邦税も共同税も州の税務当局が徴収し、連邦に納付す

る。共同税である売上税も当然のことながら州が徴収する。そして、連邦財政調整制度の第 1 段階で決定した配分比率に基づき、徴収額に連邦分の比率を乗じた金額を連邦へ納付し、徴収額に州分の比率を乗じた金額を州に留保する。その際、第 2 段階で決定した当該州への売上税配分額が、徴収額のうち州留保分よりも多ければ、その分、連邦への納付額を減じ、少なければ、連邦への納付額を増じる。同様に、第 3 段階の州間税制調整で調整分担金を拠出することとされた州は、その分、連邦への納付額を増じ、調整額交付金を受領することとされた州は、連邦への納付額を減じる。売上税配分額と調整交付金受領額を連邦への納付額と相殺しきれない場合には、連邦から州へ資金が送付される。

このように、水平的財政調整機能のみを持つ 2 つの措置は、連邦と州の間における資金の流れを利用して行われるのであり、日本における一般的なイメージとは異なり、州と州との間で資金のやり取りがなされているわけではない。日本で想定されるような上位レベル政府を介在させない水平的財政調整制度が果たして実行可能であるかは甚だ疑問である。

#### (4) 意思決定プロセス

いわゆる水平的財政調整制度、すなわち上位レベル政府の介在なしに水平的財政調整機能を果たす制度を考えるとき、「上位レベル政府の介在」には、意思決定、なかんずく調整金拠出額や受領額の決定への関与が含まれよう。確かに、上位レベル政府の介在なしに調整の水準や金額の決定を行うことは、財政の自律性を高めるという点でメリットではある。しかしながら、同レベルの政府だけでそれを決定するのは極めて難しい。拠出する団体にとって、それを自ら決定することには困難が伴うからである。

よく指摘されることであるが、ドイツにおいて、連邦参議院の存在は、連邦財政調整制度にとって重要な意味を持っている。連邦の立法は、直接選挙によって選ばれた議員によって構成される連邦議会でされる。但し、州の利害に関する事項については、連邦参議院の同意が必要とされる。連邦参議院は、各州政府の代表者によって構成され、各州は人口規模に応じて票決権を与えられる<sup>30</sup>。同意には票決権の過半数が必要とされる。2006 年 9 月に施行された連邦制改革 I によって、連邦参議院の同意を必要とする領域は制限されたものの<sup>31</sup>、連邦法の大部分を州が執行する制度にあって、未だ多くの連邦法は、その成立に連邦参議院の同意を必要とする。

垂直的財政調整機能を持たず水平的財政調整機能のみを有する売上税の調整的配分と州間財政調整とを含む連邦財政調整制度は、連邦法である財政調整法によって規定されるが<sup>32</sup>、当然ながらその成立には連邦参議院の同意が必要とされる。連邦参議院の同意が得られない場合、連邦議会と連邦参議院との間で協議会が開かれ、法案の修正が図られる。また、連邦参議院の議員は各州政府の代表者であるが、各州とも議院内閣制であるから、各州政府の代表者は各州議会の代表者でもある。州議会議員を輩出している政党は、ほとんどの場合、同時に連邦議会議員も輩出しているので、与党内での話し合いによっても連邦と州の意見調整は図られる。

つまり、ドイツの連邦財政調整制度は連邦法によって規定されるものの、その意思決定には連邦と州とが同等の立場で参加しており、多数決原理のもと、各州同意の上で行われているのである。いわゆる水平的財政調整制度には、そうした意思決定プロセスが必要不可欠であろう。

おわりに

ドイツの財政調整制度は順風満帆に成立、維持されてきたわけではない。現行の財政調整制度が形成されるに至ったそもそもの発端は、戦勝国が中央集権的な国家の建設を嫌ったことから、憲法制定時に連邦へ強力な財源である直接税や財政調整機能を与えなかったことにある。その後1955年と1969年に大きな改正を行って現在の形に落ち着くのであるが、それは、連邦、財政強力州、財政弱体州の3者による綱引きによって生み出された結果である。特に、州間財政調整、いわゆる水平的財政調整は、そうした歴史的経緯がもたらしたものであり、必ずしも諸州が望んで得たものではない。現に、財政強力州も財政弱体州もたびたび連邦憲法裁判所に制度の不備を提訴しており、1991年には連邦憲法裁判所から連邦政府へ改正命令も出されている。既に中央政府による体系的な財政調整制度が根付いている日本において、敢えていわゆる水平的財政調整制度の導入を考える必要があるかについては、いささか疑問を感じざるを得ない。

また、いわゆる水平的財政調整制度が存続している背景には、日本とは異なる様々な要因がある。州が国家権能の一部を担う存在であること、連邦と州が対等な経費請求権を持つこと、州が立法と執行の両面に大きな裁量を持っていること、財政調整制度に必ずしも財源補償が求められているとは言えないこと、共同税の徴収を州が執行していること、財政調整制度における意思決定には連邦参議院の同意が必要とされていることなどである。もし日本でいわゆる水平的財政調整制度の導入を考えるならば、こうした要因の必要性を踏まえ、制度設計をする必要があろう。

- 
- <sup>1</sup> Zimmermann, H., „Kommunalfinanzen“, Nomos Verlagsgesellschaft, 1999, S.213-S.226 参照。
  - <sup>2</sup> Biehl, D., Die Entwicklung des Finanzausgleichs in ausgewählten Bundesstaaten: Bundesrepublik Deutschland, in: „Handbuch der Finanzwissenschaft“, Dritte Auflage, F. Neumark (Hrg.), Tübingen, 1983, Band IV, S.69-S.122 参照。
  - <sup>3</sup> ドイツ連邦共和国憲法は「基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)」と呼称される。
  - <sup>4</sup> 伊東弘文「ドイツ財政調整あれこれ (続) ～誰が戦後の財政調整を作ったのか?」地方税務協会『地方財政』47 卷 8 号, 2008 年, p.123 参照。
  - <sup>5</sup> Grundgesetz Art. 83.
  - <sup>6</sup> Grundgesetz Art. 86 bis Art. 91.
  - <sup>7</sup> 1969 年憲法改正において、大学運営、地域的経済構造改革、農業構造改善、沿岸保護などの分野について、必要と認められる範囲で、連邦が州の執行に協力をするという「共同任務」という概念が導入された (Grundgesetz Art. 91a und 91b)。
  - <sup>8</sup> Grundgesetz Art. 108.
  - <sup>9</sup> 関税、専売収益、ビール税を除く消費課税、輸送税、売上税および一回限りの財産課税からの税収は連邦に、ビール税、輸送税及び売上税を除く取引税、所得税、法人税、財産税、相続税、物税、地域諸税からの税収は州に帰属するものとされた。
  - <sup>10</sup> Hübbe, H-G., Finanzausgleich: Anmerkungen zur Entwicklung in Schleswig-Holstein, Kiel, 2000, S. 6 参照。
  - <sup>11</sup> この時期における州間財政調整の具体的な仕組みや計算方法については、以下の文献を参照されたい。中井英雄、伊東弘文、齊藤慎「ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史 [I] ～1950 年代前半の算定方法と制度連携～」『生駒経済論叢』第 5 卷第 2 号, 2007 年 10 月, p. 57～p. 86。
  - <sup>12</sup> 但し、所得税と法人税から受領した資金は、少なくともその一部が州への補助金に充てられたのであるから、その部分については水平的財政調整に寄与していたとみることができる。
  - <sup>13</sup> 1949 年憲法制定当時の Grundgesetz Art.107.
  - <sup>14</sup> 伊東弘文「ドイツ共同税の成立の一こま」地方税務協会『地方財政』43 卷 4 号, 2008 年 4 月, p.4-p.9

参照。

- 15 この原則は、1955年憲法改正で初めて明示された。
- 16 Grundgesetz Art.72 は、1949年憲法制定当初から、連邦が競合的立法権を行使する際の条件としてすべての州の領域において、生活関係の統一性を維持するために必要なことを挙げていたが、垂直的な財源配分を調整する上での原則として Grundgesetz Art. 106 に生活関係の統一性が示されたのは、1955年憲法改正が初めてである。
- 17 ドイツでは租税高権は3つに立て分けて考えられる。どのような租税をどれだけ徴収するかを決定する権限（立法権）、租税を徴収する権限（執行権）、税収を得る権限（税収獲得権）である。連邦税、州税、市町村税、共同税という呼称は、税収獲得権を基準とした分類によるものである。
- 18 この時期における州間財政調整の具体的な仕組みや計算方法については、以下の文献を参照されたい。中井英雄、伊東弘文、齊藤慎「ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史[II]～協調的連邦主義への振子型トリガー～」『生駒経済論叢』第5巻第3号、2008年3月、p. 217～p. 247。
- 19 連帯協定 I では、旧東ドイツ諸州が州間財政調整の制度に加わることが決められ、その結果、旧西ドイツ諸州は州間財政調整制度においてこれまでよりも重い負担を負うことになった。また、連帯協定 I では、売上税の連邦と州の間の配分比率が変更され、連邦補充交付金が強化された。連帯協定 II では、連帯協定 I で導入された旧東ドイツ諸州への連邦補充交付金が期限切れとなることを受け、連邦補充交付金を再編の上、旧東ドイツ諸州への連邦補充交付金を2019年まで延長した。
- 20 連邦憲法裁判所は、バーデン・ヴュルテンベルク州、ヘッセン州、バイエルン州の提訴に基づき、1991年11月に、連邦に対し、一般的で明確な原則を定める「基準法」を新たに制定し、2003年1月1日までに発効させること、そしてその基準法に基づいて財政調整法を改正し2005年1月1日までに発効させることを求めた。
- 21 所得税のうち申告納税分については税収の15%、資本所得源泉徴収分については12%を市町村に配分し、その残額を連邦と州で折半する。所得税のうちそれ以外の部分と法人税の税収については、その全額を連邦と州で折半する。
- 22 Sachs, M. (Hrsg.), „Grundgesetz Kommentar 3. Auflage“, Verlag C. H. Beck (München), 2003, S. 2070 参照。
- 23 1969年から2004年までの連邦財政調整制度については、拙稿「ドイツの財政調整制度～調整効果の分析と問題点の整理を中心として～」神野直彦・池上岳彦編著『地方交付税 何が問題か』東洋経済新報社、2003年、p.123～p.157を参照されたい。2005年以降の連邦財政調整制度については、拙稿「ドイツの地方財政調整～形成過程と機能～」地方税務協会『地方財政』第46巻第2号、2007年、p.155～p.170を参照されたい。
- 24 憲法の訳文については、高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』第4版、信山社、2005年に依った。いくつかの訳語を差し替えている。以下同様。
- 25 Sachs (2003年) 前掲書、S. 1089・S. 1090 参照。
- 26 伊東弘文「ドイツ財政調整あれこれ」地方税務協会『地方財政』第46巻第11号、2007年、p.160～p.120。
- 27 同上書、p.160より引用。
- 28 同上書、p.161参照。
- 29 Grundgesetz Art. 106 (3).
- 30 人口200万人未満の州は3票、200万人以上の州は4票、600万人以上の州は5票、700万人以上の州は6票の票決権を持つ。Grundgesetz Art. 51.
- 31 詳しくは、拙稿「ドイツの連邦制度とその特徴」生活経済政策研究所『生活経済政策』通巻558号、2008年、p.15～p.19を参照されたい。
- 32 „Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern“ vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3956), zuletzt geändert durch Art. 3 G v. 29.6.2012 I 1424.

# ドイツの財政調整制度について

## 説明資料

2012年10月10日  
和光大学 半谷俊彦

### I ドイツ連邦財政調整制度の仕組み

#### I-1. 税源配分

(1) 地方制度と主な財源

		主な財源
国	連邦	共同税収連邦分、連邦税収
	州	共同税収州分、州税収、連邦補充交付金、州間財政調整交付金
自治体	郡	市町村からの分担金、州からの交付金
	市町村	共同税収市町村分、市町村税、州からの交付金

(2) 課税権限配分

	立法	徴収
共同税	連邦	州
連邦税	連邦	州
州税	連邦	州
市町村税	法定税	連邦・税率は市町村が決定
	法定外税	州法の範囲内で市町村が決定
関税	連邦	連邦

(3) 共同税収の連邦・州・市町村への配分

	配分方法・配分割合
所得税 給与所得源泉徴収分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 申告納税分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 資産所得源泉徴収分	税収の12%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
法人税	税収の50%を連邦、50%を州へ。
売上税	必要に応じて変更。2012年は連邦53.8%、州44.2%、市町村2.0%。
営業税	市町村が連邦へ標準税額の14.5%、州へ49.5% (旧東独では20.5%)を拠出。旧東独州支援の財源として、2010年～2019年は州への拠出額を割り増し (2011年は6%)。

(4) 税収額と構成比 (2012年予算)

	税収 (百万 Euro)	構成比
共同税	412,528	70.6%
所得税	201,058	34.4%
法人税	19,070	3.3%
売上税	192,400	32.9%
連邦税	99,291	17.0%
保険税	10,670	1.8%
たばこ税	13,800	2.4%
コーヒー税	1,000	0.2%
ブランドー税	1,980	0.3%
エネルギー税	39,950	6.8%
電気税	6,805	1.2%
自動車税	8,325	1.4%
航空交通税	1,000	0.2%
核燃料税	2,300	0.4%
連帯付加税	13,000	2.2%
その他	461	0.1%

	税収 (百万 Euro)	構成比
州税	13,269	2.3%
相統税	6,045	1.0%
不動産取得税	4,774	0.8%
くじ税	1,415	0.2%
ビール税	685	0.1%
その他	350	0.1%
市町村税	54,632	9.3%
営業税	42,000	7.2%
不動産税 A	362	0.1%
不動産税 B	11,475	2.0%
その他	795	0.1%
関税	4,900	0.8%
税収合計	584,620	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.288 より作成。

#### I-2. 連邦財政調整制度

(1) 概要

	垂直的財政調整機能	水平的財政調整機能
1. 売上税収の連邦と州の間の配分	○	×
2. 売上税収の州間配分	×	○
3. 州間財政調整	×	○
4. 連邦補充交付金	○	○

※垂直的財政調整機能：連邦と州全体との間における資金移転。

※水平的財政調整機能：各州の間における財政力格差の縮小。

(2) 売上税収の連邦と州の間の配分 (連邦財政調整制度の第1段階)

- ・ 連邦へ一定割合を優先配分する。
- ・ 残余の2.2%を営業資本税廃止の補償分として市町村に配分する。
- ・ 残余を一定割合で連邦と州で分け合う。配分比率は連邦法改正や経済状況変化に応じて変更する。
- ・ 一定額を連邦法改正や経済状況変化に応じて連邦と州の間でやり取りする。

(3) 売上税収の州間配分 (連邦財政調整制度の第 2 段階)

- 売上税収州分の 25% を売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する (州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の 94.475%。但し、売上税収州分の 25% で達成できず、補償水準は引き下げられる)。
- 売上税収州分の 75% を人口比例で各州へ配分する。

(4) 州間財政調整 (連邦財政調整制度の第 3 段階)

- 課税力測定値 (州の税収見積額に、全国平均税率による市町村税収見積額の 64% を加算した金額) が調整額測定値 (課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額) を上回る州が下回る州に交付金を交付する。
- 課税力測定値が調整額測定値の 80% 未満である場合にはその差額の 75% を、80% 以上 93% 未満の場合には連減比例的にその差額の 75% ~ 70% を、93% 以上の場合には連減比例的にその差額の 70% ~ 44% を受領している。最低補償水準は需要額測定値の 73.415% となる。

(5) 連邦補充交付金 (連邦財政調整制度の第 4 段階)

- 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。
- 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の 99.5% に満たない部分の 77.5% が交付される。最低補償水準は調整額測定値の 93.630815% となる。
- 特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって定額で規定される。2005 年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つのみが交付されている。

(6) 連邦財政調整の実施方法

- 売上税は、他の共同税 (所得税および法人税) と同様、州の税務当局が徴収する、その一定割合を連邦に納付する。
- 売上税収 25% の優先配分ならびに州間財政調整によって資金を受領する州は、売上税収の連邦への納付額が減額され、州間財政調整によって資金を拠出する州は、売上税収の連邦への納付額が増額される。
- 売上税収の優先配分ならびに州間財政調整による資金の受領額を売上税収納付額と相殺できない場合は、連邦財務省から州へ資金が振り込まれる。州間財政調整による資金の拠出額が売上税収で補えない場合は、州から連邦財務省へ別途、資金が振り込まれる。
- 連邦補充交付金は連邦財務省から州へ振り込まれる。

説明資料 p.3

(7) 州の歳入内訳 (2012 年予算)

	収入金額 (百万 Euro)	構成比
州税収	13,269	5.8%
共同税収州分	186,695	81.6%
連邦補充交付金	11,838	5.2%
その他	16,876	7.4%
総議入 (州債除く)	228,678	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.298 より作成。

(8) 財政調整の規模 (2010 年決算)

	総額 (百万 Euro)	最大受償額 (百万 Euro)
売上税収州分の 25%	8,985	
州間財政調整	±6,985	2,884
一般連邦補充交付金	2,607	907
特別需要連邦補充交付金	10,260	2,625
旧東独州に対する交付金	8,743	2,280
失業手当および社会給付に対する交付金	1,000	319
相対的に高い行政費用に対する交付金	517	26

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011 より作成。

## II ドイツ連邦財政調整制度の形成過程

### II-1. ドイツ帝国における財政調整

- (1) 連邦 (帝国) の独自税源は関税と個別消費税のみであり、主たる財源は州 (邦) から帝国への分担金であった。
- (2) 分担金は人口比例で各州に配分される。総額は連邦議会で決定するもの、各州の代表者で構成される連邦参議院の同意を必要としたため、連邦は常に財源不足に悩まされていた。
- (3) 水平的財政調整機能を持つ制度はなく、分担金を通じた下から上への垂直的財政調整機能のみが存在した。

説明資料 p.4

## II-2. ワイマール共和国における財政調整

- (1) 基幹税たる、所得税、法人税、売上税、を連邦税とした上で、州には税収の一定比率を分与するものとした。
- (2) 所得税と法人税は地域的収入原則に基づいて各州に配分したため、州間には財政力格差が生じた。
- (3) 財政力格差は、売上税の税収を調整的に配分することと、連邦から各州へ補助金を交付することで縮小された。売上税と連邦補助金には、垂直的財政調整機能と水平的財政調整機能の双方が与えられていたといえる。

## II-3. ドイツ連邦共和国建国時の憲法規定に基づく財政調整

- (1) 戦後憲法は、各州の代表者からなる機関によって制定された。財政力の強い州は、州により多くの財源をおくドイツ帝國的な制度を、財政力の弱い州は、連邦に多大な財源を与えるワイマール共和国的な制度を主張した。
- (2) 関税と売上税が連邦税とされ、所得税と法人税は州税とされた。
- (3) 連邦は州への補助金を通じて州間の財政力調整を行い得るものとされ、その資金を、連邦参議院の同意のもと、州税に請求することができるものとされた。この規定に基づき、1951年以降、連邦は州税である所得税と法人税の一定割合（1951年は27%、1952年は37%、1953年以降は38%）を請求するようになった。
- (4) 1951年には暫定的な州間財政調整の仕組みが構築された。財政の強力な州の拠出に調整基金を組み、財政力が平均以下の州にこれを配分されるものとされた。
- (5) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
連邦による所得税と法人税の一部要求	下から上への垂直的財政調整
連邦から財政弱体州への補助金	水平的財政調整機能を持つ上から下への垂直的財政調整
暫定的な州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

## II-4. 1955年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 所得税と法人税が州税から共同税へと変更された。売上税は連邦税のまま。連邦と州の間における共同税の配分比率は、連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた（関連性の原則）。
- (2) 州間財政調整制度が制度化され、最低補償水準は租税力全州平均の88.75%とされた。

- (3) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
所得税と法人税の垂直的配分	下から上への垂直的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

## II-5. 1969年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 共同税である所得税と法人税の、連邦と州の間における配分比率が憲法によって固定された。両税に課税標準の州間分割が導入された（所得税収のうち給与所得分を給与所得者の居住地に分配し、法人税収を付加価値の比率で事業所所在地に分配する）。
- (2) 売上税が共同税とされ、連邦と州の間における配分比率は、経済状況に変化が生じたときに、あるいは連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた。売上税収州分の25%は州間で調整的に配分されることとされた。
- (3) 州間財政調整制度が抜本的に改正された。
- (4) 連邦補充交付金が制度化された。
- (5) これ以降の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
所得税と法人税の州間分割	州レベルでの水平的財政調整
売上税の垂直的配分	垂直的財政調整
売上税の水平的配分	州レベルでの水平的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整
連邦補充交付金	水平的財政調整機能を伴う上から下への垂直的財政調整

## II-6. 連帯協定 I に伴う 1995年改正

- (1) 旧東ドイツ諸州を連邦財政調整制度に組み込んだ。
- (2) 売上税の垂直的配分を大幅に変更した（連邦63%→56%、州37%→44%）した。
- (3) 「欠損額連邦補充交付金」を新設した（2004年までの時限立法）。
- (4) 旧東独州を対象とした「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」および旧西独の財政弱体州を対象とした「移行期特別需要連邦補充交付金」を新設した（2004年までの時限立法）。

## II-7. 連帯協定 II に伴う 2005 年改正

- (1) 連邦憲法裁判所による 1999 年の判断に基づいて 2002 年に策定された連邦財政調整の「基準法」に基づき、州間財政調整が改正された（補正人口算定方法の見直し、調整水準の引き下げなど）。
- (2) 「欠損額連邦補充交付金」を「一般連邦補充交付金」に改称した。
- (3) 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」を延長した（2019 年までの時限立法）。
- (4) 旧西独財政弱体州に対する「移行期特別需要連邦補充交付金」ならびにベルリンとザールラントを対象とした「財政再建特別需要連邦補充交付金」が 2004 年で終了した
- (5) ベルリンを除く旧東独州を対象とした「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」を新設した。
- (6) 改正前および改正後の連邦補充交付金は以下の通りであり、2005 年以降は旧西独への交付が減った。

2004 年まで	2005 年以降
移行期交付金（旧西独財政弱体州）	失業手当および社会給付の負担に対する交付金
財政再建交付金（グレンメ、ザールラント）	（ベルリンを除く旧東独州）
行政費用が相対的に高い中小州に対する交付金（旧東西のうち特定の州）	
旧東独州に対する交付金（旧東独州）	

## III ドイツ連邦財政調整制度の特徴

- (1) ドイツの連邦制度は「執行連邦制」と呼ばれるもので、徴税を含め、行政の大部分が州によって執行される。連邦の執行機関は、国防、入管、関税、鉄道、郵便などに限定されている。
- (2) 州の利害に関わる連邦法の制定ならびに改定（共同税ならびに連邦財政調整制度の変更を含む）連邦参議院の同意が必要とされる。
- (3) 連邦法の改正に伴って州の財政需要が増加する場合には、関連性の原則に基づき、連邦法によって州の財源を補償しなければならない（州税の増税、徴収の垂直的配分比率の変更など）。
- (4) ドイツの財政調整制度（税源の垂直的配分、州間の税収配分、州間の財政調整）は、連邦、財政強力州、財政弱体州の綱引きによって決定されてきた。
- (5) 1949 年の憲法規定では、財政強力州に有利な税源分離方式が採用された（州税たる所得税と法人税は地域的収入原則による）。1955 年の憲法改正では、所得税と法人税が共同税とされ、やや連邦に有利な形に改められた。1969 年改正では、人口と租税力格差に基づいて配分される売上税が共同税とされ、財政弱体州がやや有利になった。

- (6) 1949 年の憲法規定では、徴収の調整的配分は実現しなかったもので、暫定的な州間財政調整制度が形成された。1955 年の憲法改正以降は、連邦から州への目的補助金がなし崩し的に増加し、州間の水平的財政調整における連邦の役割が増大していった。1969 年の憲法改正では、連邦が売上税を共同税へと譲歩すると共に、連邦補充交付金を引き受け、財政強力州が所得税と法人税に課税標準の州間分割を導入することで、増大する水平的財政調整の要請を満たすようになった。

## ドイツの財政調整制度について

### 添付資料

2012年10月10日  
和光大学 半谷俊彦

### I 連邦財政調整法の概要 (2012.7.29 改定版の要約)

#### I-1. 売上税収の連邦と州の配分

(1) 売上税収の以下の割合に相当する金額が連邦に割り当てられる。

2007年	3.89%
2008年	4.42%
2009年以降	4.45%

(2) (1)の残額の以下の割合に相当する金額(2006年までは(1)がないので、売上税収の以下の割合に相当する金額)が、公的年金保険に対する連邦補助金の原資として、連邦に割り当てられる。

1998年	3.64%
1996年～2006年	5.63%
2007年	5.15%
2008年以降	5.05%

(3) (2)の残額の2.2%に相当する金額が、市町村税である営業資本税廃止の補償分として、市町村に割り当てられる。

(4) (3)の残額の50.5%に相当する金額が連邦に、49.5%に相当する金額が州に割り当てられる(州の負担となる家族給付の連邦による財源補償分を含む。この配分比率は1998年のもの)。

(5) (4)に定める配分比率は、毎年見直される。

	連邦分	州分	理由
2000年	-0.25%point	+0.25%point	児童手当の引き上げ(2000.1.1実施分)
2000年	-0.25%point	+0.25%point	家族給付補償分の見直し
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族支援の引き上げ(2001.8.16実施分)
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族給付補償分の見直し
2007年	+0.08%point	-0.08%point	売上税率の引き上げ(2007.1.1実施分)
2008年	+0.1%point	-0.1%point	同上

参考資料 p.1

(6) 州分から以下の金額が減算され、同額が連邦分に加算される。

2005年～2006年	2,322,712,000 Euro
2007年～2008年	2,262,712,000 Euro
2009年	1,727,712,000 Euro
2010年	1,372,712,000 Euro
2011年	1,912,712,000 Euro
2012年	1,007,212,000 Euro
2013年	966,212,000 Euro
2014年以降	980,712,000 Euro

(7) 児童手当引き上げ(2009.1.1実施分)の財源補償分として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2009年	-794,000,000 Euro
2010年	-281,000,000 Euro
2011年	+152,000,000 Euro

(8) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2009年	+794,000,000 Euro
2010年	+281,000,000 Euro
2011年	-152,000,000 Euro

(9) 旧東独州に対する援助の財源として、以下の金額を州分から減算し、連邦分へ加算する。

2011年	266,666,666 Euro
2012年以降	400,000,000 Euro

(10) 児童手当引き上げ(2010.1.1実施分)の財源として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2010年以降	-1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

(11) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2010年以降	+1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

参考資料 p.2

## I-2. 売上税収の州間配分

(1) 売上税収州分の25%は、売上税を除く税収の1人あたり州平均額が全州平均額を下回る全ての州へ優先的に配分される。優先的配分額は、1人あたり州平均額が1人あたり全州平均額の97%未満の場合には、1人あたり全州平均額に当該州の住民数を乗じたものに、さらに

$$(19/20) \times X - (21/4000)$$

を乗じることによって求められる。1人あたり州平均額が1人あたり全州平均額の97%以上の場合には、上の式に代わって、

$$X \times \{(35/6) \times X + (3/5)\}$$

が乗じられる。Xは、1から売上税を除く税収の1人あたり州平均額の全州平均額に対する比率を減じた数値である。優先的配分額の合計額が売上税収州分の25%を上回る場合、各州への優先的配分額は均等に減額される。

(2) 売上税収州分のうち優先的配分を行った残額は（売上税収州分の75%）は、全ての州に人口比例的に配分される。

## I-3. 州間財政調整

(1) 州間財政調整においては、各州の「課税力測定値」と「調整額測定値」が求められ、前者が後者を上回る州が交付金を拠出し、下回る州が交付金を受領する。

(2) 課税力測定値とは各州の課税力の見積りであるが、州の税収見積りに市町村税収見積り合計額の64%を加算することによって求める。

(3) 調整額測定値は各州の財政需要の大きさを相対的に示すものであるが、各州の課税力測定値を合計し、これを各州の補正人口の合計で除いたものと、各州の補正人口を乗じることによって算定される。補正人口は、州の住民数に補正係数を乗じたものと、州内市町村の合計住民数に補正係数を乗じたものを合計することによって求められる。単純に州と州内市町村の住民数を合計したものではなく補正人口を用いるのは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、人口を割増することによってそうした地域に生じる追加的需要を考慮するためである。州の住民数に適用される補正係数はペルリン、ブレーメン、ハンブルクの3都市州が135%、それ以外の州が100%で、州内市町村の合計住民数に適用される補正係数は、3都市州が135%、メクレンブルク・フォアポマーメルン州が105%、ブランデンブルク州が103%、ザクセン・アンハルト州が102%、それ以外の州が100%となっている。

(4) 交付金受領州の受領額は次のように求められる。課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合は

$$\begin{aligned} & (3/4) \times X - (317/20000) \\ & \text{を、80\%以上93\%未満である場合は} \\ & X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000) \\ & \text{を、93\%以上である場合は} \\ & X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\} \end{aligned}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各受領州の受領額とされる。Xは、1を課税力測定値の調整額測定値に対する比率を減じた数値である。これは、課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合にはその差額の75%を、80%以上93%未満の場合には逆減比例的にその差額の75%~70%を、93%以上の場合には逆減比例的にその差額の70%~44%を受領することを意味している。

(5) 交付金拠出州の拠出額は次のように算定される。課税力測定値が調整額測定値の107%未満である場合は

$$\begin{aligned} & X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\} \\ & \text{を、107\%以上120\%未満である場合は} \\ & X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000) \\ & \text{を、120\%以上である場合は} \\ & (3/4) \times X - 317/20000 \end{aligned}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各拠出州の調整義務額とされる。Xは、課税力測定値の調整額測定値に対する比率から1を減じた数値である。但し、これに基づいて計算された拠出額が、課税力測定値が調整額測定値を超過する額の72.5%を上回る場合、上回る部分の負担は交付金受領州も含めた全州で按分する。

#### I-4. 連邦補充交付金

- (1) 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって規定される。2005 年以降は、「旧東独州」に対する特別需要連邦補充交付金、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つのみが交付されている。
- (2) 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%が交付される。
- (3) 「旧東独州」に対する特別需要連邦補充交付金」として 2005 年から 2019 年まで、以下の金額が交付される。

2005 年	10,532,613,000 Euro	
2006 年	10,481,484,000 Euro	
2007 年	10,379,225,000 Euro	
2008 年	10,225,838,000 Euro	
2009 年	9,510,029,000 Euro	
2010 年	8,743,091,000 Euro	
2011 年	8,027,283,000 Euro	
2012 年	7,260,345,000 Euro	
2013 年	6,544,536,000 Euro	
2014 年	5,777,598,000 Euro	
2015 年	5,061,790,000 Euro	
2016 年	4,294,852,000 Euro	
2017 年	3,579,043,000 Euro	
2018 年	2,812,105,000 Euro	
2019 年	2,096,397,000 Euro	

上記の金額は、以下の比率で各州に配分される。

ベルリン	19.020610%
ブランデンブルク	14.326911%
メックレンブルク・フォアポーマーメン	10.536374%
ザクセン	26.075481%
ザクセン・アンハルト	15.733214%
チューリングゲン	14.307410%

参考資料 p.5

- (4) 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 5 州に、以下の金額を交付する。2013 年以降、連邦と州は共同で 3 年ごとに交付額の見直しを行う。

2005 年～2011 年	
ブランデンブルク	190,000,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーメン	128,000,000 Euro
ザクセン	319,000,000 Euro
ザクセン・アンハルト	187,000,000 Euro
チューリングゲン	176,000,000 Euro

2012 年以降	
ブランデンブルク	153,330,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーメン	103,296,000 Euro
ザクセン	257,433,000 Euro
ザクセン・アンハルト	150,909,000 Euro
チューリングゲン	142,032,000 Euro

2012 年と 2013 年については、交付額を以下の金額だけ減じる。

ブランデンブルク	18,335,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーメン	12,352,000 Euro
ザクセン	30,783,500 Euro
ザクセン・アンハルト	18,045,500 Euro
チューリングゲン	16,984,000 Euro

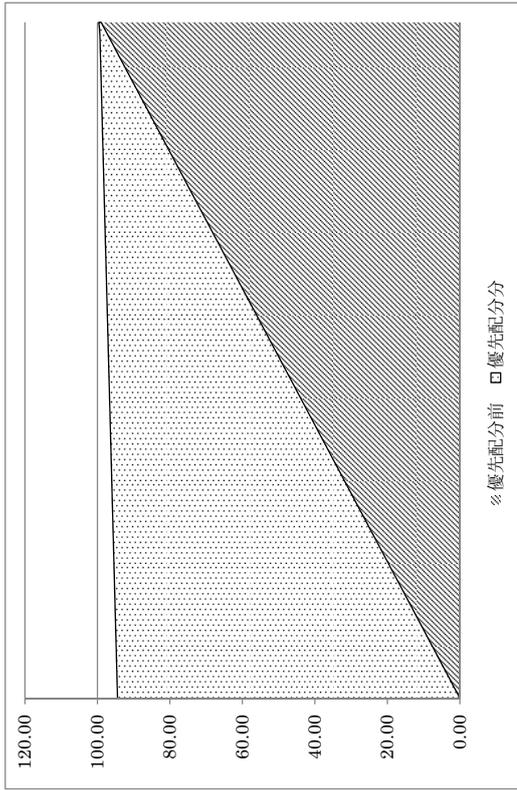
- (5) 「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 10 州に、以下の金額を交付する。2008 年以降、連邦と州は共同で 5 年ごとに交付額の見直しを行う。

ベルリン	43,460,000 Euro	旧東西独・都市州
ブランデンブルク	55,220,000 Euro	旧東独
メックレンブルク・フォアポーマーメン	61,355,000 Euro	旧東独
ザクセン	25,565,000 Euro	旧東独
ザクセン・アンハルト	52,663,000 Euro	旧東独
チューリングゲン	55,731,000 Euro	旧東独
ブレーメン	60,332,000 Euro	旧西独・都市州
ラインラント・プファルツ	46,016,000 Euro	旧西独
ザールラント	63,400,000 Euro	旧西独
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	53,174,000 Euro	旧西独

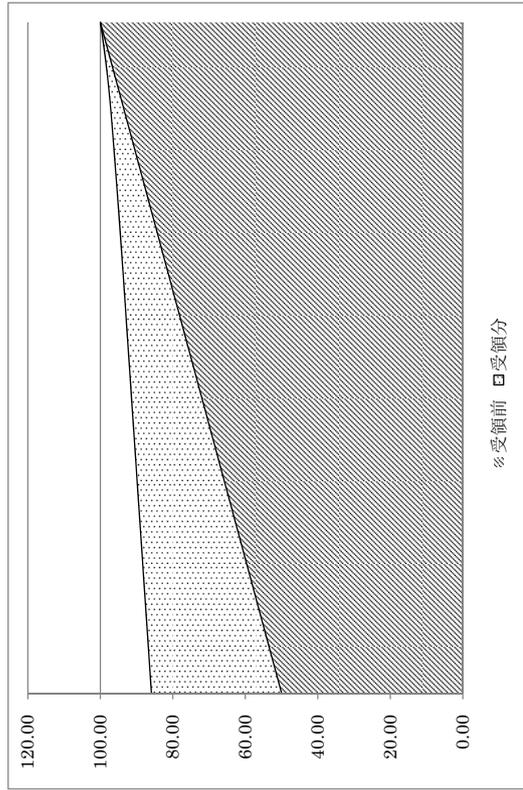
参考資料 p.6

## II 図表

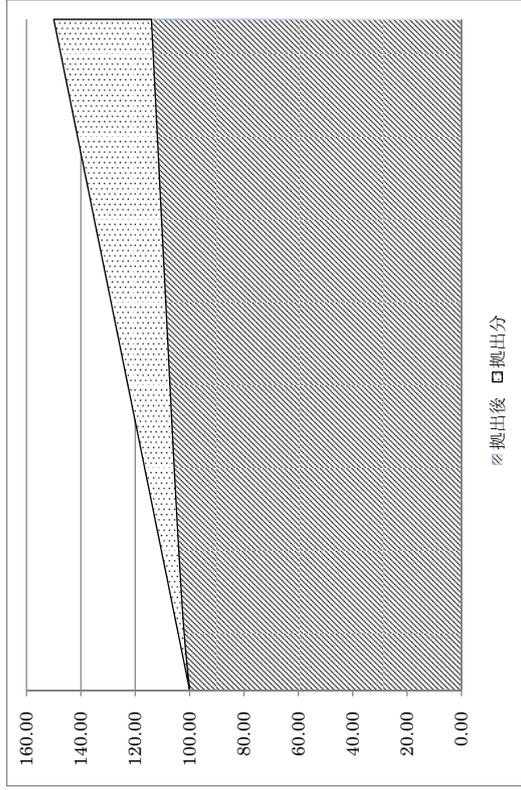
図表 1：売上税収の優先配分（1人あたり税収州平均の連邦平均に対する比率）



図表 2：州間財政調整における交付金受領（課税力測定値の調整額測定値に対する比率）



図表 3：州間財政調整における交付金拠出（課税力測定値の調整額測定値に対する比率）



図表 4：州間財政調整における拠出額と受領額

	百万 Euro (－は拠出額、＋は受領額)									
	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010		
バーデン・ヴュルテンベルク	-1,433	-1,957	-2,235	-2,057	-2,316	-2,499	-1,488	-1,694		
バイエルン	-1,295	-1,884	-2,234	-2,093	-2,311	-2,923	-3,354	-3,491		
プレンツラウ (都市州)	<b>+287</b>	<b>+442</b>	<b>+366</b>	<b>+417</b>	<b>+471</b>	<b>+505</b>	<b>+433</b>	<b>+444</b>		
ハンブルク (都市州)	-60	-556	-383	-623	-368	-371	-45	-62		
ヘッセ	-1,101	-2,734	-1,606	-2,418	-2,885	-2,470	-1,902	-1,738		
ニーダーザクセン	<b>+231</b>	<b>+568</b>	<b>+363</b>	<b>+240</b>	<b>+318</b>	<b>+317</b>	<b>+110</b>	<b>+256</b>		
ノルトライン・ヴェストファーレン	-1,763	-1,141	-490	-132	-38	<b>+54</b>	-59	<b>+358</b>		
ラインラント・プファルツ	<b>+117</b>	<b>+392</b>	<b>+294</b>	<b>+346</b>	<b>+343</b>	<b>+374</b>	<b>+293</b>	<b>+263</b>		
ザクセン	<b>+92</b>	<b>+167</b>	<b>+113</b>	<b>+115</b>	<b>+125</b>	<b>+116</b>	<b>+93</b>	<b>+89</b>		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	-72	<b>+185</b>	<b>+146</b>	<b>+124</b>	<b>+136</b>	<b>+177</b>	<b>+169</b>	<b>+100</b>		
バイエルン (都市州)	<b>+2,159</b>	<b>+2,812</b>	<b>+2,456</b>	<b>+2,709</b>	<b>+2,900</b>	<b>+3,140</b>	<b>+2,877</b>	<b>+2,884</b>		
プレンツラウ	<b>+442</b>	<b>+644</b>	<b>+588</b>	<b>+611</b>	<b>+675</b>	<b>+621</b>	<b>+501</b>	<b>+397</b>		
ノルトライン・ヴェストファーレン	<b>+394</b>	<b>+500</b>	<b>+433</b>	<b>+475</b>	<b>+513</b>	<b>+538</b>	<b>+450</b>	<b>+393</b>		
ザクセン	<b>+907</b>	<b>+1,182</b>	<b>+1,020</b>	<b>+1,078</b>	<b>+1,165</b>	<b>+1,158</b>	<b>+910</b>	<b>+843</b>		
ザクセン・アノルト	<b>+574</b>	<b>+711</b>	<b>+587</b>	<b>+590</b>	<b>+627</b>	<b>+627</b>	<b>+514</b>	<b>+491</b>		
チューリンゲン	<b>+521</b>	<b>+670</b>	<b>+581</b>	<b>+617</b>	<b>+644</b>	<b>+637</b>	<b>+497</b>	<b>+466</b>		
総額	±5,724	±8,273	±6,948	±7,322	±7,917	±8,263	±6,848	±6,985		

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.153 より作成。

図表 5：一般連邦補充交付金の交付額

	百万 Euro						
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
バーデン・ヴュルテンベルク	-	-	-	-	-	-	-
バイエルン	-	-	-	-	-	-	-
プレンツラウ (都市州)	121	136	153	164	142	146	
ハンブルク (都市州)	-	-	-	-	-	-	-
ヘッセ	-	-	-	-	-	-	-
ニーダーザクセン	197	118	166	163	16	125	
ノルトライン・ヴェストファーレン	-	-	-	-	-	-	-
ラインラント・プファルツ	153	177	180	194	156	142	
ザクセン	53	55	60	58	48	46	
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	79	67	73	96	92	51	
バイエルン (都市州)	768	847	911	982	902	907	
プレンツラウ	224	236	260	247	206	175	
ノルトライン・ヴェストファーレン	161	177	191	200	171	155	
ザクセン	385	410	445	447	366	347	
ザクセン・アノルト	222	228	243	245	207	200	
チューリンゲン	217	232	245	245	199	190	
総額	2,579	2,682	2,927	3,041	2,506	2,607	

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.155-156 より作成。

図表 6：「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」および「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の交付額（2005年～2010年）

	百万 Euro	
	行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金	失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金
フランクフルト (都市州)	60	
ライプツィヒ	46	
ザクセン	63	
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	53	
ヘッセン (都市州)	43	
ブレンデンスブルク	55	190
メクレンブルク・フォアポメルン	61	128
ザクセン	26	319
ザクセン・アノルト	53	187
チューリンゲン	56	176
総額	517	1,000

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.155-156 より作成。

図表 7：「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」の交付額

	百万 Euro					
	2005	2006	2007	2008	2009	2010
ヘッセン (都市州)	2,003	1,994	1,974	1,945	1,809	1,663
ブレンデンスブルク	1,509	1,502	1,487	1,465	1,362	1,253
メクレンブルク・フォアポメルン	1,110	1,104	1,094	1,077	1,002	921
ザクセン	2,746	2,733	2,706	2,666	2,480	2,280
ザクセン・アノルト	1,657	1,649	1,633	1,609	1,496	1,376
チューリンゲン	1,507	1,500	1,485	1,463	1,361	1,251
総額	10,533	10,481	10,379	10,226	9,510	8,743

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.155-156 より作成。

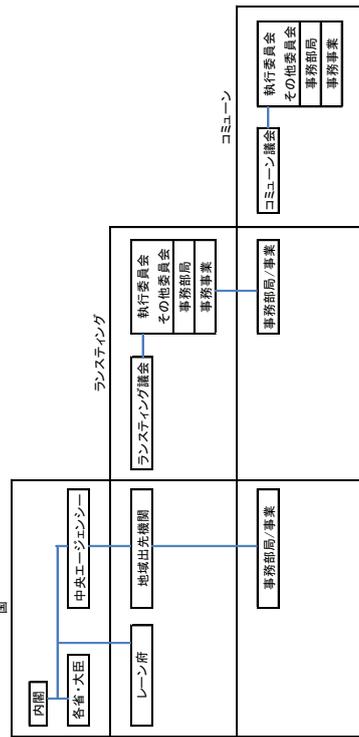
スウェーデンの財政調整制度について

2012年10月31日  
 横浜国立大学 伊集守直

1 統治機構の概要

(1) 行政機構

図表 スウェーデンの行政機構



【出所】自治体間協定(2004:11)より作成。

(2) 事務配分

国	ランスタイング	コミューン
立法 国家行政 徴税 外交 EU問題 移民、難民 防衛 警察、司法 経済的保障 高等教育、研究 文化 労働市場 経済政策 農林業 国有企業	医療、保健 福祉サービス 福祉サービス 教育 建築 環境保護 清掃事業 ごみ処理 上下水道 緊急サービス 民間防衛 図書館 住宅 地域交通 文化余暇活動 技術的サービス 所有企業	福祉サービス 教育 建築 環境保護 清掃事業 ごみ処理 上下水道 緊急サービス 民間防衛 図書館 住宅 地域交通 文化余暇活動 技術的サービス 所有企業

【出所】SCB(2007:31)より作成。

(3) 地方政府の歳入歳出構造

図表 地方政府の歳入歳出構造(2009年)

ランスタイング		コミューン	
金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
プライマリケア	1.1	5,579	1.1
専門医療	7.2	35,043	7.2
精神医療	2.2	10,660	2.2
その他の保健・医療	2.5	12,331	2.5
保健医療に関わる政治活動	13.5	65,442	13.5
医薬品	27.9	135,787	27.9
歯科医療	30.2	146,724	30.2
地域政策	6.7	32,509	6.7
その他	3.1	15,262	3.1
	1.3	6,506	1.3
	1.2	5,714	1.2
合計	3.0	14,482	3.0
合計	100.0	486,039	100.0

(注)合計は、事業収入を除いた総歳出を示している。  
 (出所)Statistisk Centralbyrå(2009)より作成。

図表 地方政府の歳入構成(2007年)

ランスタイング		コミューン	
金額	割合(%)	100万SEK	割合(%)
税収	62.2	314,941	62.2
一般交付金	11.0	55,677	11.0
経常・投資補助金	3.7	18,976	3.7
料金収入(行政活動)	2.9	14,914	2.9
料金収入(事業活動)	2.9	14,676	2.9
地代・リース料	3.0	15,144	3.0
資産売却	5.4	27,605	5.4
利子収入	2.0	9,899	2.0
その他	6.8	34,668	6.8
合計	100.0	506,550	100.0

(出所)Statistisk Centralbyrå(2009)より作成。

2 国と地方の税分担

(1) 課税権

根拠法：統治組織法 (Regeringsformen)

1976年憲法 第1章7条 地方政府の課税権規定

2010年改正 第14章4条 地方政府の課税権規定

○第14章5条 (水平的) 財政調整規定

「同等の経済的条件を達成することが求められる時に、地方政府は法律に基づき他の地方政府の任務のための費用を拠出することを命じられることができる。」

図表 スウェーデンの税収構造(2006年)

税目	税収額(100万SEK)	割合(%)
国税所得税 (減税措置)	42,756	3.0
地方所得税	-82,379	-5.8
法人税	454,117	31.9
資産所得税	99,044	7.0
付加価値税	37,423	2.6
個別消費税	265,151	18.6
社会保障拠出金(雇用主負担)	112,283	7.9
社会保障拠出金(雇用人負担)	328,052	23.1
その他	77,329	5.4
合計	89,065	6.3
合計	1,422,841	100

(注) 国税所得税の税収は、税額控除を用いた減税措置により実質的にはマイナスになっている。

(出所) スウェーデン国税庁資料 (Skatter i Sverige) により作成。

- 課税方式については付加税方式を採用 (地方所得税)。
- 課税権について、国税、地方税ともに立法、徴税は国が実施。地方政府は税率決定権をもつ。
- 税率の格差は5.48% (コミュニティとランステイングの合計)。
- 課税力格差はランステイング単位で1.34倍、コミュニティ単位で2.48倍。

レーン	2010年末人口	2011年税面に基づく課税標準		地方所得税率、%			
		金額(1000SEK)	1人あたり課税標準	合計	コミュニティ		
ストックホルム	2,054,343	423,866,532	206,327	117	30.46	18.36	12.1
ウプサラ	335,882	58,931,044	175,452	100	31.89	21.03	10.9
ウェストマンランド	270,738	45,011,332	166,254	94	32.13	21.96	10.2
エスデヨーランド	429,642	71,022,069	165,305	94	30.98	20.71	10.3
ヨンジボン	336,866	55,711,097	165,381	94	32.26	21.26	11.0
クロンベリ	183,940	30,318,939	164,831	94	31.65	21.00	10.7
カールマル	235,536	37,956,282	162,929	92	32.46	21.59	10.9
ゴットランド	57,269	8,799,188	153,647	87	33.10	33.10	-
フレキニンゲ	153,227	25,046,123	163,458	93	33.13	21.62	11.5
スウェーデン	1,243,329	203,408,170	163,600	93	30.70	20.31	10.4
ハーランド	229,484	52,141,794	174,105	99	31.22	20.80	10.4
ヴェストマンランド	1,580,297	272,904,040	182,682	98	32.05	21.17	10.9
ヴァーラムランド	273,265	43,614,789	159,606	91	33.16	21.96	11.2
エレブロ	280,230	46,075,237	164,419	93	32.20	21.18	11.0
ヴェストマンランド	252,757	43,299,563	171,310	97	31.51	21.13	10.4
ダーナ	277,047	45,491,386	164,201	93	33.30	22.41	10.9
イエフレボリ	276,508	45,901,915	166,008	94	32.88	21.45	11.4
ヴェステルノルランド	242,625	41,524,808	171,148	97	33.37	22.38	11.0
イエムランド	126,691	20,166,174	159,176	90	33.22	22.82	10.6
ヴェステルボトテン	239,288	43,010,541	165,881	94	33.14	22.64	10.5
ノルボテン	259,266	43,448,961	174,768	99	32.69	22.29	10.4
全国	9,415,570	1,657,649,984	176,054	100	31.60	20.59	11.0

(資料) SCB, Kommunalskatterna 2012

高税率コミュニティ		低税率コミュニティ	
Hofors	34.32	Vellinge	28.89
Ragunda	34.17	Kävlinge	28.90
Dals-Ed	34.09	Örkelljunga	29.15
Sollefteå	34.08	Staffanstorp	29.18
Härnösand	34.03	Solna	29.22
低課税コミュニティ		高課税コミュニティ	
Arjäng	73	Danderyd	181
Eda	76	Lindgö	153
Mellerud	79	Täby	144
Dals-Ed	80	Nacka	129
Björholm	80	Sollentuna	128
Vilhelmina	80		

(資料) SCB, Kommunalskatterna 2012

3 財政調整制度

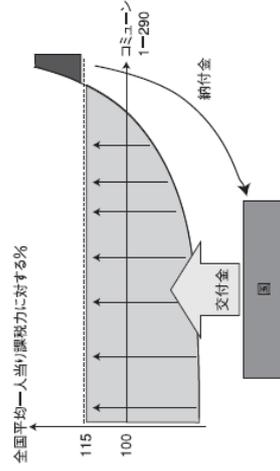
(1) 財政調整制度のしくみ

- ① 収入平準化 (Inkomstutjämning)
- ② 費用平準化 (Kostnadsutjämning)
- ③ 構造交付金 (Strukturbidrag)
- ④ 過渡的交付金 (Införandebidrag) : 2010年度で終了
- ⑤ 調整交付金・納付金 (Regleringsbidrag/avgift)

① 収入平準化

- コミュニティにおいては課税力 (住民1人あたり課税標準) の全国平均の115%を保障。
- ランステイングにおいては110%を保障。
- 保障課税力を上回る課税力をもつコミュニティ・ランステイングは国に納付金を納める。
- 2005年度改正により、収入平準化の財源は主に国庫による。

費用平準化のイメージ図



(出典) 星野 2006 より引用。

収入平準化の計算方法

例: Svedala kommun 2008

A	2008年の調整済み課税標準 (SEK): 2006年所得に対する調整	3,299,754,888
B	人口、2007年11月1日時点	19,104
C	住民1人あたり調整済み課税標準 (SEK) A/B	172,726
D	調整済み全国平均1人あたり課税標準 (SEK)	175,415
E	当該コミュニティの課税力 (%) C/D	98.5
F	保障課税力 (%)	115
G	当該コミュニティの保障課税標準 (SEK) B × D × F	3,853,797,384
H	保障ベース額 (SEK) G - A	554,042,496
I	レーンごとの税率 (= 全国平均税率 × 0.95 + 0.09%*)	19.70
J	当該コミュニティの住民1人あたり交付額 (SEK) H × I ÷ B ÷ 100	5.713
K	当該コミュニティに對する交付額	109,141,152

\* スヴェダラ・コミュニティが属するスコーネ・レーンの税率上昇率を加味。Iの算出において、交付団体では95%、納付団体では85%を算入。

2008年における平準化レベル

課税力、%	住民1人あたり税 収、SEK	住民1人あたり収入 平準化、SEK	収入平準化を含む 住民1人あたり税 収、SEK	全国平均に對する 割合、%	
団体A	82.2	29,873	11,323	41,196	113.4
団体B	90.7	32,942	8,404	41,346	113.8
団体C	101.5	36,855	4,682	41,537	114.3
団体D	105.5	38,341	3,268	41,609	114.5
団体E	120.0	43,576	-1,532	42,044	115.7

②費用平準化

- 地方団体間の構造的費用の平準化を目的とする (構造的 = 各団体が影響を与えることができない)。
- 需要と費用について計測可能かつ客観的な数値が算出され、「水平的に」調整される (= 平均費用に對して納付と交付が行われる)。
- コミュニティについては9つの事務、ランステイニングについては3つの事務が対象 (共同事務として公共交通)。

費用平準化の状況、2008年  
コミュニティ

	交付金額 (100万SEK)		団体数		ランステイニング	
	交付団体	納付団体	交付団体	納付団体	交付金額 (100万SEK)	団体数
移民子弟	466	25	265	11	1,399	10
賃金構造	685	42	248	13	487	8
人口変化	906	153	137	0	0	0
居住構造	961	77	213	1	1,356	20
公共交通	1,065	59	231	3	207	18
中等教育	1,959	245	45			
基礎教育	3,972	205	85			
就学前・学童保育	4,271	59	231			
個人・家族ケア	4,292	30	260			
高齢者ケア	6,503	206	84			
合計	5,198	150	140	6	1,360	15

費用平準化に用いられる部分モデル

コミュニティ	費用平準化に用いられる部分モデル
就学前教育・学童保育	年齢、籍の活動率、課税力、人口密度
基礎教育	年齢、移民子弟
中等教育	年齢、プログラム選択、居住構造
高齢者ケア	年齢、性別分布、職業背景、生活状況(既婚、独居等)、非北欧出身者、過疎
個人・家族ケア	難民、非北欧・EU出身者、給付なし失業者、シングルマザー、低所得者、居住密度
移民子弟	国外背景をもつ0-19歳の子供
人口変化	過去10年における2%以上の人口減少、児童数の増減、人口増に伴う税金確保の遅延に対する補償
居住構造	暖房、道路・街路、住宅費用、過疎にともなう追加的費用
賃金構造	近隣団体における平均賃金、1世帯住居の平均価格、活動率
ランステイニング	
保健・医療	サービス需要団体、性別、年齢、生活状況、雇用状況、住宅類型、賃金構造、過疎
人口変化	人口増に伴う税金確保の遅延に対する補償
賃金構造	レーンにおける民間部門賃金、医師給与
共同事務	
公共交通	人口密度、通勤状況、都市化状況

③構造交付金

- 2005年改正以前に費用平準化に含まれていた地域政策的要素は分離され、構造交付金として独立。
- 人口の少ない団体、労働市場問題を抱える団体を支援する目的。
- 2005年改正における設定水準を超えて取入が減少する団体に交付 (コミュニティでは交付金の減少が当該団体の課税標準の0.56%を超える団体、ランステイニングでは0.28%)

- 平均的な課税力をもつ団体にあっては、住民 1 人あたり 850SEK（コミュニティ）、425SEK（ランスタイング）が交付される。

(4) 過渡的交付金

- 2005 年改正に伴い交付金額が減少する団体に對して、2005 年から 2010 年にかけて激変緩和措置がとられた。
- 年間の収入減が課税標準の 0.08%（コミュニティ）、0.04%（ランスタイング）を超える場合に交付される。

(5) 調整交付金・納付金

- 収入平準化、費用平準化、構造交付金、（過渡的交付金）の交付金所用額と中央政府の一般会計予算における一般交付金額とを比較し、前者が多い場合には調整納付金が課され、後者が多い場合には調整交付金が交付される（いずれも住民 1 人あたり定額）。

4 制度の変遷

実施年	改革内容
1966年	すべての地方政府部門に対する税平衡交付金制度の導入。 課税力不足に対する交付金、高税率コミュニティに対する交付金、特別税平衡交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974年	高税率コミュニティに対する税平衡交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミュニティ)、5区分(ランスタイング)に増加。
1980年	課税力区分が12区分に増加し、103~136%までの基礎保障の割り当て。 年齢構造にもとづく基礎保障の修正。 人口減少に対する追加措置。
1986年	税平衡負担金制度(一般税平衡負担金、特別税平衡負担金)の導入。 特別税平衡負担金は課税力の高いコミュニティが累進的に負担。
1989年	課税力区分が25区分に増加し、100~157%までの基礎保障の割り当て。 コミュニティにおける税平衡交付金制度の廃止および国庫平準化交付金制度の導入。
1993年	新制度は、収入の平準化、構造的差異の平準化、人口減少に対する追加措置の3要素。 特定補助金の大幅な一般財源化。 平準化交付金制度における水平的財政調整の導入。
1996年	住民1人あたり定額の包括交付金の導入。
2005年	収入平準化と包括交付金の統合、構造交付金、調整交付金・納付金の導入。

(出所) SOU1991, SCB2001, Finansdepartementet2008より筆者作成。

1993年改革による制度変化

1993年以前の制度	1993年改革
<p>税平衡交付金制度</p> <p>①一般税平衡交付金(収入・費用の平準化)</p> <p>25の課税力区分</p> <p>平均課税力の100~157%の基礎保障</p> <p>年齢構造・人口減少要素の加味</p> <p>②特別税平衡交付金</p> <p>課税力とは無関係に、経済的援助、過疎地の集団輸送、山間地域への補助、自然災害に対する予防的政策などの目的から交付。</p> <p>③一般税平衡負担金</p> <p>平均課税力の上昇にもない増加する一般税平衡交付金の費用を各地方政府が1人あたり課税所得に応じて比例的に負担。</p> <p>④特別税平衡負担金</p> <p>コミュニティ間の税率の格差を平準化する目的で平均課税力を超えるコミュニティが累進的に負担。</p>	<p>国庫平準化交付金制度</p> <p>①収入の平準化</p> <p>課税力区分を廃止し、全国で統一された一般保障レベルを毎年議会で決定。 (93年は、全国平均の125%)</p> <p>②費用の平準化</p> <p>年齢構造、社会構造、人口密度、気候により構造費指数を決定。</p> <p>③人口減少要素</p> <p>5年間で2%以上の人口減少があったコミュニティに對して交付金を追加。</p> <p>特定補助金の一般財源化</p> <p>交付金総額の追加的削減</p>

(出所) SOU(1991)およびSCB(2001)より筆者作成。

1993年改革により廃止されたコミュニティに対する補助金と国庫平準化交付金額(1993年)

項目	金額(100万SEK)
教育	30,270
児童福祉	13,961
老人福祉	6,484
道路維持	836
交通弱者対策	552
企業税廃止の代償	879
その他	793
税平衡交付金	15,646
1. 小計	69,421
2. コミュニティから国への負担金の廃止	24,539
3. 93年改革による補助金額の削減	5,183
国庫平準化交付金総額(=1-2-3)	39,699

(出所) 室田(2003:196)、一部修正。

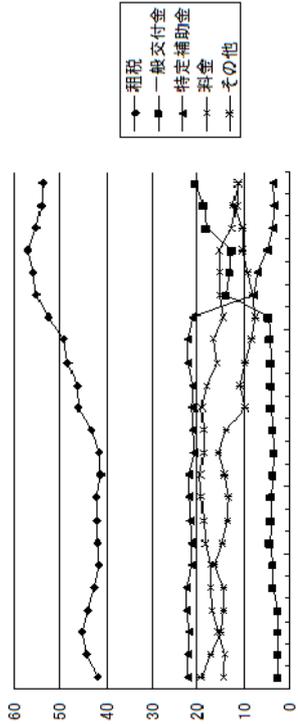
ランスステイヴの歳入(100万SEK)

	2006	2007	2008	2009	2010
地方税	155,901	163,751	171,418	175,714	178,778
一般交付金	35,788	37,752	38,738	40,900	46,627
活動収入	11,231	11,513	12,180	12,964	13,404
サービスマイニング	5,189	5,746	5,746	6,080	6,441
物品収入	1,201	1,187	1,276	1,269	1,378
患者負担、その他料金	5,777	5,851	6,099	6,186	6,205
その他の補助金	6,156	6,570	6,531	8,185	8,639
うち特定補助金	3,699	4,023	3,982	5,323	5,554
その他	3,200	3,490	3,700	5,146	3,790
合計	224,443	235,631	245,688	256,534	265,262

収支計算書(100万SEK)

	2006	2007	2008	2009	2010
活動収入	31,004	32,288	33,559	36,449	37,988
活動費用	-214,937	-223,162	-234,357	-243,771	-251,447
減価償却	-8,911	-6,299	-6,539	-6,841	-7,100
活動純費用	-189,844	-197,175	-207,336	-214,163	-220,560
税金	155,901	163,751	171,418	175,714	178,778
一般交付金	12,710	15,344	16,265	17,000	19,490
金融収入	1,751	1,815	1,984	3,381	1,869
金融費用	-1,620	-2,174	-3,905	-3,129	-1,994
結果	1,900	3,969	900	2,792	4,720
経常外収入	0	33	0	0	0
経常外費用	-68	0	0	0	0
結果(自己資本の変化)	1,832	4,002	900	2,792	4,720

コミュニティの歳入構成(%)



(注) 一般交付金は、税平準交付金(1993-99年)、国庫平準交付金(1993-99年)、包括交付金(1996年以降)となっている。  
(出所) Statistiska Årsböckerより作成。

コミュニティの歳入(100万SEK)

	2006	2007	2008	2009	2010
地方税	302,350	314,941	330,645	336,314	342,385
一般交付金等	50,430	55,677	58,279	61,486	76,162
特定補助金	21,494	18,976	18,782	19,088	20,568
料金収入	14,295	14,914	15,548	16,621	16,304
料金収入(商業的活動)	14,130	14,676	14,415	13,866	14,025
地代	14,582	15,144	15,780	16,380	17,045
資産売却	23,664	27,605	21,438	18,350	20,164
利子収入	7,955	9,899	11,341	11,118	9,947
その他	33,926	34,668	35,488	36,292	37,299
投資	30,199	33,386	36,874	36,783	35,950
合計	482,826	506,500	521,716	528,956	553,899

収支計算書(100万SEK)

	2006	2007	2008	2009	2010
活動収入	104,175	104,986	107,350	110,154	114,122
活動費用	-433,204	-454,811	-476,618	-486,832	-506,678
減価償却	-14,281	-14,503	-15,162	-15,729	-16,562
活動純費用	-343,310	-364,328	-384,430	-392,407	-409,118
税金・補助金収入等	352,780	370,606	388,905	397,800	418,675
金融収入	3,869	3,822	2,549	5,168	4,026
金融支出	13,339	10,100	7,024	10,561	13,583
結果	9,299	13,899	1,124	162	1,033
経常外収入	-3,272	-1,990	-1,941	-35	-447
経常外費用	-	-	-	-	-
結果(自己資本の変化)	19,366	22,009	6,207	10,688	14,169

交付金の配分状況(2010年)

100万SEK	収入平準化		費用平準化		構造交付金	過渡的交付金	調整交付金・納付金	100万SEK	1人あたり交付金
	交付金	差額	交付金	差額					
ストックホルム	2	-448	2,949	-484	7	517	3,027	1,499	
ウプサラ	1,841	85	1,841	85	-	-	1,442	4,345	
セーデルマンランド	1,934	19	1,934	19	24	69	1,945	7,230	
エスタドモラ	3,036	-37	3,036	-37	1	110	2,959	6,928	
ヨンショーピング	2,272	-32	2,272	-32	1	86	2,327	6,924	
クロノベリ	1,312	-114	1,312	-114	-	47	1,246	6,801	
南カルマル	1,909	-198	1,909	-198	3	60	1,774	7,594	
東ゴットランド	568	-97	568	-97	75	15	560	9,793	
東プレーキンジェ	1,048	-227	1,048	-227	4	39	864	5,662	
スウェーデン	9,432	-278	9,432	-278	3	315	9,626	7,819	
南ハールランド	1,725	-150	1,725	-150	-	76	1,651	5,564	
南ヴェストマンランド	8,807	-744	8,807	-744	16	402	8,483	5,405	
西ヴァーモランド	2,275	-165	2,275	-165	21	70	2,202	8,058	
西部エレブロ	1,974	78	1,974	78	18	72	2,142	7,681	
ヴェストマンランド	1,445	-55	1,445	-55	12	64	1,470	5,847	
ダーナ	2,027	-37	2,027	-37	65	11	2,136	7,727	
イエフレボリ	1,893	-54	1,893	-54	77	71	2,001	7,243	
北ヴェステルマンランド	1,490	-49	1,490	-49	39	62	1,547	6,366	
中部イェムトランド	1,086	266	1,086	266	121	-	1,184	11,884	
ヴェステルボッテン	1,908	-157	1,908	-157	143	11	1,972	7,626	
ノルボッテン	1,471	-278	1,471	-278	750	30	64	2,037	
全国	48,905	5	48,905	5	1,523	90	2,394	52,916	

100万SEK	収入平準化		費用平準化		構造交付金	過渡的交付金	調整交付金・納付金	100万SEK	1人あたり交付金
交付金	差額	交付金	差額						
ストックホルム	872	-2134	872	-2134	-	-	877	-385	
ウプサラ	613	-284	613	-284	-	-	144	473	
セーデルマンランド	650	-154	650	-154	-	-	117	613	
エスタドモラ	1,215	-129	1,215	-129	-	-	186	1,272	
ヨンショーピング	867	-40	867	-40	-	-	146	974	
クロノベリ	438	-228	438	-228	42	-	80	332	
南カルマル	594	56	594	56	-	-	102	752	
東ゴットランド	227	-28	227	-28	82	1	25	307	
東プレーキンジェ	405	-140	405	-140	77	-	66	408	
スウェーデン	3,479	-152	3,479	-152	-	-	535	3,861	
南ハールランド	602	-72	602	-72	-	-	129	659	
南ヴェストマンランド	2,837	256	2,837	256	-	-	682	3,775	
西部ヴァーモランド	754	-116	754	-116	-	-	119	757	
西部エレブロ	753	-16	753	-16	-	-	121	858	
ヴェストマンランド	451	-26	451	-26	-	-	109	534	
ダーナ	731	-97	731	-97	-	-	120	754	
イエフレボリ	717	-24	717	-24	-	-	120	813	
北ヴェステルマンランド	422	48	422	48	-	12	106	588	
中部イェムトランド	358	-33	358	-33	124	8	55	512	
ヴェステルボッテン	622	70	622	70	116	16	112	936	
ノルボッテン	451	248	451	248	217	16	108	1,040	
全国	15,053	10	15,053	10	657	53	4,060	19,833	

(資料)SCB資料より作成。

交付金額の推移

年度	収入平準化		費用平準化		包括交付金	構造交付金	過渡的交付金(*)	調整交付金・納付金	交付金総額
	交付金	差額	交付金	差額					
1998	8,325	-8,161	5,043	-5,031	57,506	11	-8	57,673	
1999	8,808	-8,564	5,176	-5,158	59,971	17	-15	60,217	
2000	9,700	-9,421	4,766	-4,787	59,160	19	19	59,436	
2001	10,687	-10,330	4,901	-4,938	58,852	-37	-4	58,917	
2002	12,442	-11,929	5,064	-5,112	58,549	-47	-79	58,936	
2003	14,083	-13,448	635	-5,243	35,087	-47	-136	35,538	
2004	13,807	-13,239	568	-5,288	34,042	-48	-89	34,473	
2005	45,008	-3,414	4,620	-4,650	-	1,539	-2,000	42,626	
2006	46,212	-3,229	4,298	-4,732	-	1,533	838	45,165	
2007	48,139	-3,289	4,851	-4,862	-	1,533	462	45,157	
2008	51,962	-3,654	5,198	-5,208	-	1,528	308	45,935	
2009	54,331	-4,050	5,551	-5,564	-	1,525	192	47,456	
2010	52,817	-3,912	5,701	-5,697	-	1,523	90	52,916	
2011	54,075	-3,898	6,070	-6,058	-	1,521	-	61,339	
2012	56,364	-4,245	6,492	-6,468	-	1,519	-	58,324	

年度	収入平準化		費用平準化		包括交付金	構造交付金	過渡的交付金(*)	調整交付金・納付金	交付金総額
	交付金	差額	交付金	差額					
1997	3,120	-3,254	4,891	-4,858	14,934	33	-31	14,802	
1998	3,233	-3,397	4,701	-4,676	17,399	24	-27	17,233	
1999	3,233	-3,477	3,337	-3,325	18,705	12	-12	18,461	
2000	3,566	-3,843	1,139	-1,144	18,868	6	2	18,587	
2001	4,010	-4,330	1,264	-1,276	19,253	-12	15	18,936	
2002	4,781	-5,175	1,472	-1,488	17,745	-16	25	17,361	
2003	5,465	-5,921	1,550	-1,556	8,036	-6	14	7,588	
2004	5,253	-5,687	1,520	-1,530	7,484	-10	11	7,052	
2005	14,933	-2,151	1,207	-1,208	-	658	624	12,576	
2006	15,233	-1,997	1,091	-1,096	-	657	348	12,964	
2007	15,780	-1,952	1,164	-1,165	-	658	235	15,656	
2008	16,947	-2,090	1,360	-1,354	-	657	174	16,563	
2009	17,677	-2,209	1,414	-1,412	-	656	113	17,316	
2010	17,187	-2,134	1,550	-1,540	-	657	53	19,833	
2011	17,557	-2,114	1,609	-1,610	-	657	7	23,664	
2012	25,218	-388	24,830	-1,556	-	657	-	23,651	

(\*)1998年から2004年において過渡的調整項目を示している。(資料)SCB資料より作成。

## フランス地方財政調整における「水平調整」導入の背景と意義 ～欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示～

神奈川大学経営学部 教授 青木宗明

### はじめに

フランスにおいて、いわゆる「水平調整」の地方財政調整が導入されつつある。これは、広く世界の地方財政関係者から驚きと注目を持って迎えられていることであろう。「水平調整」は、スウェーデンや連邦国家であるドイツの州間など、ごく限られた数しか実行されていないからである。それが予想もしていなかったフランスで、唐突感とともに実施され始めているのである。

このような予想外の驚きは、フランス国内でも同じである。「水平調整」は、フランス財政の歴史や財政思想、政治哲学からみて、決して予定した航路上にある港ではない。むしろ突発的な爆弾低気圧によって航路を逸脱し、文化の異なる他国の領土に流れ着いたといってもよいかもしれない。

政治家も含め財政関係者の中でこれまで常識とされてきたのは、自治体間の財源調整は国から地方への「垂直調整」の中で行われるべきという論理である。全国規模の「水平調整」が理論的に正しいと思われていたわけでも、それが最善の財政調整方法であると考えられていたわけでもまったくないのである。

それでは、なぜ「水平調整」が実施されることになったのだろうか。この疑問を解明するのが、本稿の最大の課題である。ただし、原因の究明だけで課題が終わるわけではない。原因が事象の内容を規定する以上、その内容を精査して事象そのものの評価をしなければならない。すなわち、フランスの「水平調整」がいかなる仕組みなのかを明らかにした上で、その導入をいかに評価すればよいか、つまり「水平調整」の導入は歴史的な一大変革なのか、それとも単なる制度の変更にすぎないのかを明らかにするのが、本稿の第2の課題となるのである。

なお、そもそも「水平調整」とは何かは、解答が非常に困難な難題である。正確に定義しようとするれば、別稿が必要になることに間違いはない。そこで本稿では、単純に次の2点から「水平調整」をイメージしていただきたい。すなわち、①国の財源を用いずに自治体間で財源の移転が行われる、すなわち財源豊かな自治体の税収が削減され、それが財源の乏しい自治体に移転される、②「水平調整」の規模や方法を地方代表が決定・監督する、である。

それでは、上で設定した課題に取り組むために、まずはフランスで導入されつつある制度を概観することにしよう。

### 1、全国的な「水平調整」制度の導入

導入の進む「水平調整」は、図表1に示してある。制度は1つではなく、調整の対象となる自治体の種類別および税収別に3つに分けられ、2011年からの3年間で順次導入される。すなわち、①デパルトマン間で有償譲渡税(DMTO)の税収調整を行う「不動産有償譲渡税平衡基金(FPDMTO)」を皮切りに、②「コミューン・コミューン連合財源平衡全国基金(FPIC)」が2012年から、③事業付加価値税(CVAE)を対象としたデパルトマンとレジオンの平衡基金が2013年から実施されるのである。

図表1、導入されつつある3つの全国的な「水平調整」制度

導入年	名称	略称	調整の対象
2011年～	不動産有償譲渡税(DMTO)平衡基金 Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux	FPDMTO	DMTO税収 デパルトマン間
2012年～	コミューン・コミューン連合財源平衡全国基金 Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales	FPIC	コミューン・ コミューン連合間
2013年～	事業付加価値税(CVAE)平衡デパルトマン基金 事業付加価値税(CVAE)平衡レジオン基金 Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises	FDPCVAE	CVAE税収 デパルトマン間
		FRPCVAE	CVAE税収 レジオン間

(参考) その他の「水平調整」制度

1991年～	レジオン・イル・ド・フランス連帯基金 Le Fonds de solidarité des communes de la région d'Ile-de-France	FSRIF	レジオン・イル・ド・フ ランス内のコミューン間
1975年～ 2010年(1)	職業税(TP)平衡デパルトマン基金 Les Fonds départementaux de péréquation de la taxe professionnelle	FDPTP	同一デパルトマン 内の近隣コミューン間
1992年～ 2003年(2)	レジオン間格差是正基金 Le fonds de correction des déséquilibres régionaux	FCDR	レジオン間

注(1) 職業税の廃止とFPIC・CVAE導入に伴って廃止されたが、該当する地方財源保障のために国の交付金として当面維持される。

注(2) 国の交付金である経常総合交付金(DGF)に統合された。

ここで自治体の名称がでてきたが、地方制度の特徴は、財政調整を考える上で非常に重要なので、図表2を用いて確認しておくことにしよう。フランスの地方制度は、次の2点で世界的に大変珍しい。すなわち、①自治体が「3.5層」にも積み上がっていること、②基礎的自治体であるコミューンが3万6千以上にも分かれていることである。

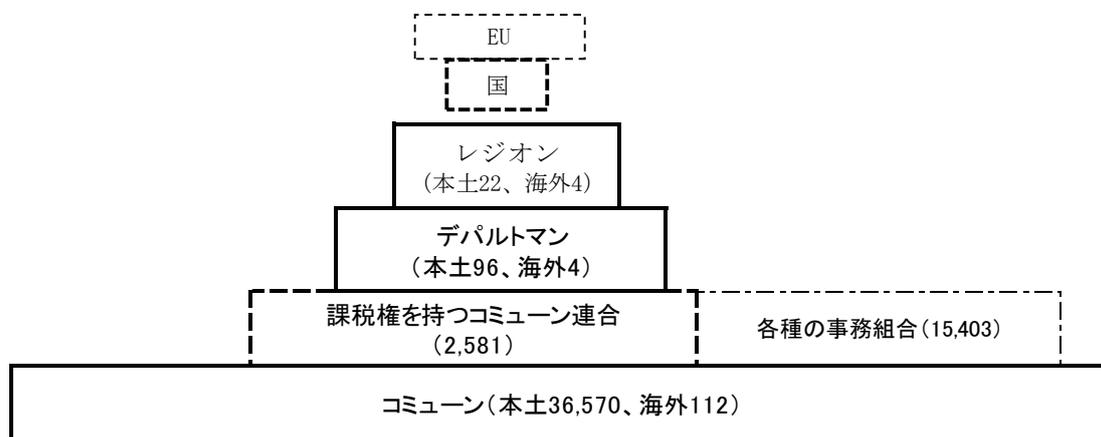
フランスは、国土面積でわが国の約1.8倍、人口で半分程度であるから、この比較にならないほど多いコミューン数から、次の事実をすぐに理解できるであろう。すなわち、①1コミューンあたりの人口が少ないこと、②いわゆる「限界集落」問題は存在せず、都市への人口集中が相対的に少ないこと、③1つの都市が多数のコミューンに分割されているといったように、都市・農村といった単純な区分だけでは捕らえられない多様性がコミューン間でみられることである。この状態で、はたして地方財政調整など可能なのかという疑問が湧くのは、しごく当然のことであろう。

そして地方制度が「3.5層」と中途半端なものも、このコミューンの細分化に原因が求められる。膨大な数のコミューンを合併させるのではなく、コミューンを束ねる「0.5層」に相当する「自治体ではないが課税権を持つコミューン連合」の形成を促進する政策が、1990年代半ば以降、強力に推し進められているのである。

そして2012年導入のFPICも、この政策の延長線上にある。後に詳述するように、FPIC

による財政調整の対象は課税権を持つコミューン連合なのである。もちろん、連合を形成していない単独コミューンも調整対象に含めるが、FPIC が連合形成への誘導効果を持つのは否定できないであろう。

図表2、フランスの行政・統治機構(自治体数は2010年、コミューン連合のみ2012年現在)



(資料)フランス内務省/DGCL

それでは、以下で3つの「水平調整」のそれぞれを概観してゆくが、その前に図表1にも示してある、その他の「水平調整」制度を3つ紹介しておこう。第1は、レジオン・イル・ド・フランス連帯基金(FSRIF)である。FSRIFは、首都のパリを中心とする1レジオン内の地域限定的「水平調整」である。「財政力」が平均以上のコミューンの税収が削減され、次の3指標に基づいて再配分される。すなわち①「財政力」、②社会住宅(Les logements sociaux)の比率、③住民の課税所得である<sup>(1)</sup>。FSRIFの総額は2012年に2.1億ユーロで、毎年2千万ユーロずつ増加して2015年には2.7億ユーロになるとされている。

第2は職業税平衡デパルتمان基金(FDPTP)であり、やはり地域限定の「水平調整」である。というのは、例外的な大規模施設(工場、発電所等)からの税収を立地コミューンから周辺コミューンへと移転する制度だからである。ここにも、コミューン細分化が色濃く影を落としているのが分かるだろう。コミューンが広域であれば、大規模施設の受益と負担の関係が1自治体内に収まってしまう可能性も高いのである。

最後はレジオン間格差是正基金(FCDR)で、唯一全国規模の制度である。調整の基準は「課税力」と言い換えてもよい「財政力」であり、したがって基金の機能は、税収のみの「水平調整」といえる。FCDRは、総額が6千万ユーロほどと小さいとはいえ税収削減(財源拠出)が3レジオンのみとなっていたため、2004年から国の交付金(経常総合交付金: DGF)に統合された。

注意深く読んでいただいている方々は、ここで疑問を抱くであろう。「水平調整」をなぜ「垂直調整」と統合できるのかという疑念である。これは「水平調整」の定義にかかわるきわめて重要な論点なので後に、本稿の最後の方で詳述することにしよう。

### (1) FPDMTO (不動産有償譲渡税平衡基金) の概要

不動産有償譲渡税（DMTO）は、不動産販売の公示や登録にかかる税であり、もともとは国税であった。しかし 2003 年の分権改革（国から地方への事務権限移譲）と 2010 年の職業税改革（後述）の「財源補償・保障」としてデパルトマンに移譲された。

後掲の図表 4 の右端・最下段から分かるように、2011 年の税収は 86 億ユーロであり、デパルトマンの基幹税の 1 つとなっている。税収の格差は、単純な総額比較なので有意と  
は言い難いが、フランス本土で最小の Lozere（約 408 万ユーロ）と最大の Paris（約 8 億ユーロ）の間で 195.7 倍の差が生じている。この税収を調整の対象とする FPDMT0 の概要は、以下の通りである<sup>(2)</sup>。

### (1) - (A) FPDMT0 の総額

FPDMT0 の総額は、基金の収入額と支出（配分）額とで異なる。収入額は、以下で述べる  
税収削減額（＝財源拠出額）の総計となるが、基金から支出される額は毎年度 3.8 億ユーロとされている。

当然、収入と支出が一致するはずもないので、基金の積立・年度間の繰り越しが定められている。収入が 3.8 億ユーロを上回る場合、地方財政委員会（Le comité des finances locales : CFL、後に詳述）が超過額の全額もしくは一部分の積立を決める。積立・繰越額は、基金の収入が 3 億ユーロを下回った年に支出されることになり、それまでの間は、デパルトマン景気変動調整保障基金（Le fonds de garantie départemental des corrections conjoncturelles）に積み立てられる。

実際、2011 年は初年度ゆえに収入の全額、約 4.4 億ユーロが交付デパルトマンの間で配分されたが、2012 年は、約 5.8 億ユーロの収入のうち 1.2 億が積み立てられ、4.6 億ユーロのみが配分された。

### (1) - (B) 税収削減（＝財源拠出）デパルトマンと削減額（＝拠出額）

FPDMT0 において税収が削減されるデパルトマンになるかどうかの基準は 2 種類ある。1 つは、①住民 1 人あたり税収額であり、フランスでは「ストックに基づく調整」と呼ばれている。いま 1 つは②税収増加率であり、「フローに基づく調整」と呼ばれている。このそれぞれにおいて削減される税収額の査定式は異なるが、いずれの場合も、削減額が前年度税収額の 5%を超えることはない。前年度税収額の 5%が、税収削減の上限になっているのである。

まず前者、①の基準では、住民 1 人あたりの DMTO 税収額（前年度）が、全デパルトマン平均値の 75%を超えるデパルトマンが税収削減自治体となる。この平均の 75%という数値から分かるように、FPDMT0 では平均値を境にして税収削減自治体と交付自治体が明確に二分される制度にはなっていない。後掲の図表 4 からみても取れるように、税収削減自治体であると同時に交付自治体でもあるデパルトマンが相当数存在するのである。

これは、後述する FPIC も同様なのだが、「水平調整」制度を長期にわたって維持しようとする巧みな工夫であるといえよう。すなわち、税収削減となる自治体を特定少数に狭

めず、「財源の拠出者」の数をできるだけ増やすことで、大都市自治体を中心とした恒常的な「拠出者」が抱きがちな「水平調整」への嫌悪感を薄めようとしているのである。また同時に、「出し手」と「貰い手」の明確な二分割を避け、両者の境目を曖昧にすることによって、「水平調整」において芽生えがちな自治体間の「上下意識」を緩和する効果も狙っている。

ただし、税収額の平均以下と平均を超える自治体と同じ形で削減されるのはさすがに無理があるため、税収削減の金額に差が設けられている。フランスの上院では「累進的」と表現されているが、全国平均との乖離に応じて、次のように削減額が区別されている。すなわち削減額は、(i) 全国平均との乖離が 0.75~1 の場合、乖離額の 10%に人口を乗じた額、(ii) 乖離が 1~2 の場合、乖離額の 12%相当額×人口、(iii) 乖離が 2 以上の場合、15%×人口、である。

次に後者、②の基準は DMTO 税収の増加率であり、2011 年度を例に述べると次のようになる。すなわち、それ以前の 2 年 (2009 年・2010 年) の平均と比した 2011 年の DMTO 税収増加率が、財政法案 (2011 年) に示される消費者物価上昇率 (1.5%) の 2 倍を上回るデパルトマンは、税収削減の自治体となるのである。

ただし、②の基準でも①の基準が生きており、住民 1 人あたり DMTO 税収額が全デパルトマン平均の 75%を超えることが前提となっている。①基準で税収削減された後に、②の増加率でも基準を満たすと、②基準による税収削減が①の削減と合わせて行われるのである。

そして②基準による税収削減の金額は、消費者物価上昇率の 2 倍を上回る部分の DMTO 税収増加率の半分に相当する金額である。例えば消費者物価上昇率の 2 倍が 3%で、税収増加率が 6.8%であれば、6.8%から 3%を減じた 3.8%、その半分の 1.9%の増加率でもたらされた税収に相当する額が削減されることになるのである。

## (1) - (C) 交付デパルトマンと交付額

FPDMTO の交付デパルトマンになる基準は「財政力」であり、住民 1 人あたり「財政力」(Le potentiel financier par habitant) が全国平均未満にとどまっていることである。ここでいう「財政力」は、フランスの財政調整においてすべからず用いられている定義なので、若干の説明を加えておくことにしよう。

「財政力」は、わが国以外の多くの国でそうであるように、各自治体の課税標準に平均税率を乗じて算定した「課税力」がベースになる。ただしフランスの場合は、この課税力に、「財源補償・保障」として交付される国の交付金を加えたものが「財政力」である。

この「財源補償・保障」は、きわめて重要な論点なので後に詳述するが、「財源補償・保障」である国の交付金とは何かを最も分かりやすい例でいえば、次のようになる。すなわち、国の税制改正に伴って地方税が廃止ないし縮減され、それによる地方の減収が国の一般交付金で埋め合わせられている場合、それが「財源補償・保障」交付金とされ、「財政力」に含まれることになるのである。

さて、この「財政力」が平均未満のデパルトマンは交付を受けることになるが、交付額の算定は、また別途行われる。FPDMTO の交付総額は 1/3 ずつ 3 分割され、それぞれ別々

の算定基準、つまり①住民1人あたり「財政力」、②住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値、③住民1人あたりDMTO税収額に従って算定される。具体的には、図表3にあるように、算定基準のそれぞれにおいて、当該自治体の数値が全デパルトマン平均よりの程度低いかに応じて交付額が決まる。いうまでもなく平均値よりも低ければ低いほど、交付額は増えるのである。

図表3、FPDMTOの交付3パートと算定式(配分ポイントは2012年度の数値)

①住民1人あたり「財政力」		
各団体交付額＝	$\frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}}$	× 配分ポイント(1,643,177.843628210ユーロ)
② 住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値		
各団体交付額＝	$\frac{\text{当該団体1人あたり「財政力」}}{\text{全国1人あたり「財政力」}}$	× 当該団体人口 × 配分ポイント(3.122695971002ユーロ)
③ 住民1人あたりDMTO額		
各団体交付額＝	$\frac{\text{当該団体1人あたり税収額}}{\text{全国1人あたり税収額}}$	× 配分ポイント(1,094,525.76330359ユーロ)

#### (1) － (D) 2011年交付結果の概要

次ページの図表4は、FPDMTOの2011年度交付結果としてフランス内務省が公表している数値である。前述のように総額は約4.4億ユーロであり、DMTO税収の5.1%に相当する。

フランス本土の96デパルトマン(コルシカ島を含む)のうち、43で税収が削減され、調整財源の拠出自治体となっている。そのうち24デパルトマンは交付基準も満たしているため、削減と同時に交付となっている。したがって単に税収削減のみとなったデパルトマンは19である。削減のみの19のうち、削減額の大きいのは、大方の予想通りにパリであり、6,686万ユーロの税収が削減された。

削減と同時に交付も受けた24デパルトマンのうち、交付額より削減額が大きかったのが6デパルトマンある。したがって最終的に財源の純拠出となったのは25のデパルトマンである。これを逆にいえば、70のデパルトマンが差し引きで純交付となり、調整の結果として財源が増えたことになる<sup>(3)</sup>。その70のうち53のデパルトマンは、税収削減を受けず、交付のみがなされたデパルトマンである。

図表4、FPDMTOとDMTO税収の状況(2011年度) 単位=ユーロ

デパルトマンの名前	税収削減額 (財源拠出)	交付額 (財源受給)	純影響額 (拠出-受給)	DMTO税収	デパルトマンの名前	税収削減額 (財源拠出)	交付額 (財源受給)	純影響額 (拠出-受給)	DMTO税収
AIN	4,119,724	4,760,874	641,150	77,560,623	MARNE	1,358,640	5,248,264	3,889,624	58,261,403
AISNE	-	6,146,299	6,146,299	35,395,346	HAUTE-MARNE	-	5,739,790	5,739,790	9,606,512
ALLIER	-	5,372,878	5,372,878	25,316,958	MAYENNE	-	5,495,528	5,495,528	21,334,069
ALPES-DE-HAUTE-PROVENCE	868,448	4,011,287	3,142,839	21,244,797	MEURTHE-ET-MOSELLE	-	5,820,418	5,820,418	64,214,067
HAUTES-ALPES	418,458	4,153,196	3,734,738	21,301,417	MEUSE	-	5,119,211	5,119,211	10,417,505
ALPES-MARITIMES	21,327,039	-	△ 21,327,039	349,461,467	MORBIHAN	4,938,818	5,913,919	975,101	93,332,371
ARDECHE	-	5,078,873	5,078,873	28,345,894	MOSELLE	-	7,059,480	7,059,480	77,677,919
ARDENNES	-	5,220,315	5,220,315	15,290,353	NIEVRE	-	4,905,655	4,905,655	14,679,714
ARIEGE	-	4,769,313	4,769,313	12,221,827	NORD	11,640,704	-	△ 11,640,704	258,328,669
AUBE	-	4,477,171	4,477,171	26,939,131	OISE	4,446,718	5,659,242	1,212,524	92,652,883
AUDE	1,069,277	5,030,293	3,961,016	43,020,199	ORNE	-	5,191,781	5,191,781	20,072,677
AVEYRON	-	5,291,520	5,291,520	19,034,265	PAS-DE-CALAIS	-	9,086,674	9,086,674	111,006,932
BOUCHES-DU-RHONE	17,822,046	-	△ 17,822,046	295,076,956	PUY-DE-DOME	-	5,840,520	5,840,520	56,714,332
CALVADOS	4,122,298	5,774,076	1,651,778	93,464,367	PYRENEES-ATLANTIQUES	5,803,707	4,968,379	△ 835,328	93,693,398
CANTAL	-	5,307,753	5,307,753	9,178,786	HAUTES-PYRENEES	-	4,591,241	4,591,241	19,091,325
CHARENTE	-	5,035,401	5,035,401	26,904,182	PYRENEES-ORIENTALES	3,590,743	5,200,204	1,609,461	68,754,519
CHARENTE-MARITIME	6,558,820	5,549,163	△ 1,009,657	104,531,716	BAS-RHIN	-	6,857,254	6,857,254	93,579,538
CHER	-	4,822,041	4,822,041	23,145,219	HAUT-RHIN	-	-	-	60,229,106
CORREZE	-	5,100,728	5,100,728	17,323,435	RHONE	21,581,605	-	△ 21,581,605	280,077,458
CORSE-DU-SUD	1,636,019	-	△ 1,636,019	24,460,332	HAUTE-SAONE	-	5,312,399	5,312,399	14,278,795
HAUTE-CORSE	-	4,179,081	4,179,081	17,309,846	SAONE-ET-LOIRE	-	6,220,827	6,220,827	38,024,271
COTE-D'OR	3,147,426	4,644,965	1,497,539	62,394,498	SARTHE	-	5,797,450	5,797,450	43,819,662
COTES-D'ARMOR	-	6,325,007	6,325,007	56,266,772	SAVOIE	4,653,874	-	△ 4,653,874	82,546,525
CREUSE	-	5,746,796	5,746,796	5,887,796	HAUTE-SAVOIE	12,829,567	-	△ 12,829,567	173,007,451
DORDOGNE	-	5,235,767	5,235,767	36,292,005	PARIS	66,860,578	-	△ 66,860,578	798,937,149
DOUBS	-	5,135,954	5,135,954	47,384,221	SEINE-MARITIME	880,753	-	△ 880,753	121,987,937
DROME	2,434,667	-	△ 2,434,667	52,248,901	SEINE-ET-MARNE	15,778,273	6,850,372	△ 8,927,901	188,189,749
EURE	-	5,494,675	5,494,675	57,382,019	YVELINES	24,540,481	-	△ 24,540,481	280,760,965
EURE-ET-LOIR	2,495,970	4,658,624	2,162,654	45,304,266	DEUX-SEVRES	-	5,445,741	5,445,741	27,377,944
FINISTERE	-	6,692,038	6,692,038	89,097,389	SOMME	-	5,817,952	5,817,952	46,069,850
GARD	2,528,510	5,600,442	3,071,932	89,493,820	TARN	-	5,434,570	5,434,570	32,869,363
HAUTE-GARONNE	11,278,604	6,869,245	△ 4,409,359	175,288,496	TARN-ET-GARONNE	-	4,549,731	4,549,731	21,521,008
GERS	-	4,577,879	4,577,879	16,258,609	VAR	18,799,073	-	△ 18,799,073	266,914,807
GIRONDE	14,421,722	7,843,445	△ 6,578,277	231,108,889	VAUCLUSE	4,351,342	-	△ 4,351,342	76,517,396
HERAULT	12,270,321	6,960,456	△ 5,309,865	168,515,549	VENDEE	3,644,911	6,111,266	2,466,355	81,613,243
ILLE-ET-VILAINE	5,748,349	6,636,414	888,065	116,901,915	VIENNE	-	5,469,615	5,469,615	34,824,059
INDRE	-	5,453,750	5,453,750	12,795,871	HAUTE-VIENNE	-	4,843,053	4,843,053	30,170,113
INDRE-ET-LOIRE	2,945,928	5,065,495	2,119,567	64,184,915	VOSGES	-	5,451,092	5,451,092	24,666,313
ISERE	8,787,183	-	△ 8,787,183	145,296,360	YONNE	-	4,846,566	4,846,566	29,582,385
JURA	-	5,018,955	5,018,955	23,932,167	TERRITOIRE DE BELFORT	-	3,817,660	3,817,660	10,812,417
LANDES	2,555,995	4,548,109	1,992,114	52,485,479	ESSONNE	14,895,550	-	△ 14,895,550	184,708,241
LOIR-ET-CHER	-	4,704,474	4,704,474	31,401,153	HAUTS-DE-SEINE	39,504,836	-	39,504,836	471,322,140
LOIRE	-	6,206,875	6,206,875	63,582,028	SEINE-ST-DENIS	4,695,807	-	△ 4,695,807	191,097,372
HAUTE-LOIRE	-	5,529,054	5,529,054	15,189,997	VAL-DE-MARNE	18,959,665	-	△ 18,959,665	222,722,996
LOIRE-ATLANTIQUE	12,449,088	7,252,437	△ 5,196,651	197,102,282	VAL-DOISE	13,431,830	6,291,983	△ 7,139,847	168,481,175
LOIRET	3,443,398	5,203,883	1,760,485	67,084,558	GUADELOUPE(海外)	-	7,133,712	7,133,712	15,367,412
LOT	-	4,541,995	4,541,995	15,096,427	MARTINIQUE(海外)	-	-	-	15,053,632
LOT-ET-GARONNE	-	5,098,717	5,098,717	26,910,940	GUYANE(海外)	-	8,617,978	8,617,978	5,892,858
LOZERE	-	5,241,754	5,241,754	4,082,246	REUNION(海外)	-	-	-	42,048,836
MAINE-ET-LOIRE	-	6,715,148	6,715,148	69,651,770	MAYOTTE(海外)	-	-	-	4,299,320
MANCHE	-	5,844,420	5,844,420	41,562,891	合計額	439,636,565	439,636,565	-	8,615,921,126

(資料) フランス内務省、地方自治体総局、地方財政-地域経済活動部、国の財源移転課の資料より作成。

(注) すでに2012年度のデータもあるが、「水平調整」の開始状況を見るために、あえて初年度のデータを掲載した。

## (2) FPIC (コミュン・コミュン連合財源平衡全国基金) の概要

### (2) - (A) FPIC の総額

FPIC の総額は、初年度である 2012 年の 1 億 5000 万ユーロから出発して漸増し、4 年後の 2016 年以降はコミュン・コミュン連合の税収総額の 2%相当額になるとされている。

すなわち、2013 年に 3 億 6 千万ユーロ、2014 年には 5 億 7 千万ユーロ、2015 年に 7 億 8

千万ユーロとなった後、税込総額の2%になる。この2%は、フランス政府のあらゆる公表文章において「10億ユーロ以上」と記されている。

ただし、10億ユーロ超の基礎となる税込総額をいかに見積もっているか何らの説明もなく、かなり腰だめの数値であることに間違いはない。またこれまでの国会審議の経緯をみても、法律ベースで総額を変更することもあるかもしれない。実際、2012年財政法案の時点では、基金総額は2012年が2億5千万、2013年5億、2014年7億5千万、2015年以降2%相当であった。それが国会審議の間に、後述のように「水平調整」に対する忌避感が国会議員に根強いことを背景に、出発点の総額が大幅に圧縮され、漸増期間の延長と増加ペースの緩慢化も決められたのである。

## (2) - (B) 調整の対象：コミューン連合と「単独コミューン」

FPICは、財政調整の対象を「課税権を持つコミューン連合」と、連合に加入していない「単独コミューン」としている。2012年において、それぞれの数は連合が2,583、単独コミューンが1,380である<sup>(4)</sup>。

このように調整対象をコミューンとせず、その連合としたことで、FPICはこれまで常に指摘されてきた財政調整の困難を緩和したといえるだろう。コミューン間の財政調整は、コミューンが3万6千超とあまりに多数かつ多様なために、適正に実行するのが著しく困難と考えられてきたのである。

ただし緩和したといっても、調整対象はなお4千近くに上る。しかも連合同士、単独コミューン同士の間はもちろん、連合と単独コミューンとの間で相違が著しいことを勘案すると、適正な調整が可能なのかどうか、疑いは大いに残るのである。

さらに調整対象を連合としたのが良かったかどうか、判断は難しい。コミューン連合は、課税権を持つのに自治体でないという中途半端な団体であり、加盟しているコミューンの独自性もいまだ高いため、FPICの財政調整をコミューン連合の内部でどう後処理するかという問題が生じているからである。その後処理とは、削減された税込額もしくは交付された交付額を、連合と加盟コミューン間で、さらには加盟コミューン間でどうやって分割・分担するのかという問題である。

この問題について法律(地方自治体一般法典)は、以下でみるFPICの税込削減基準である「統合財政力(Le potentiel financier agrégé)」で分割・分担するのを原則としている。すなわち、コミューン連合間の基準を、そのまま連合内にも適用すべきという規定である。ただし、いくつかの特例も設定されており、その中で注目すべきは分割・分担基準を自由に決めてよいという規定である。この特例は、地方自治・自主性を尊重しているようにも読めるが、3万6千超のコミューン段階は連合の調整に委ね、国としては介入しないと責任を放棄したと受け取ってもおかしくはないのである。

## (2) - (C) 税込削減(=財源拠出)連合・コミューンと削減額(=拠出額)

税込が削減される基準は、連合と単独コミューンで同一であり、住民1人あたり「統合

財政力（*potentiel financier agrégé* : PFIA）」である。この住民1人あたり PFIA が全国平均値の90%を超える連合とコミューンは、税金が削減され、基金へ財源を拠出することになる。

先に FPDMT0 において述べたように、平均値ではなく平均以下を基準点とすることで、削減・拠出団体をできるだけ多くし、拠出団体と交付団体の二分割を避けているのである。実際、後にみるように、税金が削減されつつ交付も受ける団体が少なからず存在する。

ここで述べている PFIA は、前述した「財政力」と同様の概念であり、いわゆる「課税力」に「財源補償・保障」としての国の交付金の交付額を加えた数値である<sup>(5)</sup>。ただ PFIA の場合は、デパルトマンと違って複数コミューンの連合形態なので、加盟している各コミューンの「財政力」をまとめたという意味で「統合」という形容詞が付されている。

またいま1つ、これはデパルトマンと大きく異なる点であるが、人口に応じて補正が適用される。人口の多い団体ほど人口が割増され、その結果として住民1人あたり PFIA が低くなる。その数値が低くなれば、税金削減を逃れるかもしれないし、もしも税金削減となった場合でも、次にみるように削減額が割増のない場合よりも減少することになるのである。

割増の具体的な数値は、人口7,500人で下限の1.00、人口50万人で上限の2.00であり、この両端の間は対数係数（*un coefficient logarithmique*）による曲線で結ばれる。すなわち、人口の増額補正は、7.5千人を超えると効き始め、50万人以上で人口が2倍にカウントされるのである。わが国の段階補正とは逆の効果であるが、欧州ではむしろこちらが通例であるといえよう。

FPIC の税金削減額の算定も、FPDMT0 と同様に、基準ポイントからの乖離幅に比例する。ただし FPIC の場合は、乖離の程度に応じた「累進性」は採用されておらず、全国平均の9割をどの程度上回っているかによって単純に算定される。

ただし、もちろん削減額には上限が付されている。FPIC の場合、上限は地方税収入の10%であるが、この税収入は、PFIA の算定に用いられた税金、つまり各団体の課税標準に平均税率を乗じてえられた税金額である<sup>(6)</sup>。

## (2) — (D) 交付連合・交付コミューンと交付額

交付の基準となるのは、「財源と財政需要を表す総合指数（*un indice synthétique de ressources et de charges*）」である。総合指数に算入される要素と構成比率は次の通りである。すなわち、①住民1人あたり課税所得（構成比6割）、②住民1人あたり PFIA（構成比2割）、③課税努力（*l'effort fiscal*）（構成比2割）である。

ここでいう課税努力とは、課税標準と実際の税金との比率であり、税率と言い換えてもよい。したがって、この要素を財政調整の基準にすると、各自治体に増税を促す効果を持つことから、フランスでも長年にわたって争点の1つになっている。

さて、総合指数の算定は、図表5にあるように、この3要素がそれぞれ全国平均値と比較され、平均値から乖離すればするほど指数が高くなる。ただし、①、②と③とでは分母・分子が逆転していることから分かるように、課税所得と PFIA については平均より低けれ

ば低いほど、課税努力については高ければ高いほど指数が上昇する。

図表5、総合指数の算定式

$$\text{総合指数} = 60\% \times \frac{\text{1人あたり課税所得の全国平均}}{\text{当該団体の1人あたり課税所得}} + 20\% \times \frac{\text{1人あたりPFIAの全国平均}}{\text{当該団体の1人あたりPFIA}} + 20\% \times \frac{\text{当該団体の課税努力}}{\text{課税努力の全国平均}}$$

このように指数が算定された後、いよいよ交付か否かの判定となる。交付される条件は2つあり、1つは課税努力が全国平均の50%以上なことである。この条件を満たした上で、第2の条件は、コミューン連合については、総合指数が上から60%までの範囲に入ることであり、単独コミューンについては、総合指数が全国の中位（メディアン）を上回ることである。つまりコミューン連合については6割、単独コミューンは5割が交付団体となるのである。

それらに交付される交付額は、各団体の総合指数に人口を乗じた上で、交付額を案分するための配分ポイントを乗じて算定される。単純に言えば、交付額は総合指数が高く、人口が多いほど多くなるということになる。

## (2) — (E) 2012年交付結果の概要

図表6は、FPICの配分結果としてオフィシャルに公表されている数値である。予定通りに1.5億ユーロの税収が削減・拠出され、交付団体に移転された。一見すると、単独コミューンが不利な立場に置かれているようにみえるだろう。

単独コミューンは、コミューン連合と比べて団体数がそれほど少なくないのに削減額がはるかに大きく、交付額がごく小さくなっているからである。ただし、この原因は単純であり、単独コミューンには大都市、特にパリが含まれており、削減総額5,382万ユーロの4割はパリだけでまかなっているのである。

削減・交付の団体数は、法に規定されたとおりである。2,583のコミューン連合のうち45%にあたる1,165連合が削減され、60%に相当する1,568連合が交付を受けた。したがって383の連合が、削減と同時に交付となった団体である。

他方の単独コミューンは、5割にあたる705コミューンが削減、39%相当の533コミューンが交付となった。したがって172の単独コミューンは、税収の削減のみで交付の対象にはならなかった。

削減・拠出と交付とを差し引いた純拠出・純交付で見ると、コミューン連合では29%相当の750連合が純拠出、59%にあたる1,520連合が純交付になっている。これに対して単独コミューンは、47%の650コミューンが純拠出で、純交付は37%、510コミューンにとどまっている。

この純拠出・純交付を人口1人あたりに直してみると、やはり単独コミューンの拠出が大きいことが分かる。コミューン連合の拠出・交付額は3~5ユーロ程度、単独コミューンの交付額も約5ユーロなのに、単独コミューンの拠出額のみ9ユーロ近い水準となっているのである。

図表6、FPICの概況(2012年度) (単位=団体数、ユーロ、人)

	税収削減団体 (財源拠出)	交付団体 (財源受給)	税収削減 総額	交付総額	純拠出団体 (拠出-交付)	純交付団体 (拠出-交付)
課税権 コミューン連合	1,165	1,548	€ -96,179,843	€ 144,933,495.00	750	1,520
独立コミューン	705	533	€ -53,820,157(1)	€ 2,771,403.00	650	510
合計	1,870	2,081	€ -150,000,000	€ 147,704,898(2)	1,400	2,030
	純拠出団体 の人口	純交付団体 の人口	人口1人あたり 純拠出額	人口1人あたり 純交付額		
課税権 コミューン連合	31,199,244	29,360,014	€ -3.08	€ 4.94		
独立コミューン	6,130,065	543,938	€ -8.78	€ 5.10		
合計	37,329,309	29,903,952	€ -4.02	€ 4.94		

(資料) Groupe de travail du Comité des finances locales, Répartition 2012 du Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC), le 15 mai 2012 より作成

(注) (1) うち2,170万ユーロはパリの税収削減額。

(2) 海外領土への交付額を含んでいないため1.5億円になっていない。

### (3) FDPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡デパルトマン基金)・FRPCVAE (事業付加価値税 (CVAE) 平衡レジオン基金) の概要

事業付加価値税(CVAE)は、2010年の職業税改革によって誕生した税である。CVAEの概要をみる前に、職業税 (la taxe professionnelle : TP) を概説しておこう。

TPは、1970年代前半に行われた地方税制の抜本改革以降、地方税収の半分近くをもたらし、まさに基幹税の地位を占めてきた。TPは事業課税であり、当初の課税標準は、①支払給与(給与総額の20%)<sup>(7)</sup>、②事業用不動産・償却資産の賃貸価格(償却資産は取得価格の16%)であった。

ところが、事業に対する課税が経済界からの批判を浴びるのはどの国でも同様である。実際TPも、創設から絶えず批判に曝され、その非難に左右を問わず歴代政権が呼応し、毎年のように税負担の軽減措置が積み重ねられていた。しかし、景気の停滞が続くと、単なる減税では財界の批判に抗しきれなくなる。その結果2003年に課税ベースの①、つまり支払給与が廃止され、また2008年には②についても新規投資分が免税となり、さらに2010年、ついにTPの終焉が宣言されたのである。

このTPの紆余曲折と租税理論からの分析・評価については、10年以上にわたって4本の論文に執筆し続けてきたので、注にある拙稿をご参照いただきたい<sup>(8)</sup>。

さて問題のCVAEだが、図表7に示されているTPの後継税制の一部である。TPを引き継ぐのは①地方経済税(CET)、②設備網(物理的ネットワーク)を有する企業への概算課税(IFER)であるが、CVAEは事業不動産税(CFE)とともに①を構成する。

課税標準は名称通りに付加価値額であり、税率はTPと異なり全国一律となっている。課税団体はすべての自治体であり、税収配分はデパルトマンが約半分、レジオンとコミュニ

ンがおよそ 1/4 づつとなっている。このデパルトマンとレジオンの CVAE を対象に、「水平調整」をしようというのが FPCVAE（事業付加価値税平衡基金）デパルトマン基金とレジオン基金である（以下では両者を合わせて FPCVAE と表記する）。

図表7、TP改革後の事業課税 ～地方経済税(CET)、設備網を有する企業への概算課税(IFER)～	
1、地方経済税(CET) ( la contribution économique territoriale ) 各事業の負担するCET納税額(CFE+CVAE)は、各事業の付加価値額の3%が上限	
(1) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)	
課税団体	コミューンとその連合
課税標準	事業用不動産の賃貸価格の70%
税率	各コミューン・連合が定める
(2) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises(CVAE)	
課税団体	デパルトマン(税収の48.5%) コミューンと連合(税収の26.5%) レジオン(税収の25%)
納税義務者	売上高15万2,500ユーロ以上の事業者 ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値 ただし売上高の一定割合で上限 売上高 760万ユーロ未満 売上高の80% 売上高 760万ユーロ以上 売上高の85%
税率	全国一律 15% ただし売上高に応じて累進性 売上高 50万-300万€ 税率0.5% 売上高 300万-1000万€ 税率0.5-1.4% 売上高 1000万-5000万€ 税率1.4-1.5% 売上高 5000万€以上 税率1.5%
2、設備網(物理的ネットワーク)を有する企業への概算課税(IFER) (l'imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux)	
課税団体	コミューンと連合、デパルトマン、レジオン 設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、 中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
税率	設備の種別に概算税率を設定

### (3) - (A) FPCVAE にかかる立法作業の状況

FPCVAE は、2013 年度から実施されるが、2012 年末の時点でなお制度修正が加えられている。FPCVAE に関する法規は、わが国の予算に相当する財政法 (La loi des finances pour 次年度) として審議・議決されるが、フランスの会計年度は 1 月 1 日から始まるからである。つまり実施直前になっても、修正作業が続けられているのである。

ただし制度の根本は、2010 年と 2011 年の財政法でほぼ固められている。特に 2011 年の財政法は、FPCVAE の制度提案を巡って上院と下院で議決が異なり、両院協議会へと至ったが、その場で妥協が成立し、FPCVAE の基本システムが決定されたのである。

### (3) - (B) 税収削減 (=財源拠出) 自治体と削減額 (=拠出額)

FPCVAE の総額は、2013 年の財政法案 (2012 年末時点) では、レジオンは 5 千万ユーロ、デパルトマンは 2.6 千万ユーロとされている。ただし、何年度にどの程度の規模になるか、先にみた 2 つの「水平調整」と異なり、明確な数字で公表されていない。というのは、以下で述べるように、税収削減 (財源拠出) 額が今後の税収の推移に左右されるからである。

税収削減 (財源拠出) 自治体となるか否かの基準は、レジオンもデパルトマンも同一である。すなわち、住民 1 人あたり「財政力」が全国平均を上回る自治体である。ここでようやく、わが国で通常想定される基準ポイントが採用された。前述の 2 つの「水平調整」と異なり、平均値を境に拠出か否かが判断されるのである。

ただし、では全体の半分の自治体が拠出自治体になるのかといえ、それほど単純ではない。税収削減 (財源拠出) の基準は、「財政力」ではなく「税収増加率」であり、削減額は、全国平均の税収増加率を上回って増加した税収の半分だからである。住民 1 人あたり「財政力」が平均を超えていても、税収の増加率が低ければ、削減・拠出とはならないのである。

この税収の増加率は「累年」で算定され、基準年は TP 改革後の 2011 年である。すなわち、あるレジオン (もしくはデパルトマン) のある年度の CVAE 税収が 2011 年度税収額より 18% 増となり、全国平均の増加率 (2011 年度以来) が 11% であれば、差し引きの増加率 7% に相当する税収の半分が削減され、当該年度の拠出額になるのである。

この税収削減 (財源拠出) の側面からみる限り、FPCVAE の調整機能は、そもそもの税収配分を重視していないことが分かるだろう。FPCVAE は、2011 年を出発点として、それ以降に生じる税収偏在を矯正しようとしているのである。

### (3) - (C) 交付自治体と交付額

交付自治体となるかどうかは、デパルトマンの場合は拠出と同一なので分かりやすい。住民 1 人あたり「財政力」が全国平均に届かなければ、交付されるからである。

これに対してレジオンは多少とも思考が混乱するかもしれない。というのは、財源拠出の基準は平均値なのに、交付については平均ではなく平均値の 85% が基準ポイントとなっているからである。つまり住民 1 人あたり「財政力」が平均値を少しだけ、例えば 10% 下回る自治体 (平均値の 90%) は、税収削減・財源拠出とならないが、交付もまた受けないのである。

交付額の算定は、複数の要素に分けられており、ここで注意したいのが財政需要面の要素がめずらしく含まれている点である。フランスの地方財政調整では、財政需要を反映する要素を利用することはきわめて稀なのである<sup>9)</sup>。具体的な算定要素は図表 8 に示したとおりであり、レジオンもデパルトマンも、交付額の半分は住民 1 人あたり「財政力」を全国平均と比した割合 (全国平均をどれくらい下回るか) に応じて算定される。

残り半分は、同じく 3 要素に分けられているが、レジオンとデパルトマンでは異なる。両者とも 1/6 は①人口だが、残り 2 つの要素が、レジオンの場合は②高校生と職業実習生

の数、③面積であり、デパルトマンの場合は②「職業活動連帯所得 (Le revenu de solidarité active : RSA)」受給者数と 75 歳以上人口の合計、③デパルトマン道の延長なのである。

これは、それぞれの自治体の担当する行政事務の違いを反映している。レジオンでは高校と職業訓練が主要な行政事務となっているのに対して、デパルトマンでは社会福祉・社会保障と道路の維持管理が重要な事務なのである。ちなみにデパルトマンの担当する RSA とは、就業・勤労意欲を維持しつつ最低限所得を給付する福祉事務であり、受給対象者は主として若年層である。

図表8、FPCVAE交付額の算定要素

レ ジ オ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全レジオン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	公立・私立高校の生徒数、職業実習生の数
	1/6	面積
デ パ ル ト マ ン	1/2	住民1人あたり「財政力」が 全デパルトマン平均よりどの程度低いかの比率
	1/6	人口
	1/6	「職業活動連帯所得」受給者数、75歳以上人口
	1/6	デパルトマン道の延長

## 2、「水平調整」導入の背景と動機

3 つの「水平調整」制度をみたところで、いよいよ課題の解明へと進むことにしよう。まず最初の課題は、なぜ「水平調整」が導入されることになったのかである。

フランスの事情をよく理解せずに政府の公表する文章だけを見ていると、導入の理由は 2010 年の TP 改革にあると誤解するかもしれない。すなわち TP の廃止と CET への移行によって自治体間の格差が拡大し、地方財政調整の強化が求められたという脈絡である。しかし、このストーリーはレジオンとデパルトマンの将来には当てはまるかもしれないが、現時点では事実ではない。しかも最も重要なコミューン・コミューン連合にはまったく該当しない脈絡である。TP 改革を「水平調整」の理由と考える根拠は非常に薄いのである。

というのは、まず第 1 には、TP 改革が即座に格差を拡大することはありえないからである。この点は、後の論点にとっても重要な事実なのでしっかり記憶しておいていただきたいが、フランスで地方税改革（もしくは地方への事務権限移譲）に伴って行われる「財源補償（税源移譲もしくは交付金による補償）」は、地方全体のマクロだけで行われるわけではない。むしろミクロ、つまり自治体ごとの税收減（ないし経費増）が考慮され、すべての自治体が 100%の補償を受ける。したがって改革の前と後とで自治体間の格差が変化することはないのである。

この点をいま 1 つ別の観点から証明しよう。先にみたデパルトマン間の FPDMT0 とレジオン間・デパルトマン間の FPCVAE における税收削減額の基準を思い出していただき

たい。削減額の基準は、税収増加率となっていた。なぜ税収額ではなく増加率なのかといえば、TP 改革の「財源補償」時点では、格差があるとは考えられていないからである。財政調整で是正すべき格差は、補償の後に、各自治体の税収の増減に差がつくことで生じると考えられているのである。

TP 改革が「水平調整」導入の原因ではない第 2 の理由は、TP 改革と「水平調整」を必然的に結びつける根拠が何もないことである。上記のように現時点では TP 改革が格差をもたらすわけではないので、あくまでも仮定の話であるが、もしも TP 改革によって格差が拡大したとしても、そこから「水平調整」へと進む理由をまったく見いだせない。

格差を是正する手段は、言うまでもなく「水平調整」だけではない。フランスでは、財政調整を強化したい場合、国の交付金という「垂直調整」を用いるのが通例である。そうではなく、なぜ今回は実現に向けて難易度の高い「水平調整」を選択したのか、TP 改革からは一切の答えが見つからないのである。

そうであれば、課題の解明にとって、TP 改革の影響があるかどうかは、もはやあまり重要ではない。肝要なのは、「水平調整」を必然とする理由が何かである。「水平調整」が求められた真の理由は何なのだろうか。その答え、つまり結論をまず簡潔に述べ、節を改めてそれらを詳述してゆくことにしよう。

「水平調整」が導入されたきっかけと動機は次のとおりである。すなわち、①リーマン・ショックとヨーロッパ財政危機がフランスの国家財政の赤字累増と財政難を劇的に深刻化させた、②その財政難により、従来のように地方への財源移転を客観指標に基づいて着実に増加させることは困難になった、③地方財政調整、特に自治体間の格差是正は、国から地方への財源移転を増額しつつ毎年漸進的に強化されてきたが、財源移転の縮減が避けられない以上、調整機能の強化を続けるのが難しくなった、④ところが 2003 年に改正された憲法 72 条には、地方財政調整が明記されており、政府として調整強化の努力を続けねばならない、⑤財政調整の強化が移転財源増額の方法で行えなくなった以上、努力の継続を表明するためにも「水平調整」を導入するしかなくなったのである。

## (1) 国の財政難と地方への財源移転の縮減

まず初めに、図表 9 によってフランスの政府債務残高をみてみよう。政府の累積赤字は、GDP 比でもまさに激増である。2006 年から 2008 年は減少から停滞となっているが、2000 年代を通して約 40 度の傾斜で右肩上がりとなっている。

特に激しかったのが 2009 年以降の膨張である。この 3 年間だけで一挙に 18 ポイントも跳ね上がり、DGP に占める政府債務の比重は、今や 86% に達しているのである。EU 加盟国としてのフランスにとって、これはまさに異常事態である。周知のように EU の「財政安定化・成長協定」では、政府の累積債務の上限は GDP 比 60% となっているのである。

かくして、いわゆる緊縮財政が求められることになる。2000 年代末のフランスは、サルコジ政権の下で、ひたすら緊縮を唱えることになった。ただし 2012 年 5 月の大統領選挙で、フランス国民の多数は緊縮財政を否定するオランド候補を支持した。ギリシャやスペインの国民と同様、緊縮ばかり連呼する政策に拒否感が広がったのである。ただそうはい

っても、財政赤字の削減は急務であり、富裕層への増税等を織り交ぜつつも、歳出抑制の方向に進むことは避けられない。



この状況において、地方への移転財源も圧縮の対象となる。後述のようにフランスでは地方代表の政治力が非常に強いので、国の都合で地方財源が一方的に犠牲になる危険性は他国よりは少ない。ただ現在フランスが直面する財政難は、国民・国家の危機であり、地方代表も危機の回避に協力せざるをえないのである。

それを最新の数値として把握できるのが、図表 10 である。2012 年度の増加率をみると一目瞭然、国から地方への財源移転の総額はマイナス 0.3%となっている。内訳をみると、国の予算を通らず国税収入から地方へ「直入」される交付金も 0.25%のマイナスである。

この内訳の中で最も重要なのは、安定協定と経常総合交付金 (DGF) である。この 2 つの総額は特定の指標に連動して決まるが、その指標の改正による交付総額の凍結こそが、「水平調整」の導入を必然化したといってもよいのである。

前者の安定協定(Le contrat de stabilité)とは、国から地方への主要な交付金を束ねる枠であり、図表から分かるように財源移転のおよそ 7 割に相当する。この枠は 1996 年に創設され、98 年までは財政安定協定 (Le pacte de stabilité financière)、99 年～2007 年は成長・連帯契約 (Le contrat de croissance et de solidarité) と呼ばれていた。

総額決定の指標は、財政安定協定では四半期の物価上昇率であったが、成長・連帯契約になって物価上昇率に加えて DGP 成長率がプラスされた。具体的にはインフレ率+経済成長の 33%という、地方にとっては嬉しい指標になった<sup>(10)</sup>。

ところが 2008 年、名称が安定協定に改められると同時に、指標は物価上昇率のみへと減じられてしまった。この変更は地方関係者に、国からの財源移転が自然に増加する時代が終わったことを告げると同時に、財政調整、特に自治体間格差是正の停滞・後退を予感

させたことであろう。

図表10、地方に対する国の財源移転の総額減少  
(財源移転の内訳とそれぞれの増減率) (単位=100万ユーロ)

名称	略称	2011年 財政法	2012年 財政法	増加率	2012年 構成比	
<b>国から地方への移転総額(「直入」含む)(1)+(2)</b>		73,648	73,447	-0.3%	100%	
<b>(1)「安定協定」の枠内の交付金</b>						
国税収入から 地方へ「直入」	経常総合交付金	DGF	41,380	41,390	0.0%	56.35%
	教員住宅特別交付金	DSI	26	24	-6.4%	0.03%
	地方議員交付金	DPEL	65	65	0.0%	0.09%
	コルシカ島石油製品内国消費税還付	—	40	41	2.0%	0.06%
	社会統合デパルトマン動員基金	FMDI	500	500	0.0%	0.68%
	中学校整備デパルトマン交付金	DDEC	326	326	0.0%	0.44%
	教育施設整備デパルトマン交付金	DDES	661	661	0.0%	0.90%
	被災自治体連帯基金	—	0	0	0.0%	0.00%
	教育施設建築・整備総合交付金	DGCES	3	3	0.0%	0.00%
	職業税・鉱山税課税ベース 損失補償交付金	—	35	59	68.9%	0.08%
	地方税減税補償	—	1,843	1,847	0.2%	2.51%
	職業税個別補償統合交付金	DUCSTP	527	447	-15.2%	0.61%
	地方直接税免税補償代替交付金	DTCE	947	875	-7.6%	1.19%
「国税収入から直入」の合計			46,357	46,239	-0.25%	62.96%
国の 予算から 交付	農村自治体公共事業交付金	DETR	616	616	-0.1%	0.84%
	デパルトマン公共事業総合交付金	DDGE	224	224	0.2%	0.30%
	地方分権一般交付金	DGD	1,513	1,525	0.8%	2.08%
	農村部発展交付金	DDR	50	50	0.0%	0.07%
	パスポート・IDカード交付金	—	19	19	-0.7%	0.03%
	軍事基地流出自治体支援基金	—	10	0	-100.0%	0.00%
	海外自治体交付金	—	109	152	39.5%	0.21%
	各種補助金	—	4	4	0.0%	0.01%
	職業訓練分権一般交付金	—	1,702	1,703	0.0%	2.32%
「安定協定」枠内の交付金合計			50,601	50,531	-0.1%	68.80%
<b>(2)「安定協定」の枠外の交付金</b>						
「直入」	職業税改革補償交付金	DCRTP	2530	3368	33.1%	4.59%
	コミュニケーション連合税収補償交付金	—	—	40	—	0.05%
	法定減税補償	—	11128	10285	-7.6%	14.00%
	交通罰則金交付金	—	657	662	0.7%	0.90%
国の 予算	付加価値税補償基金	FCTVA	6040	5507	-8.8%	7.50%
	デパルトマン職業税平衡交付金 交付保障交付金	—	419	425	1.6%	0.58%
	各省庁の補助金(経常・資本)	—	2136	1946	-8.9%	2.65%
	地域事業に対する補助金	—	138	128	-7.2%	0.17%
	レジオンに対する職業実習整備・ 近代化財源の配分	—	—	555	—	0.76%
「安定協定」枠外の交付金合計			23048	22916	-0.6%	31.20%

(資料) La loi des finances pour 2012 (LOI n° 2011-1977 du 28 décembre 2011 de finances pour 2012).

この予感を決定づけたのが、DGFの指標改正である。DGFは、図表10に示したように財源移転の56.35%を占めており、地方財政調整の点でも名実ともに主役の位置を占める。DGFの総額決定指標は、1979年の創設時は付加価値税の税収額であったが、1990年以降、物価上昇率+DGP増加率の50%が指標とされてきた。

ところが2010年、安定協定よりは2年遅れたものの、GDP増加率の指標が廃止され、物価上昇率のみとなった。しかも翌年、地方関係者はさらなる落胆のため息を漏らすことになった。2011年以降、総額は毎年度の財政法、つまり予算が定めるとされたからである。

このように国の交付金は総額が抑制され、そのため財政調整の行方に暗雲が立ち込めた。財政調整は、国の交付金の中で行われ、特に自治体間の格差是正は、交付金総額を増やさないと進めにくいからである。なぜ交付金総額の増加が止まると格差是正が進まなくなるのだろうか。

この点を理解するためには、フランスの財政調整を知らねばならない。そこで節を改め、フランスの地方財政調整を概観することにしよう。わが国とは財政調整の考え方も手法もまったく異なるので、わが国の常識にとらわれずに読み進めていただきたい。

## (2) 「垂直の中の水平調整」：財源補償・保障 vs 平衡化の相克

フランス地方財政調整の概説と述べたが、それはすでに本誌2007年2月号にて、拙稿「フランスの地方財政調整－財源補償・保障と平衡化の相克－」として包括的に著述してある<sup>(11)</sup>。同稿はかなり大部に及んだが、それはフランスで考えられている財政調整の概念を含め、地方財政調整の理解に必要なあらゆる項目をすべて盛り込んだからである。6年前の論考ではあるが、フランスの基本的な仕組みや制度の理論に大きな変化はなく、本稿のテーマである「水平調整」にもすでに言及してある。紙数の限られた本稿では十分に言及できない事項も多数あるので、2007年の拙稿をご参照いただければ幸いである。

したがってここで述べるのは、あくまでもフランス財政調整のうち、本稿の論旨に合致する要点のみである。すなわち、国の交付金の総額が増えないと財政調整、特に自治体間の格差是正を強化できない理由を理解する上で必要な事項のみである。

これを理解するためにまず知らねばならないのは、地方財政調整には2つの目的・機能があり、フランスではそれらが明確に分離されていることである。財政調整の2目的・機能とは、①財源保障、②平衡化（自治体間の格差是正）である。

わが国の地方交付税では、両者は一体不可分であり、切り離すことができない。地方が確保すべき財源を保障することが、そのまま格差是正になるからである。ところがフランスでは、財源を保障しても格差の是正にはならない。財源保障と平衡化は相容れないために組み合わせることができず、個々に実施されている。そのため一定の総額の中で互いの「縄張り」を取り合う間柄なのである（後掲の図表12を参照）。

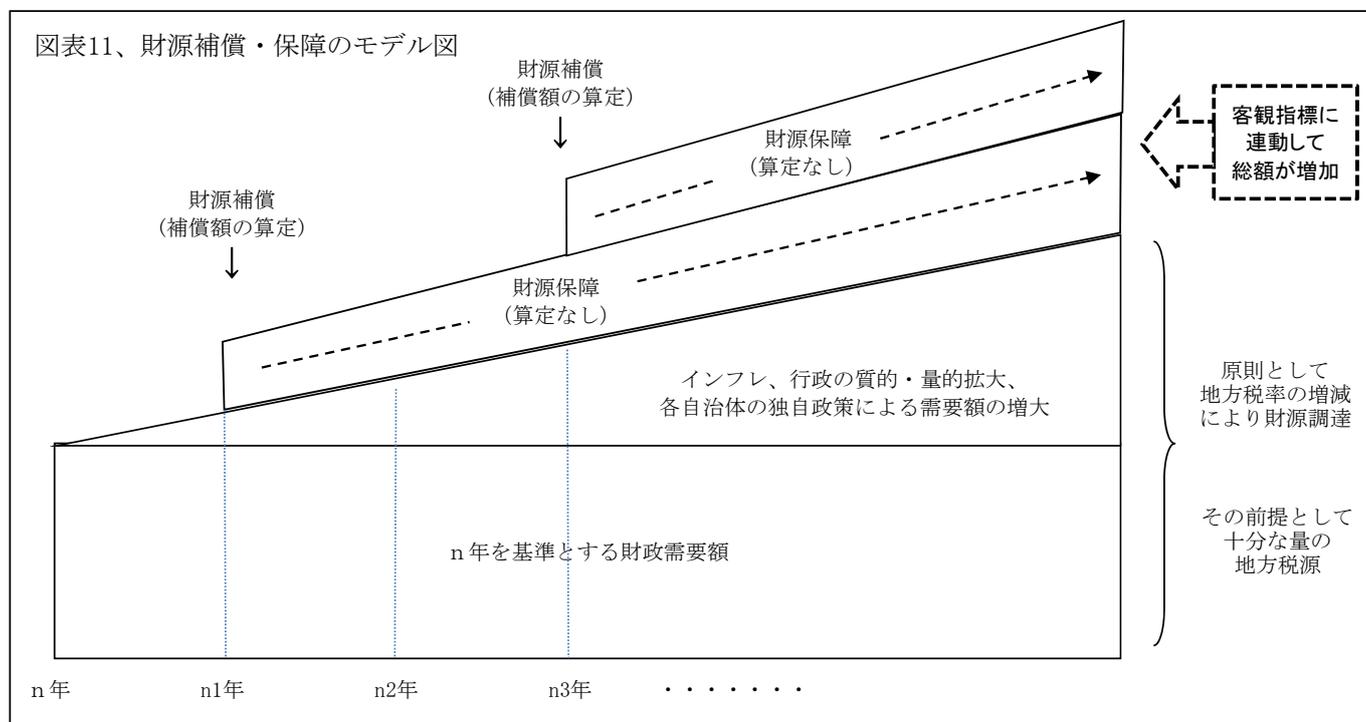
取り合うといっても、現時点で圧倒的に「縄張り」が広いのは①であり、②はまさに劣勢である。なぜかといえば、財政調整の役割を担っている国の交付金の起源は、地方財源の補償・保障に求められるからである。最大の交付金DGFは、前述のように財政調整の主

役であるが、その経歴を遡ってゆくと、国税改革に伴う地方税廃止の財源補償・保障としての生誕にたどり着くのである。

フランスの交付金は図表 10 のように多数だが、それぞれの名称が示すようにほとんどが財源補償・保障のための交付金である。財源の補償が求められるケースは、おおよそ次の 4 パターンである。すなわち、① 地方税廃止や国の政策による地方税の減免措置によって地方税収が減少する場合、② 地方分権改革に伴う地方への事務権限移譲によって地方歳出が増大する場合。③ 国の政策によって地方歳出が新たに増大する場合、④ 国税改革によって地方歳出(地方の国への納税額)が増大する場合である。

ここでわが国では馴染の薄い「補償・保障」の文字が気になったかもしれない。「補償」を使うのは、上記のように交付金の起源が財源の補償 (La compensation) だからである。ただし次年度以降、補償の原因となった地方の税収減や歳出増がきちんと財源として保障 (La garantie) されねば、補償もされたことにはならないので、保障されるべき財源の規模は、別途きちんと保障されるのである。

その別途の「保障」の仕方が、交付金の総額の決定方法である。図表 11 に図式化してあるように、財源補償の時点 (n1 年と n3 年) で補償すべき金額は自治体ごとに算定されるが、その後の年度は、改めて補償額の算定は行われぬ。ではどうやって財源を保障しているのかといえば、客観的な指標と連動して増加するという、前節の最後で述べた総額決定方法で保障しているのである。同じく前節最後でみた近年の総額の凍結は、単なる財源の増減ではなく、財源補償・保障と深く関わっているだけに、まさに一つひとつの自治体にとって死活問題になるのである。



なおここで、客観指標という手法で本当に財源保障になるのかとの疑問も出るだろう。もちろん指標の選択によってはその危険性はある。ただし、自治体側で想定している「保

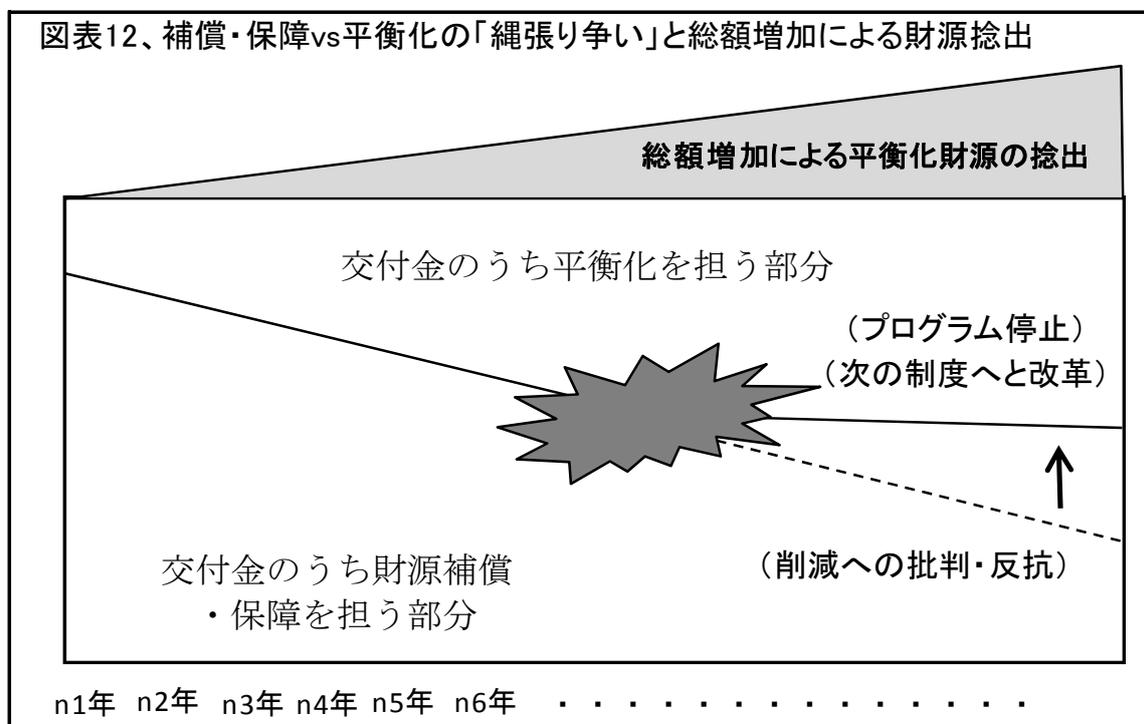
障されるべき金額」に適した指標が選択されていない場合、行政裁判所に提訴すれば勝訴できるであろうことは、2003年に憲法評議会（Le Conseil constitutionnel）が下した決定でも証明されている<sup>(12)</sup>。

国の交付金における連動指標は、むしろわが国で想像されるのとは逆に、地方に有利な指標が選択されてきたように思われる。なぜかといえば、交付金の毎年度の増加を高く設定することで、地方財政調整の②の目的・機能である平衡化の財源を捻出することができるからである。

なぜ、無理をしてまで平衡化の財源を捻出するのかといえば、ここまでで明らかになったように、フランスで財政調整の役割を担う国の交付金は、基本的に財源補償・補償のための交付金であり、そこに格差是正の機能が入り込む余地はないからである。交付金は、国の政策によって減少した地方税収、あるいは増大した地方歳出をカバーするために創設されたのである。

その交付金に平衡化の機能を持たせるとすれば、補償・保障を部分的せよ切り詰め、平衡化のための財源を作らねばならない。ところがそれは、補償・保障される各自治体にとっては耐えがたい仕打ちに映る。

もちろん現実には、補償・補償の交付金といえども、フランスで大いに尊重される連帯や平等の名の下に、最初から平衡化機能を担う部分が組み込まれている。しかも図表 12 にイメージしたように、平衡化を担う部分が年とともに拡大するようプログラムされている。財政調整の主役である DGF も同様なのだが、財源補償・保障の部分が漸減し、そのぶんだけ平衡化が強化される図式である。



このプログラムは、補償・保障の削減が小さいうちはまだ機能するが、削減が顕著になる時点で障害に突き当たる。財源補償・保障という、いわば「既得権」を削減することに

対する猛抵抗、強烈な反発が、削減を甘受できない自治体から巻き起こるからである。

ここまで事情が分かれば、地方に有利な客観指標を採用することで総額の増加を図りたくなる意味が理解できるようになったであろうか。交付金の総額を増加させることで平衡化財源を捻出するのが、地方との摩擦をできるだけ回避しつつ平衡化を図る最も賢明な方法なのである。後述のようにフランスの地方代表は、国会や行政内部で強力な政治力を有している。中央官僚としても地方との軋轢はできるだけ避けたいのである。

さて、この節で明らかになった事実を加えると、リーマン・ショックと欧州危機から出発して国の財政赤字を通り、「水平調整」にまで至るストーリーのほとんどが明瞭になっただろう。国の財政難から交付金総額が凍結・圧縮されると、地方財政調整、特に平衡化の機能強化を図ることができなくなる。しかし地方財政調整の実行は、政権にとって 2003 年の改正で憲法に盛り込まれた義務である。

この憲法改正については本稿では言及できなかったが、地方財政調整が憲法に明記されたことの意味は非常に重いのである<sup>(13)</sup>。政府・国会は、一方ではこの憲法に基づく義務、他方では国家財政の困難との間で板挟みになり、その結果として従来行ってきた「垂直調整の中での水平的な調整」ではなく、「水平調整」を導入して、財政調整の努力を継続している姿勢を示そうとしたのである。

以上が本稿の設定した第 1 の課題への答えである。ただし、ここで別の疑問を抱く向きもあるだろう。「垂直調整の中での水平的な調整」が行えなくなったのに、なぜ「水平調整」が行えるかという疑問である。

そこで、この疑問への解答を導き出すためにも、本稿の第 2 課題、つまり導入されつつある「水平調整」をどのように評価するかに取り組むことにしよう。「水平調整」の導入は歴史的な一大変革なのか、それとも多少の制度変更にすぎないのかである。この検討を行うことで、「垂直調整」と「水平調整」とのお互いの位置関係も明らかになると思われるのである。

### 3、2010 年代のフランス「水平調整」：画期的な革新か多少の制度変更か？

社会科学で取り扱う事象は、もれなく二面性を有し、相反する評価を受けるのかもしれない。2011 年～13 年導入のフランス「水平調整」も、この例に漏れない。一方では、他国にもフランス財政史にも類をみない画期的な一大変革という評価が与えられ、他方では単なる制度の変更であり、それほど大きな意義はもたないとの評価が下されるのである。

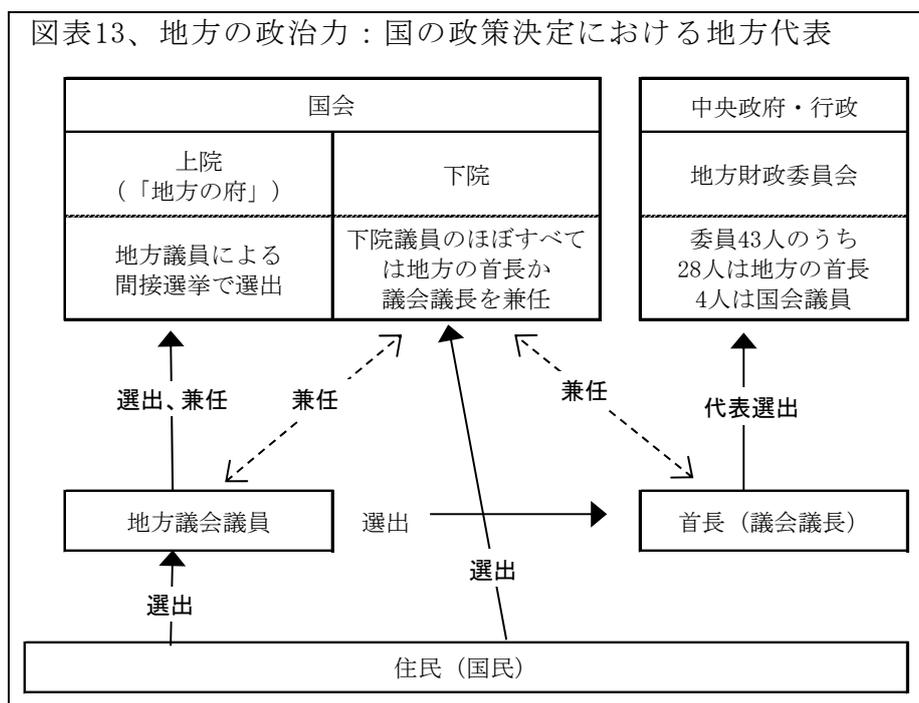
このうちどちらの評価が適正なのだろうか。結論から先にいえば、後者が適切な評価となるが、ここは順番通りに、まずは前者からみてゆくことにしよう。

#### (1) 歴史的な一大革新：実行難易度の高い「水平調整」

導入されつつある「水平調整」が一大変革だという評価は、「水平調整」の実施が大変に困難であるという事実を根拠としている。実施できないと考えられてきた「水平調整」を断行するのだから、画期となる大改革だというのである。

なぜ「水平調整」が実施困難と思われていたのかといえば、その理由は次の3点にある。第1には、これはどの国でも同じと思われるが、地方の首長や議会議長は「水平調整」を望まない、望まないどころか拒否感を抱くことである。財政調整をやるのであれば、地方間で「取った、取られた」が明瞭になる水平調整ではなく、国からの交付金でやってくれというのが本音なのである。

そしてこの点で、本稿で繰り返し触れてきたように、フランスにおける地方の政治力は強い。図表13から分かるように、国会議員はほぼもれなく地方の代表だからである。まず上院は、国民の直接選挙ではなく、地方議員による間接選挙で選出される。そのためフランス上院は「地方の府」であると自ら言明している。



また下院についても、フランス独特の伝統である「兼任」によって、地方代表の集う国会になっている。下院議員のほぼ全員が、国会と同時に地方議会の議員であり、その多くは首長になっているのである。さらに中央政府においても、地方財政調整のあり方や調整制度の運営に関して、地方代表が大きな影響力を有している。やはり図表13に記した地方財政委員会(CFL)であり、地方代表が委員の3/4を占め、委員長職も押さえているのである。

これだけ地方の影響力が大きければ、地方の望まない「水平調整」に踏み切るのは不可能と決めつけてもおかしくないだろう。ただし、地方代表による国会とCFLの運営は、まったく逆に「水平調整」を実行しやすい基礎条件であることも事実である。本稿の冒頭で述べたように、「水平調整」の定義の②、すなわち「水平調整」の規模や方法を地方代表が決定・監督する」が、これによって満たされているのである。

単一国家で「水平調整」に現実味がない大きな理由は、定義の②をいかに満たすかの構想すらできないことにある。その難題を、フランスは独特の政治システムによってクリア

しているのである。

第2の「水平調整」が困難な理由は、地方自治体、特にコミューンの数が多すぎ、かつ多様性に富みすぎているため、とてもではないが「水平調整」など不可能と考えられていることである。この点はもはや説明不要であろう。3万6千を横に並べるだけでも大変だが、多数であるが故に、その一つひとつが地理的、社会的に多彩にすぎるのである。

第3の理由は、財政調整の基となる「財政力」は課税力、したがって地方税の課税標準に左右されるが、その課税標準の評価が自治体ごとに不均質で比較不可能なため、厳密な比較が求められる「水平調整」での使用には耐えられそうもないことである。

地方税の課税ベースは不動産中心であり、その土地の評価替えが行われたのは、既建築地が1970～73年、農地を中心とする未建築地が1961年である。それ以来の半世紀近い間に、再評価の必要性は常に叫ばれつつも、評価替えに伴う自治体間・納税者間の税収・税負担の変動が大きいことを口実に、再評価は実現していない。課税標準の毎年度の引き上げや数年毎の現実化を、全国一律の係数を使って行っているのみなのである。

この「老朽化」のゆえに、課税標準自体の信頼性はもちろん、自治体間の均質性も大いに疑われている。国の交付金の配分ならまだしも、自治体間で「取った、取られた」を行う「水平調整」の基準として適切かどうかと問われれば、肯定的な返答はできないのである。

以上の事実を知れば、「水平調整」の導入によくぞ踏み切れたものだと感嘆すべきなのかもしれない。3つの難点のうち、2番目のコミューン数のみ、財政調整の主たる対象を限定することで一応の対応が図られてはいる。すなわち3万6千ではなく、2,600弱のコミューン連合と1,400に満たない単独コミューンへの限定である。ただし、大きく減少とはいえ合計4千という調整対象の数が根本的な解決策といえるか大いに疑問が残るし、この2番目の難題以外はまったく手つかずなのである。

## (2) 多少の制度変更：境界の曖昧な「水平調整」と「垂直の中の水平調整」

まったく逆に、導入されつつある「水平調整」は大きな変革ではなく、単なる制度の変更にすぎないとする評価は、1つの普遍的な事実を前提条件とした上で、フランスに特有の税財政制度に基づく評価である。

まず普遍的な事実とは、「水平調整」は大きな規模で財政調整を行うことはできず、垂直的な国の交付金の中で行われる場合と比して、はるかに限定的な規模にとどまらざるをえないという事実である。この点では、ドイツの州間財政調整に関する1999年の違憲判決がよく引き合いに出されるが、フランスの場合は、ドイツのケース以上に「水平調整」の規模を限定する意見が主流である。

憲法評議会は、前述のFSRIF（レジオン・イル・ド・フランス連帯基金）の創設に際して行われた訴訟（1991年）において、次のような見解を表明している。すなわち、他の自治体の財源を増やすために行われる税収削減は、削減が行われる自治体の「自由な行政（la libre administration）」を阻害してはならないという見解である<sup>(14)</sup>。

しかし、これに対して上院は、憲法評議会たるもの、自由な行政の阻害といった抽象的

な常套句ではなく、税収削減がどの水準を超えたら憲法違反になるのかを示すべきだと、繰り返し批判しているのである<sup>(15)</sup>。ちなみに上記 FSRIF にかかる訴訟では、税収削減が経常支出の 5%を超えないという法規があるので合憲とされたが<sup>(16)</sup>、20 年後の FPIC では、上述のように税収削減の上限は地方税収の 10%とされている。このあたりの水準が、現時点で地方代表・国会議員の求めている基準になるのであろうか。

いずれにせよ「水平調整」の規模には限度があり、決して大規模にはならないし、ましてや地方財政調整の主役になるということなどありえないのである。

この事実を前提として、2010 年代の「水平調整」が大した変革ではないという根拠は、国の交付金を用いる「垂直調整の中での水平的な調整」と「水平調整」との境界がきわめて曖昧で、地方代表から見ると、どちらの財源もそれほどの相違はないと感じられることである。この点は、すでに 6 年前の拙稿「フランスの地方財政調整－財源補償・保障と平衡化の相克－」で指摘してある点だが、両者の垣根が曖昧になる理由は、次の 2 点にある。

まず第 1 は、地方税の徴収を地方ではなく国が行っていることである。フランスの地方税は、納税・徴収時期が年度のどこかや、実際に徴収ができたかどうかにかかわらず、国から毎月、その年の税収の 1/12 が各自治体に渡される。したがって、もしも「水平調整」の実施で税収削減となったとしても、渡される金額からその削減分が控除されるだけなのである。

この事実は、一方では「水平調整」の実施を非常に容易にする。「水平調整」を構想する上で最大の課題は、「自治体が一度財布に入れた税収を、他の自治体のために財布から出せるのか、出してよいのか」という点にあるが、「一度財布に入れない」フランスでは、この障害は存在しないのである。

また他方では、同様に国から渡される交付金と地方税収との区別を分かりにくくする。毎月財源を受け取る自治体の立場からすれば、両者の何が違うのかと考えがちであろう。もちろん税収の場合には、国が勝手に削減すれば、収入権という課税自主権の侵害にあたり大問題だということになる。ただし、この見解も、国の交付金が地方の固有財源である場合はどうだろう。地方の固有財源である交付金を国が一方向的に削減すれば、それも地方の収入権を侵害したことになるのではないだろうか。

第 2 の理由は、上記の想定通りに国の交付金のほとんどが地方の固有財源なことである。国の交付金のほとんどが財源補償・保障を目的とした交付金であるのは、すでに述べてきた通りである。補償・保障である以上、それは国のカネではなく、地方のカネである。

しかも交付金の大半は、いわゆる「直入」であり、国への帰属はまったくない。前掲の図表 10 から分かるように、国から地方への移転財源の 82.5% (2012 年) は国の予算を通さず、国税収入から直接、地方に交付される財源なのである。

以上の 2 理由から分かるように、地方税は国の交付金のように、国の交付金は地方税のようである。従来のように、「垂直調整」の中で補償・保障の権利を有する財源が削減されると、「水平調整」において税収が削減されると、どう違うのだろうか。もちろん、地方自治論や課税自主権の理論からみれば、厳密に言えば相違はあるのかもしれない。

しかし、前述のように財政調整の規模が大きいことを前提として、どちらを使って財政調整を行おうと、交付される自治体はもちろん、財源を拠出する自治体にとっても、

大きな違和感はないのである。

実際、「水平調整」と「垂直調整」の代替関係には実例が存在する。本稿冒頭の方で述べたように FCDR（レジオン間格差是正基金）は 2003 年に廃止され、その調整財源は DGF（経常総合交付金）に統合された。FCDR に 10 年近く財源を拠出していた 3 つのレジオンは、税収が削減されなくなった代わりに、その分だけ DGF の交付額が削減される結果となった。まさに「水平調整」が「垂直調整」にそのまま吸収され、入れ替わったのである。

## おわりに

本稿の冒頭で設定した 2 課題に、すべてすっきりと答えが出たであろうか。その答えを簡単に要約すると、おおよそ次のようになる。「水平調整」の実施は、欧州危機・国家財政難によって国の交付金の増加率を確保できなくなったことから必然化された。交付金の総額が増えない限り、財源補償・保障との「縄張り争い」で劣勢に立つ平衡化、つまり自治体間の格差是正を強めることが難しいのである。憲法に明記された財政調整の義務を果たし、平衡化を強めるには、「水平調整」へと進むしかなかった。

ただし「水平調整」は、その言葉から感じられるほどの一大事ではない。フランスでは「垂直調整」と「水平調整」の垣根は低く、しかも「水平調整」は小規模にとどまるからである。「水平調整」が求められた原因がまさに深刻なのと比べると、現実の影響はあつけないといえるほどかもしれない。

情勢が流動的なだけに、現時点で今後を予測するのは大変に難しい。「水平調整」の部分がすぐに後戻りするとは考えにくいだが、現在の変化が決定的ともいいがたい。国家財政や政治の状況次第では、「垂直」と「水平」が再び揺れ動くことも大いにありそうである。そうすると、むしろ注目すべきは「垂直調整」の方であり、国の交付金において水平的な調整がどうなるかを注視してゆくべきなのかもしれない。

フランス地方財政調整の研究は、筆者にとってまさにライフワークであり、研究に着手してから早くも 30 年近い時が流れた。財政調整の理論や制度に変更がある度に執筆を重ね、原稿枚数を累積させてきた。次の累積がいつになるか、今回ばかりは予想外に早い予感もしているのである。

(注)

- (1) Ministère de l'Intérieur, La Direction générale des collectivités locales, Circulaire du 4 mai 2012 (NOR : COTB1220964C), Répartition du Fonds de solidarité des communes de la région d'Ile-de France (FSRIF) au titre de l'exercice 2012.
- (2) Ministère de l'Intérieur, La Direction générale des collectivités locales, Circulaire du 27 avril 2012 (NOR : COTB1220735C), Répartition au titre de l'exercice 2012 du Fonds national de péréquation des droits de mutation à titre onéreux perçus par les départements.

- (3) 税収の削減も交付も行われなかった「中立的」なデパルトマンが1つある。具体的には「HAUT-RHIN」である。
- (4) Ministère de la réforme de l'Etat, de la décentralisation et de la fonction publique, Rapport du Gouvernement relatif au fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC) en application de l'article 144 de la loi de finances pour 2012, Septembre 2012.
- (5) コミューンについての「財源補償・保障」としての交付金とは、経常総合交付金(DGF)を構成する交付金のうち、次の4つである。基礎交付金、面積交付金、最低限増加 保障交付金、国立公園・海洋自然公園コミュニティ交付金。
- (6) FPIC で税収削減される連合・単独コミュニティが、同時にレジオン・イル・ド・フランス連帯基金(FSRIF)でも削減を受ける場合には、上限の「PFIA で算定された税収の10%」が適用されるのは、FPIC と FSRIF の合計の削減額となる。
- (7) ただし自由業についての課税標準は事業収入であり、収入額の1/8とされていた
- (8) TP に関する拙稿は以下の4本である。①「フランスの外形標準課税」『都市問題』第91巻第10号(2000年10月号)、②「フランス職業税の「給与」ベース廃止～「雇用に障害」「国際的に廃止傾向」の虚像と真相～」『地方税』(地方財務協会)2002年8月号、③「フランスの職業税：付加価値標準への改革と「付加価値課税化」」『地方税源の充実と地方法人課税』(神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書)神奈川県総務部税務課、2007年、④「地方法人課税におけるフランスのこだわりと工夫～「付加価値」標準への接近と挫折と再接近・再挫折のはざままで～」『地方財政』(地方財務協会)2008年12月号。
- (9) フランスの地方財政調整で用いられる算定要素の一覧表は、以下を参照。拙稿「フランスの地方財政調整－財源補償・保障と平衡化の相克－」144ページ、図表14。
- (10) DGP 増加率の33%は2001年～2007年。1999年は20%、2000年25%であった。
- (11) 拙稿「フランスの地方財政調整－財源補償・保障と平衡化の相克－」『地方財政』(地方財務協会)2007年2月号、129-154ページ。
- (12) 2004年に社会保障関係の事務をデパルトマンに移譲するに際して提出された財源補償・保障の法案について、憲法委評議会は、後年度の財源保障が行われない規定として違憲の判断を下した。Le Conseil constitutionnel, Décision n° 2003-489 DC - 29 décembre 2003.
- (13) 2003年の憲法改正・地方分権改革については拙稿「フランスの憲法改正と分権改革法案－「2003年地方分権改革」(『都市問題』2004年3月号)、および拙稿「憲法改正の効果－フランスの地方税財政における改憲の効果－」(『自治総研』2005年4月号)を参照。
- (14) Le Conseil constitutionnel, Décision n° 91-291 DC du 06 mai 1991.
- (15) 例えば、次の上院のレポートを参照。Sénat, RAPPORT N° 324, Annexe au procès-verbal de la séance du 26 mai 2004, au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale sur le projet de loi organique, adopté par l'assemblée nationale, pris en application de l'article 72-2 de la Constitution relatif à

l'autonomie financière des collectivités territoriales.

(16) op. cit., Le Conseil constitutionnel, Décision n° 91-291.

(参考文献・資料)

- André Ortolland, Rétablir les finances publiques, garantir la protection sociale, créer des emplois, L'Harmattan, 2012.
- Anne-Sophie Gorge, Le principe d'égalité entre les collectivités territoriales, Dalloz-Sirey, 2011.
- Assemblée nationale, Communication de la mission sur la péréquation intercommunale, présentée à la Commission des finances par Jean-Pierre Balligand et Marc Laffineur, 21 juin 2011
- Association des Maires de France, Département Finances, La création, à compter de 2012, du fonds national de péréquation des recettes fiscales intercommunales et communales (FPIC), 2011.
- David Philot, Gwénaëlle Caburet, Guide pratique des dotations de l'État aux collectivités locales, Berger-Levrault, 2006.
- Emmanuel Auber, Dominique Cervelle, Les collectivités territoriales, Sedes, 2012.
- Eric Landot, Bruno Malhey, Michel Verpeaux, La réforme des collectivités territoriales, Berger-Levrault, 2011.
- Groupe de travail du Comité des finances locales, Répartition 2012 du Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC), le 15 mai 2012.
- Jean-Claude EOG, La péréquation financière et fiscale effectuée au profit des collectivités locales françaises : un facteur de renforcement de l'autonomie financière locale et de dynamisation de l'aménagement du territoire. Anrt, 1999.
- Jean-Claude Némery, Quelle nouvelle réforme pour les collectivités territoriales Françaises, L'Harmattan, 2010.
- Jean-François Brisson, Les transferts de compétences de l'Etat aux collectivités locales, L'Harmattan, 2009.
- Jean Girardon, Les collectivités territoriales, 2e édition, Ellipses, 2011.
- Jean-François Picard, Finances locales, Litec, 2009.
- Joël Bourdin, Les finances communales, 4e édition, Economica, 2008.
- Joseph Carles, Didier Guignard, Serge Regourd, Réforme et mutations des collectivités territoriales, L'Harmattan, 2012.
- La Documentation Française, Collectivités locales : quelle réforme ?, Regards sur l'actualité, n° 351, La Documentation française, 2009.
- La Documentation Française, Vers une réforme de la fiscalité locale, Regards sur l'actualité, n° 359, La Documentation française, 2010.

- Loïc Levoyer, Finances locales, 2e édition, Hachette, 2012.
- Mathilde Boulet, Les collectivités territoriales françaises dans le processus d'intégration européenne, L'Harmattan, 2012.
- Matthieu Conan, Raymond Muzellec, Finances locales, Dalloz-Sirey, 2011.
- Michel Bouvier, Les finances locales, 14e édition, LGDJ, 2011.
- Michel Cabannes, Les finances locales sur la paille ?, LE BORD DE L'EAU, 2011.
- Ministère chargé des collectivités territoriales, Brochure officielle : Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales
- Ministère chargé des collectivités territoriales, Rapport du Gouvernement relatif au fonds de péréquation des recettes fiscales intercommunales et communales (FPIC) créé en application de l'article 125 de la loi de finances pour 2011, Septembre 2011.
- Ministère de l'Intérieur, La Direction générale des collectivités locales, Circulaire du 30 avril 2012 (NOR : COTB1220938C), Répartition au titre de l'exercice 2012 du FPIC.
- Ministère de la réforme de l'Etat, de la décentralisation et de la fonction publique, Rapport du Gouvernement relatif au fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC) en application de l'article 144 de la loi de finances pour 2012, Septembre 2012.
- Nelly Ferreira, Le devenir des collectivités territoriales : La loi de réforme des collectivités territoriales (LRCT) : Innovations, Enjeux, Complexité, Contradiction, Gualino Editeur, 2012.
- Nelly Ferreira, Patrice Chrétien, Laetitia Janicot, L'Etat dans ses relations avec les collectivités territoriales : Journée d'études juridiques sur la centralisation française, LGDJ, 2011.
- René Dosière, Dominique Hoorens, Bruno Anantharaman, La commune et ses finances - Guide pratique, LE MONITEUR EDITIONS, 2008.
- Roland Brolles, Bernadette Straub, Budget des communes : gestion et comptabilité, Edition 2012, Berger-Levrault, 2012.
- Sénat, Rapport d'information n° 731 (2010-2011), au nom de la commission des finances, par le groupe de travail, sur la mise en oeuvre de la péréquation entre les collectivités territoriales, le 6 juillet 2011.

フランスの地方財政調整：「水平調整」の導入とその背景  
 ～ヨーロッパ財政危機と「象徴」としての水平調整～

1、2011年以降の全国的な「水平財政調整」制度の導入

① (2011年～) 有償譲渡税平衡基金 → 8ページ

Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux (DMTO) 2010年

② (2012年～) コミュニティ・コミュニティ連合の財源平衡全国基金 → 5ページ

Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC)

③ (2013年～) 事業付加価値税 (GVAE) 平衡デパルトマン基金、事業付加価値税 (GVAE) 平衡レジオン基金 → 9ページ

Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises (GVAE)

1、地方経済税 (la contribution économique territoriale (CET))	税収 170 億ユーロ程度
(1) 事業不動産税 la cotisation foncière des entreprises (CFE)	コミュニティとその連合
課税標準	土地・建物
(2) 事業付加価値税 la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises (GVAE)	
納税義務者	売上高 12 万 2,500 ユーロ以上の事業者
ただし	売上高 50 万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値の 1.5% ただし
税率は売上高に応じて累進	売上高 50 万-300 万€ 税率 0-0.5%
	売上高 300 万-1000 万€ 税率 0.5-1.4%
	売上高 1000 万-5000 万€ 税率 1.4-1.5%
	売上高 5000 万€以上 税率 1.5%
課税団体	デパルトマン (48.5%)、コミュニティ連合 (26.5%)、レジオン (25%)
2、設備網 (物理的ネットワーク) を有する企業への概算課税 - 税収見込額 14 億€	
( <sup>1</sup> imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux (IFER))	
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
	それぞれ施設あたり税率 (税額・算定はキロワットあたりで算定) を設定

以前からの制度も存続

④ 職業税平衡デパルトマン基金

Les Fonds départementaux de péréquation de la taxe professionnelle (FDPTP)

1975年7月29日法が創設 2012年以降の財源は国の予算から

⑤ レジオン・イル・ド・フランス運搬基金

Le Fonds de solidarité des communes de la région d'Ile-de-France (FSRIF)

1991年5月13日法が創設

1999年7月12日法 (コミュニティ連合の拡大・簡素化) ゾーン職業税を適用範囲に

2005年財政法 「課税 (財政) 力」から「(財源保障交付金) 込み」財政力) へ変更

2、これまでフランス地方財政調整の伝統

(1) DGF (経常総合交付金) を中心とする「垂直水平調整」

(2) 「時系列の水平調整」  
 (3) 「財政力」と「特定の財政需要」

3、なぜ「垂直水平調整」が続いたのか？

- ・説得力ある形で「水平調整」を行う前提条件がまったく満たされていなかった  
 「水平調整」は豊かな自治体から財源を奪い、それを再分配すること  
 したがって調整を垂直の形でよりはるかに財源を奪われる自治体の監視・猜疑心は強い。豊かな団体の住民が納得できるように客観的な運営がなければ成立しない  
 → コミュニティが小規模すぎ、多数存在しすぎ、多様でありすぎのため、調整は著しく困難  
 → これは特に財政需要を考慮しようとする、絶望的な状況となる  
 → ただし税収、財政力の比較も著しい困難。課税標準が 50 年前の評価であり、現実をまったく反映していない。歴代政権も課税標準の再評価に取り組んだが、自治体間、納税者間であまりに大きな税収変動が生じて大混乱が起きるという理由で、実現されないうまま。毎年度の係数による課税標準の引き上げが 50 年も続いている。
- ・地方は自治体間で損得が生じる水平調整が嫌いであり (どこの国であれ)、地方全体として財政調整の必要性は認めつつも、垂直的な交付金の中でやってくれという意見。この意見を前提として、地方の政治力が著しく強い  
 → 1979年の DGF 創設、そして 1982～83年の地方分権改革 (第1期) 以降、国から地方への財源移転は相対的に優遇されてきた。地方への交付金は、分権改革等を理由とする財源の保障 (La Compensation des ressources) として創設されたが、その交付金の伸び率を確保することによって財源が保障 (La Garantie des ressources) されているというのがフランスの財政思想。その増加率の設定の仕方次第で、保障がされたかされていないかが決まるし、その交付金の中で水平調整をする余地がどうなるか決まる。この点で DGF の増加率は、相対的に優遇されてきた。  
 → 地方税についても、課税標準の係数による増額で地方に有利な係数の数値となってきた  
 ・水平的な調整は、垂直を増やすことでやればよいし、財政需要の増大への対応は垂直の増加と共に地方税の自然増 (係数による) と税率引き上げでまかなえば良い

4、なぜ「水平調整」が導入されるのか？

- ・2000年代、新自由主義を標榜するサルコジ政権の下で憲法改正を含む地方分権改革 (第2幕と言われたが、第1期との連続性はあるようでない)。憲法で地方財政調整が謳われるようになるなど、水平調整に向けた地ならし。  
 ・「水平調整」を行う上で障害となっていた前提条件の1つがほんの少しだけ変わった  
 → 説得力のある「水平調整」が難しい理由の1つ、自治体の細分化、多数、多様  
 → 上と同じくサルコジ政権の地方分権改革の1つとして、フランスで起きるとは想定しえなかった地方制度改革が断行された  
 → 3.5層の地方制度と言っていたが、2つの層に重点化することを指す改革  
 「コミュニティ連合」 3万6千が2千5百程度にまで集約される  
 「デパルトマン・レジオン」←政治的に船酔しており、どちらに重点化するかわ不明  
 → 本当に重点化するかどうかはまったく分らない。効果がでるのは数十年単位?  
 → 実際 FPIC の対象はコミュニティ連合。連合内で「連合一参加コミュニティ間の配分」、「参加コミ

ユーロ間の配分」は、財政調整の上で重視されていない。

- ・2009年冬以降の欧州債務危機、EU経済の崩壊、財政赤字削減への圧力、(景気対策の必要性・社会保障経費抑制困難)、その結果としての地方への交付金の増加率の抑制、凍結
- この点では1996年から、各交付金の増加率設定と平行して、主要な交付金を合計した総額(交付金の約7割)の増加率が別途設定され、交付金の総額抑制が図られているかのように見える(1998「財政安定協定」、1999～2007「成長・連帯契約」)。ただし実際には、増加率のインフレックスはそれほど不利ではなかったし、何よりもさまざまな理由を付けて国が毎年度のよう定期的に増額を認めため、抑制の効果はほとんどなかった。
- ところが2008年以降、いよいよ抑制。2008年の「安定協定」から、消費者物価上昇率で総額が抑制。さらには最大の交付金 DGF の増加率は、2009年まで「物価上昇率+国内総生産増加率の50%」だったが、2010年は物価上昇率のみとなり、2011年からは、毎年度の予算で総額を定める。つまり30年以上続いた「総額インデックス方式」による財源保障が打ち切られた。
- 総額が凍結ないし増加困難以上、もはや垂直交付金で水平調整することは不可能になった。水平調整でやっても同じ。
- 5、なぜ水平調整がフランスでは可能なのか？
- ・地方税の徴収を国が行っているため、各自治体の「ポケット」に入ったり出たりすることがない。
- ・したがって、「住民自治」からの困難が相対的に小さい。
- ・また、もしも「財政力」の格差が逆転するほどの財政調整が行われたとしても、「ポケット」への出し入れがないので、憲法違反にならない。
- ・そもそも提出(=税制削減)されているかどうか、国から連絡される情報としてしか認識できない。
- ・水平調整を実施・決定する民主主義的な地方代表の担当組織(立法府)として上院がある。上院議員は地方議員によって選出される。
- ・ちなみに下院議員も、ほぼすべてが地方議員ないし首長を兼任。
- ・さらに行政府においても、地方代表が主催する地方財政委員会があり、財政調整の最終決定を行う。
- 6、フランスで導入された水平調整をどう評価すべきか？
- ・ヨーロッパ財政危機をどうとらえるか？それが異常な事態ととらえるならば、水平調整の導入も異常な事態。本来の軌道から外れた突発の事故。
- ・あくまでも「象徴」としての水平調整の導入
- 一方では、財政調整を強化し続けるだけの余力が国の財政になくなった。それまでは交付総額を延ばすことで、「補償・保障」を上回る財源で財政調整を行ってきたが、もはや不可能。ところが他方では憲法72条に明記されたように地方財政調整を強化してゆかねばならない。
- ・かくして水平調整が望まれたわけでも、水平調整が優れているわけでもなく、あくまでも財政調整強化の象徴として水平調整の導入
- ・したがって規模もごく限定的、これ以上に拡大する理由はないだろう。

(単位=100万ユーロ)

国から地方へ移転される(直入を含む)の合計額(1)+(2)		2011年 財政法(当初)	2012年 財政法(当初)	増加率
<b>(1)うち「安定協定」の枠内の交付金</b>				
名称	略称	2011年 財政法(当初)	2012年 財政法(当初)	増加率
経常総合交付金	DGF	41,380	41,390	0.0%
教員住宅特別交付金	DSI	26	24	-6.4%
地方議員交付金	DPEL	65	65	0.0%
コロンカ島石油製品内国消費税還付	—	40	41	2.0%
社会統合デパルトマン動員基金	FMDI	500	500	0.0%
中学校整備デパルトマン交付金	DDEC	326	326	0.0%
教育施設整備デパルトマン交付金	DDES	661	661	0.0%
被災自治体連帯基金	—	0	0	0.0%
教育施設建築・整備総合交付金	DGCEB	3	3	0.0%
職業税・鉱山税減税ベース損失補償交付金	—	35	59	68.9%
地方税減税補償	—	1,843	1,847	0.2%
職業税個別補償統合交付金	DUCSTP	527	447	-15.2%
地方直接税補償代替交付金	DTCE	947	875	-7.6%
自然環境保護、市町村道整備交付金	—	0	0	-5.3%
<b>「国税収入から直入」の合計</b>		<b>46,357</b>	<b>46,239</b>	<b>-0.25%</b>
農村自治体公共事業交付金	DETR	616	616	-0.1%
デパルトマン公共事業総合交付金	DDGE	224	224	0.2%
地方分権一般交付金	DGD	1,513	1,525	0.8%
農村部発展交付金	DDR	50	50	0.0%
バスポート・IDカード交付金	—	19	19	-0.7%
軍事基地流出自治体支援基金	—	10	0	-100.0%
海外自治体交付金	—	109	152	39.5%
各種補助金	—	4	4	0.0%
職業訓練分権一般交付金	—	1,702	1,703	0.0%
<b>「安定協定」枠内の交付金合計</b>		<b>50,601</b>	<b>50,531</b>	<b>-0.1%</b>
<b>(2)うち「安定協定」の枠外の交付金(単位=100万ユーロ)</b>				
職業税改革補償交付金	DCRTP	2530	3368	33.1%
デパルトマン職業税平衝交付金	—	419	425	1.6%
交付保障交付金	—	—	40	—
コミュニケーション連合税収補償交付金	FCTVA	6040	5507	-8.8%
付加価値税補償基金	—	2136	1946	-8.9%
各府庁の補助金(経常・資本)	—	138	128	-7.2%
地域事業に対する補助金	—	11128	10285	-7.6%
法定減税補償	—	657	662	0.7%
交通罰則金交付金	—	—	555	—
レゾンに対する職業実習整備・近代化財源の配分	—	—	22916	-0.6%
<b>「安定協定」枠外の交付金合計</b>		<b>23048</b>		

コミュニティ連合・コミュニティ財源平衡全国基金  
Le Fonds national de péréquation des ressources intercommunales  
et communales : FPIC

### ＜基金の総額＞

- \* 基金総額は2012年に1億5000万ユーロ、13年に3億6千万ユーロ、14年に5億7千万ユーロ、2015年には7億8千万ユーロ、2016年以降はコミュニティと課税権を有するコミュニティ連合の税収総額の2%相当の金額  
ちなみに地方財政の統計値も所管組織別に数種類あって複雑だが、コミュニティと連合の税収(狭義)は2008年に497億3千万ユーロ
- \* デパルトマン(365億7千万) レジオン(116億8千万)と合わせると979億8千万ユーロ
- \* したがって2%はおおよそ10億ユーロ
- \* ちなみに議会修正された2012年財政法案では、12年2億5千万、13年5億、14年7億5千万、15年以降2%相当だった。

### ＜基金による財政調整の仕組み＞

- \* 財政調整は、一義的にコミュニティ連合を対象に行われる。もちろん連合に加入していない「非参加コミュニティ」もそれぞれ単独で調整の対象となる。

### (財源拠出＝地方税収削減)

- \* 調整財源の拠出(＝地方税収削減)となるコミュニティ連合(と非参加コミュニティ)は、住民1人あたり「統合財力(potentiel financier agrégé : PFIA)」が、全国平均値の0.9倍を超える(地方自治体法典の条文の直訳)連合。換言すれば、住民1人あたり「統合財力」が全国平均の90%以上の連合。
- \* PFIAは、各コミュニティ連合の「課税力(potentiel fiscal)」に、当該連合に参加しているコミュニティの経常総合交付金の「概算交付金」を加えた数値。課税力は、各コミュニティの課税標準に全国平均税率を乗じた課税力であり、「概算交付金」は、具体的には「基礎交付金、面積交付金、最低限増加保障交付金、国立公園・海洋自然公園コミュニティ交付金」の合計である。
- \* 「概算交付金」が財力に算入される理由は、この交付金は、国の政策のせいであつて生じた地方負担の増大ないしは地方税収の減少に対する財源補償(Compensation)に相当するから。各自自治体の財政力を比較するなら、課税力だけではなく、明確な財源補償(補償された年度の後は財源保障される)としての財源を勘案する必要があるから。
- \* 住民1人あたりPFIAは、人口に応じた補正が適用される。人口の多い団体ほど人口が割り増され、その結果として住民1人あたりPFIAが低くなり、人口による割り増しがない場合と比して拠出額が減少することになる。
- \* 人口に応じた補正について、フランスで伝統的に行われてきたのは階層化(人口に応じて団体を区分する)だが、FPICについては、DGFの基礎交付金と同様、「対数係数 coefficient logarithmique」が用いられる。係数の値は1~2と定められている。参考までに、下院・国民議会が行ったシミュレーション(2011年12月19日)では、人口7,500人で下限の1.00、人口50万人で上限の2.00が与えられている。

- \* 各拠出団体の拠出額は、毎年の基金総額(上記)を次の比率で案分した金額。その比率とは、各自治体のPFIAが全国平均の9割から乖離している比率。
  - \* 財源拠出(＝地方税収削減)となるコミュニティ連合と非参加コミュニティは、全コミュニティ連合・非参加コミュニティのおよそ45%に相当する。
  - \* 以上の仕組みと数値から分かるかもしれないが、財源拠出団体と交付団体は二分されるわけではなく、拠出と同時に交付の団体も存在する。
  - \* なお財源拠出(＝地方税収削減)の金額は、PFIAの算定に用いられる「財力」の10%を超えることはない。なおFSRIF(レジオン・イル・ド・フランス連帯基金)の財源拠出自治体については、「財力」の10%を超えないのは、FPICの拠出額とFSRIFの拠出額を合計した金額となる。
- ### (交付)
- \* 交付総額の一定割合(人口比を基本とする)は、海外デパルトマン、海外領土への割り当て額として先取りされる。これを控除した残額が、以下の本土のコミュニティ連合・非参加コミュニティへ交付される。
  - \* 交付の基準となるのは、「各自自治体の財源と財政需要を表す」とされる「総合指数(un indice synthétique)。総合指数は、次の構成で算定される。60%が住民1人あたり所得額、20%がPFIA、20%が課税努力(1'effort fiscal)。この3構成要素のそれぞれについて、コミュニティ連合全体の数値と当該連合の数値との比率(もしくは非参加コミュニティ全体の数値と当該非参加コミュニティの数値との比率)が算定され、それが基準となる。また課税努力とは、当該自治体の決算値が明らかになった最新の税収額と、「課税力」との比率。
  - \* 総合指数=60%×(住民1人あたり平均所得額/当該団体の住民1人あたり平均所得額)+20%×(住民1人あたりPFIAの全国平均値/当該団体の住民1人あたりPFIA)+20%×(当該団体の課税努力/課税力の全国平均値)
  - \* ざっくり言えば、PFIAと平均所得が低く、課税努力が高い団体ほど総合指数が高くなる
  - \* 交付団体は、当該団体の「課税努力」が全国平均の50%以上であることに加えて、次の条件を満たす自治体
    - コミュニティ連合全体において、「各連合の財源と財政需要を表す」とされる総合指数が上から数えて60%までの連合
    - 非参加コミュニティについては、総合指数が、非参加コミュニティ全体のメディアン(中央値、l'indice médian)以上のコミュニティ
  - \* 下院・国民議会が行ったシミュレーション(2011年12月19日)では交付団体は2250。ただし拠出・交付団体が存在するので、純粋な交付団体は2170程度。
  - \* 各交付団体(連合もしくは非参加コミュニティ)の交付額は、当該団体の総合指数に人口を乗じた額であるが、交付総額を案分するための数値が適用される。

### (特別規定)

- (1) DGF(経常総合交付金)において「平準化交付金」の1つとして設定されている「都市部連帯・社会統合交付金(La dotation de solidarité urbaine et de cohésion sociale : DSU)」で特別な交付額とされている「ターゲットDSU」の交付受ける団体について
  - 人口1万人以上のコミュニティのうち、DSUの総合指数が高い方から150番目の団体は、拠出が全額免除される。ただしこのコミュニティが連合に参加している場合は、拠出額は連合によ

って拠出される。

総合指数が151～250の団体は、拠出額が半額免除となる。半額の拠出は、コミュニティが連合に参加している場合は連合によって拠出される。

→人口1万人未満のコミュニティのうち、DSUの総合指数が高い方から10番目の団体は、拠出が全額免除される。ただしこのコミュニティが連合に参加している場合は、拠出額は連合によつて拠出される。

総合指数が11～30の団体は、拠出額が半額免除となる。半額の拠出は、コミュニティが連合に参加している場合は連合によって拠出される

(2) FSRIF (レジオン・イル・ド・フランス連帯基金)の財源拠出団体についての特別規定。FPICとFSRIFの両方で拠出となる団体を保護する規定

→FSRIFの前年度の拠出額は、FPICの算定に用いられるPFIAから控除される。これに対応して、前年度に交付されたFSRIFの交付額は、PFIAの算定に加算される。

→前年度のFSRIFの拠出額とFPICの拠出額の合計額は、コミュニティ連合・非参加コミュニティの財源の10%を超えない

→FSRIFの拠出額が、次年度の実質経常支出(DRF)の10%を超えてはならない

## <コミュニティ連合内の拠出・交付の配分>

\* 連合に参加するコミュニティについては、財政調整の対象は一義的にはコミュニティ連合なので、その内部で拠出・交付を配分する必要がある。

\* 配分(分割)は2段階。第1段階はコミュニティ連合と参加コミュニティとの間の配分。第2段階は、参加コミュニティ間での配分。

\* 拠出の場合は、第1段階も第2段階も、コミュニティ連合と参加コミュニティ「統合課税力(potentiel fiscal agrégé; PFA)」に対する各団体の「寄与度」に比例して行われるのが原則。すなわち第1段階の場合はコミュニティ連合と参加コミュニティのそれぞれの寄与度に比例して、また第2段階では参加コミュニティそれぞれの寄与度に比例して配分される。

なおこの寄与度の算定においては、参加コミュニティへ選付されるコミュニティ連合の税収(「補償交付金(la dotation de compensation)」等)についての調整が行われる。

\* 交付の場合は、第2段階のコミュニティ間での配分において統合課税力への寄与度に加えて、人口が採用されている点も異なる。

\* 以上の原則以外に、特例が定められている。

\* 1つは「課税統合係数(Le Coefficient d'intégration fiscale: CIF)」による配分であり、コミュニティ連合の議会の2/3の賛成がある場合に実施できる。CIFとは、コミュニティ連合と参加コミュニティとの税収総額のうち、コミュニティ連合の税収の割合であり、参加コミュニティがコミュニティ連合に課税を委ねた割合である。この場合も、参加コミュニティへ選付されるコミュニティ連合の税収は算定から控除される。

\* いま1つの特例は、コミュニティ議会の満場一致が条件となるが、配分の基準をまったく自由に決めることができる。ここから、政府は地方の自主性・自治を強調している。ただし、3層の自治体のうちコミュニティの層については、地方財政調整は連合レベルで行うと宣言したに等しい。コミュニティについては中央政府は口出ししないので連合内で自由にやってくれということか。

## 有償譲渡税平衡基金

Le Fonds de péréquation des droits de mutation à titre onéreux (DMTO)

### <基金の総額>

- \* 毎年度の基金総額は、配分ペーサーで3億8千万ユーロ。
- \* この金額を上回った場合、次年度以降に基金額が3億ユーロを下回った年に充当。繰り越しが保管されるのは、デパルトマン景気変動財源保障基金(Le fonds de garantie départemental des corrections conjoncturelles)にて。
- \* DMTOのデパルトマン税収総額は70億ユーロ程度(2010年)

### <基金による財政調整の仕組み> (財源拠出＝地方税収削減)

- \* 拠出＝削減の基準は2つ。(1)「全国平均との比較」(「ストックに基づく調整」と呼ばれる)と(2)「時系列の比較」(「フローに基づく調整」と呼ばれる)
- \* いずれの拠出も、各デパルトマンの前年度DMTO額の5%で頭打ち
- \* (1) 住民1人あたりのDMTO税収額が、全デパルトマン平均の75%を超えるデパルトマン拠出＝削減額は、「累進的」とされる(上院の表現)
- 全国平均との乖離幅が0.75～1の場合、乖離額の1割相当額に人口を乗じた金額
- 乖離が1～2の場合、乖離額の12%相当額×人口
- 乖離が2以上の場合、15%×人口
- \* (2) 過去2年の平均額と比したDMTO税収額の増加率が基準とされ、この増加率がインフレ率(連報値)を2倍上回る場合、上回った部分が拠出の算定基礎とされる。

拠出＝削減額は、この上回った部分の半分。

### (交付)

- \* 交付は、3つのパートに分けられて行われる
  - 住民1人あたり「財政力」
  - 各団体交付額＝当該団体1人あたり「財政力」/全国1人あたり「財政力」×配分ポイント(2012年のポイントは1,643,177,843,622,210ユーロ)
  - 住民1人あたり「財政力」に人口を乗じた数値
  - 各団体交付額＝当該団体1人あたり「財政力」/全国1人あたり「財政力」×当該団体人口×配分ポイント(2012年のポイントは3,122,695,971,002ユーロ)
  - 住民1人あたりDMTO額
  - 各団体交付額＝当該団体1人あたり「財政力」/全国1人あたり「財政力」×配分ポイント(2012年のポイントは1,094,525,763,303,359ユーロ)
- (若干の実績：シミュレーション)
- \* 実施後も、当該団体自身が実態を把握していないであろう←将来、問題となるかもしれない
  - \* 地方自治体総局のシミュレーション：2011年度
- 拠出＝削減となった団体は25。パリ(6千6百万ユーロ)、オードセーズ(3千8百万ユーロ)、

イブリン(2千4百万ユーロ)、ロース(2千1百万ユーロ)、アルプ・マリテーム(1千7百万ユーロ)、ヴァル・ド・マルヌ(1千6百万ユーロ)、エソンヌ(1千4百万ユーロ)・・・。

-----  
**事業付加価値税 (GVAE) 平衡デパルトマン基金**  
**事業付加価値税 (GVAE) 平衡レジオン基金**

Les fonds départementaux et régionaux de péréquation de la contribution sur la valeur ajoutée des entreprises

- \* 2010年財政法、2011年財政法と修正が続いた。2012年財政法は見直していないが、なお修正される可能性もあり。
- \* 現在の規定の概要(2011年財政法、両院協議会での採決)  
拠出=削減団体は、住民1人あたり「財政力」が平均を上回る団体  
拠出(削減)額は、2010年以降のGVAE 税収増加が全国平均の数値を超えた部分の50%

交付団体は

デパルトマンについては、住民1人あたり「財政力」が全国平均を下回る団体  
レジオンについては、住民1人あたり「財政力」が全国平均の85%を下回る団体

交付

両団体について共通して、交付額の半分は、住民1人あたり「財政力」の全国平均との比率に比例して配分される

残り半分は、

デパルトマンの場合 → 1/6 は人口

1/6 は最低所得給付 (minima sociaux) と個人経済自立給付 (APA) の受給者数

1/6 はデパルトマン道の延長

レジオンの場合 → 1/6 は人口

1/6 は公立・私立高校の生徒数と職業訓練実習生数

1/6 は面積、ただし当該団体の人口と人口密度全国平均ととの比率の2倍を上限(2倍で)

## イギリス地方財政調整制度の変遷

星野 泉 (明治大学政治経済学部教授)

地方財政調整制度は、税収格差を調整する方法、需要格差を調整する方法、税収格差と需要格差を別個に調整する方法、税収格差と需要格差を一体として調整する方法がある。日本の地方交付税は一体的方式をとり財源保障機能を持ち、極めて丁寧な調整方式である。制度の単純化は望ましい方向ではあるが、単純化すればするほど財源保障機能は乏しくなることになる。日本の場合、行政サービスにおいて自治体の果たす役割が大きいが故に、国際比較でみて地方への税源配分が多い方であっても地方交付税への期待が大きいのが特徴である。同様に自治体機能の大きいスウェーデンでは、狭義の水平調整として自治体間相互に財政調整するため（富裕団体に納付金、貧困団体に交付金）地方税は大きく、地方税自体でかなりの調整が行われ、国から地方への交付金はそれほど大きくない。

今日、多くの国では、税収格差是正のみを中心とするか税収格差と需要格差を別個に調整する方法をとってきている。イギリスの場合、税収格差と需要格差を別個に調整する方法をとる時期が一般的であったが、その具体的方法は、時の政権の基本政策の方向性によってかなり頻繁に改革されてきている。また、自治体の行政サービスの範囲が比較的小さいため、比較的小さい範囲での調整ということになるが、それ以上に小さい地方税（地方への税源配分）となっているため、自治体財政としては財政調整への期待はそれなりに大きい。税収格差と需要格差を調整するという点では、日本、スウェーデンと同様であり、さらに、狭義の水平調整である、自治体間相互調整がない（国から地方への交付のみ）という点では、より日本に近いということになるが、その他の面が大きく異なり、結果として全く違ったものとなってきている。

本稿では、イギリス（基本的にはイングランド）地方財政調整制度改革と教育の特定補助金化について若干の考察を試みることにする。

### 1 教育特定補助金から包括交付金としての財政調整へ

イギリスの地方財政は、地方税であるレイト制度（Rates）改革の過程で、自治体の歳出予定額（財政規模）から交付金、補助金、財産収入、料金収入等を除いた部分、すなわち自治体財源として足りない部分について、地方税を課すために税率を決めるものとなっている。すなわち地方税賦課を最後の手段とみているため、最終的には各自治体（議会）で地方税率決定をすることにより自治体の歳出が決まる。いわば、地方財政調整機能が国の財政調整制度等の交付金と住民負担に委ねられているともいえる。したがって、住民負担を小さくするために交付金を増額するという取り組みが歴史上の多くの期間でみられて

きた。

交付金・補助金（国から地方への財政移転）は、20世紀の初めから半世紀余り、地方財政に占める割合を増加させてくる中で、その7割から8割程度が特定補助金という時期が続いていたが、1958年に学校教育、保健、福祉、都市計画関係の多くの特定補助金が一般交付金（General Grant）に統合されたことによりこの配分関係は逆転し使途の決められていない交付金がほとんどとなった。

地方財政調整機能をもつ制度については、すでに1917年の教育補助金の一部として実現しており、補助金の配分を各地の地方税収入を考慮して調整するしくみがあった。また、目的を特定しない財政調整としては、1929年の包括交付金のうち一般国庫交付金（General Exchequer Contribution）の部分が始まりとされる。ここでは、単純に比例補助金を配分するのではなく、財源格差については1人当たりのレイト課税標準が低い場合に対して考慮が払われ、需要格差については全人口中の5歳以下の児童比率、失業率、道路1マイル当たり人口の希薄度によって考慮、配分するという包括交付金であり、今日の制度につながるものがみられた。ただ、この時は農業用資産レイト免税、工業用資産レイトの75%減免措置の補填が中心的機能であり、レイト課税評価自体が全国的統一的なものでなかったために規模的にも調整機能は大きくはできなかった。3つの需要格差の基準も十分なものではなく、富裕団体への配分が大きいものとなっていた。その後、失業率基準を増やすことにより、調整機能を高める試みがみられた。また、中央に行財政機能を集める集権化の過程で、公的扶助が中央政府の機能になると、地域格差の縮小要因にはなった。

地方財政調整制度は、この一般国庫交付金から1948年の国庫平衡交付金（Exchequer Equalization Grant）へと改革、財政力が平均以下の自治体への交付のみに限定されるとともに、人口一人当たり課税価格（Rateable Value）の平均からの乖離と地域のレイト税率が交付基準として採用された。これにより富裕団体への配分がなくなることにより、財政調整機能は高まっているが、総枠に限度のない交付金という批判もあった。この時、格差是正の不正確な要因とされてきたレイト課税評価を地方の権限から中央の権限に移している。それまで、富裕な自治体は、正確な評価額により低率の課税を行うより、低い評価に高い税率をかける傾向があったとされていた。<sup>1)</sup>

1958年、国庫平衡交付金はレイト補填交付金（Rate Deficiency Grant）に改組され、特定補助金を統合した一般交付金とともに、使途の特定されない交付金として2本立てとなった。比例補助金にとって代わった一般交付金は、その半分近くを教育費関係の特定補助金廃止によっており、自治体への配分は各補助金交付団体の区域の加重人口に基づいて算出され、5歳以下の幼児数、65歳以上の老人数、公立学校の児童数、人口密度、道路1マイル当たりの人口数を補正係数としていた。

## 2 レイト援助交付金（Rate Support Grant=RSG）の導入

1966年のレイト援助交付金（RSG）導入で、一般交付金はRSGの需要要素（Needs Element）となり、レイト補填交付金は財源要素（Resource Element）となって再構成された。さらに住宅要素（Domestic Element）として住宅資産のレイト軽減分をこの交付金の中で手当することになり、新しい制度RSGは3要素型となった。国からの交付金が、地方自治体を対象としたものから、直接に地方税納税者を対象としたものへと拡大したところに、この制度の歴史的意義がある。また、地方財政全体の経常支出について基準支出（Relevant Expenditure）の推計を行い、これをベースにRSGの総枠決定がなされたことも特徴といえるだろう。<sup>2)</sup>

需要要素は、人口をベースに児童数加算を行った基本部分に、道路、人口密度、幼児・高齢者数等を補正係数とした。財源要素は、レイト補填交付金と同様、1人当たりレイト収入額と全国平均収入額との差額をもとにしたものである。住宅要素は、レイト課税の際、各団体の住宅資産保有者について減税している分を補てんしているもので、先に述べたように実質的には住民への補助ということになる。

住宅資産レイト負担の軽減措置としては、事業用資産よりも住宅資産のレイトを軽減するためのRSGによる一律軽減措置の他、低所得者向けの給付措置（Rate Rebate）もあり、これも特定補助金で財源の多くを措置された。この給付制度は、その後、1990年からの人頭税（Poll Tax）であるコミュニティ・チャージ（Community Charge）や1993年からのカウンシル・タックス（Council Tax）を軽減する際でも特定補助金として、自治体経由で住民に配分されるものとなっている。

RSGは1974年の改正で、需要要素は人口を基本とする配分方式から、より精緻な統計的手法を用いて財政調整機能を高めるとともに、財源要素については1人当たりレイトの全国課税標準額と当該自治体の課税標準額の差額に当該自治体の税率をかけるというものとなった。これは、自治体の税率を高めれば交付金額も高まるというもので、自治体の徴税努力を促すということになった。<sup>3)</sup>

さらに、3要素型RSGのうち、需要要素、財源要素の部分は1980年より包括交付金（Block Grant）として統合され、財源と需要を組み合わせた財政調整となり、住宅要素の部分は住宅減税交付金（Domestic Rate Relief Grant）と名称変更された。この時代は、自治体財政の拡大を危惧したサッチャー政権時代であり、地方財政支出というより補助金関連支出に関心がもたれた。自治体の支出水準が国の設定する標準規模を超えると交付金は減額される仕組みが取り入れられ、交付金減額に対抗して補正で追加的レイト課税を行う団体が現れると、交付金の執行停止や追加的課税の制度廃止を行った。効果が十分でないとみて、労働党支持の多かったロンドンや大都市圏の県が廃止されたのもこの頃である。1979年までは、地方財政協議会（Consultative Council on Local Government Finance）を通じて、国と各レベルの自治体連合間で行われる地方財政に関する多様な協議によって

決定されるものも多かったが、1980年代の中央・地方関係は、中央政府が自治体に実施を求めるといったかなり一方的な関係になっていった。

### 3 事業レイトが地方譲与税となって

1990年、居住用資産と非居住用（事業用）資産課税として長く続いてきたレイトの住宅課税分は人頭税のコミュニティ・チャージ（Community Charge、3年間で廃止後の地方税はカウンシル・タックス Council Tax）となり、地方税の残り約半分を占めていた非居住用資産レイト=事業レイト（Non-Domestic Rate）は国税化され国家事業用資産レイト（National Non-Domestic Rate=NNDR、あるいは Business Rate）となった。この状況は、コミュニティ・チャージ廃止、1993年のカウンシル・タックス導入後も継続している。そして、プールされた金額は地方譲与税として人口比で自治体に配分されることとなった。これにより、新地方税である人頭税の部分は、経常支出の財源としてはその4分の1程度を占めるに過ぎず、残りは国から配分を受ける依存財源となった。また、地方財政調整制度は、歳入援助交付金（Revenue Support Grant）となった。略語は前と同じRSGであるが、居住用資産レイト（Domestic Rate）廃止に伴い名称変更されたものとなった。

1990年度から2002年度までの地方財政調整制度は、公共支出計画という政府の支出目標をもとに、住宅を除く自治体の経常支出見積りである標準支出総額（Total Standard Spending=TSS）を算定し、ここから一部特定補助金を引いて基準財政需要額のような標準支出評価額（Standard Spending Assessment=SSA）を設定する。そしてSSAとカウンシル・タックス見積もり（Council Tax at Standard Spending=CTSS）やNNDRの見積もり額との差額を補填するというものであった。各団体の標準支出評価額は、標準的サービスをするためにはどの程度の支出となるかを、人口、1人世帯の65歳以上人口数、5歳から10歳の児童数のようないくつかの指標（教育、社会福祉、警察、消防、道路、環境・国土保全・文化、資本会計繰出し金等）によって算定するものである。

$$RSG = SSA - (CTSS + NNDR)$$

政府は、1998年白書において、より簡素で安定的な配分基準に変更するための検討を進めることとして、2003年度から制度が若干変更された。TSSは想定支出総額（Total Assumed Spending=TAS）、SSAは公式支出配分（Formula Spending Shares =FSS）となり、これまでと同様7ブロックからの配分基準が設定された。住宅補助金などを含まない統合外部資金（Aggregate External Finance=AEF）のうち、RSG、NNDR、警察補助金が、用途を特定しない公式交付金（Formula Grant）として、統一的に配分されている。

RSG の算定は、FSS から想定カウンスル・タックス (Assumed National Council Tax = ANCT) と NNDR を引いたものとなる。

$$\text{RSG} = \text{FSS} - (\text{ANCT} + \text{NNDR})$$

1990 年度からの SSA、2003 年度から 2005 年度の FSS、どちらも、需要算定を行ったものであるが、標準的、あるべき予算規模という表現から、単に公式として配分するものという意味合いを強調した点が異なる。また、SSA と実際の予算との乖離が大きくなり、カウンスル・タックスの税率が政府が想定したものよりはるかに大きくなったことも改正の要因であった。また、南部保守党支持地域から北部労働党支持地域へ交付金配分を変化させようとの政治的な要素、いわゆる南北問題もあったとされる。<sup>4)</sup>

#### 4 2006 年度からの学校教育の特定補助金化

教育の危機が問題とされ、主要な政策課題としていたブレア労働党政権では、自治体が学校教育に予算をつけ、教員確保に留意し、教育の質を高めるようにするため、かなり大幅な交付金・補助金改革が実施された。2006 年度からは、RSG が大幅に減らされ、新設の学校特定補助金 (Dedicated School Grant = DSG) 中心の財政移転となった。国から地方への財政移転が教育目的を中心とするものへと大幅な改革がされたということになる。

2005 年教育法制定までの労働党政権下の地方教育行政の特徴について、教育財政の膨張傾向、および教育予算への中央政府の強力な介入の 2 つをあげられる。<sup>5)</sup> 前者については、教員給与の改善、施設整備、教育水準プログラムの充実や移民政策などの個別政策が教育予算を押し上げる要因となっているとし、後者の具体的方法は教育 FSS の引き上げ、およびこの分を教育費に充てるよう指導するパスポートリングで、地方交付金 (RSG) に関しても用途を教育費とするように義務付けをし、また同時に特定補助金の増額によって教育関連施策を誘導しているとしている。このように、2006 年以前から教育重視の予算編成への統制、地方の予算編成への関与が進められ、教育を通じた集権化、その延長が 2006 年の学校特定補助金の導入であり、学校教育の特定財源化である。

2006 年の特定補助金導入により、学校予算すべてを国が負担する仕組みとなった。2006 年以降の学校特定補助金の配分は 2005 年の学校予算ベースをもとに配分されている。導入前の FSS における教育費需要の算定は、基本的には児童数によっているが、生活保護費受給世帯割合や勤労税額控除対象世帯割合などを加味しており、家庭の経済環境による子供の学力格差是正に向けた取り組みがみられている。教育の特定補助金化であるが、その中に財政調整機能をもつものといえる。ただ、自治体による各学校への配分についてはどこまでメリハリをつけられているかは明らかでないようである。<sup>6)</sup>

新制度導入に伴い、2005年度まで18歳以上の成人数で自治体に配分される地方譲与税であった(2005年度1人当たり357£)NNDRは、2006年度からRSGと同じ基準での配分となり、地方財政調整制度の一部となっている。学校特定補助金導入により、地方財政調整制度であるRSGの大幅減額を実施したため、財政調整財源が無きに等しいほどになってしまうことから、NNDRを財政調整の仕組みに組み入れたものである。2004年以降の交付金・補助金金額の変化をみると、表1のように、RSG分がほぼ学校特定補助金に振り替わっている。2005年度以前は、AEFの中で公式交付金が75%程度、警察補助金を別にしてもRSGと事業レイト2つで7割を占めていたが、2010年度には公式交付金が36.6%、警察補助金を別とすると3割程度になった。一方で、学校特定補助金は約4割を占めるということで、教育サービスが経常支出の約4割を占めることとほぼ重なっている。RSGは地方財政調整財源としては大幅減となり、NNDRがその役割の中心を担うことになった。ただ、もともと事業用資産は都市部に偏っており、評価の基礎となる賃貸料も高いことで、事業レイトは都市型の税であるといえた。そのため、こうした都市部から集まる国税を各自治体に成人人口比で配分すれば地方譲与税時代から財政調整機能は多少なりとも持っていたともいえる。また、中小企業が多く軽減制度適用企業が多い自治体にも通常の算定で配分されることも若干の調整効果はあるとみられる。課税対象資産は、事業用資産であるが農地や教会は含まれない。今日でもNNDRにおける課税標準の基礎は、年間賃貸料である。

これら改革により公式は大幅改定(4ブロックモデル)ということになった。これまでのように、需要算定が行われる方式ではなく、人口比で見た基本的な配分である中央配分額から需要と財源がどれだけ乖離しているかを見る制度である。

相対需要額はそれまでのSNAやFSSのように基準財政需要額に相当するものであるが、最低限必要とされる経費を基本として当該自治体にはどれだけ追加的経費が必要とされるかを算定しているものとなる。児童福祉、成人社会サービス、警察、消防・防災、道路管理、環境・治安・文化、資本会計について算定され、特定補助金化された教育は除かれている。相対財源額は最低限期待されるカウンスル・タックスの徴収額に対して当該自治体がどれだけ追加的に徴収が見込まれるかを算定しているものである。フロア保証は、前年度比の交付金増加率を全自治体に保証するものであり、保証率を超えて増額となる自治体は減額、保証率を超えて減額となる自治体に回されるため、+-0となる。

相対需要額(Relative Needs Amount) = 自治体毎のコスト差 (A)

(コストが最低レベル自治体からの乖離)

児童、成人社会サービス、警察、消防、道路、環境・文化、資本会計

相対財源額 (Relative Resource Amount) = 自治体毎の財源力の差 (B)

(1人当たりカウンスル税が最低レベル自治体からの乖離)

中央配分額(Central Allocation Amount) (C)

(総額の一部を人口比例で配分)

フロア保証(Floor Damping) (D)

$A - B + C + D$

表2によって、2010年、各地域からのNNDRの徴収状況、各地の人口、公式交付金配分状況、特定補助金(学校特定補助金が7割を占める)配分についてみよう。2005年までのNNDRの配分方法は、実際には18歳以上人口比であったが、ここでは単純に人口の状況と比較する。ここからわかることは、カウンスル・タックスでみてバンドH(最も評価の高い住宅)が最も多い地域であり事業用資産も多いロンドンでは、人口比をはるかに上回るNNDRが集められている。このプールされた税を成人人口比で配分されていたとしてもそれなりの再分配が行われていたとみられるが、公式交付金や特定補助金については、かなり都市部への配分も大きい交付金であり、財政調整効果はそれほど大きくないようである。ロンドン以外のすべての地域では人口比ほどの税を集められていないが、比較的富裕なSouth Eastでは、公式交付金、特定補助金とも人口比やNNDR徴収の国内比を下回っている。

その他、2008年度から2011年度には、自治体一括交付金(Area Based Grant)制度があった。これは、自治体に追加的に財源配分する一般交付金である。しかし、公式に当てはめて配分するものではなく、特定の政策的目標に基づいて配分される。かつては各省ごとに配分されていた複数の補助金を自治体単位で合算して、統合前の金額を基礎としてコミュニティ・地方自治省が交付するいわゆる一括交付金である。統計資料では特定補助金のところに記載があるが、実質的には一般財源となる。2011年度からは新しい一般交付金、地方サービス援助交付金(Local Services Support Grant)が導入されている。

おわりに

2007年3月のMichael Lions卿のいわゆるライオンズ・レポート(Lions Inquiry Report into Local Government)では、地方自治の発展、税の公平性の改善、透明性確保、地域産業の育成に焦点をあてた議論がまとめられた。カウンスル・タックスの評価替え促進、イングランドではまだ実施されていない価格帯の増加、キャッピングの廃止の他、廃棄物処理負担金制度導入などの他、長期的には地方所得税の追加導入検討、非居住用資産レイト(NNDR)の再地方税化(地方譲与税から地方税に)検討とともに、中央・地方の連携

の必要性が主張されている。ただし、非居住用資産レイト（NNDR）については、地域産業活性化の観点から、中央の関与の必要性を認めており、自治体連合からは物足りなさも指摘された。その後、2009年の Business Rate Supplements Act により、県（County）や大ロンドン（Greater London Authority）の広域自治体と一層制の地方自治体が、国が設定する制限内で追加的 NNDR を課税できることとなった。この収入額は全て経済活性化政策の財源とすることとなっている。現在の連立政権の下では、労働党政権でもブレア政権の最初から改革予定とされていた NNDR の地方税化が提案され、2011 年以降議論が進められている。再び地方税化された場合どういう影響が出るかについては様々な地域的財政状況の変化が想定され、過渡的には十分な対応が必要であるが、方向性としては望ましいところである。

中央集権的福祉国家を志向した労働党が特定補助金、経済的自由主義の保守党が一般交付金という一般的傾向は、今日では必ずしも明確ではない。長く一般財源中心に賄われてきた地方の教育支出であったが、人件費以外も含めた教育費を特定補助金でという方向は興味ある試みと思われ、学校特定補助金が包含する財政調整機能の内容についても注目すべきだろう。

表1 AEF(統合外部資金)の内訳

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 予算
Fomula Grant(公式交付金)	46136 (76.6)	49020 (76.8)	24820 (37.3)	25639 (36.5)	27496 (37.4)	28269 (37.4)	29012 (36.6)	29436 (39.7)
RSG(歳入援助交付金)	26964 (44.7)	26663 (41.8)	3378 (5.1)	3105 (4.4)	2854 (3.9)	4501 (6.0)	3122 (3.9)	5873 (7.9)
NNDR(事業レイト)	15004 (24.9)	18004 (28.2)	17506 (26.3)	18506 (26.4)	20506 (27.9)	19515 (25.9)	21517 (27.2)	19017 (25.7)
警察補助金	4168 (6.9)	4353 (6.8)	3936 (5.9)	4028 (5.7)	4136 (5.6)	4253 (5.6)	4374 (5.5)	4546 (6.1)
ABG(Area Based Grant)	—	—	—	—	3050 (4.2)	3314 (4.4)	4363 (5.5)	—
AEF内特定補助金	14090 (23.4)	14785 (23.2)	41741 (62.7)	44485 (63.4)	42920 (58.4)	45639 (60.5)	45828 (57.9)	44649 (60.2)
学校特定補助金(DSG)	—	—	26291 (39.5)	28044 (40.0)	29012 (39.5)	29856 (39.5)	30442 (38.4)	34483 (46.5)
地方サービス援助補助金(LSSG)	—	—	—	—	—	—	—	189 (0.3)
統合外部資金(AEF)	60262 (100.0)	63842 (100.0)	66599 (100.0)	70163 (100.0)	73459 (100.0)	75493 (100.0)	79204 (100.0)	74123 (100.0)

出典 DCLG, Local Government Financial Statistics England, 2012.

表2 NNDRの地域配分 2010年

	NNDR徴収額(100万ポンド)	%	人口比%	公式交付金の配分%	特定補助金の配分%
North East	744	3.7	5.0	6.5	4.7
North West	2,305	11.5	13.4	15.8	13.3
Yorkshire & the Humber	1,666	8.3	10.1	10.9	9.5
East Midlands	1,323	6.6	8.6	7.6	7.4
West Midlands	1,799	9.0	10.5	11.3	10.1
East of England	1,990	9.9	11.1	8.2	9.4
London	5,411	27.0	14.9	21.7	23.9
South East	3,119	15.6	16.3	10.3	13.6
South West	1,649	8.2	10.1	7.5	8.2
England	20,006	100.0	100.0	100.0	100

出典 表1に同。

注

- 1) W.A.Robson, (東京市政調査会研究部訳)『危機に立つ地方自治』勁草書房、1967年、12頁。
- 2) 高橋誠『現代イギリス地方行財政論』有斐閣、1978年、206～207頁。
- 3) 前掲書、218頁。
- 4) 溝口洋「イングランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察（上）」『地方財政』2003年3月。
- 5) 田中聡一郎「地方公教育財政の「危機」－英国の場合（1997～2003）－」『地方財政』2006年5月。
- 6) 中野英夫「イングランドの教育財政改革と学校予算配分」『日本地方財政学会報告』2009年。

参考文献

U.K.Hicks, (遠藤湘吉、長谷田彰彦訳)『イギリス財政史』東洋経済新報社、1961年。  
N.P.Hepworth, “The Finance of Local Government”, 7ed., George Allen & Unwin,1984.

Hugh Atkinson and Stuart Wilks-Heeg, Local Government from Thatcher to Blair, Policy Press, 2000.

兼村高文「英国（イングランド）の財政調整制度について」（財）自治体国際化協会、2007年。

河井宏一「英国の事業者向け固定資産税「ビジネス・レイト」について」『地方財政』（財）地方財務協会、2007年12月号。「英国における補助金一般財源化の動向」『地方財政』2009年6月号。

David Wilson and Chris Game, “Local Government in the United Kingdom”, Palgrave, 2002(3ed.), 2006(4ed.), 2011(5ed.).

『英国の地方自治（概要版）－2011年改訂版－』（財）自治体国際化協会、2011年。

“Local Government Financial Statistics England, No.22”, Communities and Local Government, 2012.

## イギリスの地方財政調整制度について

星野 泉

イギリスの地方税は、1990年、地方税の約半分を占めていた非居住用資産レート=事業レート (Non-Domestic Rate) の国税化、地方譲与税化以降、経常支出の財源としては4分の1程度を占めるに過ぎず、残りは国から配分を受ける依存財源となる。1980年代まで、住宅用と事業用のレートが半分以上であつたから、3つの財源のバランスは長い間大きな変化はみられないものといえる。

## 経常支出の財源

	交付金・補助金	事業レート	カウンシル税
1993	52%	28%	21%
2001	50	24	25
2010	55	21	25

## 1 2002年度まで

RSGは、標準支出評価額 (Standard Spending Assessment=SSA) と収入見積り額(カウンシル税およびNDRの見積り)の差額を補填するというものであつた。交付総額については、どの程度の財政規模とするかによって決定される。各団体の標準支出評価額は、標準的サービスをするためにはどの程度の支出となるかを、地域の人口、1人世帯の65歳以上人口数、5歳から10歳の児童数のようないくつかの指標(教育、社会福祉、警察、消防、道路、環境・国土保全・文化、資本会計繰出し金)によって算定するものである。NDRは、人口によって各自自治体に配分された。

## RSG =

SSA－標準支出カウンシル税 (Council Tax for Standard Spending) × 課税資産数

## 2 2003年度から

1990年度から2002年度まで、RSGはSSAの算定を通じて配分されてきたが、政府は、1998年白書において、より簡素で安定的な配分基準に変更するための検討を行った。そして、2003年度から、SSAは公式支出配分制度 (Formula Spending Shares System) によって配分され、人口、社会構造、その他の基準を基に、需要と財源均衡化を進めるものとなった。住宅補助金などを含まない統合外部資金 (Aggregate External Finance) のうち、

RSG、NDR、警察補助金が、用途を特定しない公式交付金 (Formula Grant) として、統一的に配分されている。

公式交付金は、一般交付金として配分され、使途制限はない。1990年度から2002年度はSSA (Standard Spending Assessments) を基礎に、2003年度から2005年度はFSS (Formula Spending Shares) の制度を用いて算定された。どちらからも、需要算定を行ったものであるが、標準的、あるべき予算規模という表現から、単に公式として配分するものという意味合いを強調した。また、SSAと実際の予算との乖離が大きくなり、カウンシル税の税率が政府が想定したものよりはるかに大きくなったことも改正の要因であつた。また、南部保守党支持地域から北部労働党支持地域へ交付金配分を変化させようとの政治的な要素、いわゆる南北問題もあつたとされる。(溝口洋「イングリランドの地方交付金制度の改革とその影響についての考察(上)」『地方財政』2003. 3)

## RSG =

FSS－事業レート－想定カウンシル税 (Assumed National Council Tax) × 課税資産数

上の公式にみるように、FSSと想定カウンシル税を所与とすれば、依存財源である事業レートの状況によってRSGの額が影響を受ける、すなわち事業レートが少なければRSGが増えるという性格をもつ。

## 3 2006年度から

また、2006年度からは、RSGが大幅に減らされ、新設の学校特定補助金 (Dedicated School Grant) 中心の財政移転となつた。国から地方への財政移転が教育目的を中心とするものへと大幅な改革がされたということになる。

事業レート (Non-domestic rates) は2005年度まで人口比、すなわち18歳以上の成人数で配分される地方譲与税であつたが(2005年度1人当たり357£)、2006年度からRSGと同じ基準での配分となり、地方財政調整制度の一部となつている。労働党の最優先政策であつた教育改革のため、学校特定補助金を導入し、地方財政調整制度であるRSGの大幅減額を実施したため、財政調整財源が無きに等しいほどになつてしまつたことから、事業レートをここに組み入れたものである。2004年から2007年の交付金・補助金金額の変化をみると、RSG分がまるまる学校補助金となつている。

2005年度以前は、AEFの中で公式交付金 (Formula Grant) が75%程度、警察補助金を別としてもRSGと事業レイトで7割を占めていたが、2010年度には公式交付金が36.6%、警察補助金を別とすると3割程度になつた。一方で、教育補助金は約4割を占めるとついで、教育サービスが経常支出の約4割を占めることとほぼ重なつている。財政調整財源としては大幅減となり、また事業レイトがその役割の中心を担うことになつた。ただ、もともと事業用資産が都市部に偏つており、都市部で賃貸料も高く、事業レイトが都市型の税であるため、人口比で配分すれば以前から財政調整機能は持つていたといえる。また、中小企業が多く軽減制度適用企業が多い自治体にも通常の算定で配分されることも若干の調整効果はあるとみられる。(表参照)

課税対象資産は、事業用資産であるが農地や教会は含まれない。今日でも課税標準の基礎は、年間賃貸料である。

これら改革により RSG 公式は大幅改定 (4 プロックモデル) ということになった。RSG と事業レイトは以下のように決まる。これまでのように、需要算定が行われる方式ではなく、人口比で見えた配分額からコストと財源がどれだけ乖離しているかを見る制度である。

相対需要額は「最低限必要とされる経費」に対して当該自治体にはどれだけ追加的経費が必要とされるかを算定しているものであり、相対財源額は「最低限期待されるカウンスル税の徴収額」に対して当該自治体がどれだけ追加的に徴収が見込まれるかを算定しているものである。

相対需要額(Relative Needs Amount) = 自治体毎のコスト差 (A) +  
(コストが最低レベル自治体からの乖離)

児童、成人社会サービス、警察、消防、道路、環境・文化、資本会計

相対財源額 (Relative Resource Amount) = 自治体毎の財源力の差 (B) -  
(1人当りカウンスル税が最低レベル自治体からの乖離)

人口割配分額(Central Allocation Amount) (C) +  
(RSG 総額の一部を人口割で配分)

最低伸び率保障(Floor Damping) (D) + - 0

$$A - B + C + D$$

#### 4 その他 2008 年度以降の関する変更事項

2008 年度から 2011 年度には、自治体一括交付金 (Area Based Grant) 制度があった。これは、自治体に追加的に財源配分する一般交付金である。しかし、公式に当てはめて配分するものではなく、特定の政策的目標に基づいて配分される。かつては各省ごとに配分されていた複数の補助金を自治体単位で合算して、統合前の金額を基礎としてコミュニティ・地方自治省が交付する使途制限のない補助金であり、地方自治体が地域の優先順位を考慮して効率的・効果的に活用することになる。統計資料では特定補助金のところに記載があるが、実質的一般財源である。2011 年度からは新しい一般交付金、地方サービス援助交付金 (Local Services Support Grant) が導入された。

#### 5 ライオンズレポートのその後

2007 年 3 月に、Michael Lions 卿の下で上記研究の最終報告書 Lions Inquiry Report into Local Government (大蔵大臣と副首相からの委任) が提出されており、地方自治の発展、税の公平性の改善、透明性確保、地域産業の育成に焦点をあてた議論がまとめられ

た。カウンスルタックスの評価替え促進、価格帯を増やすこと、キャッピングの廃止の他、廃棄物処理負担金制度導入などの他、長期的には地方所得税の追加導入検討、非居住用資産レイト (NNDR) の再地方税化 (地方譲与税から地方税に) 検討とともに、中央・地方の連携の必要性が主張されている。非居住用資産レイト (NNDR) については、地域産業活性化の観点から、中央の関与の必要性を認めており、自治体連合からは物足りなさも指摘された。

Business Rate Supplements Act (2009 年 7 月 2 日成立) により、カウンスルレイター・ロンドン・オーストリアの広域自治体と、ユニタリーや大都市圏デイストリクトの一層制の地方自治体が、国が設定する上限の範囲内で追加的なノン・ドメスティック・レイトを課税できることとなった。ただし、この歳入は全て経済活性化政策の財源とすることとなっている。

また、連立政権の下で、NNDR の地方税化が提案され、2011 年から 2012 年にかけて議論は進んでおり、長く問題となり、労働党政権でもブレア政権の最初から改革予定とされていたものがいよいよ動き出しそうである。

ビジネス・レイトの地方税化によって、自治体財政の政府財源への依存度をどの程度まで低下させることが可能か、ビジネス・レイトの地方税化によって、歳入が激減する自治体の取扱い、ビジネス・レイトの地方税化によって、歳入が現在の歳出額を大幅に超過する自治体の取扱い、二層制地域の広域自治体カウンスルレイトなど、ビジネス・レイトを徴収できない自治体の財源確保の方法、地方自治体間の財政調整プロセスの透明化、地方自治体による、ビジネス・レイト税率の大幅な引き上げを回避する方法などが議論されている。

#### 6 イギリスの地方財政調整制度とは

現在のところは RSG と事業レイトが中心であるが、学校補助金も財政調整効果はある。事業レイトが再び地方税化された場合、どうなるか。

1980 年代までの地方財政調整制度改革の概要

1966 レイト援助交付金 (Rate Support Grants) 3 要素型  
財政移転の 80% くらいが一般交付金である。財源調整と需要調整を分けている。

住宅減税要素 (Domestic Element)  
居住用資産レイト減税分補填のための交付金  
財源要素 (Resource Element) 財源格差是正  
需要要素 (Needs Element) 需要格差是正

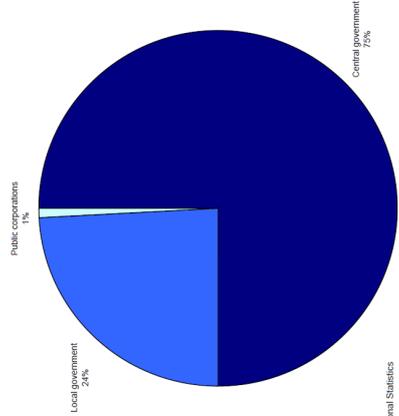
1980 RSG の 3 要素を 2 つ—包括交付金 (Block Grant) と住宅減税交付金—に変更  
包括交付金は財源と需要を組み合わせた財政調整となり、支出水準が標準規模を超えるると交付金は減額される。

(1986 GLC と 6 つの Metropolitan County Councils 廃止)

1990 略語は同じ RSG であるが、居住用資産レイト廃止に伴い名称変更。歳入援助交  
付金 (Revenue Support Grants) となる。  
標準支出見積り額 (Standard Spending Assessment) と財源との乖離が補填される。  
(1990 Community Charge 導入、非居住用資産レイトの国税化)  
(1993 Council 税 導入)  
(2000 Greater London Authority 発足)

【参考資料】

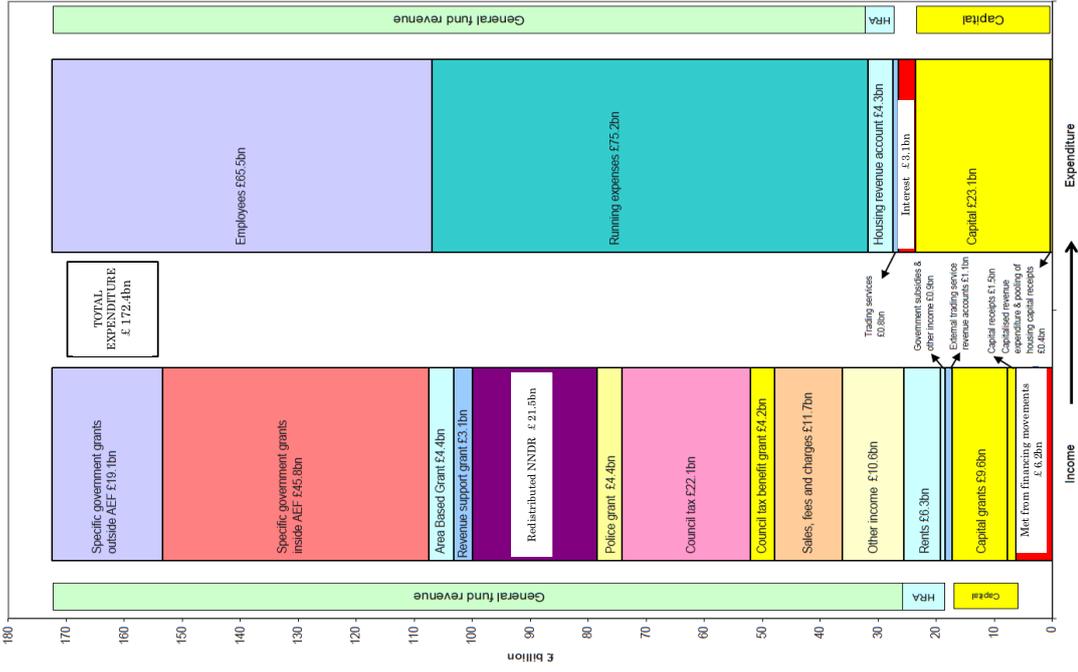
Chart K.4.a. Local government expenditure in Total Managed Expenditure, UK 2010-11



Source: Office for National Statistics

Total managed expenditure has been derived using the National Accounts definition

Chart K.1b. Local authority gross income and expenditure 2010-11



Total expenditure has been calculated as shown in table 1.6b

Chart K.2a: Expenditure on services 2010-11

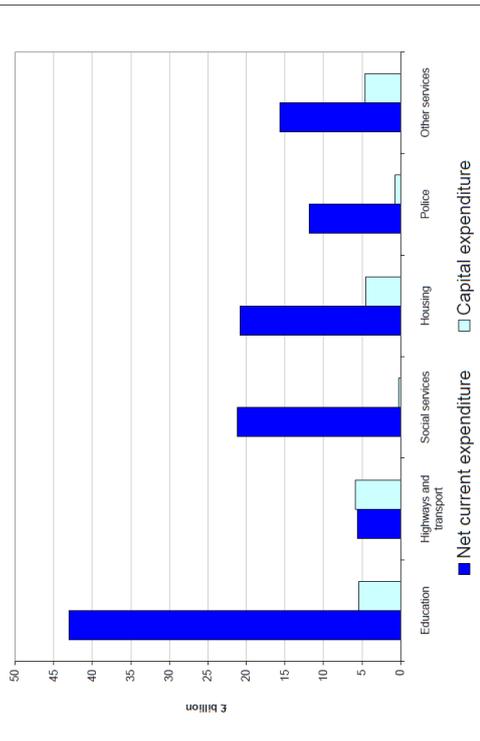


Chart K.2c: Annual change in net current expenditure by service 2006-07 to 2011-12

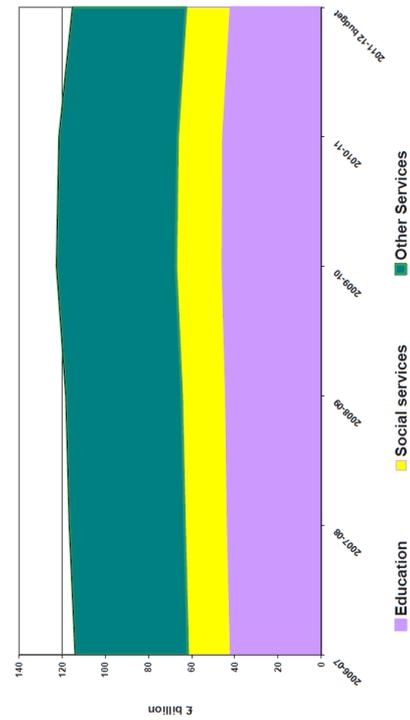


Table 3.2e: Financing of revenue expenditure since 1993-94 (e)

Council tax system	Revenue Expenditure (b) (£ million)	Government grants (c)		Redistributed non-domestic rates (d)		Council tax (e)	
		(£ million)	% of total	(£ million)	% of total	(£ million)	% of total
1993-94	41,506	21,685	52	11,584	28	8,912	21
1994-95	43,602	23,679	54	10,692	25	9,239	21
1995-96	44,827	23,335	52	11,361	25	9,777	22
1996-97	46,532	23,003	49	12,743	27	10,461	22
1997-98	47,256	23,840	50	12,034	25	11,241	24
1998-99	50,189	25,291	50	12,531	25	12,332	25
1999-00	53,651	26,421	49	13,619	25	13,278	25
2000-01	57,329	27,809	49	15,407	27	14,200	25
2001-02	61,952	31,469	50	15,144	24	15,246	25
2002-03	65,898	32,634	50	16,639	25	16,648	25
2003-04	75,244	41,777	56	15,611	21	18,946	25
2004-05	79,303	45,258	57	15,004	19	20,299	26
2005-06	84,422	45,838	54	18,004	21	21,315	25
2006-07	88,172	49,093	56	17,506	20	22,453	26
2007-08	92,384	51,656	56	18,506	20	23,608	26
2008-09	98,107	53,007	54	20,506	21	24,759	25
2009-10	103,276	57,755	56	19,515	19	25,633	25
2010-11	104,334	57,736	55	21,517	21	26,254	25

Chart K.3a: Major sources of local authority revenue funding (at 2010-11 prices)

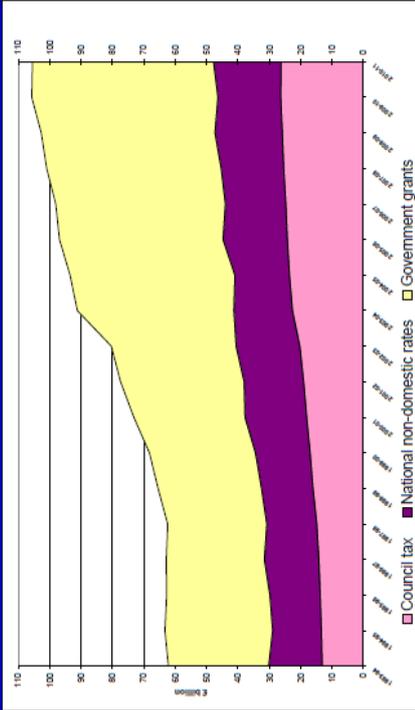


Chart K.4a: Cumulative increase in council tax, retail prices and average earnings since 1993-94

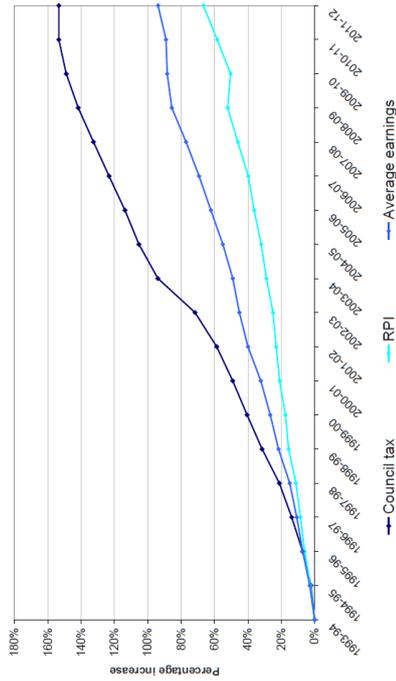


Chart 1.5 b 政府財源に占めるカウンシルタックスと NNDR の位置 UK 2010-11

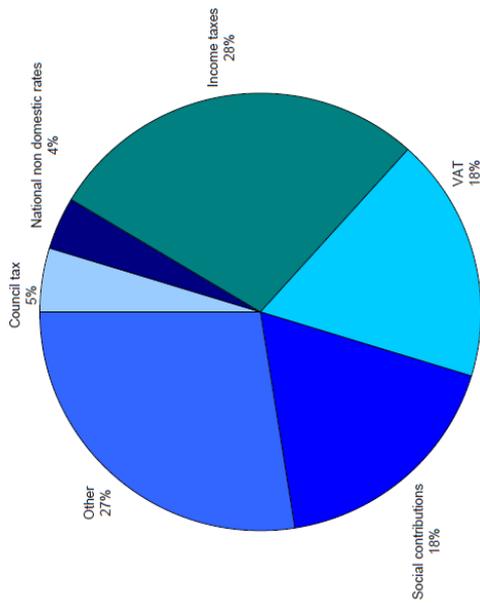


Table 2.1a: Summary of local authority income 2006-07 to 2010-11

	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
<b>Grant income:</b>					
Revenue Support Grant <sup>(a)</sup>	3,378	3,105	2,854	4,501	3,122
Redistributed non-domestic rates	17,506	18,506	20,506	19,515	21,517
Police Grant	3,936	4,028	4,136	4,263	4,374
Specific and special grants inside					
Aggregate External Finance (AEF) <sup>(a)</sup>	41,741	44,485	42,920	45,639	45,828
Area Based Grant	...	...	...	3,314	4,363
Other grants inside AEF <sup>(b)</sup>	38	38	48	48	48
Grants outside AEF <sup>(c)</sup>	12,999	14,112	15,014	17,064	19,064
Housing subsidy <sup>(d)</sup>	150	11	-235	-134	-484
Grants towards capital expenditure	5,427	9,027	7,711	8,761	9,592
<b>Total grant income</b>	<b>85,174</b>	<b>93,312</b>	<b>96,004</b>	<b>102,961</b>	<b>107,414</b>
<b>Locally-funded income:</b>					
Council tax <sup>(e)</sup>	22,453	23,608	24,759	25,633	26,254
External interest receipts	1,481	1,862	1,926	778	663
Capital receipts	3,671	3,992	1,353	1,427	1,488
Sales, fees and charges	11,495	11,884	12,573	12,852	12,597
Council rents	6,240	6,285	6,219	6,326	6,317
<b>Total locally-funded income</b>	<b>45,339</b>	<b>47,612</b>	<b>46,830</b>	<b>47,017</b>	<b>47,328</b>
Other income and adjustments	10,029	10,932	11,079	12,272	12,800
<b>Total income</b>	<b>140,542</b>	<b>151,857</b>	<b>153,866</b>	<b>162,658</b>	<b>167,543</b>
Grants as a percentage of total income	61%	61%	62%	63%	64%

Chart 2.1 b 自治体歳入の内訳 2010-11

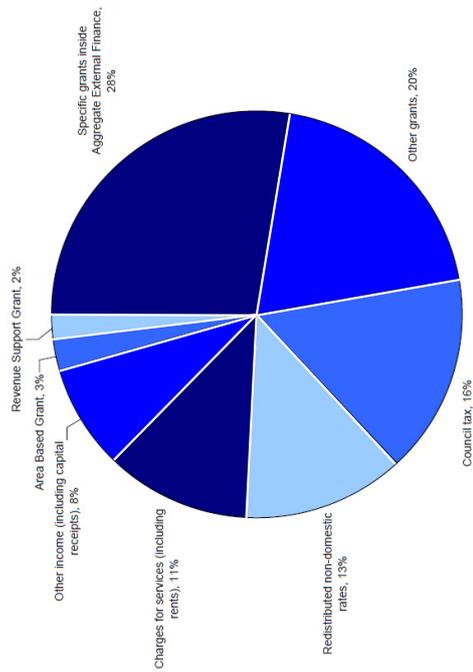
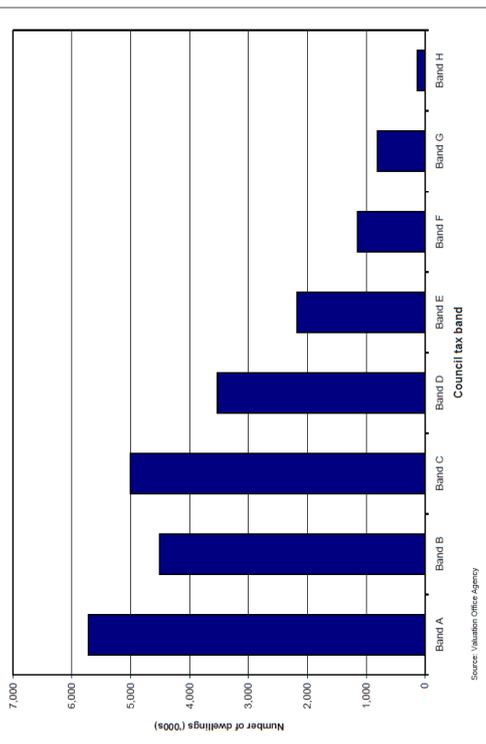


Chart 2.2e: Distribution of dwellings by council tax band as at 12 September 2011



Source: Valuations Office Agency

## Average council taxes and year-on-year changes from 1993-94 to 2009-10<sup>(a)</sup>

	Council tax (Band D, 2 adults for area)			Average council tax per dwelling		
	£	% change	% change real terms <sup>(b)</sup>	£	% change	% change real terms <sup>(b)</sup>
1993-94	568			456		
1994-95	580	2.1	-0.4	473	3.8	1.2
1995-96	609	5.0	1.6	498	5.3	1.9
1996-97	646	6.1	3.6	525	5.4	2.9
1997-98	688	6.5	4.0	564	7.4	4.9
1998-99	747	8.6	4.4	614	8.9	4.6
1999-00	798	6.8	5.1	656	6.8	5.2
2000-01	847	6.1	3.1	697	6.3	3.2
2001-02	901	6.4	4.5	741	6.3	4.5
2002-03	976	8.2	6.7	804	8.5	6.9
2003-04	1,102	12.9	9.5	908	12.9	9.5
2004-05	1,167	5.9	3.3	967	6.5	3.9
2005-06	1,214	4.1	0.8	1,009	4.3	1.1
2006-07	1,268	4.5	1.9	1,056	4.7	2.0
2007-08	1,321	4.2	-0.3	1,101	4.3	-0.2
2008-09	1,373	3.9	-0.3	1,145	4.0	-0.2
2009-10	1,414	3.0	4.2	1,175	2.6	3.8
<b>% change 1993-94 to 2009-10</b>	<b>149.0</b>		<b>65.5</b>		<b>157.7</b>	<b>71.3</b>

## Average council taxes and year-on-year changes by class from 2005-06 to 2009-10<sup>(a)</sup>

	Council tax Band D, 2 adults for area					Average council tax per dwelling
	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	
Inner London boroughs <sup>(b)</sup>	1,020	1,059	1,090	1,112	1,117	1,020
Outer London boroughs	1,247	1,308	1,361	1,402	1,426	1,333
Metropolitan districts	1,190	1,237	1,284	1,328	1,372	981
Unitary authorities <sup>(c)</sup>	1,197	1,251	1,302	1,358	1,429	1,140
Shire districts	1,246	1,303	1,362	1,422	1,465	1,285
<b>England</b>	<b>1,214</b>	<b>1,268</b>	<b>1,321</b>	<b>1,373</b>	<b>1,414</b>	<b>1,175</b>
			<b>% change on previous year</b>			
Inner London boroughs <sup>(b)</sup>			2.9	2.0	0.5	
Outer London boroughs			4.1	3.0	1.7	
Metropolitan districts			3.8	3.4	3.3	
Unitary authorities <sup>(c)</sup>			4.1	4.3	3.5	
Shire districts			4.6	4.4	3.2	
<b>England</b>			<b>4.5</b>	<b>4.2</b>	<b>3.0</b>	

出典 KeyFact2009 より

Chart 2.2: Distribution of dwellings by council tax band and region as at 12 September 2011

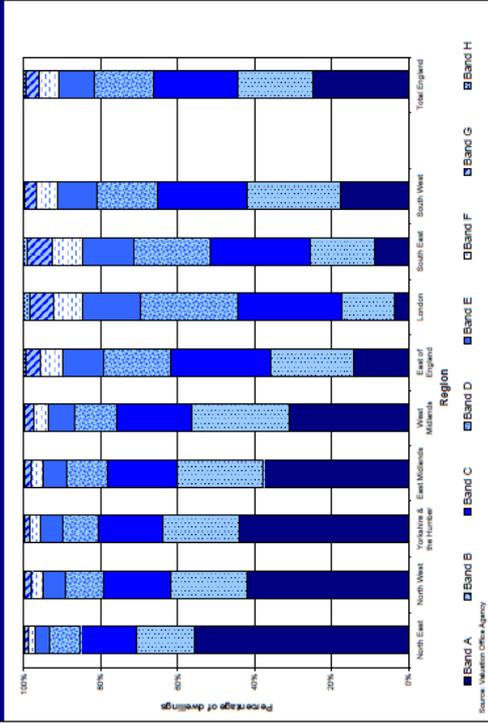
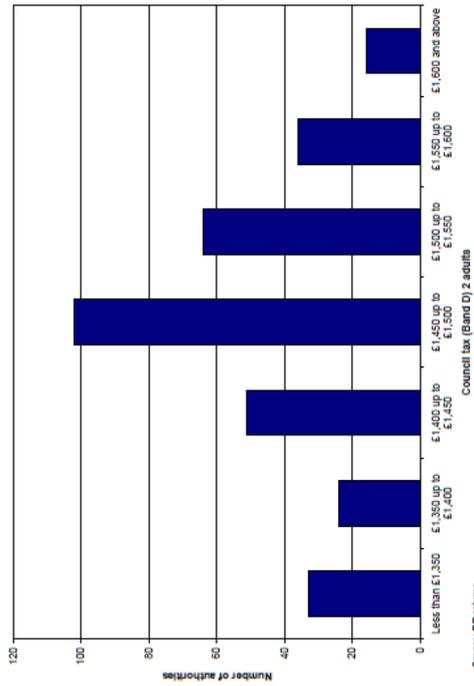


Table 2.3e 事業レイト税率 England

2003-04	44.4
2004-05	45.6
2005-06	41.5 <sup>(c)</sup>
2006-07	42.6 <sup>(c)</sup>
2007-08	44.1 <sup>(d)</sup>
2008-09	45.8 <sup>(e)</sup>
2009-10	48.1 <sup>(e)</sup>
2010-11	40.7 <sup>(c)</sup>
2011-12	42.6 <sup>(c)</sup>
2012-13 <sup>(f)</sup>	45.0 <sup>(a)</sup>

Chart 2.2c: Distribution of authorities by area council tax, Band D, 2 adults, 2011-12



Source: BR returns

Table 2.3a: Number of non-domestic hereditaments on local rating lists at 1 April 2011

Rateable value	Under £1,000		£1,000 to £4,999		£5,000 to £14,999		£15,000 to £24,999		£25,000 to £49,999		£50,000 to and over		Total
	thousands		thousands		thousands		thousands		thousands		thousands		
North East	3	18	16	5	4	5	52						52
North West	15	80	73	21	19	21	228						228
Yorkshire & the Humber	10	65	61	17	15	16	184						184
East Midlands	9	50	46	13	11	12	143						143
West Midlands	13	58	59	18	15	17	179						179
East of England	17	45	59	20	17	19	177						177
London	12	58	95	41	37	52	296						296
South East	15	68	98	33	29	32	275						275
South West	12	53	58	17	14	15	170						170
<b>Total England</b>	<b>106</b>	<b>495</b>	<b>565</b>	<b>185</b>	<b>161</b>	<b>189</b>	<b>1,704</b>						<b>1,704</b>
% of Total	6	29	33	11	9	11	100						100

Source: Valuation Office Agency

Table 2.3f: Contribution to national non-domestic rates pool by region 2011-12

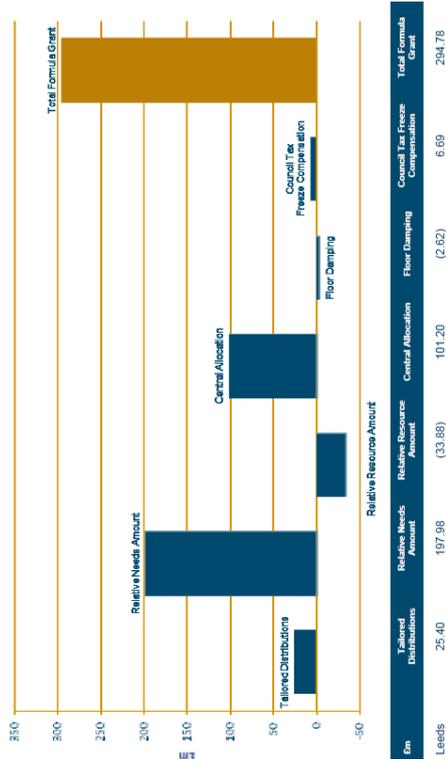
	Contribution to pool (£ million)	Proportion of contribution to pool %	Proportion of total population %
North East	753	3.7	5.0
North West	2,328	11.5	13.3
Yorkshire & the Humber	1,873	8.2	10.1
East Midlands	1,322	6.5	8.6
West Midlands	1,783	8.6	10.5
East of England	1,999	9.9	11.1
London	5,667	27.9	15.0
South East	3,110	15.3	16.3
South West	1,652	8.1	10.1
<b>Total England</b>	<b>20,287</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Source: NDRF returns and ONS mid-year 2010 population estimates

統合外部資金の内訳

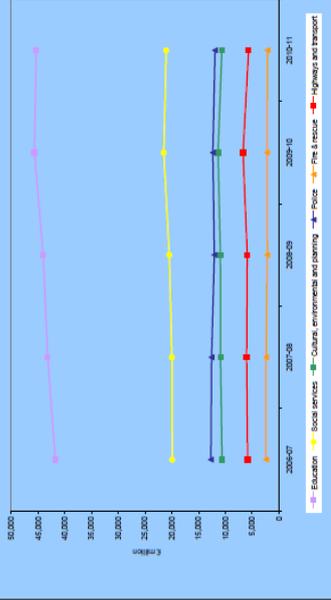
年	統合外部資金の内訳				100万ポンド (%)			
	2004	2005	2006	2007	2008	2010/2011予算		
RSG(義人援助交付金)	26964(44.7)	26663(3378(5.1))	3105	2854	4501(6.0)	3122(3.9)	5873	
NDPI(事業レイト)	15004(24.9)	18004(17506(26.3))	18506	20506	19515(25.9)	21517(27.2)	19017	
警察補助金	4168(6.9)	4383	3936(5.9)	4028	4136	4253(5.6)	4374(5.5)	4546
Formula Grant	46136(76.6)	49020	44820(37.3)	25639	27496	28269(37.4)	29012(36.6)	29436
ABC/Area Based Grant	-	-	-	-	3050	3314(4.4)	4383(5.5)	-
教育補助金(DSG)	-	26291(39.5)	28044	28012	28856(39.5)	30442(38.4)	34483	
地方サービス援助補助金(LSSG)	-	-	-	-	-	-	189	
AEF内特定補助金	14090(23.4)	14785	4174(62.7)	4485	42920	4539(60.5)	45828(57.9)	44649
統合外部資金(AEF)	60262(100.0)	63842	66599(100.0)	70163	73459	75493(100.0)	79204(100.0)	74123

Leeds市の公式交付金 Formula Grant



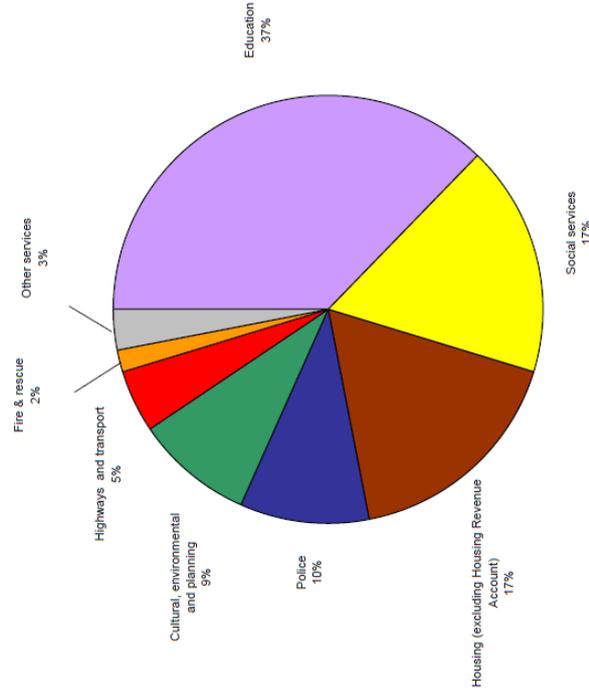
出典 Annual Financial Plan 2012/13

Chart 3.2b: Trends in net current expenditure (at 2010-11 prices)



上から 教育、社会サービス、警察、文化・環境・計画、道路・交通、消防

経常支出に占める各サービスの状況



# カナダの財政調整制度とその改革

## ——連邦・州間の平衡交付金をめぐって——

池上 岳彦

(立教大学経済学部教授)

### 1. はじめに——財政調整制度の意義<sup>1</sup>

国家においては、中央政府及び地方政府の権限に応じて事務が配分され、それを遂行するために財源が配分される。とくに、保健医療、介護、保育、教育、環境などの対人社会サービスの現物給付は、地方政府の役割である。中央政府から地方政府への事務及び権限移譲が進めば、財政収入の使途に関する地方政府の権限も強化しなければならない。そこで、使途を特定した国庫補助金の廃止・縮減を進めると同時に地方税を拡充することになる。これにより、地方分権システムのもとで「ナショナル・スタンダード」(national standard)のサービス水準を確保する財源を保障することができる。

しかし、地方政府の間には財政力格差がある。財政力格差が発生する原因は次の通りである。

- ① 地域間で住民の所得や資産に格差があるために、住民1人当たりの地方税収入が地方政府ごとに異なる。
- ② 住民の年齢構成、所得状況などが異なるため、公共サービスの需要量(ニーズ)が異なる。たとえば、高齢者が多ければ老人福祉・医療などの受給者が多くなり、子供が多ければ教育・保育費が多い。
- ③ 自然条件や居住状況によって、同等のサービス水準を確保するためのコストが異なる。寒冷地であれば公共施設の暖房、道路の維持補修・除雪などの経費が増える。また、農山漁村では施設整備費や人員の移動費用が割高になる。逆に、大都市では混雑や高地価のために都市計画、公共交通機関などの経費が多い。

財政力格差が存在するため、第1に「すべての団体が同じ税制を持っていても同等のサービスを提供することができない」すなわち「垂直的公平」(vertical equity)の問題が発生する。同時にそれは「同じ状態にある者を同じように取り扱う」という「水平的公平」(horizontal equity)の観点からも問題である。同様の経済状況にある個人に同等の公共サービスを受させようとしても、団体ごとに税率の格差が生じるからである。財政力格差は個々の住民の責任ではない。そこで、財政力格差を是正する制度が必要になる。

第2に、財政力格差があるため、税負担が軽くてもサービスの便益が大きい団体に住民や企業が流入し、逆の場合に流出が生じるとすれば、それは財政制度が資源配分の変化を強いたことになり、市場経済の「効率性」(efficiency)に悪影響を与える。逆に、本人が居住したい地方団体のサービス水準が低い、もしくは地方税負担が重いという理

---

<sup>1</sup> 財政調整制度の意義について、詳しくは池上(2006a)を参照されたい。

由でそこに住まないとするれば、非効率的な行動を強いているといえる。さらに、財政力の弱い団体が必要なサービスを行うために地方税率を引き上げれば、経済力格差や過密・過疎問題はますます増幅される。そこで、政府の行動が市場経済に対して「中立性」(neutrality)を保つべきだとする「効率性」の観点からも財政力格差を是正すべきである。

第3に、国民は血縁・進学・就職・転勤などの理由により居住地を移動する。地方税だけで生涯を通じた「受益と負担」のバランスをとることはできない。むしろ、全国的に同程度の地方税負担のもとで一定水準の公共サービスを受ける権利を恒常的に保障することにより「受益と負担」のバランスをとることができる。

最後に、空気や水は地域を超えて循環する。また、森林や海・河川に親しむことは人間形成にとって必要なことである。それは地域の境界を超える課題であり、国民的課題として、国土・自然環境の保全をはじめとして都市と農山漁村の共生をめざす長期的視点に立った生活・環境政策が必要になる。それを担う地方公共サービスを支える必要がある。

したがって、財政調整制度が必要になる。その第1の課題は、保健衛生・福祉・教育など、人間としての「機会の平等」を実質的に保障する「ナショナル・スタンダード」すなわち標準的サービスを実現する財源を保障することである。また第2の課題は、同程度の税制を有する地方政府が同程度のサービスを行うことができるように、地方政府間の財政力格差を是正することである。財政調整制度はこの2つの課題を実現しなければならない。

本稿では、連邦制国家のなかでも公共サービス、課税等に関する州の権限が比較的強いカナダにおける財政調整制度として、連邦から州への「平衡交付金」(Equalization)の歴史、制度の特徴、最近の改革及び課題について検討する。

## 2. カナダの財政連邦主義

カナダは10州(provinces)と3準州(territories)からなる連邦制国家である。カナダにおける連邦と州の権限は、1867年に英領北アメリカ法(British North America Act)として制定され、現在も統治機構に関して憲法の根幹をなす1867年憲法に規定されている。同法に基づいて、連邦は国防、外交、全国的治安、金融、年金、雇用保険、経済政策などを管轄する。これに対して、州は保健医療、福祉、教育、産業、交通、資源、環境、市町村などを管轄する。それらとともに州の権限とされる「財産権・私権」「地方的・私的事項」は広義に解釈されており、州が医療・福祉を管轄する根拠となってきた<sup>2</sup>。現実には、先住民、移民、環境、警察、交通、住宅、防災、文化、産業等の分野は連邦・州・地方が重複して担う。この権限・事務配分を支えるのが、財政連邦主義(fiscal federalism)である。

2008年におけるカナダの政府支出を示したのが表1である。その7割を占める保健医療、福祉及び教育は、憲法上、州が所管している。とくに保健医療及び高等教育は、そのほとんどが州の事務である。社会サービスのうち、雇用保険・年金を連邦が、社会扶助・保育・介護等を州が、それぞれ所管している。市町村は道路、都市計画、公共交通、上下水道、廃棄物処理、警察・消防、文化施設などを運営し、学校区が初等中等教育を実施するが、いずれも州の規制や補助が大きい。カナダは「大きな州政府」をもつ国家である。

<sup>2</sup> Hogg (2007) Chapters 6, 32, 33 を参照せよ。

表1 カナダの政府支出 [2008年度]

(単位：百万カナダドル)

	連邦	州・準州	地方	CPP/QPP	純計
保健医療	26,061	115,501	1,927		121,577
社会サービス	88,788	61,738	6,684	38,866	190,276
教育	5,781	81,819	48,015		95,732
一般サービス	9,588	6,530	7,194		22,822
個人及び財産の保護	28,937	12,093	12,124		50,790
交通・通信	3,537	17,423	15,843		32,197
資源保護・産業開発	9,856	12,547	1,526		19,975
環境	2,700	2,827	12,826		16,933
レクリエーション・文化	4,232	3,426	9,189		16,306
労働・雇用・移民	1,714	1,147			2,395
住宅	2,220	3,345	2,788		6,120
外交・国際援助	6,513				6,508
地域計画・開発	1,409	1,352	1,382		2,775
研究振興	3,700	655			2,268
一般財源移転	29,217	4,861			-
公債費	18,584	24,196	3,223		43,634
その他の支出	29	724	148		945
支出合計	242,867	350,184	122,870	38,866	631,251
支出合計(公債費を除く)	224,283	325,988	119,647	38,866	587,617

注：1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/QPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。

2) CPP/QPPは、「Canada Pension Plan」(CPP) 29,556百万ドルと「Quebec Pension Plan」(QPP) 9,310百万ドルの合計。

資料：Statistics Canada, “Government - Revenue and Expenditures” により作成。

[<http://www5.statcan.gc.ca/subject-sujet/result-resultat.action?pid=3055&id=3059&lang=eng&type=CST&pageNum=1&more=0>] (2012年6月22日参照)

表2 カナダの政府収入 [2008年度]

(単位：百万カナダドル)

	連邦	州・準州	地方	CPP/QPP	純計
自主財源	243,326	277,358	70,082	50,082	633,672
所得税(個人, 法人)	153,003	95,652	-		248,655
消費税(一般, 燃料, 酒, たばこ等)	42,535	64,499	116		107,150
財産税(固定資産, 資本)	-	8,689	46,173		54,862
その他の租税(給与, 自動車登録等)	1,207	19,660	940		21,807
[小計=租税]	196,745	188,500	47,230		432,474
医療保険料	-	3,390	-		3,390
その他の社会保険料	22,538	12,866	-		80,010
財・サービスの販売	9,588	29,862	18,342		53,168
投資所得	14,017	37,314	3,355		57,793
その他の自主財源	439	5,426	1,155		6,836
他レベル政府からの財源移転	424	64,225	51,711	-	-
合計	243,750	341,582	121,793	50,082	633,672
(自主財源比率 [%])	(99.8)	(81.2)	(57.5)	(100.0)	(100.0)

注：1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/QPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。

2) CPP/QPPは、CPP 39,155百万ドルとQPP 10,927百万ドルの合計。収入は「その他の社会保険料」と「投資所得」の合計。

資料：表1に同じ。

**表 2** に示したように、2006 年時点において州・準州の自主財源 2,774 億カナダドル（以下、ドル）は連邦の自主財源を上回り、州・準州に地方の自主財源を合わせると全政府収入の 55% に達する。その最大の理由は、州・地方税の地位が高いことである。州税・準州税と地方税を合わせた金額は連邦税を上回り、全税収の 55% を占めている。連邦と州・準州は個人所得税、法人所得税、一般消費税、酒税、たばこ税、燃料税等をともに賦課しており、とくに消費課税は州・準州のほうが多い。また、不動産税を中心とする財産税は、州・地方のみが賦課している。

州・準州は課税の対象や方法、税率等をそれぞれ自由に決定している。個人所得税及び法人所得税については、連邦と課税標準を調和させた州税をカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）が徴収する租税徴収協定を結んでいる州が多い。ただし、協定を結ぶ州の場合も、各州は多様な税率や税額控除を設けている。また一般消費税については、4 州が連邦の「財貨・サービス税」（Goods and Services Tax）と課税標準を一致させた消費型付加価値税を賦課しているものの、1 州が独自の付加価値税を賦課し、4 州<sup>3</sup>が小売売上税を賦課しており、1 州及び 3 準州は一般消費税を賦課していない。

自主財源としては、社会保険料、公共サービスに対する受益者負担的な収入及び投資所得も重要な地位を占める。投資所得には天然資源収入（以下、資源収入）が含まれる。1867 年憲法第 92 条 A により、天然資源は州の所有物とされており、その採掘権料等は州の収入となるのである。

「大きな州政府」を支えるのは自主財源だけではない。州のなかでも財政力には格差がある。それに対処するために、連邦は州税・地方税について人口 1 人当たりの財源調達力（fiscal capacity）が一定の基準額に達しない州に対して、その基準額との差に人口を乗じた額の「平衡交付金」を交付する。なお、連邦は準州に対しても、財政需要と財源調達力との差を補てんする「準州交付金」（Territorial Formula Financing）を交付する<sup>4</sup>。また、保健医療、福祉及び高等教育について、連邦から州・準州へ「カナダ保健医療移転」（Canada Health Transfer [CHT]）「カナダ社会移転」（Canada Social Transfer. [CST]）と題する財源移転が行われている。ただし、それらは実質上用途が制限されないブロック補助金である。これらの財源移転について、2012 年度現在の状況を州・準州ごとに整理したのが**表 3**である。

州から市町村・学校区への財源移転は特定補助金が大部分であるが、連邦から州・準州への財源移転は総じて一般財源的な性格を持つ。それらの財源移転は、州・準州における公共サービスの財源を保障するとともに、州・準州同士の財政力格差を是正する財政調整制度と特徴づけることができる。本稿では、そのうち平衡交付金に絞って制度の成立、展開、特徴及び課題について検討する<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 2013 年 4 月 1 日に付加価値税から小売売上税へ移行するブリティッシュ・コロンビア州を含む。

<sup>4</sup> 本稿では、準州制度及び連邦から準州への特有な財源移転については取り上げない。

<sup>5</sup> 保健医療、福祉及び高等教育に関する連邦から州・準州へのブロック補助金について、詳しくは池上（1996; 2006b; 2008; 2010）を参照されたい。

表3 連邦から州・準州への財源移転 [2012年度の現金移転]

(単位：百万カナダドル)

	平衡 交付金	準州 交付金	カナダ 保健医 療移転	カナダ 社会 移転	その 他	移転 総額	人口 (千人)	1人当 たり額 (ドル)
ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州			458	174	0	632	513	1,235
プリンス・エドワード・アイランド州	337		122	50		509	146	3,487
ノヴァ・スコシア州	1,268		795	323	456	2,843	949	2,997
ニュー・ブランズウィック州	1,495		633	257	103	2,488	756	3,293
ケベック州	7,391		6,742	2,739	362	17,233	8,055	2,142
オンタリオ州	3,261		11,307	4,593		19,160	13,506	1,420
マニトバ州	1,671		1,060	431	201	3,363	1,267	2,658
サスカチュワン州			924	367		1,291	1,080	1,198
アルバータ州			2,444	1,315		3,759	3,874	973
ブリティッシュ・コロンビア州			3,996	1,572		5,568	4,623	1,205
ユーコン準州		767	30	12		809	36	22,477
ノースウェスト準州		1,070	28	15		1,113	43	25,687
ヌナヴト準州		1,273	30	11		1,315	34	39,028
カナダ合計	15,423	3,111	28,569	11,859	1,123	60,085	34,880	1,725

資料：Department of Finance Canada (2012), Statistics Canada, CANSIM Table 051-0001 (2013年1月29日参照) により作成。

### 3. 平衡交付金の成立と展開——「財源の水平的不均衡」に対して

#### (1) 1940年のローウェル＝シロワ報告

1930年代のカナダは、世界恐慌の下で財政危機に陥った連邦・州・地方がそれぞれ独自の判断で増税を行う“Tax Jungle”の状態であり、連邦から州への法定補助金も州・地方の役割増大に対応できなくなっていた。そこで設置された連邦・州間関係調査委員会が1940年に発表した報告書(ローウェル＝シロワ報告)<sup>6</sup>は、失業者救済の連邦移管、税源の連邦集中(所得税、相続税)、州債務の連邦移管と規制導入等を提言したが、それとともに財政調整制度の導入を提案したのである。

ローウェル＝シロワ報告は、連邦から州への用途を限定した特定補助金について、①交付基準と事業実施方法について連邦・州間で見解の食違いは避けられず、事業の遅延や混乱を招く、②実績評価基準として、連邦は資金の節約を重視するが、州はニーズを満たしたかどうかを重視する、③ルール違反があっても、連邦の政策目的を放棄することや州を非難することは困難である、との問題点を指摘した。

これをうけて報告は、どの州も過度な税負担を住民に求めることなく、全国平均水準の教育・福祉・地域開発政策を行うことができる用途自由の財源を財政力の弱い州に重点的に配分する「全国調整補助金」(National Adjustment Grant)を提案した。これは、財政需要と財源調達力を州ごとに算定して、その差額を交付するものであり、「財政需要」としては教育・福祉の全国平均水準確保に要する経費と各州の1928～31年平均の地域開発経費の合計額が掲げられた。これは、各州の生活状況や地域環境を考慮するものであり、決して「人口1人当たり同額」でなかったことは重要である。また「財源調達力」は、全国平均税率(州民所得に対する州・地方税負担の割合の全国平均値)を計算し、これを各州の州民所得に乗じて算定することとされた。

<sup>6</sup> この委員会は、当初ローウェル(Newton W. Rowell)が、次いでシロワ(Joseph Sirois)が委員長を務めた。ローウェル＝シロワ報告について詳しくは池上(2009)を参照されたい。

ただし、ローウェル＝シロワ報告に対しては、全国調整補助金が交付されない財政力の強い州が、戦時には失業対策費は減少する、州税減少が大きく、財政収支が悪化する、戦時下で抜本改革は不適切だ、等の理由から強硬に反対したため、提言は実行されなかった。

## （２）平衡交付金の成立<sup>7</sup>

カナダは1939年から第2次世界大戦に参戦しており、政府は1941年から各州との間で戦時租税協定（Wartime Tax Agreements）を結んだ。州は個人所得税及び法人所得税を課税せずに、連邦に課税権を集中する代わりに、補償金を受け取った。補償金は、（A）1940年度の個人所得税と法人所得税の収入額、（B）純公債利払い費から相続税収を差し引いた額、のどちらか有利な方を各州が選択した。大戦終結後、1947年からの租税貸与協定（Tax Rental Agreements）においても、協定参加州は個人所得税・法人所得税及び相続税を賦課しない、もしくは課税制限を受ける代わりに一定の基準で補償金を受けた。

1957年には租税共有協定（Tax Sharing Agreements）が結ばれ、協定参加州は個人所得税、法人所得税及び相続税を賦課しない代わりに、連邦が連邦税のうちその州内で徴収した個人所得税額の10%（1958年度から13%）、法人課税所得の9%及び相続税額の50%を「標準税」（Standard Taxes）として州に交付した。協定に参加しない州については、連邦はその州内で徴収される連邦税を「標準税」分だけ減額した。これは一種の税源移譲といえる。

1957年の改革においてももう1つ重要なのは、財政調整制度としての平衡交付金が導入されたことである。これは、個人所得税・法人所得税及び相続税について州が「標準税」の収入があると仮定して各州の人口1人当たり税収を算定し、それが最も豊かな2州（オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州）を合わせた平均額より低い州に対して、2州平均額との差額に人口を乗じた額を交付するものである。この制度は租税共有協定に参加しない州にも適用された。ただし、ここではローウェル＝シロワ報告とは異なり、財政需要を具体的に算定せず、一定の財源水準を保障する形で制度が導入されたのである。

## （３）平衡交付金の拡大から抑制へ

1962年からの租税徴収協定（Tax Collection Agreements）では、及び個人所得税の移譲が税額の16%に拡大され、また協定参加州の税について連邦が徴税事務を肩代わりすることになった。このとき、平衡交付金については、資源収入の50%が平衡化の対象に追加され、人口1人当たり財源保障水準は「全10州平均」へ引き下げられた。ただし、1964年、財源保障水準は再び「豊かな2州の平均」に戻された。

1967年の平衡交付金改革においては、平衡化の対象となる収入が、従来の4種類から16種類（個人所得税、法人所得税、相続税、一般売上税、燃料税、自動車収入、アルコール収入、森林収入、石油採掘権料、天然ガス採掘権料、石油・天然ガス権利売却、その他の石油・ガス収入、鉱物収入、水力発電貸与、その他の税、その他）に拡大・細分化され、基本的な収入を全体としてカバーされて、財政調整の範囲が拡大された。また、連邦の税源移譲による想定税額ではなく、州・地方の実際の収入額を平衡化の基準とする「代表的税制方式」（Representative Tax System）が導入された。さらに平衡化の保障水準は「全10州

<sup>7</sup> 平衡交付金の成立過程及び21世紀初頭までの展開については、池上（2003）48～58頁及び池上（2009）12～22頁を参照されたい。

平均」へ再び変更されたが、これは財政調整の規模縮小を意味した。

具体的には、まず収入項目ごとに「全州平均税率」(=全州収入額/収入ベースの全州合計額)を算出する、次に「人口1人当たり財源不足額」(=全収入項目の全州収入額合計/全州人口 - 当該州収入ベースに「全州平均税率」を乗じた額の全項目合計/当該州人口)を算出する、最後に「人口1人当たり財源不足額」がプラスの場合、それに当該州人口を乗じた金額を交付する、との手順がとられた。

1972年には医療保険料、競馬税及び発電所所得税が、1973年には学校区財産税が、それぞれ平衡交付金の平衡化対象に追加された。

しかし、1973年秋からの石油危機に対応するなかで、平衡交付金の総額抑制が始まる。産油州(アルバータ州等)の収入が急増したため、「全州収入額」と「全州平均税率」が押し上げられて平衡交付金が急増し、常に「持てる」州(have province)だったオンタリオ州が平衡交付金を受ける「持たざる」州(have-not province)になる可能性が出てきたのである。その対策として、1974年、原油価格高騰に基づく収入は1/3のみ平衡化対象とするよう変更された。1977年には、資源収入は50%のみ平衡化の対象とし、資源収入が平衡化対象収入に占める割合は1/3以内に抑えることとされた。さらに1980年、人口1人当たり個人所得が全州平均以上の州を交付対象から除外することとされた。

連邦は、カナダ最大の人口を有し、政治経済の中心であるオンタリオ州へ平衡交付金を交付することが連邦財政を圧迫するのを防ぎ、また豊かなはずの同州が「持たざる」州となることが平衡化の概念自体への疑念を招く事態を回避しようとしたのである。

#### (4) 1982年憲法における平衡交付金の明文規定及びその後の改革

カナダでは、人権規定等を明文化するために1982年憲法が制定され、それが1867年憲法等とともにカナダ憲法を構成している。

1982年憲法の「第3章 平衡化と地域間不均等」第36条第2項は次の通りである。

「カナダ議会及び政府は、州政府が合理的にみて同等な水準の税制をもっていれば合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるよう十分な収入を得ることを保障するために、平衡交付金を交付する。」

これは、教育、保健医療、福祉等について州が憲法上の権限を持つことをふまえて、州間に存在する「財源の水平的不均衡」(horizontal fiscal imbalance)すなわち財政力格差を是正することを明文化した規定であり、平衡交付金の地位を著しく強化した。

それと同時に、平衡交付金の改革が行われた。第1に、人口1人当たり額でみた平衡化の保障水準が「全10州平均」から「代表的5州(ケベック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州及びブリティッシュ・コロンビア州)の平均」に変更された。第2に、平衡化対象として市町村財産税、財・サービス販売等が算入され、資源収入もすべて算入された。第3に、平衡交付金の急増を抑えるために、総額の伸び率を名目成長率以下に抑える「シーリング」が設定された。第4に、個別の州への交付額が急減するのを避けるため、交付額の年間減少率を5~15%(州の財政力により区分)に抑える「フロア交付金」も設定された。これらのうち「代表的5州平均」への基準変更と「シーリング」導入は、石油収入で高所得になったアルバータ州を基準から除外し、また州間格差拡大による交付額急増を避けて、連邦財政への圧迫を防ごうとする改革であった。実際に、1988~91年度

と 1993 年度には「シーリング」が適用され、交付額が人口 1 人当たり同額ずつ減額された。

1994年には、1つの州が全州の70%以上のシェアをもつ収入項目については、現実の収入の30%を算定上の収入から除く制度が導入された。これは、収入増が平衡交付金減額で完全に相殺されるのを防ぐものであり、実際には一部の資源収入に適用されている。

#### 4. 2007 年改革と経済危機への対応<sup>8</sup>

##### (1) 2007 年の平衡交付金改革

連邦は、「平衡交付金・準州交付金専門家会議」(Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing. 以下、連邦専門家会議)の提言を踏まえ、それに政権独自の主張を加えて、2007年に大幅な改革を行った。その主な内容は、①収入の保障基準を「全10州平均」基準に変更して、保障水準を引き上げる、②収入項目数を33から5(個人所得税、事業所得税、売上税、財産税、資源収入)に整理する、③資源収入の保障基準は、実際の収入額に基づいて算定する、④(A)「資源収入の50%を財源調達力に含める」、(B)「資源収入をすべて財源調達力から除外する」のどちらかの方式を各州が選択する、⑤交付を受ける州の資源収入を加えた財源調達力が、不交付州のなかで財源調達力が最も低い州より高くないように、「財源調達力の上限」(fiscal capacity cap. 以下「上限」)を設ける、⑥不動産税の課税力を「市場価値」に基づいて算定する、⑦交付額の安定性と予測可能性を高めるために、州収入の算定は2年前を基準とする3ヵ年移動平均値(数値のウェイトは、2年前50%、3年前25%、4年前25%)を用いて行う、というものである。連邦は、この改革を「公正で、算定式に基づき、原理原則に則り、簡素で、安定的で、かつ将来の交付額も予測可能」な制度、と自賛した。

州のうち、資源に乏しい州は「資源収入の50%を財源調達力に含める」方式を選択した。「全10州平均」への移行により平衡化の保障水準が引き上げられたことも、それらの州に有利に作用した。「上限」の設定を要求してきたオンタリオ州とアルバータ州も2007年の改革を支持した。また、ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州とノヴァ・スコシア州は2005年、海底油田収入を最低8年間、財源調達力算定から除外する協定を連邦と締結しており、協定を継続することもできた。しかし、サスカチュワン州は「上限」が適用された結果、交付額がゼロとなり、連邦を激しく批判した。

##### (2) 経済危機に応じた制度改革

アメリカのサブプライムローン問題に端を発する経済危機により、カナダでも税収減少と景気刺激策により、連邦財政は2008年度以降、赤字に陥っている。とくに、自動車産業の不振と原油価格高騰によるアルバータ州等の収入急増により、人口が1,350万人を超えてカナダの4割を占めるオンタリオ州が2009年度から平衡交付金を受ける「持たざる」州となっている。連邦も今回は同州を「持てる」州に留める措置をとらなかった。逆に、人口は51万人ながら海底油田の権利を有するニューファンドランド・アンド・ラブラドル州は2008年度から「持てる」州になっている。

<sup>8</sup> 2007～2009年の改革について、詳しくは池上(2010)94～97頁を参照されたい。

連邦は、財政均衡回復のために歳出を見直す一環として、平衡交付金の改革を行った。2008年11月、連邦は、平衡交付金が2003年度87億ドルから2008年度136億ドルへ56%増大したことが「持続不可能」な膨張だとして、2009年度からの改革を突然発表したのである。その内容は、①交付総額の伸び率を名目GDP成長率の3カ年移動平均値に抑える、②「財源調達力の上限」を「持たざる」州における調整後の財源調達力の平均値へ引き下げる、というものであり、いずれも交付総額を削減する措置であった。総額は、改革なしでは2009年度には対前年度15%増の160億ドルとなるはずだったが、実際は4%増の142億ドルにとどまり、総額を11%削減することができた。その後、平衡交付金の総額は、2010年度144億ドル（1.3%増）、2011年度147億ドル（2.0%増）、2012年度154億ドル（5.2%増）と推移している。

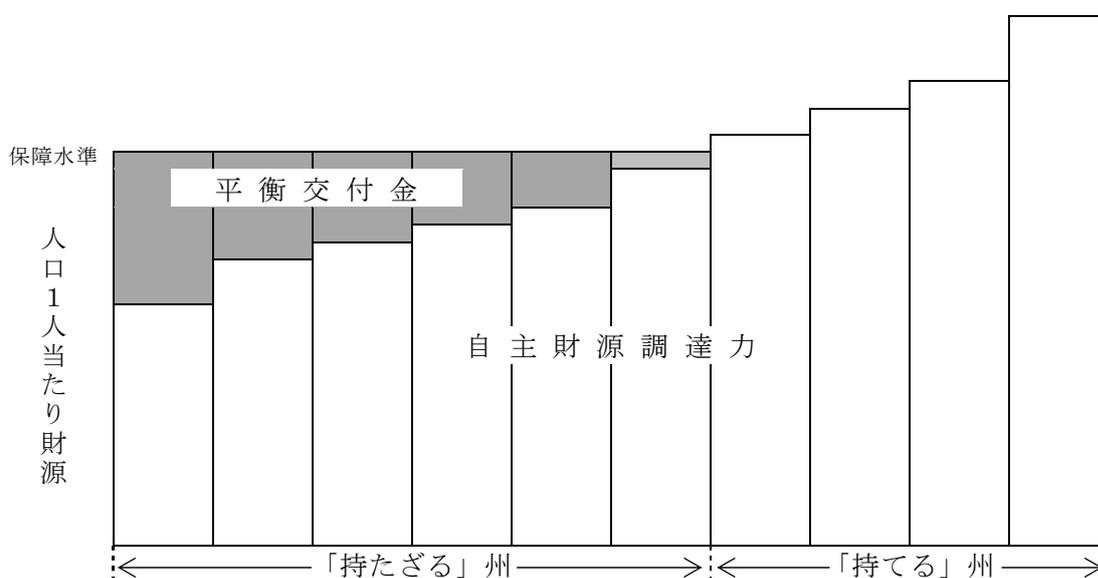


図1 平衡交付金の仕組み

注：1) 「自主財源」は、個人所得税、事業所得税、売上税、財産税及び資源収入。ただし、資源収入は「その50%を財源調達力に算入する」「すべて財源調達力から除外する」の2つの方式から、それぞれの州が選択する。

## 5. 現行の平衡交付金に対する評価<sup>9</sup>

### (1) 代表的税制方式の維持

財源調達力の算定にあたり、現実の税制に基づく財源不足を補う代表的税制方式を、あらためて図1に整理してみた。また、その算定方式は、次の通りである。これは、各州が全州平均税率を用いた場合の人口1人当たり収入額について全州平均額を補償している制度であるが、収入項目ごとに人口シェアと収入ベースシェアの差を調整している、とみることもできる<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 池上（2010）97～100頁も参照されたい。

<sup>10</sup> McMillan（2012）pp. 78-79を参照せよ。

- ①各収入項目  $j$  について、収入源を示す収入ベース  $B_j$  が設定され、収入ベースの全州合計額  $B_{Aj}$  に対する全州収入額  $T_{Aj}$  の割合つまり「全州平均税率」  $T_{Aj}/B_{Aj}$  を求める。
- ②当該州  $i$  の収入ベース  $B_{ij}$  に「全州平均税率」を乗じて、それを全項目合計した額  $\sum (T_{Aj}/B_{Aj}) B_{ij}$  を当該州人口  $P_i$  で割って「当該州 1 人当たり収入額」を求める。
- ③全項目にわたる全州収入額  $\sum T_{Aj}$  を全州人口  $P_A$  で割った「全州 1 人当たり収入額」から、「当該州 1 人当たり収入額」を差し引く。
- ④この数値がプラスの場合、それに当該州人口を乗じた額を平衡交付金  $E P_i$  とする。

$$E P_i = P_i \left\{ \sum_j T_{Aj} / P_A - \sum_j (T_{Aj} / B_{Aj}) B_{ij} / P_i \right\} = \sum_j T_{Aj} (P_i / P_A - B_{ij} / B_{Aj})$$

財政調整制度は、現実の税制に基づいて州政府の公共サービスを支える財源の不足を補うものであるから、「代表的税制方式」がとられるのは当然といえる。

なお、日本では地方税法において「標準税率」が定められており、それを基準に基準財政収入額が算定される。それとは異なり、基幹税も含めて各州が独自に税目・課税標準・税率を定めるカナダでは、収入源を最もよく示す収入ベース及びその「全州平均税率」を基準として「人口 1 人当たり額」で比較する方式をとらざるをえない。ただしこの方式では、個々の州が増税を行うと「全州平均税率」も上昇するために保障水準が上昇する、という意味での操作可能性を否定できない。

## (2) 資源収入の性格と取り扱い——財源調達力とみなすべきか

資源収入を州税と同様に財源調達力とみなすべきか、という問題については州間に対立がある。

資源収入の多い州（ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州、ノヴァ・スコシア州、アルバータ州、サスカチュワン州）は、天然資源は州の財産であり、収入は税ではなく財産の取崩しであるから、平衡化の対象外だ、と主張する。

それに対して、資源収入の少ない州（プリンス・エドワード・アイランド州、ニュー・ブランズウィック州、ケベック州、マニトバ州）は、資源こそ財源調達力の格差を生み出す最大の要因であるから、平衡化の対象とするのが当然だと主張する。また、全州・準州が集まって結成した「連邦評議会」（Council of the Federation）が委嘱した「財源不均衡問題諮問会議」（Advisory Panel on Fiscal Imbalance. 以下、州諮問会議）も、平衡化の保障水準を「全 10 州平均」にしたうえで、資源収入をすべて財源調達力に含めることを提案した<sup>11</sup>。

平衡化の保障水準を「代表的 5 州平均」から「全 10 州平均」に転換し、それと同時にアルバータ州等の石油収入を財源調達力の基準に含めて財源保障すれば、平衡交付金が急増してしまい、「持てる」州は州民の連邦税負担増に反発することになる。

<sup>11</sup> COF-APFI (2006), pp.77-88. 資源収入をすべて財源調達力に含めるべきだ、との点では、Finance Ministers of the Provinces and Territories (2003) pp. 6-8, Boadway (2009) pp. 123-125 も同意見であった。

2007年の改革は、連邦専門家会議が提言した「資源収入の50%を財源調達力に含める」方式（A方式）と資源大規模産出州の主張である「資源収入の全額を財源調達力から除外する方式」（B方式）の選択制をとった

A方式は、平衡交付金としての保障水準が高くなる点で有利だが、自州の財源調達力が高めに表示されてしまう。B方式は、自州の財源調達力が低く表示される点で有利だが、平衡交付金の保障水準は低くなる。資源産出が比較的多い州は財源調達力が低く算定されるB方式が有利だが、資源産出の少ない州は平衡交付金の保障水準が高いA方式が有利である。

ただし「財源調達力の上限」設定が問題をさらに複雑にさせている。平衡化後の人口1人当たり財源調達力（資源収入も100%算入される）について、平衡交付金を受けない州のなかで最も低いオンタリオ州の金額が「上限」となり、資源収入の大規模な州について交付金算定額が減らされた。

このように、資源収入を財源調達力の算定から除外する権利を州に認めておきながら、「上限」適用についてのみ資源収入が必ず100%財源調達力として扱われるのである。これは「財源調達力」という語を同時に2つの意味で使っていることになる。

① 連邦は、平衡交付金の保障水準を決める「財源調達力」を語る際には「資源収入を100%算入すれば資源開発インセンティブ低下や採掘権料引下げを招き、また資源管理に要する公的費用を無視することになる」として、資源収入の部分的導入を正当化している<sup>12</sup>。

② 連邦は「財源調達力の上限」を語る場合には「公的費用に関して信頼できる比較可能な情報が得られないため、資源収入を100%算入する」としている<sup>13</sup>。

資源収入を部分的に算入しつつ「上限」を設けないとすれば、「収入のうち算定から除外された部分は公的費用であって財源調達力ではない」との論理になる。これに対して、資源収入を算定対象からすべて除外しつつ「上限」も設けないのであれば、「資源収入は財産の取崩しに過ぎず、財源調達ではない」との論理が貫徹される。いずれかの論理で全州を説得することは無理、と連邦は判断したのであろう。

州が所有する天然資源であっても、連邦制度である平衡交付金の対象とすることを承認し、州諮問会議の提言のように、天然資源を収入項目として、平均的制度による想定収入の形で100%算入すれば、「上限」の設定は無意味である。もし交付総額が過大になって連邦財政を圧迫し、増税も不可能という状況になれば、別の形で保障水準を引き下げることができる。たとえば、「資源収入を、交付総額を決定する際は財源調達力から除外して算定し、交付金を配分する際はすべて財源調達力に算入する」という方式<sup>14</sup>をとれば、資源価格変動の財政的影響を緩和するとともに地域間の財政力格差是正を強化することが可能である。

<sup>12</sup> Department of Finance Canada (2007) p. 340. なお、これは連邦専門家会議 (EPETFF (2006) pp. 56-58, 106-109) の見解を根拠にしている。

<sup>13</sup> Department of Finance Canada (2007) p. 341. また、連邦専門家会議 (EPETFF (2006) pp. 61-62, 138-139) も同様の見解である。

<sup>14</sup> この方式は、Ruggeri (2009) pp. 158-170 において提案されている。

### （３）財政需要の要素を組み込む可能性について

本稿の 1 で確認した原則に基づいて、公共サービスのニーズとコスト、すなわち財政需要の要素を平衡交付金の算定に反映させるべきだ、との意見は、ローウェル＝シロワ報告以来、繰り返し唱えられてきた<sup>15</sup>。

この課題は、連邦専門家会議において検討されたものの、最終的には見送られた。その背景には、財政需要を考慮する意義を認めつつも、超分権的な州制度の下では標準的サービスを設定してその標準的経費を算定することが困難である、具体的には、誰がそれを算定し、州間のコンセンサスを形成することは無理である、との意見が多い<sup>16</sup>。

保健医療、福祉、教育等の対人社会サービスについて供給方法の比較研究は進展しているものの、議論は公平・効率・環境等の観点からみて「人口 1 人当たり額」の保障では済まないという段階にはまだ至っていないといえる。

### （４）制度の安定性について

財源調達力の算定において、「代表的税制方式」は安定しているものの、交付総額の上限の有無は流動的である。2007 年改革の際、連邦は予算文書のなかで「公正で、算定式に基づき、原則に則っており、簡素で、安定的で、かつ将来の交付額も予測可能な」制度の完成を明言した。しかし連邦は、2009 年度には財政危機対策として、一方的な通告により、交付総額の伸び率を名目 GDP 成長率の 3 カ年移動平均値に抑えるとともに財源調達力の「上限」基準を変更して交付額を減額した<sup>17</sup>。

2003 年からの 5 年間に交付額が 5 割以上増大するのは、2008 年度予算発表時点でも分かっていたが、連邦はそれを「持続不可能」とは呼んでいなかった。2008 年後半からの経済危機に瀕して、連邦財政の赤字転落が不可避となった状況のもとで、州にその「分担」を求めたものといえる。1980 年代初期から、連邦が財政危機回避のために、州に対する平衡交付金と州・準州に対するブロック補助金の交付ルールを次々と一方的に変更して、交付総額を抑え込んだのと同様の動きが、再び繰り返されているのである。カナダの連邦・州間財政関係は連邦と各州が 5 年間の協定を結ぶ形で運営されるのが原則であるが、現実には平衡交付金は連邦の制度である。そこには、日本の地方交付税のような「地方団体が共有する固有財源」というとらえ方はみられない。毎年の予算編成時における経済・財政状況に影響されて連邦の政府・議会が一方的に制度を変更するという意味で、州側からみた制度の安定性は担保されていない。

## 6. おわりに

平衡交付金は財政調整制度として財源保障と財政力格差是正の機能を果たすが、そこで

<sup>15</sup> Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements (1981) p. 161, Royal Commission on the Economic Union and Development Prospects for Canada (1985) Vol. 3, pp. 196-197.

<sup>16</sup> たとえば、EPETFF (2006) pp. 45-46, 86-88, Wilson (2005) pp. 14-15, Boadway (2005) pp. 20-23, 31-32.

<sup>17</sup> Brown (2012) pp. 132-134 も、2007 年改革の原則がすぐに崩れたことを指摘する。

は州・地方の収入源を最もよく示す収入ベースを設定し、「全州平均税率」を基準に「人口1人当たり額」で比較する財源調達力保障方式がとられる。言い換えれば、財政需要を「人口1人当たり一定額」だけ保障していることになる。このような方式がとられるのは、州の権限が強く、サービスの面でも税制の面でも政策が多様であるため、財政需要を算定する「代表的支出」や「標準的課税ベース／標準税率」を設定することが、現状では困難と考えられているからである。

カナダの平衡交付金は、「持てる」州に多大な不利益をもたらすほど大規模ではなく、決して過度の地域間再分配ではない<sup>18</sup>。最近の改革により、平衡交付金には「全10州平均」の回復という大きな改善がみられた。ただし、産業構造の変化と経済危機への対応に追われて連邦と州が対立するのに加えて、「持てる」州と「持たざる」州、そして天然資源の多い州と少ない州で利害が対立するため、改革を求める声は絶えることがない。

### 参考文献

- 池上岳彦 (1996) 「カナダのブロック補助金とその改革論」『新潟大学経済論集』第60号, 89～122頁。
- (2003) 「カナダの財政調整制度」『立教経済学研究』第56巻第3号, 45～73頁。
- (2006a) 「財政調整の理論と制度をめぐって」『立教経済学研究』第60巻第1号, 249～265頁。
- (2006b) 「カナダにおける社会保障財政の政府間関係」『フィナンシャル・レビュー』第85号, 31～57頁。
- (2008) 「財政連邦主義の変容」新川敏光編『多文化主義社会の福祉国家』ミネルヴァ書房, 140～163頁。
- (2009) 「現代カナダ財政連邦主義の原点」『立教経済学研究』第63巻第1号, 1～33頁。
- (2010) 「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革」『会計検査研究』第42号, 89～106頁。
- 岩崎美紀子 (2002) 『行政改革と財政再建』御茶の水書房。
- 持田信樹 (2006) 「代表的課税システムによる平衡化：カナダ」持田信樹編『地方分権と財政調整制度』東京大学出版会, 107～127頁。
- Boadway, Robin W. (2005) *Evaluating the Equalization Program* (Notes for the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing. June).
- (2009) “Natural Resource Shocks and the Federal System: Boon and Curse?” in John R. Allan, Thomas J. Courchene and Christian Leuprecht (eds.), *Canada: The State of the Federation 2006/07*, Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, pp. 107-130.
- Brown, Douglas M. (2012) “Fiscal Federalism: Maintaining a Balance?” in Herman Bakivis and Grace Skogstad (eds.), *Canadian Federalism: Performance, Effectiveness, and Legitimacy, Third Edition*, Don Mills, Oxford University Press, pp. 118-140.

<sup>18</sup> 詳しくは、McMillan (2012)を参照せよ。

- Council of the Federation, Advisory Panel on Fiscal Imbalance [COF-APFI] (2006) *Reconciling the Irreconcilable: Addressing Canada's Fiscal Imbalance* (March 2006).
- Department of Finance Canada (2007) *The Budget Plan 2007: Aspire to a Stronger, Safer, Better Canada* (March 19, 2007).
- (2008) “Protecting Transfers to Provinces and Territories,” *Backgrounder of News Release*, 2008-085 (November 3, 2008).
- (2009) *Canada's Economic Action Plan: Budget 2009* (January 27, 2009).
- (2012) *Federal Transfers to Provinces and Territories* (December 2012).
- [<http://www.fin.gc.ca/access/fedprov-eng.asp> (2013 年 1 月 29 日参照)]
- Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF] (2006) *Achieving a National Purpose: Putting Equalization Back on Track* (May 2006).
- Finance Ministers of the Provinces and Territories (2003) *Strengthening the Equalization Program* (September).
- Hogg, Peter W. (2007) *Constitutional Law of Canada, Fifth Edition*, Vols. 1-2. Toronto: Carswell.
- McMillan, Melville L. (2012) *Alberta and 'Equalization': Separating Fact from Fiction or Sorting out Some Implications and Options in Canadian Fiscal Federalism (Information Bulletin, No. 155)*, Edmonton: Western Centre for Economic Research, University of Alberta.
- Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements (1981) *Fiscal Federalism in Canada*. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Royal Commission on Dominion-Provincial Relations (1940) *Report of the Royal Commission on Dominion-Provincial Relations*, Books I-III. Ottawa: King's Printer.
- Royal Commission on the Economic Union and Development Prospects for Canada (1985) *Report*, Vols. 1-3. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Ruggeri, Joe (2009) “Equalization Reform in Canada: Principles and Compromises,” in John R. Allan, Thomas J. Courchene and Christian Leuprecht (eds.), *Canada: The State of the Federation 2006/07*, Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, pp. 145-171.
- Wilson, L.S. (2005) *Key Questions on Equalization: A Discussion* (Submission to the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing. June).

カナダの財政調整制度について  
—連邦・州間の平衡交付金を中心に—

池上 岳彦 (立教大学)  
ikegami@nikyo.ac.jp

1. はじめに

- 財政調整制度 [池上 2006a]
  - ・地方公共サービスについて標準的な水準を確保するための財源保障
  - ・地方政府間の財政力格差は正 ← 経済力格差、自然・歴史条件によるサービスのニーズとコストの相違
- カナダは、連邦制国家のなかでも公共サービス、課税等に関する州の権限が比較的強い。
- カナダにおける連邦から州への財源移転
  - ・財政調整制度としての平衡交付金 (Equalization)
  - ・使途制限のきわめて緩い、ブロッック補助金 (Canada Health Transfer, Canada Social Transfer)
- 本報告では、これまでの経緯、制度の基本的特徴、最近の改革及び課題

2. カナダの政府部門 ← 財政規模・租税負担の国際比較

- 先進国の中では比較的「小さな政府」だが、日本より「健全財政」。[表1~2]
  - ・一般政府支出のGDP比は、カナダ・日本・アメリカが4割前半と相対的に低い。(2011年)。
  - ・一般政府債務残高の対GDP比が低い。純利払い費も少ない。
  - ・租税・社会保障料は、OECD 34カ国中18番目(個人所得税中心。一般消費税は税率5~15.5%)。

表1 財政状況の国際比較 [2011年]

	一般政府の財政状況 [対GDP比(%)]					長期 金利 (%)		
	総支出	総収入	財政 収支	総債務	純債務 残高			
カナダ	42.9	38.4	-4.5	83.8	50.5	33.3	0.5	2.8
日本	42.8	33.3	-9.5	205.5	80.0	125.5	0.8	1.1
アメリカ	41.7	32.0	-9.7	102.7	22.6	80.1	1.9	2.8
イギリス	49.1	40.7	-8.4	97.9	29.6	68.3	3.1	3.1
フランス	56.1	50.9	-5.2	100.1	37.1	63.0	2.5	3.3
ドイツ	45.7	44.7	-1.0	87.2	35.2	52.0	2.0	2.6
イタリア	49.9	46.1	-3.8	119.7	28.0	93.7	4.7	5.4
スウェーデン	51.3	51.4	0.1	48.7	69.8	-21.1	0.3	2.6

資料: OECD, OECD Economic Outlook 97 (May 2012) pp. 257-267 により作成。

表2 租税・社会保障料の国際比較 [2009年]

	対GDP比 (%)						人口1人 当たり額 (米ドル)	
	個人 所得税	法人 所得税	社会 保険料	うち 雇用者	うち 雇用主	消費税		
カナダ	11.4	3.4	5.0	2.0	2.8	4.3	32.0	(18)
日本	5.4	2.6	11.0	5.0	5.0	2.6	26.9	(28)
アメリカ	8.1	1.7	6.6	2.9	3.3	5.0	24.1	(32)
イギリス	10.5	2.8	6.8	2.7	3.9	5.7	34.3	(16)
フランス	7.3	1.5	16.7	4.1	11.3	7.1	42.4	(8)
ドイツ	9.4	1.3	14.5	6.3	6.8	7.5	37.3	(13)
イタリア	11.7	3.2	13.7	2.5	9.4	5.7	43.4	(3)
スウェーデン	13.5	3.0	11.4	2.8	8.6	9.8	46.7	(2)

注: 1) 「合計」は、表示されていない税(財源移転、個別消費税、給与税、利用税等)を含む。  
2) 「順位」は、「合計」について、OECD加盟34カ国の数値を高い順に並べた場合の順番。  
資料: OECD, Revenue Statistics 1965-2010 (Paris: OECD, 2011) pp. 77-113 により作成。

3. 財政連邦主義 (fiscal federalism)

(1) 憲法上の権限配分 [1867年憲法]

- 連邦 → 州の専権事項以外のもの
  - 州 → 財産権・私権、病院、市町村、天然資源、教育等
  - 地方 [市町村・学区] は、州の [創造物]
  - (2) 政府支出 — 「大きな州政府」( ← 医療、福祉、教育は、州が所管) [表3]
    - 連邦 → 防衛、外交、金融、年金、雇用保険、治安、経済政策など。
    - 州 → 保健医療、福祉、高等教育、産業、交通、資源、環境、司法など。
    - 地方 → 市町村 (道路、都市計画、水道、廃棄物、治安・消防、文化) 学区区 (初等中等教育)
- [州が約5割、地方が約2割。ただし、地方支出については州の規制や補助が大き。]

表3 カナダの政府支出 [2008年度]

	連邦	州・準州	地方	CPP/QPP	純計
保健医療	26,061	115,501	1,927	38,866	121,577
社会サービス	88,788	61,738	6,684	38,866	190,276
教育	5,781	81,819	48,015	—	95,732
一般サービス	9,588	6,530	7,194	—	22,822
個人及び財産の保護	28,937	12,093	12,124	—	50,790
交通・通信	3,537	17,423	15,843	—	32,197
資源保護・産業開発	9,856	12,547	1,526	—	19,975
環境	2,700	2,827	12,826	—	16,933
レクリエーション・文化	4,232	3,426	9,189	—	16,306
労働・雇用・移民	1,714	1,147	—	—	2,395
住宅	2,220	3,345	2,788	—	6,120
外交・国際援助	6,513	—	—	—	6,508
地域計画・開発	1,409	1,352	1,382	—	2,775
研究振興	3,700	655	—	—	2,268
一般財源移転	29,217	4,861	—	—	—
公債費	18,584	24,196	3,223	—	43,634
その他の支出	29	724	148	—	945
支出合計	242,867	350,184	122,870	38,866	631,251
支出合計(公債費を除く)	224,283	325,988	119,647	38,866	587,617
保健福祉の構成比 (%)	11.6	35.4	1.6	—	20.7
社会サービスの構成比 (%)	39.6	18.9	5.6	100.0	32.4
教育の構成比 (%)	2.6	25.1	40.1	—	16.3

注: 1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/QPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。  
2) CPP/QPPは、「Canada Pension Plan」(CPP) 29,556百万ドルと「Quebec Pension Plan」(QPP) 9,310百万ドルの合計。  
資料: Statistics Canada, "Government - Revenue and Expenditures" により作成。  
[http://www5.statcan.gc.ca/subject-sujet/resultat-action?pid=3055&id=-3059&lang=eng&type=CST&pageNum=1&more=0] (2012年6月22日参照)

(3) 政府間の税源配分 → 州・地方税の地位の高さ（合わせると連邦税より多い）【表4】

- ①連邦と州が個人・法人所得税、一般売上税、酒・たばこ・燃料税等、主要税源を共有。
  - ②地方税は、不動産税がほとんど。[市町村は、不動産税が収入の中心。学区区は、州の交付金が多い。]
  - ③州が課税標準・税率を自由に決定する。
- ・所得税（個人・法人）→ 連邦と多くの州の間で租税徴収協定が結ばれている。
- 税率、個人所得税の税額控除(人的控除、社会政策的控除)等は多様。
- ・一般消費税 → 連邦税(付加価値税 5州、小売売上税 4州、課税なし 1州・3準州)

表4 カナダの政府収入 [2008年度]

	連邦	州・準州	地方	CPP/OPP	純計
自主財源	277,326	277,358	70,082	50,082	633,672
所得税 (個人, 法人)	153,003	95,652	-	-	248,655
消費税 (一般, 燃料, 酒, たばこ等)	42,535	64,499	116	-	107,150
財産税 (固定資産, 資本)	-	8,689	46,173	-	54,862
その他の租税 (給与, 自動車登録等)	1,207	19,660	940	-	21,807
[小計=租税]	196,745	188,500	47,250	-	432,474
医療保険料	-	3,390	-	-	3,390
その他の社会保険料	22,538	12,866	-	-	35,404
財・サービスの販売	9,588	29,862	18,342	-	57,792
投資所得	14,017	37,314	3,365	-	54,696
その他の自主財源	439	5,426	1,155	-	6,836
他レベル政府からの財源移転	424	64,225	51,711	-	116,360
合計	243,750	341,582	121,793	50,082	633,672
(自主財源比率 [%])	(99.8)	(81.2)	(57.5)	(100.0)	(100.0)

注: 1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/OPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。  
 2) CPP/OPPはCPP 39,155百万ドルとOPP 10,927百万ドルの合計。収入は[その他の社会保険料]と「投資所得」の合計。  
 資料: 表3に同じ。

表5 連邦から州・準州への財源移転 [2011年度の現金移転]

	州・準州	カナダ	州・準州	人口	1人当り	2010年
	交付金	保健医療	社会	(千人)	たり額	GDP
		移転	移転		(ドル)	(ドル)
ニューファンドランド・ラブラドール	329	453	171	513	2,293	48,375
プリンスエドワード・アイランド	1,167	117	49	146	3,418	33,395
ノヴァ・スコシア州	1,483	760	316	2,672	948	36,792
ニュー・ブランズウィック州	7,815	607	252	755	3,322	37,084
ケベック州	2,200	6,410	2,665	542	2,187	38,565
オンタリオ州	1,666	10,741	4,465	17,700	13,366	1,325
マニトバ州		1,004	418	303	1,252	41,991
サスカチュワン州		858	361	22	1,241	55,531
アルバータ州		2,139	1,261	80	3,479	64,638
ブリティッシュ・コロンビア州		3,777	1,527	100	5,404	42,358
ユーコン準州		705	12	35	21,494	61,619
ノースウェスト準州		996	15	44	23,812	92,699
スナグ準州		1,175	29	11	1,216	46,461
カナダ合計	14,659	2,876	11,522	2,489	58,497	1,698

資料: Department of Finance Canada (2011), Statistics Canada, CANSIM Tables 051-0001, 384-0002 (2012年11月9日参照)により作成。

3. 連邦から州・準州への財源移転 【表5】

- 平衡交付金 (連邦→州) → 人口1人当たり一定の財源調達力を保障 (財政需要は1人当たり同額とみなす)
- 州交付金 (連邦→準州) → 財政需要 (gross expenditure base) と財源調達力 (revenue capacity) の差を交付 (財政需要は1982年度の財政規模をベースに、サービス水準・コスト・人口の変化を勘案して増額。財源調達力は30%を算定から除外 [留保財源]。)
- カナダ保健医療移転 (CHT) / カナダ社会移転 (Canada Social Transfer (CST)) = プロック補助金 [経済力・人口・自然条件に応じた地域間再分配。以下、平衡交付金とCHT/CSTを取り上げる。]

4. 平衡交付金の展開と改革 —— 「財源の水平的不均衡」 に対して

(1) 1940年の連邦・州間関係調査委員会報告書 (ローヴェル=シロワ報告) [池上 2009]

- 1930年代のカナダは、世界恐慌下で財政危機の連邦・州・地方がそれぞれ増税を行う「Tax Juggle」の状態。
- 主な提言= 失業救済の連邦移管、税源の連邦集中 (所得税、相続税)、州債務の連邦移管と規制導入
- 「全国調整補助金」 (National Adjustment Grant) の提唱
- ・特定補助金の問題点

- ①交付基準と事業実施方法について連邦・州間で見解の食い違いは避けられない。⇒ 事業の遅延や混乱
- ②実績評価基準として、連邦は資金の節約を重視するが、州はニーズを満たしたかどうかを重視する。
- ③ルール違反があっても、連邦の政策目的を放棄することや州を非難することは困難である。

・どの州も過度な税負担を住民に求めることなく、全国平均水準の教育・福祉・地域開発政策を行うことができた財源を、用途の自由な財源で保障すべきだ。→ 財政力の強い州に重点的に配分する

- ◎「全国調整補助金」= 財政需要 - 財源調達力 (州ごと) に算定。マイナスの場合は交付しない
- ・「財政需要」= 教育・福祉の全国平均水準確保に要する経費 + 各州の1928~31年平均の地域開発経費 [「人口1人当たり同額」ではない。← 各州の生活状況や地域環境を考慮する。]
- ・「財源調達力」= 全国平均税率 (州民所得に対する州・地方税負担の割合の全国平均値) を計算し、これを各州の州民所得に乗じて算定。

○提言は、財政力の強い州が「現行より収支悪化する」(戦時下で失業対策費は減少、州税減少が大き)。全国調整補助金はもたえない (戦時下で抜本改革は不適切) と強調したが、実行されなかった。

(2) 戦時租税協定 (Wartime Tax Agreements, 1941~) と租税貸与協定 (Tax Rental Agreements, 1947~)

○協定州が個人所得税・法人所得税・相続税を課税せず、連邦に課税権を集中し、に補償金を受け取る。

(3) 租税共有協定 (Tax Sharing Agreements) と「平衡交付金」 (Equalization) 導入 (1957~)

○協定参加州については、連邦が個人所得税額の10% (1958年度から13%)、法人課税所得の9%及び相続税額の50%を「標準税」 (Standard Taxes) として減税し、州が独自課税を行う余地をつくる税源移転。

○1957年、財政調整制度としての「平衡交付金」が導入された。

・上記「標準税」通りに各州が課税したと仮定して、各州の人口1人当たり税収を計算し、それが最も豊かな2州 (オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州) を平均した人口1人当たり税収より低い州に対して、2州平均額との差に人口を乗じた額を交付する。 [財源調達力のみの調整]

(4) 租税徴収協定 (Tax Collection Agreements) 及び平衡交付金の拡大 (1962~)

○個人所得税の移転が税額の16%に拡大され、また協定参加州の税について連邦が徴税事務を肩代わり。

○平衡交付金について、資源収入の50%を平衡化の対象に追加した。また、人口1人当たり財源補てん水準を全10州の平均額へ引き下げた。ただし、1964年、財源補てん水準を再び豊かな2州の平均に戻した。

(5) 1967年の平衡交付金改革 → 「代表的税制方式」 (Representative Tax System) の成立

- A. 平衡化の対象となる収入を、従来の4種類から16種類 (個人所得税、法人所得税、相続税、一般売上税、燃料税、自動車収入、アルコール収入、森林収入、石油探採権料、天然ガス探採権料、石油・天然ガス権利売却、その他の石油・ガス収入、鉱物収入、水力発電賃料、その他の税、その他) に拡大
- 大・細分化し、基本的な収入を全体としてカバーした。→ 財政調整の範囲拡大
- B. 連邦の税源移転による想定税額ではなく、州・地方の実際の収入額を平衡化の基準とした。
- C. 平衡化の水準を全10州の平均収入額へ再び変更した。→ 財政調整の規模縮小

○算定手順

- ①各収入項目について、収入源を最もよく示す収入ベースを設定する。  
→ 収入項目ごとの「全州平均税率」= 全州収入額 / 収入ベースの全州合計額
- ② 「人口1人当たり財源不足額」= 「全州1人当たり収入額」- 「当該州1人当たり収入額」  
= 「全収入項目の全州収入額合計 / 全州人口」  
- 「当該州の収入ベースに全州平均税率を乗じた額の全項目合計 / 当該州人口」
- ③ 「人口1人当たり財源不足額」がプラスの場合、それに当該州人口を乗じた金額を交付する。

(6) 平衡交付金の均衡化対象拡大 → 1972年、医療保険料、競馬税、発電所所得税、1973年、学校区財産税。

(7) 石油危機 (1973〜) への対応 = 総額抑制とオンタリオ州の「特たざる州」化回遊

- 第1次石油危機による産油州 (アトランタ州等) の収入急増が「全州収入額」と「全州平均税率」を押し上げて、平衡交付金が急増し、常に「持てる」州だったオンタリオ州が平衡交付金を受ける可能性。
- 対策 ・ 1974年、今回の原油価格高騰に基づく収入は、1/3のみを平衡化対象とするよう変更。  
・ 1977年、資源収入は50%のみを平衡化対象、資源収入が平衡化対象収入に占める割合は1/3以内。  
・ 1980年、人口1人当たり個人所得が全州平均以上の州を交付対象から除外。
- オンタリオ州が平衡交付金を受けざることを連邦財政への圧迫を防ぐ。また、最大かつ豊かなはずの同州が「持たざる」州となること、平衡化の概念自体への疑念を招くのを恐れた。]

(8) 1982年憲法における平衡交付金の明文規定及びその後の改革

○カナダでは、人権規定等を明文化するために1982年憲法が制定され、1867年憲法とともに憲法を構成。  
**1982年憲法「第3章 平衡化と地域間不均等」第36条第2項**  
「カナダ議会及び政府は、州政府が合理的にみて同等な水準の税制をもつていれば合理的にみて同等な水準の公共サービスを提供できるような十分な収入を得ることを保障するために、平衡交付金を交付する。」

○教育、保健医療、福祉等について州が憲法上の権限を持つことをふまえて、州間に存在する「財源の水平的不均衡」(horizontal fiscal imbalance) すなわち財政格差を是正することを明文化した。

○1982年の平衡交付金改革

- ①人口1人当たり額でみた平衡化の水準を「全10州平均」から「代表的5州(ケベック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州及びブリティッシュ・コロンビア州)の平均」に変更した。  
[実質上、石油収入で高所得になったアルバータ州を基準から除外して交付総額を抑える目的。]
- ②平衡化対象として市町村財産税、財・サービス販売等が算入され、資源収入もすべて算入された。
- ③平衡交付金の急増を抑えるために、総額の伸び率を名目成長率以下に抑える「シーリング」を設定した。  
[1988〜91年度は「シーリング」が適用され、交付額を人口1人当たり同額ずつ減額した。]
- ④個別の州への交付額が急減するのを避けるため、交付額の年間減少率を5〜15% (州の財政力により区分) に抑える「フロア交付金」も設定された。[2003年度までに13回交付された。]

○1994年、1つの州が全州の70%以上のシェアをもつ収入項目については、現実の収入の30%を算定上の収入から除いた。[収入増が平衡交付金減額で完全に相殺されるのを防ぐ → 一部の資源収入に適用]

5. 2007年改革と経済危機への対応

(1) 州と連邦の諮問機関による提案

- 州・連邦が結成した「連邦諮問会」(Council of the Federation) が委嘱した「財源不均衡問題諮問会」(Advisory Panel on Fiscal Imbalance) は2006年春甲で、平衡交付金について提言を行った。[COF-APFI 2006]
- 財源調達力の基準を「代表的5州平均」から「全10州平均」に変更する。

○連邦の動き

- ・2004年度、財源調達力の3ヵ年移動平均値を用いることで交付額の安定をはかる等の措置を導入した。
- ・暫定的に2005年度の平衡交付金総額を決めて、その後は年率3.5%増とし、配分基準は最近3ヵ年度の交付額シェアを基本とした。さらに平衡交付金等の将来を検討する専門家会議を設置した。
- ・連邦が委嘱した「平衡交付金・準州交付金専門家会議」(Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing) は、2006年5月の報告において、平衡交付金について、以下の提言を行った。

- ① 「代表的税制方式」により一定の財源調達力を保障する方式を維持する。[州ごとの財政需要の相違を算定に組み込まない。GDP等の経済指標に基づいて移動額を決める「マクロロ方式」もとらない。]
- ② 財源調達力の基準を「全10州平均」とする。
- ③ 収入項目を5項目 (個人所得税、事業所得税、売上税、財産税、資源収入) に整理する。
- ④ 資源収入については実際の収入額を算定対象とし、その50%を財源調達力に含める。
- ⑤ 州が交付額を予測できるように、算定は2年前を基準とする各州収入の3ヵ年移動平均値を用いる。
- ⑥ 「持たざる」州の人口1人当たり収入が「持てる」州を超えないように、受取額の上限を設定する。

(2) 2007年の平衡交付金改革 [図1・表6] ← 連邦専門家会議の提言 + 保守党政権の主張

- 内容：①収入の保障基準を「全10州平均」基準に変更して、保障水準を引き上げる。
- ②収入項目数を33から5 (個人所得税、事業所得税、売上税、財産税、資源収入) に整理する。
- ③資源収入の保障基準は、実際の収入額に基づいて算定する。
- ④「資源収入の50%を財源調達力に含める」「資源収入をすべて財源調達力から除外する」のどちらかを各州が選択する。(前者は連邦諮問機関の提言、後者は保守党の選挙公約)
- ⑤交付を受ける州の資源収入を加えた財源調達力が、不交付州のなかで財源調達力が最も低い州より高くないように、「財源調達力の上限」(fiscal capacity cap、以下「上限」) を設ける。
- ⑥不動産税の課税力を「市場価値」に基づいて算定する。
- ⑦交付額の安定性と予測可能性を高めるために、州収入の算定は2年前を基準とする3ヵ年移動平均値 (数値のウェイトは、2年前50%、3年前25%、4年前25%) を用いて行う。

○連邦 → 「公正で、算定式に基づき、原理原則に則り、簡潔で、安定的で、かつ将来の交付額も予測可能」

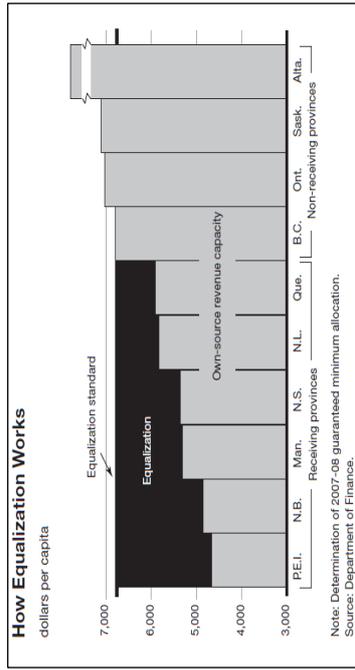


図1 2007年度の平衡交付金概要 (資料: Department of Finance Canada (2007b) p. 12.)

表6 平衡交付金の算定方式 [2008年度の当初算定]

	Nfld.	PEI.	N.S.	N.B.	Que.	Ont.	Man.	Sask.	Alta.	B.C.	全州
<b>A. 資源収入の50%を財源調達力に含める場合</b>											
①財源調達力(円千)	2,553	606	4,634	3,403	42,197	85,060	5,738	5,312	28,300	27,351	205,587
②財源調達力(算入)①(円千)	246	0	113	66	976	697	106	831	6,288	2,192	11,567
③財源調達力(算入)②(円千)	2,648	607	4,747	3,469	43,174	85,758	5,845	5,141	35,219	29,544	217,153
④A1(円)	513	138	936	571	7,607	12,383	175	94	3,700	1,271	22,264
⑤A1当たり財源不足(円)	5,194	1,388	3,072	1,021	5,075	6,515	1,474	5,245	10,073	6,918	67,230
⑥A1当たり財源不足(円)	1,567	2,332	1,659	2,110	1,065	1,754	1,754	925	1,748	1,170	14,874
⑦A1当たり財源不足(円)	803	322	1,584	828	1,584	520	603	520	1,484	1,484	14,874
⑧平衡化後の財源調達力(円千)	4,001	929	6,519	5,118	32,179	86,654	6,064	7,496	41,507	31,736	248,954
⑨平衡化後の1人当たり財源調達力(円)	7,802	6,734	3,905	6,848	6,859	6,371	6,821	7,571	12,579	7,431	7,431
⑩財源調達力(円)	931	476	91	91	1,099	1,099	700	700	700	700	6,959
⑪A1当たり財源不足(円)	378	88	88	88	88	693	693	693	693	693	6,959
⑫平衡交付金(円千)	476	378	322	1,485	8,028	2,063	2,063	2,063	2,063	2,063	13,788
<b>B. 資源収入をすべて財源調達力から除外する場合</b>											
①A1当たり財源調達力(円千)	4,588	1,395	4,950	4,534	5,517	6,760	4,884	5,265	8,766	6,404	6,372
②A1当たり財源不足(円)	1,794	1,977	1,421	1,835	6,255	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	14,921
③A1当たり財源不足(円)	915	273	1,330	1,330	6,278	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748	12,921
④平衡化後の財源調達力(円千)	3,898	880	6,191	4,914	50,428	86,454	7,699	7,973	41,507	31,736	241,680
⑤平衡化後の1人当たり財源調達力(円)	7,600	6,378	6,614	6,546	6,629	6,371	6,553	8,052	12,579	7,431	7,431
⑥A1当たり財源不足(円)	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730
⑦A1当たり財源不足(円)	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
⑧平衡交付金(円千)	541	273	1,330	1,330	6,278	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748	11,550
<b>C. Nfld./N.S.に認められた選択</b>											
・平衡交付金 + 海産物資源交付金	580	1,571									
・海産物資源交付金	899	1,470									
・上記2を合わせた場合の交付金額	1,479	3,041									

注: D: Nfld.; E: ニューファンドランド州; F: PEI.; G: ケベック州; H: Ont.; I: オンタリオ州; J: Man.; K: マニトバ州; L: Sask.; M: サスカチュワン州; N: S.; O: ガタチンゴ州; P: N.B.; Q: ニューブランズウィック州; R: Que.; S: ケベック州; T: P.E.I.; U: プリンスエドワードアイランド州; V: N.S.; W: ガタチンゴ州; X: N.B.; Y: ニューファンドランド州; Z: Nfld./N.S.に認められた選択

B.C.: プリティッシュ・コロンビア州  
 Nfld.: ニューファンドランド州  
 N.S.: ノヴァスコシア州  
 N.B.: ニューブランズウィック州  
 P.E.I.: プリティッシュ・エドワードアイランド州  
 Ont.: オンタリオ州  
 Man.: マニトバ州  
 Sask.: サスカチュワン州  
 Alta.: アルバータ州  
 B.C.: ブリティッシュ・コロンビア州

1) 財源調達力及び人口は3カ年調値 (ウェイトは2004年25%、2005年25%、2006年50%)。  
 2) 平衡化後の財源調達力は、非資源・資源収入(100%)、海産物資源収入及び平衡交付金(上限適用前)の合計。  
 3) 平衡化後の財源調達力は、非資源・資源収入(100%)、海産物資源収入及び平衡交付金(上限適用前)の合計。  
 4) 下線を付したものは、「上限」適用により減額を受けるケース、斜線を付したものは、交付を受ける州が選択すると予想される選択。

資料: Department of Finance Canada (2007) の関連データに基づいて作成。データは、2008年3月4日、連邦財務省より提供を受けた。

A. まず「資源収入の50%を財源調達力に含める」場合、人口1人当たり財源調達力の全州平均は6,730ドルとなり、財源不足の7州への交付金は合計148.7億ドルとなる。  
 ただし、平衡化後の人口1人当たり財源調達力(資源収入も100%算入される)が平衡交付金を受けない州のなかで最も低いオンタリオ州(6,871ドル)が「上限」となり、それを上回る3州への交付金は減額され、とくにサスカチュワン州は交付額がゼロになる。交付総額は137.9億ドルに減少する。  
 B. 「資源収入の全額を財源調達力から除外する」場合、人口1人当たり財源調達力の全州平均は6,372ドルとなり、財源不足の7州への交付金は合計129.2億ドルとなる。この算定方式でも、平衡化後の人口1人当たり財源調達力の「上限」であるオンタリオ州(6,871ドル)を上回る2州への交付金は減額され、ここでもサスカチュワン州は交付額ゼロになる。交付総額は115.5億ドルに減少する。

- ・Aの「資源収入の50%を財源調達力に含める」方式を選択する4州のうち、ケベック州が2006年度→2008年度で44.9%増と、最も改革の恩恵を受けた。全10州平均への移行、資源収入の50%算入、不動産税の評価方式変更等が、とくにケベック州に有利に作用した。
- ・「上限」の設定を要求してきたオンタリオ州とアルバータ州も改革を支持した。
- ・ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州とノヴァ・スコシア州は2005年、海底油田収入を最低8年間、財源調達力算定から除外する協定を連邦と締結しており、協定を継続することもできるが、そのままでは「全10州平均」移行等に伴う増額を享受できない。
- ・不動産価格が高いブリティッシュ・コロンビア州は算定方式の変更により不動産税の課税力が大きく上方修正され、今後経済状況が悪化しても平衡交付金を受けられない見込みとなった。

(3) 経済危機に応じた制度改革

- アメリカのサブプライムローン問題に端を発する経済危機により、カナダでも税収減少と景気刺激策により、連邦財政は2008年度から赤字に陥った。⇒ 財政均衡回復のための歳入見直し必要性。
- 自動車産業の不振と原油価格高騰によるアルバータ州等の収入急増により、人口の4割を占めるオンタリオ州が2009年度から平衡交付金を受けている。今回は同州を「持てる」州に留める措置はなかった。
- 連邦は、2008年11月、平衡交付金が2003年度87億ドルから2008年度136億ドルへ56%増大したことを「持続不可能」な膨張であるとして、2009年度からの改革を突然発表。
  - ・ 交付総額の伸び率を名目GDP成長率の3カ年移動平均値に抑える。
  - ・ 「財源調達力の上限」を「持たざる」州における調整後の財源調達力の平均値へ引き下げる。
- 交付額は改革なしでは2009年度は15%増の160億ドルだったが、実際は4%増の142億ドル(11%削減)。

6. 現行の平衡交付金に対する評価 [池上 2010]

- (1) 財源調達力の算定にあたり、現実の税制に基づく財源不足を補う「代表的税制方式」の維持は当然。
- ①各収入項目*j*について、収入源を示す収入ベース*B<sub>j</sub>*が設定され、収入ベースの全州合計額*B<sub>Aj</sub>*に対する全州収入額*T<sub>Aj</sub>*の割合つまり「全州平均税率」 $T_{Aj}/B_{Aj}$ を求める。  
 ②当該州*i*の収入ベース*B<sub>ij</sub>*に「全州平均税率」を乗じて、それを全項目合計した額 $\sum (T_{Aj}/B_{Aj}) B_{ij}$ を当該州人口*P<sub>i</sub>*で割って「当該州1人当たり収入額」を求める。  
 ③全項目にわたる全州収入額 $\sum T_{Aj}$ を全州人口*P<sub>A</sub>*で割って「全州1人当たり収入額」から、「当該州1人当たり収入額」を差し引く。  
 ④この数値がブラスの場合、それに当該州人口を乗じた金額を平衡交付金*E<sub>Pi</sub>*として交付する。

$$E.P_i = P_i (\sum_j T_{Aj}/P_A - \sum_j (T_{Aj}/B_{Aj}) B_{ij}/P_i) = \sum_j T_{Aj} (P_i/P_A - B_{ij}/B_{Aj})$$

(詳細にまとめれば、下の通り。)

◎地方税法が「標準税率」を定める日本と異なり、基幹税も含めて各州が独自に税目・課税標準・税率を定めるカナダでは、収入源を最もよく示す収入ベース及びその「全州平均税率」を基準として「人口1人当たり額」で比較する方式をとらざるをえない。ただしこの方式では、個々の州が増税を行うと「全州平均税率」も上昇するために保険水準が上昇する、という意味の操作可能性を否定できない。

(2) 「資源収入を州税と同様に財源調達力とみなすか?」→ 特殊な扱い [表6]

- 州間の対立
  - ・ 資源収入の多い州 (ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州、ノヴァ・スコシア州、アルバータ州、サスカチュワン州)
    - 天然資源は州財産であり、収入は税ではなく財産の取崩しだから平衡化の対象外だ。
  - ・ 資源収入の少ない州 (プリンス・エドワードアイランド州、ニュー・ブランズウィック州、ケベック州、マニトバ州)
    - 資源こそ財源調達力格差を生み出す最大の要因だから、平衡化の対象だ。
    - 「持てる」州 (オンタリオ州、アルバータ州)
      - 「代表的5州平均」から「全10州平均」に転換して、アルバータ州等の石油収入を財源調達力の基調に含めて財源保障すれば、平衡交付金が急増する(州民の連邦税負担増に反対)。

表7 2007年度連邦予算が提示した平衡交付金改革における資源収入の取扱い〔人口1人当たり収入モデル〕

	想定 税収	財源調達力 に含める 算出収入	平衡 交付金 (千ドル)	小計 (千ドル)	財源調達力 に含めない 算出収入	合計
I 資源大規模産出州 〔上限を設定しない〕						
A. 資源収入の90%を財源調達力に含める	300	30	55	385	690	415
B. 資源収入をすべて財源調達力から除外する	300	-	50	380	690	40
II 資源大規模産出州 〔上限を設定する〕						
A. 資源収入の90%を財源調達力に含める	300	30	40	370	690	1,199
B. 資源収入をすべて財源調達力から除外する	300	-	40	340	690	1,199
III 資源中規模産出州 〔上限に無い〕						
A. 資源収入の90%を財源調達力に含める	300	9	76	385	690	394
B. 資源収入をすべて財源調達力から除外する	300	-	80	380	690	388
IV 資源小規模産出州 〔上限に無い〕						
A. 資源収入の90%を財源調達力に含める	300	3	82	385	690	3
B. 資源収入をすべて財源調達力から除外する	300	-	80	380	690	6

注：1)人口1人当たり資源産出額は、資源大規模産出州160、資源中規模産出州6と仮定した。  
 2) 平衡交付金保障水準は、資源収入の50%を財源調達力に含める場合は385、すべて財源調達力から除外する場合は380と仮定した。  
 3) 平衡交付金を受け取らない州のうち財源調達力が最も低い州の人口1人当たりの想定税収及び資源収入が財源調達力の「上限」となる。本表では「上限」を400と仮定した。

資料：Department of Finance Canada (2007a) pp. 110-116, 336-347。に基づき、数値は独自に設定した(池上(2008) 146ページ掲載の表を一部修正)。

○資源収入の取扱いに関する整理【表7】  
 A方式(資源収入の50%を財源調達力に含める)は、平衡交付金としての保障水準が高くなる点で有利だが、自州の財源調達力が高めに表示される。  
 B方式(資源収入の全額を財源調達力から除外する)は、自州の財源調達力が低く表示される点で有利だが、平衡交付金の保障水準は低くなる。

・ケースⅠ(資源大規模産出州について「上限」を設けず)→B方式の平衡交付金が80となり有利。  
 ・実際には、ケースⅡのように財源合計400の「上限」があるので、平衡交付金はA・Bとも40。  
 ・「上限」に達しない州のうち、ケースⅢ(資源産出が比較的多い州)は財源調達力が低く算定されるB方式が有利だが、ケースⅣ(資源の小規模な州)は平衡交付金保障水準が高いA方式が有利。

○2007年改革はA方式・B方式の選択制をとった(連邦専門家会議と資源大規模産出州の主張を併用)。

○資源収入を財源調達力の算定から除外する権利を州に認めながら、「上限」適用についてはみ資源収入を必ず100%財源調達力として扱う点の問題である。「財源調達力」の語が2つの意味で使われている。

①連邦は、平衡交付金の保障水準を決める「財源調達力」を語る際には「資源収入を100%算入すれば資源開発インセンティブ低下や掘削権利引下げを招き、また資源管理に要する公的費用を無視することになる」と述べる(Dept. of Finance Canada (2007a), EPEITFF (2006), Dahlby (2005), Wilson (2005))。  
 ②連邦は「財源調達力の上限」を語る場合、「公的費用に関して信頼できる比較可能な情報が得られないため、資源収入を100%算入する」としている(Dept. of Finance Canada (2007a), EPEITFF (2006))。

○本来「上限」は望ましくない。資源収入を部分的に算入しつつ「上限」を設けなければ、「収入のうち算定から除外された部分は公的費用であって財源調達力ではない」。これに対して、資源収入を算定対象からすべて除外しつつ「上限」も設けないのであれば、「資源収入は財産の取崩しに過ぎず、財源調達力ではない」。いずれかの論理で全州を説得することは無理、と連邦は判断したのである。

○州が所有する天然資源であっても、連邦制度である平衡交付金の対象とすることに問題は無いはず。  
 ・州諮問会議の提言のように、天然資源を収入項目として、平均的財源調達力による想定収入の形で100%算入すれば、「上限」の設定は無意味。交付総額が過大になれば、保障水準の引下げが必要。  
 ・資源収入を、交付総額決定時は財源調達力から除外して算定し、交付金配分時はすべて財源調達力に算入し、資源価格変動の財政的影響を緩和しつつ地域格差を正を強める方式(Ruggert 2009)も可能。

(3) 平衡交付金の算定に財政需要の要素を組み込むことは、連邦専門家会議において検討されたものの、最終的には見送られた。

○公共サービスのニーズとコストを算定に反映させるべき、との意見は繰り返し唱えられてきている。  
 [ローウェル・シロロフ報告のほか、Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements 1981, Royal Commission on the Economic Union and Development Prospects for Canada 1985, Brown 1996, Shah 1996 等。]  
 ○財政需要を考慮する意義を認めつつ、超分権的な州制下では標準的サービスの設定や算定が困難(誰が算定し、州間のコンセンサスが得られるか、の問題)との意見が多い。

[EPEITFF 2006, Atlantic Provinces Economic Council 2005, Roadway 2005, Dahlby 2005, Wilson 2005]

(4) 制度の安定性について、「代表的税制方式」は安定しているが、交付総額上限の有無は流動的。

○2007年度改革の際、連邦は「公正で、算定式に基づき、原則に則っており、簡素で、安定的で、かつて将来の交付額も予測可能な」制度の完成を明言した。

○しかし、2009年度には財政危機対策として、一方的な通告により、交付総額の伸び率を名目GDP成長率の3カ年移動平均値に抑えるとともに財源調達力の「上限」基準を変更して交付額を減額した。  
 [2003年からの5年間に交付額が5割以上増大するのは、2008年度予算発表時点でも分かっていたが、連邦はそれを「持続不可能」とは呼んでいなかった。]

○最近の改革により、平衡交付金には「全10州平均」の回復という大きな改善がみられたが、産業構造の変化と経済危機への対応に迫られるとともに、「持てる」州と「持たざる」州、そして天然資源の多い州と少ない州で利害が対立するため、改革を求める声は絶えることがない。

7. ブロック補助金における財政調整的要素の行方—医療、福祉及び高等教育の財源保障と財政調整—

(1) ブロック補助金の成立 [池上 1996; 2006; 2010]

○連邦は、州が所管する医療、福祉及び高等教育について、ブロック補助金を交付している。  
 [州全体としてみれば支出権限に対して財源が不十分なので、財源保障のための補助金が必要。]

○1960年代まで、高等教育、医療、福祉について、連邦が州プログラムに定率の特定補助金を交付した。  
 [州は補助条件緩和を要求し、連邦側は補助条件に合えば所要額を交付しなければならぬ点を問題視。]

○1977年、「定着プログラム財源保障」(Established Programs Financing [EPF])の導入

→保健医療と高等教育の補助金を、税源移譲を組み込んだブロック補助金に転換。  
 [州支出実績の全州平均額等を基礎として「総保障額」(total entitlements)を設定する。]

②連邦の個人所得税額13.5%分と法人所得税率1%分を減税して、その分だけ州が両税を増税する余地を拡大する。「租税移転」(tax transfer)を行う。

③「総保障額」から「租税移転」を差し引いた額を「現金移転」(cash transfer)する。

[州が税率を引き上げることからかわらず、連邦は州が増税したとみなして「現金移転」を算定。]

・当初は、人口1人当たり「現金移転」の伸び率が「GNP成長率(3カ年移動平均)」とされた。

・しかし、財政危機のなかで「現金移転」が抑制されていた。

1982年度以降、人口1人当たり「総保障額」の伸び率が「GNP成長率と同じ」にされた。

1986年度からは、その伸び率が「GNP成長率マイナス2%」に抑えられた。

1990~94年度は、それが対前年度同額に凍結された。

(2) 「カナダ保健医療移転」(Canada Health Transfer [CHT])・「カナダ社会移転」(Canada Social Transfer [CST])への転換

○1996年度、EPFと社会扶助の補助金を、「カナダ保健医療・社会移転」(Canada Health and Social Transfer [CHST])に統合。→ EPFと同じく、「租税移転」と「現金移転」の組み合わせ。

○州のプログラムに対する制約緩和

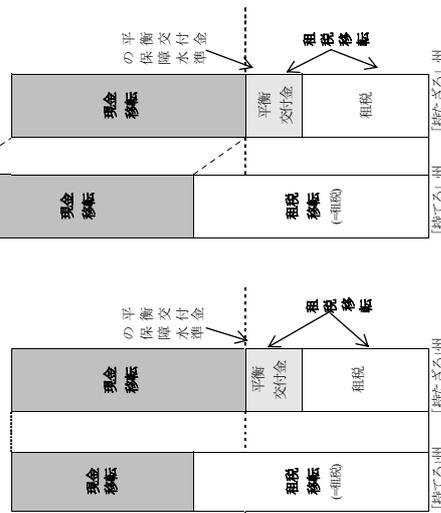
- ・社会扶助 → 州内に一定期間以上居住していることを受給申請の要件にしない、という制約のみ。
- ・州の医療保険について、①公共部門が運営する、②医学的に必要なすべてのサービスを対象にする、③全州民を被保険者とする、④州外で受けた医療も対象とする、⑤患者負担を徴収しない、との条件。[患者負担が徴収された州については、連邦がそれと同額だけ補助金を減額する。]

○CHSTへの転換は連邦財政再建策であり、1995年度と1997年度の「現金移転」を比較すると37%削減。○連邦財政が黒字化して以降、医療財政の安定と拡充の趣旨で、CHSTの増額が繰り返された。

←毎年開かれる連邦・州・準州首相会議 (First Ministers' Meeting) において、州・準州首相が結束して主張。○2004年度、CHSTが「カナダ保健医療移転」(Canada Health Transfer [CHT])と「カナダ社会移転」(Canada Social Transfer [CST])に分割された。→ 保健医療に対する連邦の貢献度を明確化する。

○平衡交付金を受けない「持てる」州は、CHT/CSTの人口1人当たり「租税移転」が多い分だけ「現金移転」が少なかった。すなわち、医療・福祉・教育について、州・地方税、平衡交付金及びCHT/CSTを合わせて財源保障が行われ、そこに財政力格差の是正機能も組み込まれてきた。(図2-(a))

(a) 従来の配分方式 (総保障額を同額とする)



(b) 2007年改革の配分方式 (現金移転を同額とする)

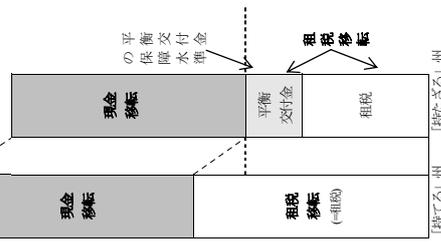


図2 CHT/CSTの総保障額【人口1人当たり額】

注：1) 2007年改革による新方式への転換は、CSTは2007年度から、CHTは2014年度からとされる。資料：Department of Finance Canada (2007a) pp. 359-363 により、筆者作成。

(3) 2007年改革及びその評価

○州に配分された支出補限と税源の差 (fiscal gap) を連邦の財源移転により補てんしきれなければ「財源の垂直的不均衡」(vertical fiscal imbalance)が発生し、州財政は悪化。→「連邦評議会」はその解消を主張。○また、「持てる」州であるオンタリオ州とアルバータ州は「平衡交付金は1つに限るべきだ」との立場から、CHT/CSTの人口1人当たり「総保障額」ではなく「現金移転」を全州同額にするよう主張した。

○連邦は、2007年度予算は、CHT/CSTについて以下の改革を行った。

- ①「現金補助」(cash support)を人口1人当たり同額にする (CSTは2007年度～、CHTは2014年度～)。
- ②CSTの「現金補助」総額を2009年度以降毎年3%ずつ増やす。
- ③CSTを高等教育25%と社会プログラム75%に分割する。

○とくに①は、「持てる」州の主張を認めたものである。CHTについては人口1人当たり「総保障額」がほぼ均一であり、「持てる」州 (アルバータ州) への「現金移転」はその他の州より少ない。CSTについては「現金移転=現金補助」がほぼ均一であるため、「持てる」州への「総保障額」が多い。[表8]

○図2-(b)に示したように、この改革は「持てる」州への「現金移転」増額幅を大きくしただけなので、その他の州から目立った批判はなかった。ただし、それはブロック補助金の財政力格差是正機能を縮小し、財源調達力の格差を拡大させた。(2014年度から、その傾向はいっそう強まる。)

○連邦財政が逼迫して支出削減が必要なときは、「持てる」州への「現金移転」を削減する仕組みを再導入する。それとも「持たざる」州も含めて財源保障機能を全体を後退させる、という選択を迫られる。

○CSTの「伸び率3%」は「財源の垂直的不均衡」は正策だが、「連邦評議会」が最低限の要求とした「伸び率4.5%」を大きく下回る。州の側からみれば「財源の垂直的不均衡」が解消したとまではいえない。

○CHT/CSTについては、財政需要を反映した「総保障額」の算定も可能である、との見解もみられるが (EPETIFF 2006, Atlantic Provinces Economic Council 2005, Coulombe and Mérette 2000)、議論は深まっていない。

表8 CHTとCSTの人口1人当たり総保障額【2011年度決算】

	CHT		現金移転		CST		租税移転		現金移転	
	現金移転	租税移転	現金移転	租税移転	現金移転	租税移転	現金移転	租税移転	現金移転	租税移転
ニューファンドランド・アングロ・ラブラドル州	1,173	294	879	514	180	334				
プリンス・エドワード・アイランド州	1,185	378	806	568	232	336				
ノヴァ・スコシア州	1,177	377	800	565	231	334				
ニュー・ブランズウィック州	1,180	378	802	566	232	334				
ケベック州	1,178	378	800	566	232	334				
オンタリオ州	1,181	378	803	566	262	334				
マニトバ州	1,176	378	799	565	231	333				
サスカチュワン州	1,170	369	800	559	226	333				
アルバータ州	1,192	615	577	710	377	334				
ブリティッシュ・コロンビア州	1,181	355	825	551	218	333				
ユーコン準州	1,072	288	783	486	177	310				
ノースウェスト準州	1,218	533	685	657	327	331				
ヌナブト準州	1,205	389	816	583	238	345				
カナダ合計	1,181	400	781	579	245	334				

注：1) 「租税移転」は、それに伴う平衡交付金 (associated equalization) を含む。資料：Receiver General for Canada, Public Accounts of Canada 2011-2012, Vol. III, Section 6, p. 250, Statistics Canada, CANSIM Table 051-0001. (2012年11月7日参照) により作成。

## 8. おわりに

- 平衡交付金は、州・地方の収入源を最もよく示す収入ベースを設定し、「全州平均税率」を基準に「人口1人当たり額」で比較する財源調達力保障方式がとられる。これは、州の権限が強く、サービスの面でも税制の面でも政策が多様であるため、財政需要を算定する「代表的支出」や「標準的課税ベース/標準税率」を設定することが、現状では困難だからである。
- ブロック補助金としての CHT/CST は、事実上の一般財源といえる。また、平衡交付金が財源調達力のある程度調整する制度である場合、2006 年度以前の制度のように、より大きな財政調整的役割をブロック補助金に組み込むことも可能である。ただし、「持てる」州はそれに反発する。
- 平衡交付金と CHT/CST は、財政調整制度として財源保障と財政力格差是正の機能を果たしている。また、これらが過度の再分配だとする議論もみられるが、実際には「持てる」州に多大な不利益をもたらす規模ではない (McMillan 2012)。ただし、「持たざる」州への配慮、資源収入の取り取り等、連邦・州間対立及び地域間対立の種は尽きない。
- 日本の地方交付税は、基準財政需要額及び基礎的財政収入額という形で標準的な財政需要及び財源調達力を測ることができる点で、平衡交付金より優れている。また、「一括交付金」をカナダのように事実上の一般財源とすることもできる。さらに、その配分方式のなかに財政力格差是正の機能を組み込むことも可能である。なお、地方税財政制度の分権化が円滑に進むかどうかについては、カナダの連邦・州首相会議や連邦評議会のように、地方団体のサービスと税制について、「国と地方の協議の場」及び地方団体間のコンセンサスを形成する場が制度として機能するかどうかが鍵となる。

## 参考文献

- 池上岳彦 (2003) 「カナダのブロック補助金とその改革論」『新潟大学経済論集』第 60 号, 89~122 頁。
- (2003) 「カナダの財政調整制度」『立教経済学研究』第 56 巻第 3 号, 45~73 頁。
- (2006a) 「財政調整の理論と制度をめぐって」『立教経済学研究』第 60 巻第 1 号, 249~265 頁。
- (2006b) 「カナダにおける社会保障財政の政府間関係」『フイナンシャル・レビュー』第 85 号, 31~57 頁。
- (2008) 「財政連邦主義の変容」新川徹光編『多文化主義社会の福祉国家』ミネソタ大学出版部, 140~163 頁。
- (2009) 「現代カナダ財政連邦主義の原点」『立教経済学研究』第 63 巻第 1 号, 1~33 頁。
- (2010) 「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革」『会計検査研究』第 42 号, 89~106 頁。
- 岩崎美紀子 (2002) 『行政改革と財政再建』御茶の水書房。
- 持田信樹 (2006) 『代表的課税システムによる平準化：カナダ』持田信樹編『地方分権と財政調整制度』東京大学出版会, 107~127 頁。
- Atlantic Provinces Economic Council (2005) *Atlantic Policy Forum on Equalization: Summary Report* (July 14).
- Banting, Keith G. (2005) "Canada: Nation-Building in a Federal Welfare State," in Herbert Obinger, Stephan Leibfried and Francis G. Castles (eds.), *Federalism and the Welfare State: New World and European Experiences*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 89-137.
- Boardway, Robin W. (2005) *Evaluating the Equalization Program* (Notes for the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing, June).
- (2009) "Natural Resource Shocks and the Federal System: Boon and Curse?" in John R. Allan, Thomas J. Courchene and Christian Leuprecht (eds.), *Canada: The State of the Federation 2006/07*, Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, pp. 107-130.
- Brown, Douglas M. (1996) *Equalization on the Basis of Need in Canada*. Kingston: Institute of Intergovernmental Relations.
- Coulombe, Serge, and Marcel Mérette (2000) "Fiscal Needs and the CHST Per Capita Division Rule," *Canadian Tax Journal*, Vol. 48, No. 2, pp. 340-355.
- (2007b) *Restoring Fiscal Balance for a Stronger Federation* (March 19, 2007).
- (2007c) "Government of Canada Provides Unprecedented Support to Provinces and Territories," *News Release*, 2007-108 (December 21, 2007).
- (2008) "Protecting Transfers to Provinces and Territories," *Background of News Release*, 2008-085 (November 3, 2008).
- (2009) *Canada's Economic Action Plan: Budget 2009* (January 27, 2009).
- (2011) *Federal Transfers to Provinces and Territories* (December 2011).  
[http://www.fin.gc.ca/access/fedprov-eng.asp (2012 年 10 月 30 日参照)]
- Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETF] (2006) *Achieving a National Purpose: Putting Equalization Back on Track* (May 2006).
- Government of Canada (2004) "Prime Minister Announces New Equalization and Territorial Funding Formula Framework," *Release* (October 26).
- Hogg, Peter W. (2007) *Constitutional Law of Canada, Fifth Edition*, Vols. 1-2. Toronto: Carswell.
- McMillan, Melville L. (2012) *Alberta and Equalization: Separating Fact from Fiction or Sorting out Some Implications and Options in Canadian Fiscal Federalism (Information Bulletin, No. 155)*, Edmonton: Western Centre for Economic Research, University of Alberta.
- MacNevin, Alex S. (2004) *The Canadian Federal-Provincial Equalization Regime: An Assessment*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements (1981) *Fiscal Federalism in Canada*. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Royal Commission on Dominion-Provincial Relations (1940) *Report of the Royal Commission on Dominion-Provincial Relations*, Books I-III. Ottawa: King's Printer.
- Royal Commission on the Economic Union and Development Prospects for Canada (1985) *Report*, Vols. 1-3. Ottawa: Supply and Services Canada.
- Ruggieri, Joe (2007) *Them That Has, Gets: The 2007 Federal Budget and Major Intergovernmental Transfers*. Ottawa: Caledon Institute of Social Policy.
- (2009) "Equalization Reform in Canada: Principles and Compromises," in John R. Allan, Thomas J. Courchene and Christian Leuprecht (eds.), *Canada: The State of the Federation 2006/07*, Kingston: Institute of Intergovernmental Relations, pp. 145-171.
- Shah, Anwar (1996) "A Fiscal Need Approach to Equalization," *Canadian Public Policy*, Vol. 22, No. 2, pp. 99-115.
- Wilson, L.S. (2005) *Key Questions on Equalization: A Discussion* (Submission to the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing, June).

## 第2章

# 参 考 资 料



# 日本における財政調整制度の変遷について

平成24年8月

総務省自治財政局交付税課  
課長補佐 原 昌史

## 義務教育費国庫負担制度（T7年～S14年）

背景 「新地方財政調整制度論」より抜粋

- 国委任事務である教育費が市町村負担となっており、それが当時の地方財政、とりわけ町村財政を圧迫  
→1918年(大正7年)に教育費に対する国庫補助負担制度が成立

### 制度概要

#### (財源)

- 制度発足時(T7)は1,000万円だったが、徐々に増額(予算)  
※4,000万円(T12)→7,000万円(T15)→7,500万円(S2)→8,500万円(S5)
- 増額に伴い、配分方法において財政調整的機能が強化されるとともに、当初の教育改善の目的から、次第に市町村における税負担軽減を目的としていった

#### (交付対象)

- 市町村

#### (配分方法)

- 負担金(1,000万円)の90%について、その半額ずつを正・準教員数と就学児童数に応じて比例配分  
→教育費に対する特定補助金としての機能
- 残りの10%を「資力薄弱なる町村」に傾斜配分(特別市町村交付金。特定補助金ではない)  
→財政調整的機能  
※「資力薄弱なる町村」は、直接国税(道府県税)、戸数割付加税など、主として課税力を基準として認定

#### (問題点等)

- 昭和5年度の増額により、財政力の弱い町村における教員俸給費の国庫負担率が飽和点に達する(教員俸給表の98%まで負担金を受けている町村の存在)  
→ 特定補助金としての義務教育国庫負担制度に財政調整機能を持たせることの限界

## 地方財政調整交付金制度要綱案（S7年）①

**制度趣旨**（「新地方財政調整制度論」より抜粋）

「地方団体間の財源の不均衡を調整し、とくに農山村における財政窮乏を救って地方自治行政の円滑な遂行を期するためには…（中略）…地方団体に対して、直接交付金を交付する方法以外はない」と考えられたもの

**制度概要**

（財源）

- 義務教育費国庫負担金のうち特別市町村交付金
- 国税の一定割合  
（第二種所得税(50%増税)、資本利子税(100%増税)、相続税(50%増税)、奢侈税(売上税の10%、新設)）

（交付対象）

- 道府県および市町村

（配分方法）

	道府県	市町村
交付額	・総額×1/3	・総額×2/3
交付金の種類		
一般交付金	・道府県総額×1/3 ・人口を基準に配分	・市町村総額×1/3 ・人口を基準に配分
資力等薄弱団体交付金	・道府県総額×2/3－特別団体交付金 ・1/2ずつを以下の基準で配分 ① 全国平均の1人当たり直接国税及び自作農地免租額 ー 当該団体の1人当たり直接国税及び自作農地免租額 × 当該団体の人口 ② 全国平均の1人当たり直接国税附加税及び特別地税の制限額 ー 当該団体の1人当たり直接国税附加税及び特別地税の制限額 × 当該団体の人口 ※ 剰余金は一般交付金に加算	・市町村総額×2/3－特別団体交付金 ・左記の方法で道府県に配分 ・道府県への配付額の1/2ずつを以下の基準で配分 ① 当該道府県平均の1人当たり直接国税及びその府県附加税、自作農地免租額、特別地税、家屋税、営業税及び雑種税 ー 当該団体の1人当たり直接国税及びその府県附加税、自作農地免租額、特別地税、家屋税、営業税及び雑種税 × 当該団体の人口 ② 当該道府県平均の1人当たり直接国税及び府県税に対する市町村の附加税制限額 ー 当該団体の1人当たり直接国税及び府県税に対する市町村の附加税制限額 × 当該団体の人口 ※ 剰余金は一般交付金に加算

2

## 地方財政調整交付金制度要綱案（S7年）②

（配分方法（続き））

	道府県	市町村
交付金の種類		
特別団体交付金	・道府県総額×1/15以内 ・以下の基準により配分 ①人口又は人口密度の少ない団体 ②道府県債の元利償還額が特に多額の団体 ③財政の逼迫甚だしき団体	・市町村総額×1/15以内 ・配分基準は同左
用途	税負担の軽減に充てることとし、以下の税目による ・各種制限外課税 ・家屋税、営業税及び雑種税	税負担の軽減に充てることとし、以下の税目による ・戸数割、家屋税附加税 ・各種制限外課税 ・道府県税の軽減に伴う附加税の減収

（その他）

- 審議状況等
  - ・要綱案発表後、第65回帝国議会(S9)に政友会が「地方財政調整交付金法案」、民政党が「地方財政調整法案」、国民同盟が「農村救済負担均衡法案」をそれぞれ提出し、これらは「地方財政調整交付金法案」にまとめられて衆議院を通過したが、貴族院において審議未了となった。
  - ・また、第67回帝国議会(S10)には、政友会・国民同盟共同の「臨時地方財政補整金法案」、民政党の「地方財政調整法案」が提出され、前者は衆議院を通過したが貴族院において審議未了となった。

○海外比較

- ・ドイツのフィナンツ・アウスグライヒ、イギリスのジェネラル・グラントを参考に検討  
（「地方交付税制度沿革史」引用）

3

# 臨時町村財政補給金制度（S11年）

制度趣旨（「新地方財政調整制度論」より抜粋）

- 財政窮乏し、町村税の負担過重なる町村、その他財政貧困な町村に対して交付
- 原則として過重なる税負担に充当すべきもの
- はじめて財政調整を目的とした制度が誕生したという意味で、地方財政史上その意義は極めて大きい

## 制度概要

（財源）

- 昭和11年度予算に追加計上された2,000万円（臨時応急的措置）（予算）

（交付対象）

- 町村のみ

（配分方法）

町村							
交付額	・総額2,000万円						
交付金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>※以下の町村については補給金を交付しない</li> <li>・国税附加税の賦課率が全て法令の制限に達しない町村</li> <li>・戸数割（戸数割を賦課し難い場合は家屋税附加税）の賦課額がその町村における国税及び府県税の合算額の30/100に達しない町村</li> <li>※交付金を受けるために上記制限に達しない町村については、補給金は上記制限に至るまでを上限とする</li> </ul>						
一般補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額×85/100以上（全国町村平均の1人当たり直接国税額及び府県税額 - 当該町村の1人当たり直接国税額及び府県税額）×当該団体の人口</li> <li>※伊豆七島及び小笠原諸島は一般補給金の対象外</li> <li>※算出に用いる「直接国税額」は、地租額（自作農地免租額を含む）、所得税額（第二種所得税の額を除く）、営業収益税額、資本利子税額（甲種資本利子税額を除く）、鉱業税額、砂鉱区税額及び取引所営業税額の合算額</li> </ul>						
特別補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額 - 一般補給金</li> <li>・以下の事由により特に財政窮乏が認められる町村に配分                     <table border="0"> <tr> <td>① 人口又は人口密度が小さいことによる経費の増嵩</td> <td>④ 不在地主が存在することによる財政の窮乏</td> </tr> <tr> <td>② 災害に基づく財源の喪失</td> <td>⑤ 市町村立尋常小学校費臨時交付金の喪失による財政の窮乏</td> </tr> <tr> <td>③ 町村債が多いことによる元利償還費の増嵩</td> <td>⑥ ①～⑤以外の特別の事情に基づく財源の窮乏又は経費の増嵩</td> </tr> </table> </li> </ul>	① 人口又は人口密度が小さいことによる経費の増嵩	④ 不在地主が存在することによる財政の窮乏	② 災害に基づく財源の喪失	⑤ 市町村立尋常小学校費臨時交付金の喪失による財政の窮乏	③ 町村債が多いことによる元利償還費の増嵩	⑥ ①～⑤以外の特別の事情に基づく財源の窮乏又は経費の増嵩
① 人口又は人口密度が小さいことによる経費の増嵩	④ 不在地主が存在することによる財政の窮乏						
② 災害に基づく財源の喪失	⑤ 市町村立尋常小学校費臨時交付金の喪失による財政の窮乏						
③ 町村債が多いことによる元利償還費の増嵩	⑥ ①～⑤以外の特別の事情に基づく財源の窮乏又は経費の増嵩						
使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村税の軽減に充当</li> <li>※地方長官は、必要ありと認めるときは、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減すべき町村税の種目、軽減の程度の指定</li> <li>・町村税の軽減以外の使途の指定</li> <li>・必要な条件の付与</li> </ul> </li> </ul> 等を行う						

4

# 臨時地方財政補給金制度（S12年～S14年）①

## 制度趣旨

- 過重なる地方税負担を軽減するため道府県、市町村に対して交付（臨時地方財政補給金規則第1条）
- 補給金の交付を受けた団体においては、税負担の軽減に充当（同規則第4条）

## 制度概要

（財源）

- 昭和12年度1億円、昭和13年度1兆3,000億円、昭和14年度1兆4,800億円（予算）

（交付対象）

- 道府県および市町村

（配分方法）

道府県		市町村	
交付額	2,750万円(S12)～4,500万円(S14)	交付額	7,250万円(S12)～10,300万円(S14)
配分基準		交付金の種類	一般補給金
課税力による配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・750万円(S12)～1,000万円(S14)</li> <li>・（制限率により算出した全国道府県平均の1人当たり国税附加税額 - 制限率により算出した当該団体平均の1人当たり国税附加税額）×当該団体の人口として得た額を標準として按分</li> <li>※算出に用いる「制限率」とは、「地方税制限に関する法律」において、各税目について課税することができる税率の上限</li> </ul>	一般補給金	<ul style="list-style-type: none"> <li>※人口5万人以上の市は対象外</li> <li>・3,250万円(S12)～一部(S14)</li> <li>・（制限率により算出した全国市町村平均の1人当たり国税附加税額及び道府県税附加税額 - 制限率により算出した当該市町村平均の1人当たり国税附加税額及び道府県税附加税額）×当該団体の人口として得た額を標準として按分</li> <li>※算出に用いる「制限率」については同左</li> <li>※伊豆七島及び小笠原島には交付しない</li> <li>※以下の市町村には交付しない                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該市町村の課税力&gt;標準課税力×2となる市町村</li> <li>② 一般補給金の配分額が現在税総額の2/100に達しない市町村</li> </ul> </li> </ul>
減税所要額による配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000万円(S12)～3,500万円(S14)</li> <li>・以下の合算額として得た額を標準として按分                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該道府県の地租附加税（宅地分除く）、</li> <li>② 特別地税の制限外課税額（地租附加税については地方税制限に関する法律第5条第1項の制限外課税額を除く）、</li> <li>③ 雑種税中減税せしむべきものの合算額</li> </ul> </li> </ul>	戸数割の過重額による配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,500万円(S12)～9,000万円 - 課税力による配分額(S14)</li> <li>・戸数割の1世帯平均額が7円を超える町村に対し、（当該市町村の戸数割の1世帯平均額 - 7円）×当該町村の世帯数として得た額を標準として按分</li> </ul>

5

## 臨時地方財政補給金制度（S12年～S14年）②

（配分方法（続き））

道府県		市町村	
		<b>交付金の種類</b>  <b>特別補給金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 500万円(S12)～1,300万円(S14)</li> <li>・ 伊豆七島及び小笠原島並びに以下の事由により特に負担過重となる町村に対しその特別事情を斟酌して配分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人口の少ないこと</li> <li>② 公用地が多いことによる財源の窮乏</li> <li>③ 災害債が多額であること</li> <li>④ その他の特別事情 等</li> </ul> </li> </ul> <p>※一般補給金の交付額の制限により生じた額は特別交付金に加算</p>
<b>使途</b>	税負担の軽減に充てることとし、以下の税目による ・地租附加税(宅地分除く)、特別地税 ・雑種税	<b>使途</b>	税負担の軽減に充てることとし、以下の税目による ・雑種税及び戸数割

6

## 地方分与税（配付税）制度（S15年～S24年）①

**制度趣旨** 「新地方財政調整制度論」より抜粋

- 我が国初の本格的財政調整制度として確立
- 昭和15年中央・地方を通ずる根本的な税財政制度の改正に際し、恒久的な制度として(中略)創設

**制度概要**

（財源）

- 還付税：地租、家屋税、営業税の徴収額の全額
- 配付税：所得税及び法人税の徴収額の17.38/100、入場税及び遊興飲食税の徴収額の50/100  
 ※前年度の110/100を超過する分は減額し、90/100に不足する分は増額

（交付対象）

- 還付税：道府県      ○配付税：道府県及び市町村

（配分方法）

道府県		市町村		
		大都市		町村
<b>交付額</b>	・還付税：全額 ・道府県配付税総額：配付税総額の62/100	<b>交付額</b>	・(還付税は道府県分のみ) ・市町村配付税総額：配付税総額の38/100	
<b>還付税</b>	・各団体に分与すべき額は、地方税である地租、家屋税及び営業税について、国税として徴収し、徴収地である道府県に還付 ・年4回に分けて交付	<b>還付税</b>	・大都市配付税総額、都市配付税総額、町村配付税総額は、各々下記(1)と(2)の合算額として算出した額  (1) 市町村配付税額×1/2 (市町村標準単位数×1-単位数×2)×団体(大都市、都市又は町村)の総人口を基礎に按分 ※1 市町村標準単位数：(全市町村の国税附加税額+市町村配付税総額)÷市町村の総人口 ※2 単位数：(大都市、都市又は町村の国税附加税額)÷(大都市、都市又は町村の総人口) (2) 市町村配付税額×1/2×(大都市、都市又は町村の総人口/全市町村の人口)	
<b>配付税</b>	・年4回に分けて交付  ・単位数が道府県標準単位数の1.5倍を超える道府県には、第二種配付税額は分与しない  $\left[ \frac{\text{第一種配付税額} + \text{第二種配付税額}}{\text{当該道府県の人口}} + \text{当該道府県の単位数} \right]$ が道府県標準単位数×1.5を超過する場合、(当該超過額×当該道府県の人口)を配付税の分与額から減額	<b>配付税</b>	・年4回に分けて交付  ・単位数が団体標準単位数の1.5倍を超える大都市、2倍を超える都市及び町村には、第二種配付税額は分与しない  $\left[ \frac{\text{第一種配付税額} + \text{第二種配付税額}}{\text{当該団体の人口}} + \text{当該団体の単位数} \right]$ が大都市標準単位数×1.5を超過する大都市、都市標準単位数×2を超過する都市、町村標準単位数×2を超過する町村については、(当該超過額×当該団体の人口)を配付税の分与額から減額	

7

# 地方分与税（配付税）制度（S15年～S24年）②

（配分方法（つづき））

道府県	市町村		
	大都市	都市	町村
<b>配付税</b> ・道府県配付税総額×1/2 ・課税力を標準とし、 （道府県標準単位税額※1－単位税額※2） ×当該道府県の人口 として得た額を基礎に按分 ※1 道府県標準単位税額 （全道府県の還付税額＋国税附加税額 ＋道府県配付税総額 －全道府県の災害土木費負債×1/15） ÷全道府県の人口 ※2 単位税額 （当該道府県の還付税額＋国税附加税額 －当該道府県の災害土木費負債×1/15） ÷当該道府県の人口	<b>配付税</b> ・大都市配付税総額×1/2 ・課税力を標準とし、 （大都市標準単位税額※1－単位税額※2） ×当該大都市の人口 として得た額を基礎に按分 ※1 大都市標準単位税額 （全大都市の 大都市 国税附加税額 ＋ 配付税総額） ÷全大都市の人口 ※2 単位税額 当該大都市の国税附加税額 ÷当該大都市の人口	・都市配付税総額×47.5/100 ・課税力を標準とし、 （都市標準単位税額※1－単位税額※2） ×当該都市の人口 として得た額を基礎に按分 ※1 都市標準単位税額 （全都市の 都市 国税附加税額 ＋ 配付税総額） ÷全都市の人口 ※2 単位税額 当該都市の国税附加税額 ÷当該都市の人口	・町村配付税総額×47.5/100 ・課税力を標準とし、 （町村標準単位税額※1－単位税額※2） ×当該町村の人口 として得た額を基礎に按分 ※1 町村標準単位税額 （全町村の 町村 国税附加税額 ＋ 配付税総額） ÷全町村の人口 ※2 単位税額 当該町村の国税附加税額 ÷当該町村の人口
<b>第二種配付額</b> ・道府県配付税総額×1/2 ・当該道府県の割増人口（下記①～③の合計） を基礎として按分 ① 当該道府県の人口 ② 30万人 ③ $\frac{\text{当該道府県の 全国の 専常小学校児童数} - \text{専常小学校児童数}}{\text{当該道府県の人口} - \text{全国の人口}}$ ×当該道府県の人口×4	<b>第二種配付額</b> ・大都市配付税総額×1/2 ・財政需要を標準とし、 当該団体の割増人口（下記①～③の合計） を基礎として按分 ① 当該団体の人口 ② 40万人 ③ $\frac{\text{当該団体の 全市町村の 専常小学校児童数} - \text{専常小学校児童数}}{\text{当該団体の人口} - \text{全市町村の人口}}$ ×当該団体の人口×10	・都市配付税総額×47.5/100 ・財政需要を標準とした配分方法は同左 ※ただし②の加算人口は1万5,000人	・町村配付税総額×47.5/100 ・財政需要を標準とした配分方法は同左 ※ただし②の加算人口は800人
	<b>第三種配付額</b>	・都市配付税総額×5/100 ・特別の事情のある都市に対し別途命令 の定めるところにより配分	・町村配付税総額×5/100 ・特別の事情ある町村に対し別途命令 の定めるところにより配分

8

# シャウプ勧告（財政調整制度分）（S24年）①

## 勧告の趣旨

「われわれは、地方当局の利用できる税収を大幅に増加し、補助金を減額し現在の地方歳出中の若干は国庫が支弁すべきことを勧告した。地方当局の必要とする歳入の差額は平衡交付金で補填すべきである。この交付金は課税力と必要とを異にする地方の税負担と地方行政の質とをほぼ均等化するように分配せねばならない。

平衡交付金の構想は日本にとつては別に新しいものではない。地方配付税は均等化を計らんとするものである。地方配付税法は国税たる所得税と法人税からの歳入の一定部分を地方当局に配付することを規定している。」

## 配付税の課題

### ① 配付税率が年々変化すること

「実際にはこの配付率は年々変化して予想できない。今日地方吏員は一般に彼等が配付税の全額を受けられるものとして予算を組んだ後に、配付税の半減が決定を見たことを苦々しく思っている。彼等は配付税額が年々国家財政の逼迫状態と中央政府の命令によって定まると思っているから、配付税を信頼しない。しかし、配付率が毎年一定していても、受取額の変動は余りにも大きいであろう。何故ならば、所得税は経済状態の変動に極めて敏感であるからである」

### ② 配付額の半分は都道府県、半分は市町村へ

「配付額の半分は道府県に、半分は市町村に行く。個々の地方当局間への資金の配付は、地方の課税力と、財政需要とに関する諸要素を含んだ方式によって決定される（中略）

しかし、この方式は各地方の実際の財政力又は財政需要を必ずしも反映しない、独断的な面が若干ある。例えば、配付税の半分は都道府県に他の半分は市町村に配分される。この特定配付法はただ便宜上のもので、これら二種の地方の相対的必要を研究した結果に基づいたものではない。

## 提言内容

「地方配付税は国庫の一般資金から支出する「平衡交付金」に改めるべきである。この交付金の総額は合理的基準の下に、地方当局の能力と必要とを研究して決定せねばならない。地方への分配は能力との差を十分に認める方式によって行われなければならない。

9

## シャウプ勧告（財政調整制度分）（S24年）②

### 提言内容

「地方配付税は国庫の一般資金から支出する「平衡交付金」に改めるべきである。この交付金の総額は合理的基準の下に、地方当局の能力と必要とを研究して決定せねばならない。地方への分配は能力との差を十分に認める方式によって行われなければならない。

（略）

平衡交付金は地方団体に対する国家の細細した統制を最少限度のものにするような交付金である。

特に、平衡交付金は特定の目的をもつた特定補助金よりも細細した統制を少なくするものである。交付金を受ける資格を得るために、地方当局は少くとも標準必要額に相当する額（交付金を含めて）を適当な能率をもつて消費し、最低限度の地方行政をしなければならない。また、少くとも標準租税を標準税率で課税して得られるだけの歳入額をあげて、地方費用の公正な負担分を引受けなければならない。

これら二つの制限以外には、地方当局はいかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる。他方、もしかかる自由が濫用されるようであれば、たとえば、特定の程度の教育の要求のごとき種々の附帯条件を課すことができるであろう。中央政府が課する制限あるいは要求の数は最低限度に減少され、または望ましい程度に用いられるので、平衡交付金は大きな弾力性を与えるであろう。われわれは、今日の日本においては、強力な独立地方団体を発達させることが重大問題の一つであるが故に、平衡交付金に関する国の統制を最低限度にするように強く勧告するものである。過度の制限の方よりも過度の自由の方で誤る方がずっとましであろう。

平衡交付金が地方自治を害する程度は、交付金の金額とそれによる地方の依存度によって異なるであろう。」

10

## 地方財政平衡交付金制度（S25年～S28年）①

### 制度趣旨

- ・ 地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するために、地方団体に対し適当な財源を供与し、もってその独立性を強化する（地方財政平衡交付金法第1条）

### 制度概要

※制度導入時(S25)

（財源）

- 地方財政委員会が、地方団体から提出され、または送付された資料を基礎として、翌年度における地方財政平衡交付金の総額を算定し、国の予算の計上について内閣に勧告

※ 地方分与（配付）税や後の地方交付税のような国税リンク方式ではない。

（総額）

- 交付額の総額：地方団体における（基準財政需要額 - 基準財政収額）の合算額

- 需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数

単位費用：道府県7費・20項目、市長村8費・20項目

補正係数：5種類（①段階、②人口密度、③市町村の規模、④寒冷度及び積雪度、⑤種別）

（交付対象）

- 道府県および市町村

（交付時期）

- 道府県：5, 7, 11, 1月の年4回

- 市町村：5, 8, 12, 2月の年4回

（特例交付金）

- 平成25年度及び平成26年度に限り、総額の10/100に相当する額を特別交付金とする特例あり。

① 特別の財政需要があること

② 交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる場合

に、当該事情を考慮して交付。

※ 額の算定は、「特別交付金交付基準額算定要領」（内規）による（法規範によらない算定）

11

## 地方財政平衡交付金制度（S25年～S28年）②

(課題)

### ○総額を巡る国と地方の紛争

- ・ 制度上は、「各地方団体の個々の財源不足を積み上げてその総額を決定する」とこととされた
- ・ 実際には「この方式によることは困難であつたため、地方財政計画の策定を通じてマクロ的に財源不足の総額を算定し、これを基礎として交付金の総額を決定する方法」によつた。
  - ※ 具体的には、「前年度の既定財政規模を規模とし、これに新年度における制度改正や国の予算の状況、経済の見通しなどによつて推定した新規財政需要及び財政収入の見込額を加算する方法」による。
- 結局、交付金の決定は政治的に行われるという事態が通常となった

### ○平衡交付金への依存の風潮

- ・ 財源保障の徹底ということを念頭に置きすぎ、地方税の代替物としての地方独立財源という性格が弱かった。
  - 財政事情の窮迫もあり、自己の財政運営の結果を平衡交付金の責任に帰せしめるといふ平衡交付金への依存の風潮を招くこととなった。

これらを背景に、地方財政平衡交付金制度への批判が高まる。

- 地方制度の改革に関する問題を地方制度調査会に諮問
- 地方制度調査会より地方財政平衡交付金制度については廃止し、地方交付税制度を創設すべきであるとの答申が行われる。

12

## 制度設計におけるシャープ勧告との相違（補足）①

### 特別交付金

- ・ S25. 4. 27 衆・地方行政委員会 本田地方自治庁長官の提案理由説明(抜粋)

- 地方財政平衡化の徹底を期しますためには、各地方団体の課税力及び財政需要の捕捉の完璧を期することの肝要なるは論をまたないところであります。しかし、現在の課税力、なかんずく財政需要に関する研究の段階においては、一般的な方法により千態万容の個々の地方団体につき、すべてこれを的確に捕捉いたしますことは、遺憾ながら至難の現状にありますので、この欠陥を補う趣旨におきまして、昭和25年度及び昭和26年度の暫定措置として、交付金総額の10分の1に相当する額をその総額とする特別交付金を設けることとしたのであります。
- 特別交付金は一般の測定方法によつては捕捉しがたい特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要があること、この他特別の事情があることにより、交付金の額が財政需要に比し過少であると認められる地方団体に対して、この事情を考慮して交付されるのであります。

- ・ 第1次試案「一般平衡交付金法案要綱」(抜粋)

(要点)

### 6 交付金の種類及び金額

- (イ) 交付金は、これを普通交付金と、特別交付金とすること。
- (ロ) 普通交付金の総額は、交付金の総額から特別交付金の額を控除した残額とし、特別交付金は、交付金総額の100分の10以内において、地方財政委員会規則の定める率により算定した額とすること。

(問題点)

- 特別交付金は、暫定の制度とするか、恒久の制度とするか。
- 特別交付金の総額は、総額の100分の10より今少し引き下げることはどうか。

- ・ E. S. S(総司令部 経済科学局)との協議状況(戦後自治史14 自治大学校p11(抜粋))

- E. S. Sの考え方としては、平衡交付金それ自体が財源調整の意味でここにいう特別交付金であるという認識に立っていた。(普通交付金と特別交付金に分けることなく全部特別交付金と同じようにするのがシャープ勧告で言っていることだとの認識)この点はシャープ勧告の趣旨の理解と約10,000の地方団体に対する措置の方法に関するものであり、普通交付金と特別交付金の両者の併用が財政調整の方法として必要である旨を述べ、納得を得たわけである。

13

## 制度設計におけるシャウプ勧告との相違（補足）②

（参考）経緯

- S 2 4. 9. 1 5 シャウプ勧告発表
- 1 0. 7 第1次試案「一般平衡交付金法案要綱」
- 1 0. 2 5 第2次試案「地方財政平衡交付金に関する要綱」
- 1 1. 1 4 総司令部 経済科学局(E. S. S)に法案要綱を提出  
以後、第7次試案まで作成
- S 2 5. 1. 3 0 地方財政平衡交付金法案要綱(閣議提出)(その後第15次案まで作成)

14

## 制度設計におけるシャウプ勧告との相違（補足）③

### 補正係数の導入

- ・ S25. 4. 27 衆・地方行政委員会 本地方自治庁長官の提案理由説明(抜粋)

- 測定単位の数値は、実数をそのまま用いないで、これを一層的確に財政需要の測定ができるようにいたしますために、人口密度、寒冷積雪度等一定の自由を参酌してこれを補正したものを、また単位当たり費用は、道府県または市町村ごとに、委員会がその実態につき調査し、一定の標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合におきます各測定単位の単位当たりの費用を基礎として定めることといたしております。
- 基準財政収入額は、各地方団体間の徴税状況により交付金交付の公正を失することのないようにするため、当該団体の法定普通税の収入見込額を、一定の基準税率により客観的に捕捉したものを、用いるとともに、その基準税率は、地方財政に弾力性を残し、かたがた地方団体の徴税意欲の減退を防止するため、地方税法に定める標準税率の100分の70に相当する率を用いることといたしております。

- ・ 第1次試案「一般平衡交付金法案要綱」(抜粋)

(要点)

#### 9 交付金の算定方法

- (1) 普通交付金は、当該年度の標準課税額が、標準財政需要に満たない額(以下交付基準額という。)を標準として、これを按分して算定(以下略)
- (2) 標準課税額の算定は次のようにしてこれを行うこと。
  - (イ) 主要税目につき標準賦課率で算定した税額の合算額とすること。
  - (ロ) 前号の税額は前年度の調定額を基礎とし、これに一定の補正係数を乗じたものを用いること。
  - (ハ) 補正係数は、各地方団体の規模及び担当する行政責任の相違等による相当数の群に分類し、各群毎に、毎年度これを定めること。

(問題点)

- 直接課税の実績を用いないで間接的にこれを推測するものを用いてはどうか。
- 主要税目の範囲をどの程度にするか。
- 主要税目以外の税及びその他の収入は如何にして、測定するのか。
- ・ 地方自治庁において問題となった点
  - 標準課税収入額の算定に補正係数を用いるのではなく、各地方団体の標準税所要額(財政需要)の算定をより精緻なものにし、その際補正係数を用いることにしてはどうか。
- ・ 「地方財政の現況とその問題の所在—シャウプ勧告は如何に実現せられたか—」(S25. 8 地方財政委員会事務局)(抜粋)
  - 測定単位の単位費用は、各地方団体によって異なるものを道府県、または市町村間においては同一とするため、測定単位の数値を補正することになっている。また、シャウプ勧告のように人口段階を細分していくと極めて不合理な点があるのでこのような方法をとったのである。

15

## 地方財政調整制度関連年表

		制度改正等	備 考
1918	(大正7年)	○ <b>義務教育国庫負担金制度</b> の成立	総額の10%について、主として課税力に応じて資力薄弱なる町村に配分
1923	(大正12年)	○義務教育費国庫負担金の増額	財政調整機能強化(市町村における税負担の軽減を目的)
1926	(大正15年)	○地方税制改正	国税委譲は実現せず
1929	(昭和4年)	○両税(地租・営業税)委譲案の国会提出→成立せず	地域間格差を拡大するとの批判強く、国税委譲は実現せず
		○世界恐慌	
1930	(昭和5年)	○義務教育費国庫負担金の増額	特に農山村では財政窮乏が深刻化 貧弱町村における教員俸給費の国庫負担比率が飽和点に達する →義務教育国庫負担金を通じた財政調整が限界に達する。
1931	(昭和6年)	○国庫交付金制度(大蔵省案)	
1932	(昭和7年)	○ <b>地方財政調整交付金制度要綱案</b> (内務省案)を発表	
		○義務教育費国庫負担金の増額(昭和9年度までの3年間、1,200万円を支出)	
1934	(昭和9年)	○第65帝国議会「地方財政調整交付金法案」→衆議院通過も貴族院審議未了で成立せず	
1935	(昭和10年)	○第67帝国議会「臨時地方財政補整金法案」→衆議院通過も貴族院審議未了で成立せず	
		○地方財政改善に関する内閣審議会中間報告	税源分布の地方的不均衡の是正、地方団体への各種補助金交付金等の整理等を答申
1936	(昭和11年)	○馬場・潮改革案(地方財政および税制改正要綱)の発表	大規模な財政調整制度を構想
		○ <b>臨時町村財政補給金制度</b> の導入(昭和11年度限り)	課税力調整による税負担軽減に主眼
1937	(昭和12年)	○ <b>臨時地方財政補給金制度</b> の導入(～昭和14年度)	
1939	(昭和14年)	○税制調査会答申	
1940	(昭和15年)	○税制改革→ <b>地方分与税制度</b> の導入	我が国初の本格的財政調整制度として導入
1947	(昭和22年)	○地租、家屋税及び営業税の完全な地方独立税化→還付税制度廃止 (還付税制度の廃止に伴い、「配付税」→「分与税」に名称変更)	
1948	(昭和23年)	○地方配付税法の成立( <b>地方配付税制度</b> )	
1949	(昭和24年)	○ドッジ・ラインによる超均衡予算の編成→地方配付税の繰入率半減(33.14/100→16.29/100)	毎年度変更される繰入率→制度としての安定性確保できず
		○ <b>シャープ勧告</b>	平衡交付金制度を勧告。国によるコントロールは最小限に
1950	(昭和25年)	○ <b>地方財政平衡交付金制度</b> の導入	総額決定を巡っては毎年政治的決定
1953	(昭和28年)	○第1回地方制度調査会答申	
1954	(昭和29年)	○ <b>地方交付税制度</b> の導入	

## 地方財政調整制度の変遷

時期	制度改正等	概要	背景
1931年(S6)9月	<b>国庫交付金制度</b> 大蔵省案→実現せず	○規模: ○配分対象:道府県のみ ○配分方法:現住人口に比例配分	昭和恐慌による地方負担の増、とりわけ農村負担の激増
1932年(S7)8月	<b>地方財政調整交付金制度</b> 内務省案→実現せず (政友会等が法案を提出するも審議未了)	○規模:6,600万円(昭和6年度税込ベース) ○配分対象:道府県(1/3)及び市町村(2/3) ○配分方法: (1)一般交付金:人口を標準 (2)資力薄弱:住民の資力、団体の課税力 団体交付金を標準 (3)特別交付金:特殊な財政事情	
1936年(S11)10月	<b>臨時町村財政補給金制度</b>	○規模:2,000万円 ○配分対象:町村のみ ○配分方法: (1)一般交付金:標準財政力 (2)特別交付金:特殊な財政事情	内閣審議会の地方財政に関する答申(S10.10) 「税源分布ノ地方的不均衡ヲ調整スルコト」「地方団体ニ対スル各種補助金交付金等ヲ整理スルコト。」
1937年(S12)7月	<b>臨時地方財政補給金制度</b>	○規模:1億円(S12)~1億4,800万円(S14) ○配分対象:道府県及び市町村 ○配分方法: (1)道府県分 課税力に逆比例的 減税所要額に比例的 (2)市町村分 ①一般補給金 課税力に逆比例的 戸数割の過重額を標準 ②特別補給金 特別事情を斟酌	

## 地方財政調整制度の変遷

時期	制度改正等	概要	背景
1940年(S15)7月	<b>地方分与税(配付税)制度</b>	○規模:3.4億円(S15)~666.9億円(S24) ○配分対象:道府県及び市町村 ○配分方法: (1)還付税 ・地租、家屋税、営業税の一部を国税として徴収し、徴収地である道府県に還付 (2)配付税 ・所得税、法人税、入湯税及び遊興飲食税の一定割合を道府県及び市町村に財政調整的に交付 ・1/2は課税力に逆比例、1/2は財政需要に正比例して交付	税制調査会答申(S14.10.26)
1947年(S22)5月	<b>還付税制度廃止</b> 「地方配付税」に名称変更(S23)	地租・家屋税及び営業税が完全な地方独立税となり、還付税制度廃止。遊興飲食税の地方委譲に伴い、配付税の対象から除外。	
1949年(S24)10月	<b>配付税率変更</b>	配付税率は、毎年度変更されてきたが、S24においては、33.14/100→16.29/100と半減。	ドッジ・ラインによる超均衡予算の編成
1950年(S25)5月	<b>地方財政平衡交付金制度</b>	○規模:1,085億円(S25)~1,300億円(S28) ○配分対象:道府県、特別市及び市町村 ○配分方法: (1)普通交付金 ・基準財政需要額が基準財政収入額を超える額に、交付金の総額を按分して交付 (2)特別交付金 ・特別の財政需要等を考慮して交付	シャープ勧告

## 地方財政調整制度の変遷

時 期	制度改正等	概 要	背 景
1954年 (S29)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地方交付税制度</div>	<p>○規模:1,216億円 (S15)～21.4兆円 (H12)</p> <p>※国税の一定割合 導入時には所得税、法人税及び酒税の20/100。その後の変遷は別紙参照。</p> <p>○配分対象:道府県及び市町村</p> <p>○配分方法:</p> <p>(1)普通交付税 ・基準財政需要額が基準財政収入額を超える額</p> <p>(2)特別交付税 ・特別の財政需要等を考慮して交付</p>	地方制度調査会答申 (S28.10.16)

歳入歳出決算額の推移(大正元年度～昭和20年度)

(単位:百万円、%)

年度	国		地方						財政調整				備考
	歳入 a	歳出 b	歳入 c	うち地方税		歳出 e	e/b	調整交付金等 f	調整交付金等 + 地方税 g	g/c			
				d	d/c								
T元	687	594	394	57.4%	194	49.2%	336	56.6%					
T2	722	574	376	52.1%	190	50.5%	327	57.0%					
T3	735	648	375	51.0%	190	50.7%	328	50.6%					
T4	709	583	367	51.8%	188	51.2%	318	54.5%					
T5	813	591	387	47.6%	199	51.2%	335	56.7%					
T6	1,085	735	483	44.5%	226	46.8%	388	52.8%					
T7	1,479	1,017	600	40.6%	282	47.0%	504	49.6%					義務教育費国庫負担制度
T8	1,809	1,172	822	45.4%	404	49.1%	663	56.6%					
T9	2,001	1,360	1,169	58.4%	574	49.1%	963	70.8%					
T10	2,066	1,490	1,355	65.6%	637	47.0%	1,093	73.4%					
T11	2,087	1,430	1,591	76.2%	704	44.2%	1,309	91.5%					
T12	2,045	1,521	1,567	76.6%	610	38.9%	1,275	83.8%					
T13	2,127	1,625	1,639	77.1%	628	38.3%	1,328	81.7%					
T14	2,071	1,525	1,737	83.9%	644	37.1%	1,429	93.7%					
S元	2,056	1,579	1,941	94.4%	664	34.2%	1,618	102.5%					
S2	2,063	1,766	2,284	110.7%	637	27.9%	2,001	113.3%					
S3	2,006	1,815	2,192	109.3%	669	30.5%	1,925	106.1%					
S4	1,826	1,736	1,984	108.7%	677	34.1%	1,738	100.1%					
S5	1,597	1,558	2,019	126.4%	612	30.3%	1,775	113.9%					
S6	1,531	1,477	1,850	120.8%	538	29.1%	1,646	111.4%					
S7	2,045	1,950	2,286	111.8%	522	22.8%	2,054	105.3%	66	2.9%	588	25.7%	地方財政調整交付金要綱
S8	2,332	2,255	3,064	131.4%	558	18.2%	2,804	124.3%					
S9	2,247	2,163	2,763	123.0%	596	21.6%	2,442	112.9%					
S10	2,259	2,206	2,749	121.7%	634	23.1%	2,377	107.8%					
S11	2,372	2,282	3,393	143.0%	672	19.8%	2,987	130.9%	20	0.6%	692	20.4%	臨時町村財政補給金
S12	2,914	2,709	2,782	95.5%	659	23.7%	2,323	85.8%	100	3.6%	759	27.3%	
S13	3,595	3,288	2,952	82.1%	704	23.8%	2,430	73.9%	130	4.4%	834	28.3%	臨時地方財政補給金
S14	4,970	4,494	3,320	66.8%	763	23.0%	2,666	59.3%	148	4.5%	911	27.4%	
S15	6,445	5,860	3,801	59.0%	1,135	29.9%	3,123	53.3%	343	9.0%	1,478	38.9%	
S16	8,602	8,134	4,250	49.4%	1,322	31.1%	3,503	43.1%	431	10.1%	1,753	41.2%	
S17	9,192	8,276	4,825	52.5%	1,543	32.0%	3,799	45.9%	612	12.7%	2,155	44.7%	
S18	14,010	12,552	6,022	43.0%	1,653	27.4%	4,741	37.8%	689	11.4%	2,342	38.9%	地方分与税
S19	21,040	19,872	4,235	20.1%	1,546	36.5%	4,232	21.3%	908	21.4%	2,454	57.9%	
S20	23,487	21,496	5,362	22.8%	1,834	34.2%	5,014	23.3%	1,114	20.8%	2,948	55.0%	

※T7～S14の間は、義務教育費国庫負担制度により、市町村義務教育国庫負担金総額の1/10を以内の額を財政力に応じて配分しており、その規模は100万円(T7)～850万円(S14)であった。

※国の歳入、歳出決算額は、財務省資料(『財政統計』<http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm>)による。

※地方の歳入、歳出決算額は、T元～S19は内務省地方局『地方財政概要』、S20は自治省『地方財政統計年報』による。

※S7における地方財政調整交付金の額、S11における臨時町村財政補給金の額、S12～S14における臨時地方財政補給金の額及びS15～S20における地方分与税の額は、自治省財政局『地方交付税沿革史』による。

※S7～S20までの土木費は都市計画費を、衛生費は水道事業費を含む。

歳入歳出決算額の推移(昭和21年度～平成21年度)

(単位:億円、%)

年度	国		地方					財政調整				備考	
	歳入	歳出	歳入	うち地方税		歳出	調整交付金等	調整交付金等 +地方税		備考			
				c/a	d			d/c	f		f/c		g
S21	1,189	1,152	317	26.7%	37	11.7%	278	24.1%	26	8.2%	63	19.9%	地方分与税
S22	2,145	2,058	1,000	46.6%	202	20.2%	935	45.4%	195	19.5%	397	39.7%	
S23	5,080	4,620	2,775	54.6%	777	28.0%	2,591	56.1%	493	17.8%	1,270	45.8%	地方交付税
S24	7,586	6,994	4,147	54.7%	1,424	34.3%	3,915	56.0%	667	16.1%	2,091	50.4%	
S25	7,168	6,333	5,449	76.0%	1,883	34.6%	5,226	82.5%	1,085	19.9%	2,968	54.5%	地方財政平衡交付金
S26	8,955	7,498	6,937	77.5%	2,723	39.3%	6,687	89.2%	1,200	17.3%	3,923	56.6%	
S27	10,788	8,739	8,531	79.1%	3,078	36.1%	8,420	96.3%	1,450	17.0%	4,528	53.1%	
S28	12,190	10,172	10,728	88.0%	3,362	31.3%	10,698	105.2%	1,379	12.9%	4,741	44.2%	
S29	11,851	10,408	11,436	96.5%	3,679	32.2%	11,702	112.4%	1,264	11.1%	4,943	43.2%	
S30	11,284	10,182	11,632	103.3%	3,815	32.8%	11,762	115.5%	1,600	13.8%	5,415	46.6%	地方交付税
S31	12,325	10,692	12,863	104.4%	4,499	35.0%	12,620	118.0%	1,652	12.8%	6,151	47.8%	
S32	13,999	11,877	14,071	100.5%	5,272	37.5%	13,782	116.0%	2,032	14.4%	7,304	51.9%	
S33	14,537	13,316	15,043	103.5%	5,439	36.2%	15,040	112.9%	2,240	14.9%	7,679	51.0%	
S34	15,972	14,950	16,901	105.8%	6,109	36.1%	16,239	108.6%	2,591	15.3%	8,700	51.5%	
S35	19,610	17,431	20,258	103.3%	7,442	36.7%	19,249	110.4%	3,110	15.4%	10,552	52.1%	
S36	25,159	20,635	25,116	99.8%	9,065	36.1%	23,911	115.9%	4,017	16.0%	13,082	52.1%	
S37	29,476	25,566	29,829	101.2%	10,567	35.4%	28,874	112.9%	4,875	16.3%	15,442	51.8%	
S38	32,312	30,443	33,977	105.2%	12,129	35.7%	33,088	108.7%	5,812	17.1%	17,941	52.8%	
S39	34,468	33,110	39,109	113.5%	13,996	35.8%	38,220	115.4%	6,660	17.0%	20,656	52.8%	
S40	37,731	37,230	44,780	118.7%	15,494	34.6%	43,651	117.2%	7,432	16.6%	22,926	51.2%	
S41	45,521	44,592	51,777	113.7%	17,686	34.2%	50,262	112.7%	7,947	15.3%	25,633	49.5%	
S42	52,994	51,130	59,263	111.8%	21,495	36.3%	57,255	112.0%	9,565	16.1%	31,060	52.4%	
S43	60,599	59,371	69,589	114.8%	25,801	37.1%	67,296	113.3%	11,255	16.2%	37,056	53.2%	
S44	71,093	69,178	83,052	116.8%	30,902	37.2%	80,339	116.1%	14,608	17.6%	45,510	54.8%	
S45	84,592	81,877	101,040	119.4%	37,507	37.1%	98,149	119.9%	17,982	17.8%	55,489	54.9%	
S46	99,709	95,613	121,794	122.1%	42,358	34.8%	119,095	124.6%	21,014	17.3%	63,372	52.0%	
S47	127,939	119,322	150,907	118.0%	50,045	33.2%	146,183	122.5%	25,530	16.9%	75,575	50.1%	
S48	167,620	147,783	182,171	108.7%	64,913	35.6%	174,739	118.2%	31,318	17.2%	96,231	52.8%	
S49	203,791	190,998	234,867	115.2%	82,375	35.1%	228,879	119.8%	41,987	17.9%	124,362	52.9%	
S50	214,734	208,609	260,444	121.3%	81,548	31.3%	256,545	123.0%	44,711	17.2%	126,289	48.5%	
S51	250,760	244,676	295,035	117.7%	95,641	32.4%	289,070	118.1%	51,874	17.6%	147,515	50.0%	
S52	294,336	290,598	340,143	115.6%	110,052	32.4%	333,621	114.8%	57,055	16.8%	167,107	49.1%	
S53	349,073	340,960	391,338	112.1%	122,371	31.3%	383,470	112.5%	70,400	18.0%	192,771	49.3%	
S54	397,792	387,898	431,322	108.4%	140,315	32.5%	420,779	108.5%	77,090	17.9%	217,405	50.4%	
S55	440,407	434,050	468,031	106.3%	158,938	34.0%	457,808	105.5%	81,140	17.3%	240,078	51.3%	
S56	474,433	469,212	501,033	105.6%	173,255	34.6%	491,653	104.8%	87,166	17.4%	260,421	52.0%	
S57	480,013	472,451	521,677	108.7%	186,286	35.7%	511,333	108.2%	91,776	17.6%	278,062	53.3%	
S58	516,529	506,353	534,619	103.5%	198,413	37.1%	523,069	103.3%	88,685	16.6%	287,098	53.7%	
S59	521,834	514,806	549,732	105.3%	214,939	39.1%	538,700	104.6%	85,452	15.5%	300,391	54.6%	
S60	539,926	530,045	574,726	106.4%	233,165	40.6%	562,935	106.2%	94,499	16.4%	327,664	57.0%	

歳入歳出決算額の推移(昭和21年度～平成21年度)

(単位:億円、%)

年度	国		地方					財政調整				備考	
	歳入	歳出	歳入	うち地方税		歳出	調整交付金等	調整交付金等 +地方税		備考			
				c/a	d			d/c	f		f/c		g
S61	564,892	536,404	600,748	106.3%	246,282	41.0%	587,171	109.5%	98,309	16.4%	344,591	57.4%	地方交付税制度 (H13以降は交付税 総額に臨時財政対 債発行可能額を加 算した額)
S62	613,888	577,311	646,619	105.3%	272,040	42.1%	632,201	109.5%	105,610	16.3%	377,650	58.4%	
S63	646,074	614,711	680,095	105.3%	301,169	44.3%	664,016	108.0%	112,104	16.5%	413,273	60.8%	
H元	672,478	658,589	745,667	110.9%	317,951	42.6%	727,290	110.4%	134,553	18.0%	452,504	60.7%	
H2	717,035	692,687	804,100	112.1%	334,504	41.6%	784,732	113.3%	143,280	17.8%	477,784	59.4%	
H3	729,906	705,472	857,099	117.4%	350,727	40.9%	838,065	118.8%	148,887	17.4%	499,614	58.3%	
H4	714,660	704,974	914,238	127.9%	345,683	37.8%	895,597	127.0%	156,792	17.2%	502,475	55.0%	
H5	777,312	751,025	953,142	122.6%	335,913	35.2%	930,764	123.9%	154,351	16.2%	490,264	51.4%	
H6	763,390	736,136	959,945	125.7%	325,391	33.9%	938,178	127.4%	155,320	16.2%	480,711	50.1%	
H7	805,572	759,385	1,013,156	125.8%	336,750	33.2%	989,445	130.3%	161,529	15.9%	498,279	49.2%	
H8	818,090	788,479	1,013,505	123.9%	350,937	34.6%	990,261	125.6%	168,891	16.7%	519,828	51.3%	
H9	801,705	784,703	998,878	124.6%	361,555	36.2%	976,738	124.5%	171,276	17.1%	532,831	53.3%	
H10	897,827	843,918	1,028,689	114.6%	359,222	34.9%	1,001,975	118.7%	180,489	17.5%	539,711	52.5%	
H11	943,763	890,374	1,040,065	110.2%	350,261	33.7%	1,016,291	114.1%	208,642	20.1%	558,903	53.7%	
H12	933,610	893,210	1,002,751	107.4%	355,464	35.4%	976,164	109.3%	217,764	21.7%	573,228	57.2%	
H13	869,030	848,111	1,000,041	115.1%	355,488	35.5%	974,317	114.9%	217,986	21.8%	573,474	57.3%	
H14	872,890	836,743	971,702	111.3%	333,785	34.4%	948,394	113.3%	227,710	23.4%	561,495	57.8%	
H15	856,228	824,160	948,870	110.8%	326,657	34.4%	925,818	112.3%	239,389	25.2%	566,046	59.7%	
H16	888,975	848,968	934,422	105.1%	335,388	35.9%	912,479	107.5%	212,106	22.7%	547,494	58.6%	
H17	890,003	855,196	929,365	104.4%	348,044	37.4%	906,973	106.1%	201,818	21.7%	549,862	59.2%	
H18	844,127	814,455	915,283	108.4%	365,062	39.9%	892,106	109.5%	189,026	20.7%	554,088	60.5%	
H19	845,535	818,426	911,814	107.8%	402,668	44.2%	891,476	108.9%	178,327	19.6%	580,995	63.7%	
H20	892,082	846,974	922,135	103.4%	395,585	42.9%	896,915	105.9%	182,393	19.8%	577,978	62.7%	
H21	1,071,142	1,009,734	983,657	91.8%	351,830	35.8%	961,064	95.2%	209,688	21.3%	561,518	57.1%	

※国の歳入、歳出決算額は、財務省資料(『財政統計』<http://www.mof.go.jp/budget/reference/statistics/data.htm>)による。  
 ※地方の歳入、歳出決算額は、総務省(自治省)『地方財政統計年報』による。なお、S29～S33の「うち扶助費」の額は、「扶助費、補助費等」の額である。  
 ※S21及びS22における地方分与税の額並びにS23及びS24における地方交付税の額は、自治省財政局『地方交付税制度沿革史』に、S25～S28における地方財政平衡交付金の額及びS29～H21における地方交付税の額は、総務省(自治省)『地方財政統計年報』による。  
 ※H13～H21における地方交付税の額は、当該年度における臨時財政対策債の発行可能額を含む。

# 参考資料

---

## 目次

○市町村義務教育費国庫負担法(大正7年法律第18号).....	1
○地方財政調整交付金制度要綱案(昭和7年8月内務省).....	2
○臨時町村財政補給金規則(昭和11年内務省令第38号).....	4
○臨時町村財政補給金交付方法(昭和11年内務省告示第533号).....	5
○臨時地方財政補給金規則(昭和12年内務省令第31号).....	7
○臨時地方財政補給金交付方法(昭和12年内務省告示第473号).....	8
○地方分与税法(昭和15年法律第61号).....	13
○地方配付税法(昭和23年法律第111号).....	24
○地方財政平衡交付金法(昭和25年法律第211号).....	33
○シャープ使節団日本税制報告書(抄).....	43
○地方制度調査会答申(昭和28年10月16日)(抄).....	50

## ○市町村義務教育費国庫負担法(大正7年法律第18号)

第一条 市町村立尋常小学校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ国庫之ヲ負担ス

第二条 前条ノ規定ニ依リ国庫ノ負担トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千万円ヲ下ラサルモノトス

第三条 国庫支出金ハ第四条ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ其ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小学校ノ正教員及准教員ノ数ニ、他ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就学児童数ニ比例シテ之ヲ市町村ニ交付ス

第四条 文部大臣ハ国庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範囲内ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ対シ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第五条 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共団体、其ノ組合又ハ小学校設置区域亦同シ

2 本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小学校ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小学校ト看做ス

### 附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス

○地方財政調整交付金制度要綱案（昭和7年8月内務省）

一 交付金の総額

交付金ノ総額ハ別記財源ヲ限度トスルモ之ニ依レバ其ノ総額ハ地方税総額ノ約1割ニ義務教育費国庫負担金中特別市町村ニ対スル交付金ヲ加ヘタル約6千6百万円ニ相当ス但シ将来相続税ノ増収ニ伴ヒ本交付金モ從テ増加スベシ尚昭和7年度分ハ右6千6百万円ヨリ義務教育費国庫負担金ヲ除キタル残5千7百万円ノ半額トス

二 交付金の財源

交付金ノ財源ハ左記ヨリ徴税费ヲ控除シタル残額ヲ以テ充当スルコト尚教育職員恩給ニ対スル国庫補給金2,500千円モ此ノ内ヨリ支弁スルコト

(昭和7年度半年分) (同 年 額)

(一) 義務教育費国庫負担金中特別市町村交付金	0千円	9,000千円
(二) 第二種所得税の増徴（5割）	7,350	14,700
(三) 資本利子税ノ増徴（10割）	7,850	15,700
(四) 相続税の増徴（5割）	700	1,400
(五) 奢侈税ノ新設（売上金ノ1割）	15,300	30,600
計	31,200	71,400

備考 相続税ノ増徴額ハ平年度ニ至レバ約14,000千円ニ達スベシ新增税ノ徴收費ハ年約33万円（半年分16万5千円）ヲ要スル見込ナリ

三 交付金ノ道府県ト市町村トノ配分

交付金ハ左ノ如ク道府県ト市町村トニ配分スルコト

- (一) 道 府 県 3分ノ1
- (二) 市 町 村 3分ノ2

四 道府県ニ対スル配分標準

道府県ニ対シテハ左ノ標準ニ依リ配分スルコト

(一) 一般交付金

総額ノ3分ノ1ヲ人口ヲ標準トシテ配分スルコト

(二) 資力薄弱団体交付金

総額ノ3分ノ2ヨリ(三)ノ交付金ヲ除キタル残ヲ更ニ二分シ各左ノ標準ニ依リ道府県ニ配分スルコト但シ交付額ハ配当標準額ヲ超ユルヲ得ザルコト其ノ剰余ハ一般交付金ニ加フルヲ得ルコト

- (1) 直接国税及自作農地免租額ノ合計額ノ1人平均額ガ全国平均ニ達セザル道府県ニ於ケル其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額
- (2) 直接国税附加税及特別地稅ノ制限額ノ1人平均額ガ全国平均ニ達セザル道府県ニ於ケル其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額

(三) 特別団体交付金

左ニ掲グル道府県ニ対シテハ特ニ交付金ヲ増加シ得ルコト但シ其ノ総額ハ交付金総額ノ15分ノ1ヲ超ユルヲ得ザルコト

- (1) 人口又ハ其ノ密度ノ少ナル道府県

- (2) 府県税ヲ以テ支弁スベキ道府県債ノ元利償還額ノ特ニ多額ナル道府県
- (3) 其ノ他財政ノ窮迫甚ダシキ道府県

#### 五 市町村ニ対スル配分標準

市町村ニ対シテハ左ノ標準ニ依リ配分スルコト

##### (一) 一般交付金

総額ノ 3 分ノ 1 ヲ人口ヲ標準トシテ配分スルコト

##### (二) 資力薄弱団体交付金

総額ノ 3 分ノ 2 ヨリ (三) ノ交付金ヲ除キタル残ヲ更ニ二分シ各左ノ標準ニ依リ之ヲ道府県ニ配当スルコト

- (1) 直接国税及自作農地免租額ノ合計額ノ 1 人平均額ガ全国平均ニ達セザル市町村ニ於ケル其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額
- (2) 直接国税及特別地稅附加税ノ制限額ノ 1 人平均額ガ全国平均ニ達セザル市町村ニ於ケル其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額

道府県ハ前項ニ依リ配当ヲ受ケタル交付金ノ総額ヲ二分シ各左ノ標準ニ依リ市町村ニ配分スルコト

- (1) 直接国税及其ノ府県税附加税、自作農地免租額、特別地稅、家屋税、營業税及雜種税ノ合計額ノ 1 人平均額ガ当該道府県ノ平均ニ達セザル市町村ニ対シ其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額
- (2) 直接国税及府県税ニ対スル市町村ノ附加税制限額ノ 1 人平均額ガ当該道府県ノ平均ニ達セザル市町村ニ対シ其ノ不足額ニ人口ヲ乗ジテ得タル額

##### (三) 特別団体交付金

左ニ掲グル市町村ニ対シテハ特ニ交付金ヲ増加シ得ルコト但シ其ノ総額ハ交付金総額ノ 15 分ノ 1 ヲ超ユルヲ得ザルコト

- (1) 人口又ハ其ノ密度ノ少ナル市町村
- (2) 市町村税ヲ以テ支弁スベキ市町村債ノ元利償還額ノ特ニ多額ナル市町村
- (3) 其ノ他財政ノ窮迫甚ダシキ市町村

財政ノ窮迫甚ダシキ水利組合ニ対シテハ前項ノ交付金総額ノ範囲内ニ於テ交付金ヲ交付シ得ルコト

#### 六 交付金ノ使途

交付金ハ之ヲ負担ノ輕減ニ充ツルコト而シテ其ノ輕減スベキ税目ハ概ネ左記ニ依ルコト

##### (一) 道 府 県

- (1) 各種制限外課税
- (2) 家屋税、營業税及雜種税

##### (二) 市 町 村

- (1) 戸数割及其ノ代税タル家屋税附加税
- (2) 各種制限外課税
- (3) 道府県税ノ輕減ニ伴フ附加税ノ減収

## ○臨時町村財政補給金規則（昭和 11 年内務省令第 38 号）

第一条 財政窮乏スト認ムル町村ニ対シ、別ニ定ムル所ニ依リ臨時町村財政補給金（以下補給金ト称ス）ヲ交付ス

第二条 補給金ノ交付ヲ受ケタル町村ハ之ヲ税ノ軽減ニ充当スベシ但シ第三条ノ規定ニヨリ他ノ用途ヲ指定セラレ又ハ第四条ノ規定ニ依リ他ノ用途ニ使用スルノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三条 地方長官必要アリト認ムルトキハ補給金ヲ以テ軽減スベキ町村税ノ種目及其ノ軽減ノ程度ヲ指定シ若ハ町村税ノ軽減以外ノ他ノ用途ヲ指定シ又ハ必要ナル条件ヲ附スルコトヲ得

第四条 補給金交付ノ指令ヲ受ケタル町村ハ速ニ其ノ使用計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ前条ノ規定ニ依リ補給金ノ用途ヲ確定セル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 補給金ハ前二条ノ規定ニ依リ其ノ用途ノ確定シタル後之ヲ交付ス

第六条 地方長官特別ノ必要アリト認ムルトキハ補給金ノ交付ヲ受クル町村ノ町村長ニ対シ歳入予算ノ調製（既定予算ノ追加又ハ更正ヲ含ム）ニ関シ予メ承認ヲ受ケシムルコトヲ得

第七条 地方長官ハ本令又ハ本令ニ基キテ為ス処分ニ違背シタル町村ニ対シ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ又ハ既ニ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第八条 町村ノ事務ノ全部ヲ共同処理スル町村組合ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

役場事務ヲ共同処理スル町村組合ノ組合管理者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村、町村長又ハ町村税ニ関スル規定ハ町村、町村長又ハ町村税ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ○臨時町村財政補給金交付方法（昭和 11 年内務省告示第 533 号）

臨時町村財政補給金ハ一般補給金及特別補給金ニ分チ左ノ方法ニ依リ之ヲ交付ス

### 第一 一般補給金

- (一) 一般補給金ハ国庫補給金総額ノ百分ノ八十五ヲ下ラザル金額ニ付財政力ガ標準ニ達セザル町村ニ対シ之ガ配分額ヲ算出スルモノトス
- (二) 前記（一）ノ配分額ハ当該町村ニ於ケル財政力ト標準財政力トノ差額ニ其ノ人口ヲ乗ジテ得タル金額ヲ標準トシテ之ヲ定ム
- (三) 補給金ノ算出ノ基本タル財政力トハ町村ニ於ケル直接国税額及府県税額ノ合算額ノ一人平均額、標準財政力トハ全国ニ於ケル直接国税額及府県税額ノ合算額ノ一人平均額を謂フモノトス  
前項ノ府県税額ハ当該府県税額ニ全国ニ於ケル直接国税額にスル府県税額ノ割合ト当該府県ニ於ケル直接国税額に對スル府県税額ノ割合トノ比ヲ乗ジタルモノトス  
前項ノ規定ハ市部及ビ郡部又ハ島嶼及所属本地ノ經濟ヲ分別シタル県ニ付テハ各經濟ニ付之ヲ適用ス
- (四) 財政力及標準財政力算出ノ基本トナルベキ直接国税額ハ地租額（自作農地免租額ヲ含ム）、所得税額（第二種所得税ノ額ヲ除ク）、營業収益税額、資本利子税額（甲種資本利子税額ヲ除ク）、釧業税額、砂釧区税額及取引所營業税額ノ合算額トシ左ノ規定ニ依リ之ヲ算定スルモノトス
  - (イ) 地租額ハ昭和十一年一月一日現在土地台帳登録土地賃貸価格ニ基キ算出シタルモノニ依ル
  - (ロ) 資本利子税額ハ昭和七年度分ヨリ同九年度分ニ至ル調定済額ノ一年平均額ニ依ル
  - (ハ) 所得税額ハ、營業収益税額、釧業税額、砂釧区税額及取引所營業税額ハ当該税ニ對シ市町村ニ於テ賦課セル昭和七年度ヨリ昭和九年度ニ至ル調定済附加税ノ本税額ノ一年平均額ニ依ル但シ市町村ニ於テ附加税ヲ賦課セザルモノニ付テハ仮ニ賦課スルモノト看做シ之ヲ計算スルモノトス
- (五) 財政力及標準財政力算出ノ基本トナルベキ府県税額ハ左ノ規定ニ依リ之ヲ算定スルモノトス
  - (イ) 直接国税附加税ハ前記（四）ニ依リ算定シタル各直接国税額ニ昭和九年度分府県税賦課率ヲ乗ジタルモノニ依ル
  - (ロ) 前号以外ノ府県税額ハ昭和九年度分調定済額ニ依ル県費ノ全部ヲ市ニ分賦スル県ニ於ケル県税額ハ昭和七年度ヨリ昭和九年度ニ至ル市分賦額ノ一年平均額ニ依リ之ヲ算定スルモノトス
- (六) 直接国税及府県税ノ所属市町村ノ区分ハ資本利子額ニ付テハ納税地ニ依リ、其ノ他ノ直接国税及府県税ニ付テハ市町村ニ於テ附加税ヲ賦課スル場合ノ例ニ依ルモノトス
- (七) 財政力及標準財政力タルベキ一人平均額ヲ算出スベキ基本タル人口ハ町村

制ノ例ニ依ルモノトス

## 第二 特別補給金

- (一) 特別補給金ハ国庫補給金総額中一般補給金トシテ交付スル金額ヲ除キタル金額ヲ左ニ掲グル事由ニ依リ特ニ財政窮乏スト認ムル町村又ハ伊豆七島及小笠原島ニ於ケル町村ニ準ズベキモノニシテ財政窮乏スト認ムルモノニ対シテ之ヲ配分スルモノトス
  - (イ) 人口又ハ其ノ密度ノ小ナルニ基ク経費ノ増高
  - (ロ) 災害ニ基ク財源ノ喪失
  - (ハ) 町村債ノ多キニ基ク元利償還費ノ増高
  - (ニ) 不在地主ノ存スルニ基ク財源ノ窮乏
  - (ホ) 市町村立尋常小学校臨時国庫補助金ノ喪失ニ基ク財源ノ窮乏
  - (ヘ) 前各号ヲ除ク外特別ノ事情ニ基ク財源ノ窮乏又ハ経費ノ増高

- (二) 特別補給金ノ配分額ハ当該町村ノ財政状況ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルモノトス
- ## 第三 交付額ノ制限

- (一) 町村ニ於ケル国附加税ノ賦課率ガ総テ法令ノ制限ニ達セズ又ハ戸数割（戸数割ヲ賦課シ難キ町村ニ在リテハ家屋税附加税）ノ賦課額ガ其ノ町村ニ於ケル直接国税及府県税ノ合算額ノ百分ノ三十二達セザル町村ニ対シテハ補給金ヲ交付セズ又補給金ノ交付ヲ受クル為右制限又ハ限度ニ達セザルニ至ルベキトキハ補給金ハ之ヲ右制限又ハ限度ニ至ル迄ノ金額ニ止ムルモノトス  
当該町村ノ交付ヲ受クベキ補給金ノ配分額ガ町村総税額ノ百分ノ五ニ満たザルトキハ之ヲ交付セズ又百分ノ五十ヲ超ユルトキハ之ヲ百分ノ五十ノ金額ニ止ムルモノトス
- (二) 前記（一）ノ規定ノ適用ニ付テハ市町村義務教育費国庫負担法第五条ノ交付金ハ之ヲ町村税ト看做ス  
国税附加税ノ賦課率、戸数割ノ賦課額又ハ町村税ノ総額ハ昭和十一年度ニ於ケル当初議決（同時議決ノ追加アリタルトキハ追加シタルモノ、更正アルタルトキハ更正シタルモノ）ニ依ルモノトス
- (三) 人口、産業其ノ他特殊ノ事情ニ依リ補給金算出額ガ過多ナリト認メラルル町村ニ対シテハ之ヲ交付セズ又ハ減額スルコトヲ得ルモノトス

## 附 則

補給金ノ交付ニ関シテハ町村ニ関スル規定ハ町村組合ヲ設ケテ町村事務ノ全部ヲ共同処理スル町村ニ付テハ町村組合ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村税ニ関スル規定ハ町村税ヲ施行セザル地ニ於テハ町村税ニ準ズベキモノニ、府県又ハ府県税ニ関スル規定ハ北海道ニ付テハ北海道又ハ北海道地方税ニ之ヲ適用ス一般補給金ニ関スル事項ハ伊豆七島及小笠原島ニハ之ヲ適用セズ

## ○臨時地方財政補給金規則（昭和 12 年内務省令第 31 号）

第一条 政府ハ過重ナル地方税負担ヲ軽減セシムル為北海道府県ニ対シ臨時地方財政補給金（以下補給金ト称ス）2,750 万円ヲ、市町村ニ対シ補給金 7,250 万円ヲ交付ス補給金交付ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 補給金ノ交付ヲ受ケタル北海道府県又ハ市町村ハ内務大臣ノ指示ニ従ヒ之ヲ北海道地方税若ハ府県税中地租附加税（宅地分ヲ除ク）、特別地稅及雜種稅又ハ市町村税中雜種稅附加税及戸数割ノ軽減ニ充当スベシ

第三条 特別ノ事情アルトキハ北海道府県ニ在リテハ内務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前条ノ規定ニ拘ラズ補給金ヲ内務大臣ノ指示ト異ナル方法ニ依ル稅ノ軽減、稅ノ増徴ニ依リ補填ヲ要スル歳入欠陥ノ補填又ハ将来ノ負担ヲ著シク過重ナラシムベキ公債ノ繰上償還ニ充当スルコトヲ得

第四条 補給金ハ其ノ使途確定シタル後之ヲ交付ス

第五条 特別ノ必要アルトキハ内務大臣又ハ地方長官ハ補給金ノ交付ヲ受クル北海道府県又ハ市町村ニ対シ歳入出予算ノ追加又ハ更正ニ関シ予メ承認ヲ受ケシムルコトヲ得

第六条 北海道府県又ハ市町村本令若ハ本令ニ基キテ為ス処分ニ違背シタルトキ又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ因リ不当ニ補給金ノ交付ヲ受ケ若ハ受ケントスルノ所為アリタルトキハ内務大臣又ハ地方長官ハ北海道府県又ハ市町村ニ対シ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ又ハ既ニ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第七条 町村ノ事務ノ全部ヲ共同処理スル町村組合ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村又ハ町村稅ニ関スル規定ハ町村又ハ町村稅ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時町村財政補給金規則ハ之ヲ廢止ス

## ○臨時地方財政補給金交付方法（昭和 12 年内務省告示第 473 号）

臨時地方財政補給金交付方法左ノ通定ム

地方財政補給金ハ道府県財政補給金及市町村財政補給金ノ二種トシ昭和 12 年 3 月 31 日現在ノ道府県及市町村ニ対シ左ノ方法ニ依リ之ヲ交付ス

### 第一 道府県財政補給金

#### 一 配分標準及方法

道府県財政補給金ハ 750 万円ヲ道府県ノ課税力ニ逆比例的ニ、2 千万円ヲ道府県ノ減税所要額ニ比例的ニ配分スルコトトシ之ガ配分額ハ左ノ方法ニ依リ算出スルモノトス

##### (1) 課税力ニ依ル配分

当該道府県ノ課税力ガ標準課税力ニ達セザル道府県ニ対シ其ノ差額ニ当該道府県ノ人口ヲ乗ジテ得タル額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

当該道府県ノ課税力ハ制限率ニ依リ算出シタル当該道府県ノ国税附加税額ノ人口 1 人当額トス

標準課税力ハ制限率ニ依リ算出シタル全国道府県ノ国税附加税額ノ人口 1 人当額ヲ基準トシタル額トス

##### (2) 減税所要額ニ依ル配分

当該道府県ノ地租附加税（宅地分ヲ除ク）及特別地稅ノ制限外課税額（地租附加税ニ付テハ地方税制限ニ関スル法律第 5 条第 1 項ノ制限外課税額ヲ除ク）並雜種税中減税セシムベキモノノ額ノ合算額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

##### (3) 制限ニ因リ生ジタル額ノ配分

当該道府県ヲ除キタル他ノ道府県ニ対シ(1)及(2)ノ方法ニ準ジ再配分ス

#### 二 交付額ノ制限

(1) 当該道府県ノ課税力ガ標準課税力ノ 2 倍ヲ超ユル道府県ニ対シテハ道府県財政補給金ハ之ヲ交付セズ

(2) 道府県財政補給金ノ配分額ヲ制限率ニ依リ算出シタル国税附加税額ト看做シ計算シタル場合ニ於ケル当該道府県ノ課税力ガ標準課税力ノ 2 倍ヲ超ユル道府県ニ対シテハ道府県財政補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス

(3) 道府県財政補給金ノ配分額ト制限率ニ依リ算出シタル国税附加税額及減税後ノ雜種税額並ニ爾余ノ税額トノ合算額ガ現在税総額ヲ超ユル道府県ニ対シテハ道府県財政補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス

(4) 道府県財政補給金ノ配分額ガ現在税総額ノ 100 分ノ 2 ニ達セザル道府県ニ対シテハ道府県財政補給金ハ之ヲ交付セズ

#### 三 配分標準等ノ算定方法

(1) 課税力ニ依ル配分ニ用フル人口及国税附加税額ハ左ニ定ムルモノトス

##### (イ) 人口

昭和 10 年国勢調査ニ依ル人口（部隊艦船及刑務所内ニ在リタル人員を除ク）

##### (ロ) 国税附加税額

左ニ掲グルモノノ合算額

- (1) 昭和 11 年度地租附加税ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額（地租附加税ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ為サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ地租附加税ノ基本タル地租額ヲ含ム）ニ 100 分ノ 82 ヲ乗ジテ得タル額
  - (2) 地租附加税以外ノ昭和 11 年度ニ於ケル調定済国税附加税（国税附加税ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ為サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ国税附加税ヲ含ム）ノ基本タル国税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ各法定制限率ヲ乗ジテ得タル額
  - (3) 昭和 11 年度特別地稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル賃貸價格ニ 100 分ノ 3.1 ヲ乗ジテ得タル額
  - (4) 昭和 11 年度ニ於ケル調定済免租年期地段別割額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ昭和 11 年度地租附加税賦課率ヲ以テ 100 分ノ 82 ヲ除シテ得タル数ヲ乗ジテ得タル額
  - (5) 昭和 11 年度ニ於テ下賜ヲ受ケタル御料林下賜金額
  - (6) 昭和 11 年度ニ於テ交付ヲ受ケタル国有林野交付金額
- (2) 減税所要額ニ依ル配分ニ用フル地租附加税及特別地稅ノ制限外課税額並ニ雜種税中減税セシムベキモノノ額ハ左ニ定ムルモノトス
- (イ) 地租附加税ノ制限外課税額  
昭和 11 年度地租附加税ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額（宅地分ヲ除ク）ニ昭和 11 年度当初予算ニ於テ定メタル地租附加税賦課率ヨリ地租 100 分ノ 91.84 ヲ控除シタル率ヲ乗ジテ得タル額
  - (ロ) 特別地稅ノ制限外課税額  
昭和 11 年度特別地稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル賃貸價格ニ昭和 11 年度当初予算ニ於テ定メタル特別地稅賦課率ヨリ賃貸價格 100 分ノ 3.1 ヲ控除シタル率ヲ乗ジテ得タル額
  - (ハ) 雜種税中減税セシムベキモノノ額  
昭和 11 年度ニ於ケル調定済雜種税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ付内務大臣ノ指示ニ從ヒ減税ヲ為ス場合ニ於テ必要ナル額
- (3) 交付額ノ制限ニ用フル国税附加税額、減税後ノ雜種税額、爾余ノ税額及現在税総額ハ左ニ定ムルモノトス
- (イ) 国税附加税額  
三ノ(1)ノ(ロ)ノ額
  - (ロ) 減税後ノ雜種税額  
昭和 11 年度ニ於ケル調定済雜種税額（税外収入分ヲ含ム但シ免租年期地段別割及滞納ニ因ルモノヲ除ク）ヨリ三ノ(2)ノ(ハ)ノ額（免租年期地段別割ノ減税ニ要スル額ヲ除ク）ヲ控除シタル額
  - (ハ) 爾余ノ税額  
昭和 11 年度ニ於ケル調定済家屋税額及營業税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞

納ニ因ルモノヲ除ク)ノ合算額

(二) 現在税総額

昭和 11 年度ニ於ケル調定済道府県税総額(御料林下賜金、国有林野交付金及税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク)

第二 市町村財政補給金

市町村財政補給金ハ一般補給金及特別補給金ノ二種トス

一 一般補給金の配分

一般補給金ハ 3,250 万円ヲ市町村(人口 5 万以上ノ市ヲ除ク)ノ課税力ニ逆比例的ニ、3,500 万円ヲ町村ノ戸数割ノ過重額ニ比例的ニ配分スルコトトシ之ガ配分額ハ左ノ方法ニ依リ算出スルモノトス但シ伊豆七島及小笠原島ニハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ

(1) 課税力ニ依ル配分

当該市町村ノ課税力ガ標準課税力ニ達セザル市町村ニ対シ其ノ差額ニ当該市町村ノ人口ヲ乗ジテ得タル額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

当該市町村ノ課税力ハ制限率ニ依リ算出シタル当該市町村ノ国税附加税額及道府県税附加税額ノ人口 1 人当額トス

標準課税力ハ制限率ニヨリ算出シタル全国市町村(伊豆七島及小笠原島ヲ除ク)ノ国税附加税額及道府県税附加税額ノ人口 1 人当額ヲ基準トシタル額トス

(2) 戸数割ノ過重額ニ依ル配分

戸数割ノ 1 世帯平均額ガ 7 円ヲ超ユル町村ニ対シ当該町村ノ戸数割ノ過重額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

戸数割ノ過重額ハ当該町村ノ戸数割ノ 1 世帯平均額ヨリ 7 円ヲ控除シタル額ニ当該町村ノ世帯数ヲ乗ジテ得タル額トス

二 特別補給金ノ配分

特別補給金ハ 500 万円トシ伊豆七島及小笠原島並ニ左ノ特別事情ニ因リ負担過重トナレル市町村ニ対シ其ノ特別事情ヲ斟酌シテ之ヲ配分スルモノトス

(イ) 雑種税ノ減税ニ伴フ雑種税附加税ノ著シキ減収

(ロ) 戸数割ニ代ル家屋税附加税

(ハ) 人口ノ稀少

(ニ) 公用地多キニ基ク財源ノ窮乏

(ホ) 災害債ノ多額

(ヘ) 臨時町村財政補給金ノ喪失ニ基ク財源ノ窮乏

(ト) 町村ノ課税力ト町村民ノ資力トノ著シキ不一致

(チ) 其ノ他ノ特別事情

三 制限ニ因リ生ジタル額ノ配分

一般補給金ノ交付額ノ制限ニ因リ生ジタル額ハ之ヲ特別補給金ニ加フ

四 一般補給金ノ交付額ノ制限

(1) 当該市町村ノ課税力ガ標準課税力ノ 2 倍ヲ超ユル市町村ニ対シテハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ

- (2) 一般補給金ノ配分額ヲ制限率ニヨリ算出シタル国税附加税額及道府県税附加税額ト看做シ計算シタル場合ニ於ケル当該市町村ノ課税力ガ標準課税力ノ2倍ヲ超ユル市町村ニ対シテハ一般補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス
- (3) 一般補給金ノ配分額ト制限率ニ依リ算出シタル国税附加税額及道府県税附加税額（雑種税附加税額ニ付テハ減税後ノ額）並ニ爾余ノ税額トノ合算額ガ現在税総額ヲ超ユル市町村ニ対シテハ一般補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス
- (4) 一般補給金ノ配分額ガ現在税総額ノ100分ノ2ニ達セザル市町村ニ対シテハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ

## 五 配分標準等ノ算定方法

- (1) 課税力ニ依ル配分ニ用フル人口並ニ国税附加税及道府県税附加税額ハ左ニ定ムルモノトス

### (イ) 人口

昭和10年国勢調査に依ル人口（部隊艦船及刑務所内ニ在リタル人員ヲ除ク）

- (ロ) 国税附加税額及道府県税附加税額

左ニ掲グルモノノ合算額

- (1) 昭和11年度地租附加税ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額（地租附加税ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ為サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ地租附加税ノ基本タル地租額ヲ含ム）ニ100分ノ66ヲ乗ジテ得タル額
- (2) 昭和11年度特別地租附加税ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル賃貸価格ニ100分ノ248ヲ乗ジテ得タル額
- (3) 昭和11年度ニ於ケル調定済雑種税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ付道府県ガ内務大臣ノ指示ニ従ヒ減税ヲ為シタルモノト看做シ計算シタル額ニ100分ノ89ヲ乗ジテ得タル額
- (4) 地租附加税、特別地租附加税及雑種税附加税以外ノ昭和11年度ニ於ケル調定済国税附加税及道府県税附加税（附加税ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ為サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ附加税ヲ含ム）ノ基本タル国税及道府県税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ各法定制限率ヲ乗ジテ得タル額
- (5) 昭和11年度ニ於ケル調定済免租年期地段別割額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）ニ昭和11年度地租附加税賦課率（地租附加税ヲ賦課セザル市町村ニ在リテハ其ノ市町村ニ属スル道府県ノ市町村ノ地租附加税賦課率ノ平均率）ヲ以テ100分ノ66ヲ除シテ得タル数ヲ乗ジテ得タル額但シ当該道府県ガ免租年期地段別割ヲ賦課スル場合ニ於テ同一土地ニ対シ特別税段別割ヲ賦課スル市町村ニ付テハ特別税段別割ハ之ヲ賦課セザルモノト看做ス
- (6) 昭和11年度ニ於テ下賜ヲ受ケタル御料林下賜金額
- (7) 昭和11年度ニ於テ交付ヲ受ケタル国有林野交付金額及海軍助成金額
- (2) 戸数割ノ過重額ニ依ル配分ニ用フル戸数割額及世帯数ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 戸数割額

昭和 11 年度当初予算（同時議決ノ追加又ハ更正予算ヲ含ム）ニ計上シタル戸数割額ヨリ歳出予算中ノ納税奨励交付金及之ニ類スル歩戻金（道府県ヨリ受クル補助金又ハ奨励金ヲ財源トスルモノニ付テハ其ノ額ヲ除ク）ノ額ヲ控除シタル額

(ロ) 世帯数

昭和 10 年国勢調査ニ依ル世帯数

(3) 交付額ノ制限ニ用フル国税附加税額及道府県税附加税額、爾余ノ税額並ニ現在税総額ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 国税附加税額及道府県税附加税額

五ノ(1)ノ(ロ)ノ額

(ロ) 爾余ノ税額

(1) 昭和 11 年度ニ於テ戸数割ヲ賦課シタル町村

3 円 50 銭ニ五ノ(2)ノ(ロ)ノ世帯数ヲ乗ジテ得タル額ト戸数割以外ノ特別税ノ昭和 11 年度ニ於ケル調定済額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）トノ合算額

(2) 市又ハ昭和 11 年度ニ於テ戸数割ヲ賦課セザリシ町村

昭和 11 年度ニ於ケル調定済特別税額（税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノヲ除ク）

(ハ) 現在税総額

昭和 11 年度ニ於ケル調定済市町村税総額（御料林下賜金、国有林野交付金、海軍助成金及税外収入分ヲ含ム但シ滞納ニ因ルモノ及臨時町村財政補給金ノ交付ヲ受ケタルニ因リ町村税ノ減税ヲ為シタルモノ昭和 11 年度ニ於テ調定済額ヲ更正セザリシモノニ付テハ其ノ更正スベカリシ額ヲ除ク）ト臨時町村財政補給金額トノ合算額

附 則（略）

## ○地方分与税法(昭和 15 年法律第 61 号)

### 第一章 総則

第一条 還付税及配付税ヲ以テ地方分与税トシ還付税ハ道府県ニ、配付税ハ道府県及市町村ニ対シテ之ヲ分与ス

第二条 地租、家屋税及營業税ノ徴収額ノ全部ヲ以テ還付税トス

所得税及法人税ノ徴収額ノ百分ノ十七・三八竝ニ入場税及遊興飲食税ノ徴収額ノ百分ノ五十ヲ以テ配付税トス

### 第二章 還付税

第三条 毎年度分トシテ分与スベキ還付税ハ当該年度ニ於テ徴収スベキ地租、家屋税及營業税トス

地租、家屋税又ハ營業税ニ付或ル年度ニ於テ支出シタル払戻金ハ当該年度ノ徴収税額ヨリ之ヲ控除ス

第四条 各道府県ニ分与スベキ還付税ハ其ノ区域内ニ於テ徴収スベキ地租、家屋税及營業税トス

数道府県ニ於テ營業所ヲ設ケテ營業ヲ為ス者ニ課スル營業税ニ付テハ前項ニ規定スル營業税ノ額ハ營業税ヲ決定シタル税務官署之ヲ定ム

税務官署ハ營業税ヲ決定シタルトキハ直ニ前項ノ規定ニ依リ營業税ノ額ヲ定メ之ヲ関係府県知事(北海道庁長官ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ通知スベシ

関係府県知事ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ税務官署ノ定メタル營業税ノ額ニ異議アルトキハ内務大臣及大蔵大臣其ノ額ヲ定ム

前項ノ異議ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ申出ヅベシ

内務大臣及大蔵大臣第四項ノ異議ノ申出ヲ受理シタルトキハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

第一項ニ規定スル地租、家屋税又ハ營業税ニ付支出シタル払戻金ハ当該道府県分ノ徴収税額ヨリ之ヲ控除ス

第五条 還付税ハ毎年度四回ニ分チテ之ヲ交付ス

### 第三章 配付税

#### 第一節 通則

第六条 毎年度分トシテ分与スベキ配付税ノ額ハ前前年度ニ於テ徴収シタル所得税及法人税ノ百分ノ十七・三八竝ニ入場税及遊興飲食税ノ百分ノ五十トス

前項ノ規定ニ依リ分与スベキ配付税ノ額ガ前年度ニ於ケル分与額ノ百分ノ百十ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ当該年度ニ於テ分与スベキ額ヨリ減額ス

第一項ノ規定ニ依リ分与スベキ配付税ノ額ガ前年度ニ於ケル分与額ノ百分ノ九十二不足スルトキハ其ノ不足額ハ之ヲ当該年度ニ於テ分与スベキ額ニ増額ス

第七条 地方財政ノ情况上必要アルトキハ前条ノ規定ニ依リ分与スベキ配付税ノ額ニ左ノ各号ノ一ニ定ムル額ヲ増額スルコトヲ得

一 前条第二項ノ場合ニ於テハ前年度ニ於ケル分与額ノ百分ノ百十ヲ超過スル額ノ全部又ハ一部

二 前条第三項ノ場合ニ於テハ前年度ニ於ケル分与額ニ不足スル額ノ全部又ハ一部

三 前条第一項ノ額ガ前年度ニ於ケル分与額ニ不足シ且其ノ百分ノ九十ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ不足額ノ全部又ハ一部

四 当該年度ニ於ケル配付税ノ収入見込額ガ前条第一項ノ額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ノ全部又ハ一部

第八条 地方財政ノ情况上必要アルトキハ第六条ノ規定ニ依リ分与スベキ配付税ノ額ヨリ左ノ各号ノ一ニ定ムル額ヲ減額スルコトヲ得

一 第六条第二項ノ場合ニ於テハ前年度ニ於ケル分与額ヲ超過スル額ノ全部又ハ一部

二 第六条第三項ノ場合ニ於テハ前年度ニ於ケル分与額ノ百分ノ九十二不足スル額ノ全部又ハ一部

三 第六条第一項ノ額ガ前年度ニ於ケル分与額ヲ超過シ且其ノ百分ノ百十二不足スル場合ニ於テハ其ノ超過額ノ全部又一部

四 当該年度ニ於ケル配付税ノ収入見込額ガ第六条第一項ノ額ニ不足スル場合ニ於テハ其ノ不足額ノ全部又ハ一部

第九条 地方分与税分与金特別会計法第四条ノ規定ニ依ル借入金ノ元利償還上必要アルトキハ当該年度ニ於ケル配付税ノ分与額ヨリ其ノ所要額ヲ減額スルコトヲ得

第十条 配付税ハ左ノ区分ニ依リ道府県及市町村ニ対シテ之ヲ分与ス

一 道府県配付税

配付税総額ノ百分ノ六十二

二 市町村配付税

配付税総額ノ百分ノ三十八

第十一条 配付税ノ分与額ハ前年度初日ノ現在ニ依リ各道府県及市町村ニ付之ヲ算定ス前項ノ期日後ニ於テ道府県又ハ市町村ノ廃置分合又ハ境界変更アリタル場合ニ於テハ当該道府県又ハ市町村ニ対スル配付税ノ分与額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ変更スルコトヲ得

第十二条 配付税ハ毎年度四回ニ分チテ之ヲ交付ス

## 第二節 道府県配付税

第十三条 道府県配付税ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ道府県ノ課税力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ道府県ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分与ス

第十四条 第一種配付額及第二種配付額ハ夫々道府県配付税総額ノ半額トス

第十五条 第一種配付額ハ単位税額ガ道府県標準単位税額ニ不足スル道府県ニ対シテ其ノ不足額ニ当該道府県ノ人口ヲ乗ジタル額ニ按分シテ之ヲ分与ス

単位税額ハ当該道府県ノ還付税額及国税附加税額ノ合計額ヨリ災害土木費負債額ノ十五分ノ一ヲ控除シタル額ヲ当該道府県ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

道府県標準単位税額ハ全道府県ノ還付税額及国税附加税額竝ニ道府県配付税総額ノ合算額ヨリ全道府県ノ災害土木費負債額ノ十五分ノ一ヲ控除シタル額ヲ全道府県ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

前二項ノ国税附加税額ハ賦課率百分ノ百ヲ以テ算定シタル地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ合算額トス

北海道ニ付テハ北海道拓殖費ノ毎年度支出額中ノ一定部分ヲ北海道ノ人口ヲ以テ除シタル額、沖縄県ニ付テハ沖縄県振興事業費ノ毎年度支出額中ノ一定部分ヲ沖縄県ノ人口ヲ以テ除シタル額ヲ第二項ノ額ニ加算シタル額ヲ以テ単位税額トス

前項ノ支出額中ノ一定部分ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十六条 第二種配付額ハ当該道府県ノ割増人口ニ按分シテ之ヲ分与ス前項ノ割増人口ハ人口ニ左ノ各号ノ数ヲ加ヘタルモノトス

一 三十万

ニ 当該道府県ノ尋常小学校児童数ノ人口ニ対スル比率ガ其ノ全道府県平均率ヲ超過スル道府県ニ付テハ其ノ超過率ヲ当該道府県ノ人口ニ乗ジタル数ノ四倍

第十七条 単位税額ガ道府県標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル道府県ニ対シテハ第二種配付額ハ之ヲ分与セズ

前二条ノ規定ニ依ル道府県配付税ノ額ヲ当該道府県ノ人口ヲ以テ除シタル額及当該道府県ノ単位税額ノ合算額ガ道府県標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル道府県ニ付テハ其ノ超過額ニ当該道府県ノ人口ヲ乗ジタル額ヲ配付税ノ分与額ヨリ減額ス

第十八条 前条第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ前条ノ規定ニ該当セザル道府県ニ対シテ第十六条ノ規定ニ準ジ之ヲ再分与スル

前条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ再分与ヲ為ス場合ニ付之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ残額ヲ生ゼザルニ至ル迄前二項ノ例ニ依リ之ヲ再分与スル

### 第三節 市町村配付税

#### 第一款 通則

第十九条 市町村配付税ハ大都市配付税、都市配付税及町村配付税ノ三種トス大都市配付税ハ大都市ニ、都市配付税ハ都市ニ、町村配付税ハ町村ニ対シテ之ヲ分与ス

大都市トハ人口七十万以上ノ都市ヲ、都市トハ人口七十万未満ノ市ヲ謂フ

第二十条 大都市配付税、都市配付税及町村配付税ノ各総額ハ左ノ各号ノ額ノ合算額トス

一 市町村配付税総額ノ半額ヲ大都市、都市又ハ町村ノ平均単位税額ヲ市町村標準単位税額ヨリ控除シタル残額ニ各総人口ヲ乗ジタル額ニ按分シタル額

二 市町村配付税総額ノ半額ヲ大都市、都市及町村ノ各総人口ニ按分シタル額

前項第一号ノ大都市、都市又ハ町村ノ平均単位税額ハ大都市、都市又ハ町村ノ国税附加税額ヲ夫々ノ総人口ヲ以テ除シタル額トス第一項第一号ノ市町村標準単位税額ハ全市町村ノ国税附加税額及市町村配付税総額ノ合算額ヲ全市町村ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

前二項ノ国税附加税額ハ賦課率百分ノ二百ヲ以テ算定シタル地租附加税、家屋税附加税及営業税附加税ノ合算額トス

## 第二款 大都市配付税

第二十一条 大都市配付税ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ大都市ノ課税力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ大都市ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分与ス

第二十二条 第一種配付額及第二種配付額ハ夫々大都市配付税総額ノ半額トス

第二十三条 第一種配付額ハ単位税額ガ大都市標準単位税額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ当該市ノ人口ヲ乗ジタル額ニ按分シテ之ヲ分与ス

単位税額ハ当該市ノ国税附加税額ヲ当該市ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

大都市標準単位税額ハ全大都市ノ国税附加税額及大都市配付税総額ノ合算額ヲ全大都市ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

前二項ノ国税附加税額ハ賦課率百分ノ二百ヲ以テ算定シタル地租附加税、家屋税附加税及営業税附加税ノ合算額トス

第二十四条 第二種配付額ハ当該市ノ割増人口ニ按分シテ之ヲ分与ス

前項ノ割増人口ハ人口ニ左ノ各号ノ数ヲ加ヘタルモノトス 四十万

二 当該市ノ尋常小学校児童数ノ人口ニ対スル比率ガ其ノ全市町村平均率ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過率ヲ当該市ノ人口ニ乗ジタル数ノ十倍

第二十五条 単位税額ガ大都市標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル市ニ対シテハ第二種配付額ハ之ヲ分与セズ

前二条ノ規定ニ依ル大都市配付税ノ額ヲ当該市ノ人口ヲ以テ除シタル額及当該市ノ単位税額ノ合算額ガ大都市標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過額ニ当該市ノ人口ヲ乗ジタル額ヲ配付税ノ分与額ヨリ減額ス

第二十六条 前条第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ前条ノ規定ニ該当セザル市ニ対シテ第二十四条ノ規定ニ準ジ之ヲ再分与ス

前条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ存分与ヲ為ス場合ニ付之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ残額ヲ生ゼザルニ至ル迄前二項ノ例ニ依リ之ヲ再分与ス

## 第三款 都市配付税

第二十七条 都市配付税ハ之ヲ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ニ分チ第一種配付額ハ都市ノ課税力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ都市ノ財政需要ヲ標準トシ、第三種配付額ハ特別ノ事情アル都市ニ対シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分与ス

第二十八条 第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ夫々都市配付税総額ノ百分ノ四十七・五、百分ノ四十七・五及百分ノ五トス

第二十九条 第一種配付額ハ単位税額ガ都市標準単位税額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ当該市ノ人口ヲ乗ジタル額ニ按分シテ之ヲ分与ス

単位税額ハ当該市ノ国税附加税額ヲ当該市ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

都市標準単位税額ハ全都市ノ国税附加税額及都市配付税総額ノ合算額ヲ全都市ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

前二項ノ国税附加税額ハ賦課率百分ノ二百ヲ以テ算定シタル地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ合算額トス

第三十条 第二種配付額ハ当該市ノ割増人口ニ按分シテ之ヲ分与ス前項ノ割増人口ハ人口ニ左ノ各号ノ数ヲ加ヘタルモノトス

一 一万五千

二 当該市ノ尋常小学校児童数ノ人口ニ対スル比率ガ其ノ全市町村平均率ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過率ヲ当該市ノ人口ニ乗ジタル数ノ十倍

第三十一条 第三種配付額ノ分与方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十二条 単位税額ガ都市標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル市ニ対シテハ第二種配付額ハ之ヲ分与セズ

第二十九条及第三十条ノ規定ニ依ル都市配付税ノ額ヲ当該市ノ人口ヲ以テ除シタル額及当該市ノ単位税額ノ合算額ガ都市標準単位税額ノ一倍半ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過額ニ当該市ノ人口ヲ乗ジタル額ヲ配付税ノ分与額ヨリ減額ス

第三十三条 前条第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

#### 第四款 町村配付税

第三十四条 町村配付税ハ之ヲ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ニ分チ第一種配付額ハ町村ノ課税力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ町村ノ財政需要ヲ標準トシ、第三種配付額ハ特別ノ事情アル町村ニ対シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分与ス

第三十五条 第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ夫々町村配付税総額ノ百分ノ四十七・五、百分ノ四十七・五及百分ノ五トス

第三十六条 第一種配付額ハ単位税額ガ町村標準単位税額ニ不足スル町村ニ対シテ其ノ不足額ニ当該町村ノ人口ヲ乗ジタル額ニ按分シテ之ヲ分与ス

単位税額ハ当該町村ノ国税附加税額当該町村ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

町村標準単位税額ハ全町村ノ国税附加税額及町村配付税総額ノ合算額ヲ全町村ノ人口ヲ以テ除シタル額トス

前二項ノ国税附加税額ハ賦課率百分ノ二百ヲ以テ算定シタル地租附加税、家屋税

附加税及營業税附加税ノ合算額トス

第三十七条 第二種配付額ハ当該町村ノ割増人口ニ按分シテ之ヲ分与ス

前項ノ割増人口ハ人口ニ左ノ各号ノ数ヲ加ヘタルモノトス

一 八百

二 当該町村ノ尋常小学校児童数ノ人口ニ対スル比率ガ其ノ全市町村平均率ヲ超過スル町村ニ付テハ其ノ超過率ヲ当該町村ノ人口ニ乗ジタル数ノ十倍

第三十八条 第三種配付額ノ分与方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十九条 単位税額ガ町村標準単位税額ノ二倍ヲ超過スル町村ニ対シテハ第二種配付額ハ之ヲ分与セズ

第三十六条及第三十七条ノ規定ニ依ル町村配付税ノ額ヲ当該町村ノ人口ヲ以テ除シタル額及当該町村ノ単位税額ノ合算額ガ町村標準単位税額ノ二倍ヲ超過スル町村ニ付テハ其ノ超過額ニ当該町村人口ヲ乗ジタル額ヲ配分税ノ分与額ヨリ減額ス

第四十条 前条第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

#### 第四章 補則

第四十一条 本法ノ適用ニ付テハ町村組合ニシテ町村事務ノ全部ヲ共同処理スルモノハ之ヲ一町村、町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス伊豆七島及小笠原島ニ関シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第四十二条 第十五条乃至第十七条、第十九条、第二十条、第二十三条乃至第二十五条、第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十七条及第三十九条ノ人口、第十五条ノ還付税額、第十五条、第二十条、第二十三条、第二十九条及第三十六条ノ国税附加税額、第十五条ノ道府県配付税総額、第二十条ノ市町村配付税総額、第二十三条ノ大都市配付税総額、第二十九条ノ都市配付税総額、第三十六条ノ町村配付税総額、第十五条ノ災害土木費負債額竝ニ第十六条、第二十四条、第三十条及第三十七条ノ尋常小学校児童数ハ命令ノ定ムル一昨ニ依ル

第四十三条 地方分与税ノ分与ノ基礎ニ用フル人口、税額等ニ付錯誤アリタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ後年度ニ於テ地方分与税ノ分与ノ基礎ニ用フル人口、税額等ニ付加算又ハ控除ヲ行ヒ分与額ヲ算定ス

第四十四条 本法施行ニ関スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ応ズル為地方分与税委員会ヲ置ク地方分与税委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五条 本法ニ定ムルモノノ外地方分与税ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 附則

第四十六条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年度及昭和十六年度ニ限り第二条乃至第四条ノ規定ニ拘ラズ還付税中ニハ家屋税ヲ包含セズ

第二条乃至第四条ノ地租中ニハ昭和十四年分以前ノ地租ヲ包含セズ

第二条第二項及第六条第一項ノ所得税中ニハ改正前ノ所得税法ニ依ル所得税ヲ包含セズ

第四十七条 昭和十五年度ニ於ケル配付税ノ額ハ第二条第二項ノ規定ニ拘ラズ二億七千七百三十五万五千六百二十円トス

第二条第二項中百分ノ七七・三八トアルハ昭和十六年度ニ於テハ百分ノ十四・一七、昭和十七年度ニ於テハ百分ノ七七・二五トス

第四十八条 昭和十五年度及昭和十六年度分トシテ分与スベキ配付税ノ額ハ第六条第一項ノ規定ニ拘ラズ夫々二億七千七百三十五万五千六百二十円及二億八千百一十四万四千五百二十七円トス

第六条第一項中百分ノ七七・三八トアルハ昭和十七年度分ニ付テハ百分ノ二十二・三五、昭和十八年度分ニ付テハ百分ノ七七・四二トス

第六条第二項及第三項、第七条第一号乃至第三号並ニ第八条第一号乃至第三号ノ規定ハ昭和十五年度乃至昭和十七年度分ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十九条 第十条第一号中百分ノ六十二トアルハ昭和十五年度分ニ付テハ百分ノ六十四、昭和十六年度分ニ付テハ百分ノ六十五トス

第十条第二号中百分ノ三十八トアルハ昭和十五年度分ニ付テハ百分ノ三十六、昭和十六年度分ニ付テハ百分ノ三十五トス

第五十条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り道府県配付税ニハ第一種配付額及第二種配付額ノ外ニ地方税収入ノ激変ヲ緩和スル為第三種配付額ヲ設ク

昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ於ケル第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ道府県配付税総額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額トス

	第一種配付額	第二種田邸付額	第三種配付額
昭和十五年度	百分ノ三十五	百分ノ三十五	百分ノ三十
昭和十六年度	百分ノ三十七・五	百分ノ三十七・五	百分ノ二十五
昭和十七年度	百分ノ四十	百分ノ四十	百分ノ二十
昭和十八年度	百分ノ四十二・五	百分ノ四十二・五	百分ノ十五
昭和十九年度	百分ノ四十五	百分ノ四十五	百分ノ十

第五十一条 道府県配付税中第三種配付額ハ新税額ガ旧税額ニ不足スル道府県ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分与ス道府県配付税中第三種配付額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ半額宛第一種配付額及第二種配付額ニ之ヲ加フ

第五十二条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り第十七条第一項中第二種配付額トアルハ第二種配付額及第三種配付額トシ同条第二項中前二条トアルハ第十五条、第十六条及第五十一条第一項トス

第五十三条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り道府県配付税額及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ヲ超過スル道府県ニ付テハ其ノ超過額ノ三分

ノニノ額ヲ道府県配付税ノ額ヨリ減額ジテ之ヲ分与ス

昭和十五年度 百分ノ百十  
昭和十六年度 百分ノ百十五  
昭和十七年度 百分ノ百二十  
昭和十八年度 百分ノ百二十五  
昭和十九年度 百分ノ百三十

第五十四条 前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ道府県配付税額及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ニ不足スル道府県ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ再分与ス

昭和十五年度 百分ノ百  
昭和十六年度 百分ノ九十五  
昭和十七年度 百分ノ九十  
昭和十八年度 百分ノ八十五  
昭和十九年度 百分ノ八十

前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ第十六条ノ規定ニ準ジ全道府県ニ対シテ之ヲ再分与ス

第五十五条 第五十一条及前二条ノ旧税額ハ昭和十三年度ニ於ケル道府県税額ニ小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正ニ因ル負担ノ増加額ヲ加ヘ警察費連帯支弁金支出方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ヲ減ジタルモノトス但シ北海道ニ付テハ三十二万六千円、沖縄県ニ付テハ二十万円ヲ之ニ加フ

第五十一条及前二条ノ新税額ハ改正後ノ道府県税額及還付税額ノ合算額トス

第一項ノ道府県税額、小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正ニ因ル負担ノ増加額、警察費連帯支弁金ノ支出方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額竝ニ前項ノ改正後ノ道府県税額及還付税額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第五十六条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り第二十条ノ規定ニ依リ算出シタル大都市配付税又都市配付税ハ町村配付税ノ各総額ト新税トノ合算額ガ旧税ノ各総額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ヲ超過スルモノニ付テハ其ノ超過額ノ三分ノニノ額ヲ大都市配付税、都市配付税又ハ町村配付税ノ総額ヨリ減額ス

昭和十五年度 百分ノ百十  
昭和十六年度 百分ノ百十五  
昭和十七年度 百分ノ百二十  
昭和十八年度 百分ノ百二十五  
昭和十九年度 百分ノ百三十

第五十七条 前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ大都市配付税、都市配付税又ハ町村配付税ノ各総額ト新税ノ各総額トノ合算額ガ旧税ノ各総額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ニ不足スルモノニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ大都市配付税、都市配付税又ハ町村配付税ノ総額ニ増額ス

昭和十五年度 百分ノ百

昭和十六年度 百分ノ九十五  
 昭和十七年度 百分ノ九十  
 昭和十八年度 百分ノ八十五  
 昭和十九年度 百分ノ八十

前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ大都市、都市及町村ノ各総人口ニ按分シテ之ヲ大都市配付税、都市配付税及町村配付税ノ各総額ニ増額ス

第五十八条 前二条ノ旧税ノ総額ハ昭和十三年度ニ於ケル市町村税額ヨリ小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ヲ減ジタルモノトス

前二条ノ新税ノ総額、前二条第二項ノ総人口竝ニ前項ノ市町村税額、小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第五十九条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り大都市配付税ニハ第一種配付額及第二種配付額ノ外ニ地方税収入ノ激変ヲ緩和スル為第三種配付額ヲ設ク

昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ於ケル第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ大都市配付税総額ニ左ニ提グル率ヲ乗ジタル額トス

	第一種配付額	第二種田邸付額	第三種配付額
昭和十五年度	百分ノ三十五	百分ノ三十五	百分ノ三十
昭和十六年度	百分ノ三十七・五	百分ノ三十七・五	百分ノ二十五
昭和十七年度	百分ノ四十	百分ノ四十	百分ノ二十
昭和十八年度	百分ノ四十二・五	百分ノ四十二・五	百分ノ十五
昭和十九年度	百分ノ四十五	百分ノ四十五	百分ノ十

第六十条 大都市配付税中第三種配付額ハ新税額ガ旧税額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分与ス

大都市配付税中第三種配付額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ半額宛第一種配付額及第二種配付額ニ之ヲ加フ

第六十一条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り第二十五条第一項中第二種配付額トアルハ第二種配付額及第三種配付額トシ同条第二項中前二条トアルハ第二十三条、第二十四条及第六十条第一項トス

第六十二条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り大都市配付税額及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過額ノ三分ノニ額ヲ大都市配付税ノ額ヨリ減額シテ之ヲ分与ス

昭和十五年度 百分ノ百十  
 昭和十六年度 百分ノ百十五  
 昭和十七年度 百分ノ百二十  
 昭和十八年度 百分ノ百二十五  
 昭和十九年度 百分ノ百三十

第六十三条 前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ大都市配付税額及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ再分与ス

昭和十五年度 百分ノ百  
 昭和十六年度 百分ノ九十五  
 昭和十七年度 百分ノ九十  
 昭和十八年度 百分ノ八十五  
 昭和十九年度 百分ノ八十

前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ第二十四条ノ規定ニ準ジ全大都市ニ対シテ之ヲ再分与ス

第六十四条 第六十条及前二条ノ旧税額ハ昭和十三年度ニ於ケル市税額ヨリ小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ依ル負担ノ減少額ヲ減ジタルモノトス

第六十条及前二条ノ新税額竝ニ前項ノ市税額、小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第六十五条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り都市配付税ニハ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ノ外ニ地方税収入ノ激変ヲ緩和スル為第四種配付額ヲ設ク

昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ於ケル第一種配付額、第二種配付額、第三種配付額及第四種配付額ハ都市配付税総額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額トス

	第一種配付額	第二種田邸付額	第三種配付額	第四種配付額
昭和十五年度	百分ノ三十二・五	百分ノ三十二・五	百分ノ五	百分ノ三十
昭和十六年度	百分ノ三十五	百分ノ三十五	百分ノ五	百分ノ二十五
昭和十七年度	百分ノ三十七・五	百分ノ三十七・五	百分ノ五	百分ノ二十
昭和十八年度	百分ノ四十	百分ノ四十	百分ノ五	百分ノ十五
昭和十九年度	百分ノ四十二・五	百分ノ四十二・五	百分ノ五	百分ノ十

第六十六条 都市配付税中第四種配付額ハ新税額ガ旧税額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分与ス

都市配付税中第四種配付額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ半額宛第一種配付額及第二種配付額ニ之ヲ加フ

第六十七条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り第三十三条第一項中第二種配付額トアルハ第二種配付額及第四種配付額トシ同条第二項中第二十九条及第三十九条トアルハ第二十九条、第三十条及第六十六条第一項トス

第六十八条 昭和十五年度乃至昭和十九年度ニ限り都市配付税額(第三種配付額ヲ除ク)及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ヲ超過スル市ニ付テハ其ノ超過額ノ三分ノニノ額ヲ都市配付税(第三種配付額ヲ徐ク)ノ額ヨリ減額シテ之ヲ分与ス

昭和十五年度 百分ノ百十

昭和十六年度 百分ノ百十五  
昭和十七年度 百分ノ百二十  
昭和十八年度 百分ノ百二十五  
昭和十九年度 百分ノ百三十

第六十九条 前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ都市配付税額（第三種配付額ヲ徐ク）及新税額ノ合算額ガ旧税額ニ左ニ掲グル率ヲ乗ジタル額ニ不足スル市ニ対シテ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ再分与ス

昭和十五年度 百分ノ百  
昭和十六年度 百分ノ九十五  
昭和十七年度 百分ノ九十  
昭和十八年度 百分ノ八十五  
昭和十九年度 百分ノ八十

前条ノ規定ニ依リ減額シタル額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ第三種配付額ニ之ヲ加フ

第七十条 第六十六条及前二条ノ新税額ハ昭和十三年度ニ於ケル市税額ヨリ小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ヲ減ジタルモノトス

第六十六条及前二条ノ新税額竝ニ前項ノ市税額、小学校教員俸給費ノ負担方法ノ改正及職業紹介法ニ依ル負担金ノ廃止ニ因ル負担ノ減少額ハ命令ノ定ムル所ニ依ル第一項ノ市税額中戸数割及之ニ代ル家屋税附加税ノ額ニ関シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第七十一条 第六十五条乃至前条ノ規定ハ町村配付税ニ付之ヲ準用ス

第七十二条 昭和十五年度及昭和十六年度ニ限り第十一条第一項中前年度初日トアルハ當該年度初日トス

第七十三条 昭和十五年度乃至昭和十八年度ニ於ケル国税附加税額ニ関シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第七十四条 昭和十五年度及昭和十六年度ニ限り配付税ノ交付ニ関シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

昭和十五年度及昭和十六年度ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ配付税ハ分与額ノ決定前ニ其ノ一部ヲ交付スルコトヲ得

## ○地方配付税法（昭和 23 年法律第 111 号）

### 第一章 総則

（配付を受ける団体）

第一條 地方配付税（以下配付税という。）は、都道府縣、特別市及び市町村に対してこれを配付する。

（配付税）

第二條 所得税及び法人税の徴収額の百分の三十三・一四をもつて、配付税とする。

（毎年度分の配付税の額）

第三條 毎年度分として配付すべき配付税の額は、前前年度において徴収した所得税及び法人税の百分の三十三・一四に相当する額とする。

2 前項の規定により配付すべき配付税の額が前前年度における配付額の百分の百十を超過したときは、その超過額は、これを当該年度において配付する額から減額する。

3 第一項の規定により配付すべき配付税の額が前年度における配付額の百分の九十に不足するときは、その不足額は、これを当該年度において配付すべき額に増額する。

（配布税の増額）

第四條 地方財政の状況上必要があるときは、前條の規定により配付すべき配布税の額に、左の各号の一に定める額を増額することができる。

一 前條第二項の場合においては、前年度における配付額の百分の百十を超過する額の全部又は一部

二 前條第三項の場合においては、前年度における配付税に不足する額の全部又は一部

三 前條第一項の額が前年度における配付額に不足し、且つ、その百分の九十を超過する場合においては、その不足額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の収入見込額が前條第一項の額を超過する場合においては、その超過額の全部又は一部

（配付税の減額）

第五條 地方財政の状況上必要があるときは、第三條の規定により配付すべき配付税の額から、左の各号の一に定める額を減額することができる。

一 第三條第二項の場合においては、前年度における配付額を超過する額の全部又は一部

二 第三條第三項の場合においては、前年度における配付額の百分の九十に不足する額の全部又は一部

三 第三條第一項の額が前年度における配付額を超過し、且つ、その百分の百十に不足する場合においては、その超過額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の収入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部

第六條 地方配付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）第四條の規定に

よる借入金の元利償還上必要があるときは、当該年度における配付税の配付額から、その所要額を減額することができる。

(道府縣及び市町村に対する配付率)

第七條 配付税は、左の区分により、道府縣及び市町村に対して、これを配付する。

一 道府縣配付税 配付税総額の百分の五十

二 市町村配付税 配付税総額の百分の五十

(配付額の算定期日)

第八條 配布税の配付額は、前年度初日の現在により、各道府縣及び市町村について、これを算定する。

2 前項の期日後において、道府縣又は市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該道府縣又は市町村に対する配付税の配付額は、命令の定めるところにより、これを変更することができる。

(配付税の交付時期)

第九條 配付税は、毎年度四回に分けて、これを交付する。

## 第二章 道府縣配付税

(配付額の種類)

第十條 道府縣配付税は、これを第一種配付額から第五種配付額までの五種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は道府縣の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は道府縣の財政需要を標準とし、第五種配付額は人口の増加の著しいことその他特別の事情のある道府縣に対し、その事情を考慮して、これを配付する。

(配付額の率)

第十一條 第一種配付額から第五種配付額までの配付率は、それぞれ道府縣配付税総額の百分の四十、百分の五、百分の四十、百分の十及び百分の五とする。

(第一種配付額)

第十二條 第二種配付額は、第一單位税額が道府縣第一標準單位税額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道縣の人口を乗じた額こあん分して、これを配付する。

2 前項の第一單位税額は、当該道府縣の標準賦課率で算定した地租額、家屋税額及び事業税額並びに鉦産税額、入場税額及び酒消費税額の合算額から災害土木費負債額及び戦災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額を控除した残額（以下道府縣第一基本税額という。）を、当該道府縣の人口で除した額とする。

3 第一項の道府縣第一標準單位税額は、全道府縣の道府縣第一基本税額に道府縣配付税総額の百分の九十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

(第二種配付額)

第十三條 第二種配付額は、第二單位税額が道府縣第二標準單位税額に不足する道府縣に対し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。

2 前項の第二單位税額は、当該道府縣の普通税総額から、地租額、家屋税額、事業税額、鉦産税額、道府縣民税額、入場税額、酒消費税額の合算額を控除した残額（以

下道府縣第二基本税額という。)を、当該道府縣の人口で除した額とする。

- 3 第一項の道府縣第二標準單位税額は、全道府縣の道府縣第二基本税額に道府縣配付税総額の百分の十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

(第三種配付額)

第十四條 第三種配付額は、当該道府縣の割増人口にあん分して、これを配付する。

- 2 前項の割増人口は、当該道府縣の大都市の部の人口を二倍したもの、都市の部の人口を一・五倍したもの及び町村の部の人口の合算額に百五十万を加えたものとする。但し、北海道についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものに基いてそれぞれ割増人口を計算する。

(第四種配付額)

第十五條 第四種配付額は、当該道府縣における義務教育に係る学級の数にあん分して、これを配付する。

(配付額の制限)

第十六條 第十二條から前條までの規定による道府縣配付税の額を当該道府縣の割増人口で除した額及び当該道府縣の第三單位税額の合算額が、道府縣第三標準單位税額の一・三倍を超過する道府縣については、その超過額に当該道府縣の人口を乗じた額を、配付税の配付額から減額する。

- 2 前項の第三單位税額は、第十二條第一項の第一單位税額及び第十三條第一項の第二單位税額の合算額とする。
- 3 第一項の道府縣第三標準單位税額は、第十二條第一項の道府縣第一標準單位税額及び第十三條第一項の道府縣第二標準單位税額の合算額とする。
- 4 第一項の規定により減額した額は、これを第五種配付額に加える。

### 第三章 市町村配付税

#### 第一節 通則

(市町村配付税の種類)

第十七條 市町村配付税は、これを大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税、乙町村配付税及び特別配付税とする。

- 2 大都市配付税は大都市に、都市配付税は都市に、甲町村配付税は甲町村に、乙町村配付税は乙町村に、特別配付税は市町村に対して、これを配付する。
- 3 大都市とは、人口五十万以上の市を、都市とは人口五十万未満の市を、甲町村とは自治体警察を設置する町村を、乙町村とは自治体警察を設置しない町村をいう。

(市町村配付税の種類別総額)

第十八條 大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額は、左の各号の額の合算額とする。

- 一 市町村配付税総額の百分の四十を、市町村第一標準單位税額から、大都市、都市、甲町村又は乙町村の各群（以下各群という。）の第一平均單位税額をそれぞれ

控除した残額に、各群の総人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額

二 市町村配付税総額の百分の五を、市町村第二標準単位税額から、各群の第二平均単位税額をそれぞれ控除した残額に、各群の総人口と三百に警察吏員の総数を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額

三 市町村配付税総額の百分の四十を、大都市の総人口を二倍したもの、都市の総人口を一・五倍したもの、甲町村の総人口及び乙町村の総人口（北海道についてはその人口を一・二倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものによるものとする。）と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた項との合算額にあん分した額

四 市町村配付税総額の百分の十を、各群の義務教育に係る生徒児童の総数と五十に義務教育に係る学級の数に乗じた額との合算額にあん分した額

2 前項第一号の各群の第一平均単位税額は、各市町村の標準賦課率で算定した地租附加税額、家屋税附加税額及び事業税附加税額並びに鉱産税附加税額、入場税附加税額及び酒消費税額附加税額の合算額から、戦災復旧費負担額に命令で定める率を乗じた額を控除した残額（以下市町村第一基本税額という。）を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の総人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項第一号の市町村第一標準単位相額は、市町村第一基本税額に市町村配付税総額の百分の九十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

4 第一項第二号の各群の第二平均単位税額は、各市町村の普通税総額から、地租附加税額、家屋税附加税額、事業税附加税額、鉱産税附加税額、入場税附加税額、酒消費税附加税額及び市町村民税額の合算額を控除した残額（以下市町村第二基本税額という。）を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の総人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

5 第一項第二号の市町村第二標準単位税額は、全市町村の市町村第二基本税額に、市町村配付税総額の百分の十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

第十九條 特別配付税の総額は、市町村配付税総額の百分の五とする。

（市町村配付税の種類別総額の制限）

第二十條 第十八條の規定による各群の配付税の総額をそれぞれ各群の総人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額及び各群の第三平均単位税額の合算額が、市町村第三標準単位税額の一・五倍を超過するものについてはその超過額に当該群の総人口と三百に当該群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額を乗じた額を当該群の配付税の各総額から減額する。

2 前項の各群の第三平均単位税額は、それぞれ第十八條第一項第一号の第一平均単位税額及び同項第二号の第二平均単位税額の合算額とする。

3 第一項の市町村第三標準単位税額は、第十八條第一項第一号の市町村第一標準單

位税額及び同項第二号の市町村第二標準單位税額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

## 第二節 大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税

(配付額の種類)

第二十一条 大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税は、それぞれ第一種配付額から第四種配付額までの四種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は各市町村の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は各市野村の財政需要を標準として、これを配付する。

(配付額の率)

第二十二条 第一種配付額から第四種配付額までの配付率は、それぞれ大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の四十五、百分の五、百分の四十及び百分の十とする。

(第一種配付額)

第二十三条 第一種配付額は、第一單位税額が各群の第一標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額にあん分して、これを配付する。

2 前項の第一單位税額は、当該市町村の市町村第一基本税額を、当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数に乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第一標準單位税額は、各群の市町村の第一基本税額の総額に大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の九十を加えた額を、それぞれ各群に属する市町村の人口と三百にそれぞれ警察吏員の数に乗じた額との合算額で除した額とする。

(第二種配付額)

第二十四条 第二種配付額は、第二單位税額が各群の第二標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額にあん分して、これを配付する。

2 前項の第二單位税額は、当該市町村の市町村第二基本税額を当該市町村の人口を三百に当該市町村の警察吏員の数に乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第二標準單位税額は、各群の市町村第二基本税額の総額に、大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の十を加えた額を、各群に属する市町村の人口と三百に各群の警察吏員の総数に乗じた額との合算額で除した額とする。

(第三種配付額)

第二十五条 第三種配付額は、当該市町村の割増人口にあん分して、これを配付する。

2 前項の割増人口は、人口（北海道についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものによるものとする。）に、それぞれ大都市にあつては百十万、都市にあつては五万九千、甲市町村にあつては

八千七百、乙町村にあつては三千と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額を加えた額とする。

(第四種配付額)

第二十六條 第四種配付額は、当該市町村の義務教育に係る生徒児童の数と五十に義務教育に係る学級の数に乗じた額との合算額にあん分して、これを配付する。

(配付額の制限)

第二十七條 前四号の規定による大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税又は乙町村配付税の額を当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額と当該市町村の第三單位税額との合算額が、各群の第三標準單位税額の大都市又は都市においてはその一・三倍、甲町村又は乙町村においてはその一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額を乗じた額を、配付税の配付額から減額する。

2 前項の第三單位税額は、第二十三條第一項の第一單位税額及び第二十四條第一項の第二單位税額の合算額とする。

3 第一項の各群の第三標準單位税額は、それぞれ第二十三條第一項の各群の第一標準單位税額及び第二十四條第一項の各群の第二標準單位税額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

### 第三節 特別配付税

第二十八條 特別配付税は、人口の増加の著しいことその他特別の事情がある市町村に対し、その事情を考慮して、これを配付する。

## 第四章 補則

(東京都及び特別市)

第二十九條 東京都は、道府縣配付税の配付に関しては、その全区域については、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に関しては、その特別区の存する区域については、これを市とみなす。

2 特別市は、道府縣配付税の配付に関しては、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に関しては、これを市とみなす。

(全部事務組合及び伊豆七島)

第三十條 この法律の適用については、全部事務組合は、これを一町村とみなす。

2 伊豆七島に関しては、命令で別段の定をなすことができる。

(配付の基礎に用いる人口、税額等)

第三十一條 第十二條から第十四條まで、第十六條第一項、第十七條第三項、第十八條、第二十條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條第二項及び第二十七條第一項の人口、第十二條第二項及び第十三條第二項の地租額、家屋税額、事業税額、

鉱産税額、入場税額、酒消費税額、第十八條第二項及び第四項の地租附加税額、家屋税附加税額、事業税附加税額、鉱産税附加税額、入場税附加税額、酒消費税附加税額、第十三條第二項及び第十八條第四項の普通税総額、第十三條第二項の道府縣民税額、第十八條第四項の市町村民税額、第十二條第三項及び第十三條第三項の道府縣配付税総額、第十八條第一項、第三項及び第五項の市町村配付税総額、第二十二條、第二十三條第三項及び第二十四條第三項の大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額、第十四條第二項、第十八條第一項第三号及び第二十五條第二項の東北地方及び北陸地方、第十五條、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る学級の数、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る生徒児童の数、第十八條、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十四條第二項及び第三項、第二十五條第二項並びに第二十七條第一項の警察吏員の数、第十二條第二項の災害土木費負債額並びに第十二條第二項及び第十八條第二項の戦災復旧費負債額は、それぞれ命令の定めるところによる。

(配付に用いる数の算定の錯誤)

第三十二條 配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について錯誤があつた場合においては、命令の定めるところにより、後年度において、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について加算又は控除を行い、配付額を算定する。

(配付額の不交付又は返還)

第三十三條 都道府縣、特別市又は市町村が、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等につき、不眞実の報告をなすことによつて不当に配付額の交付を受け又は受けようとしたと認められる場合において、当該都道府縣、特別市又は市町村が故意又は重大な過失によらないものであることの十分な証明をなすことができないときは、その都道府縣、特別市又は市町村に対し、配付額の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した配付額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(細目の命令委任)

第三十四條 この法律に定めるものの外、配付税の配付に関し必要な細目は、命令でこれを定める。

附 則

第三十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律は、昭和三十三年度分から、これを適用する。

第三十六條 地方分與税法（昭和二十二年法律第三十三号）は、これを廃止する。

2 昭和三十二年度分以前の地方分與税についてはなお、従前の規定による。

第三十七條 第二條中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和三十三年度においては「百分の二十三・三二並びに國税入場税の三十・七八」と読み替えるものとする。

第三十八條 第三條第一項中「百分の三十三・一四」とあるのは昭和三十三年度においては「百分の二百三十三・七四並びに國税入場税及び國税遊興飲食税の三百九十六・七七」、昭和三十四年度においては「百分の四十九・七七並びに國税入場税の六十一・三七」、昭和三十五年度においては「百分の二十五・四〇並びに國税入場税の三十七・三七」と読み替えるものとする。

第三十九條 昭和二十三年度に限り、第七條第一号中「百分の五十」とあるのは「百分の五十三」、同條第二号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十七」と読み替えるものとする。

第四十條 昭和二十三年度及び昭和二十四年度に限り、第八條第一項中「前年度初日」とあるのは「当該年度初日」と読み替えるものとする。

第四十一條 当分の間、第十二條第一項の第一單位税額及び道府縣第一標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に旧地方分與税法及び従前の地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による還付税額、國税附加税額及び府縣税營業税額を加え、第十三條第一項の第二單位税額及び道府縣第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通税総額から従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税營業税額を控除することができる。

2 当分の間、第十八條第一項第一号の各群の第一平均單位税額及び市町村第一標準單位税額並びに第二十三條第一項の第一單位税額及び各群の第一標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税營業税附加税額を加え、第十八條第一項第二号の各群の第二平均單位税額及び市町村第二標準單位税額並びに第二十四條第一項の第二單位税額及び各群の第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通税総額から従前の地方税法の規定による國税附加税額及び府縣税營業税附加税額を控除することができる。

第四十二條 当分の間、第十一條の規定にかかわらず、道府縣配付税の第一種配付額から第五種配付額までの各配付額の道府縣配付税総額に対する率は、左に掲げる範囲内において、命令の定めるところによる。

第一種配付額 百分の三十八・七五以上

第二種配付額 百分の三・七五以上

第三種配付額 百分の三十八・七五以上

第四種配付額 百分の八・七五以上

第五種配付額 百分の十以内

2 当分の間、第十八條第一項及び第十九條の規定にかかわらず、大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額を算定する場合における第十八條第一項各号に規定する市町村配付税総額に対する率並びに第十九條に規定する特別配付税の総額の市町村配付税総額に対する率は、左に掲げる範囲内において、命令の定めるところによる。

第十八條第一項第一号の率 百分の三十八・七五以上

同 條同 項第二号の率 百分の三・七五以上

同 條同 項第三号の率 百分の三十八・七五以上

同 條同 項第四号の率 百分の八・七五以上

第十九條の率 百分の十以内

第四十三條 昭和二十三年度分の配付税の配付額の算定に用いる入場税額及び入場税

附加税額については、命令で別段の定をなすことができる。

第四十四條 昭和二十三年度分の配付税に限り、第九條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、年四回以上に分けて、これを交付することができる。

第四十五條 この法律施行前に昭和二十三年度分の地方分與税として分與した額は、これをこの法律による配付税として配付したものとみなす。但し、この法律により配付税として配付すべき額を超える額については、この限りでない。

第四十六條 地方分與税分與金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

地方配付税配付金特別会計法

第一條中「地方分與税分與金」を「地方配付税配付金」に改める。

第二條中「地方分與税分與」を「地方配付税配付」に、「地方分與税ノ分與金」を「地方配付税ノ配付金」に改める。

第四條第二項中「地方分與税ノ分與額」を「地方配付税ノ配付額」に、「地方分與税法」を「地方配付税法」に改める。

附則第二項を次のように改める。

昭和二十二年度以前ノ地方分與税ノ分與ニ關スル經理ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル。

## ○地方財政平衡交付金法（昭和 25 年法律第 211 号）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するために、地方団体に対し適当な財源を供與し、もつてその独立性を強化することを目的とする。

（用語の意義）

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方財政平衡交付金 地方団体がひとしくその行うべき事務を十分に遂行することができるようにするために国が地方団体に交付する交付金をいう。
- 二 地方団体 都道府県、特別市及び市町村をいう。
- 三 地方行政 地方団体の行政（地方団体はその経費を負担する当該地方団体の機関が行う行政を含む）をいう。
- 四 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一條の規定により算定した額をいう。
- 五 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十五條の規定により算定した額をいう。
- 六 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、且つ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の交付金の総額を算定し、及び配分するために用いるものをいう。
- 七 単位費用 交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の総額を決定するために、測定単位の数値に乗ずべき地方行政の単位当りの費用をいう。

（運営の基本）

第三條 国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基き、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）として、国の予算に計上しなければならない。

- 2 国は、その予算が成立した後は、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の数値の増加を直接生じさせる措置は、とらないようにするものとする。
- 3 地方財政委員会（以下「委員会」という。）は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の予算に計上された交付金の総額を この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることができるように配分しなければならない。

4 国は、交付金の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

(委員会の権限と責任)

第四條 委員会は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

- 一 毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積ること。
- 二 各地方団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。
- 三 第十條又は第十九條に規定する場合において、各地方団体に対する交付金の額を変更し、減額し、又は返還させること。
- 四 第十八條に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに対する決定をすること。
- 五 第十九條第四項に定める異議の申立を受理し、これに対する決定をすること。
- 六 第二十條に定める聴聞を行うこと。
- 七 交付金の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付金の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。
- 八 収集した資料に基き、常に地方財政の状況をは握し、交付金制度の運用について改善を図ること。
- 九 この法律を実施するために必要な地方財政委員会規則（以下「規則」という。）を制定すること。
- 十 前各号に定めるものの外、この法律に定める事項  
(交付金の算定に関する資料)

第五條 都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならない
- 3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて委員会に送付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申し出ることができる。
- 5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第二項及び第二十四條の行政機関をいう。以下同じ。）は、委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、委員会の要求に係る交付金の総額の算定又は配分に関し必要な資料を委員会に提出しなければならない。

(交付金の総額の算定)

第六條 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。

- 2 委員会は、第五條の規定により提出され、又は送付された資料を参考として、翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告しなければならない。この場合において、委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を求めなければならない。
- 4 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額又はその算定の基礎を変更した場合には、委員会が勧告した交付金の総額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の総額に係る歳出予算の基礎及びこれらの基礎の比較について、その詳細を歳入歳出予算に附記しなければならない。この場合において、委員会が地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）第十三條の規定により申し出る意見の中には、委員会が勧告した交付金の総額と内閣が決定した交付金の総額との差額を調整するため国の予算について加えるべき必要な修正についての意見を含まなければならない。

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七條 委員会は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出費目ごとの経費
  - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金
- 三 交付金の総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 非奨励的補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條の補助金以外の補助金をいう。以下同じ。）、非奨励的補助金に伴う地方負担額及び非奨励的補助金に基く経費の総額
  - ロ 行政の種類ごとの測定単位の数値の総額（第十三條の規定により補正したものをいう。）、単位費用、基準財政需要額、基準財政収入額及び必要とする交付金の総額

（交付金の額の算定期日）

第八條 各地方団体に対する交付金の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

（廃置分合又は境界変更の場合の交付金の措置）

第九條 前條の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであつて交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額は、規則で定めるところにより、廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(交付金の額の算定)

第十條 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して交付する。

- 2 前項の地方団体に対して交付すべき交付金の額は、交付金の総額を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあん分して算定する。
- 3 委員会は、前二項の規定により交付すべき交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以後において、交付金の額を決定し、又は既に決定した交付金の額を変更することができる。
- 4 委員会は、前項の規定により交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(基準財政需要額の算定方法)

第十一條 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三條の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(測定単位)

第十二條 地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	一 土木費	
	1 道路費	道路の面積
	2 橋りよう費	橋りようの面積
	3 河川費	河川の延長
	4 港湾費	港湾における船舶の出入とん数

	5 その他の土木費	人口及び面積
	二 教育費	
	1 小学校費	小学校の児童数、学級数及び学校数
	2 中学校費	中学校の生徒数、学級数及び学校数
	3 高等学校費	高等学校の生徒数
	4 その他の教育費	人口
	三 厚生労働費	
	1 社会福祉費	人口及び児童福祉施設入所者数
	2 衛生費	人口及び食品関係業者数
	3 労働費	工場事業場数及び工場事業場労働者数
	四 産業経済費	
	農業行政費（畜産業に係るものを含む。）	耕地の面積及び農業（畜産業を含む。）の従業者数
	2 林野行政費	民有林野の面積及び林産業の従業者数
	3 水産行政費	水産業の従業者数
	4 商工行政費	商工業の従業者数
	五 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積
	六 その他の行政費	
	1 徴税費	道府県税の税額及び納税義務者数
	2 その他の諸費	人口
	七 公債費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
市町村	一 警察消防費	
	1 警察費	警察吏員数
	2 消防費	家屋の床面積
	二 土木費	
	1 道路費	道路の面積
	2 橋りよう費	橋りようの面積
	3 港湾費	港湾における船舶の出入とん数
	4 都市計画費	都市計画区域における人口
	5 その他の土木費	人口及び面積
	三 教育費	

1	小学校費	小学校の児童数、学級数及び学校数
2	中学校費	中学校の生徒数、学級数及び学校数
3	高等学校費	高等学校の生徒数
4	その他の教育費	人口
四	厚生労働費	
1	社会福祉費	人口及び児童福祉施設入所者数
2	衛生費	人口及び食品関係営業者数
3	労働費	工場事業場数及び工場事業場労働者数
五	産業経済費	人口
六	戦災復興費	戦争に因る被災地の面積
七	その他の行政費	
1	徴税費	市町村税の税額及び納税義務者数
2	戸籍事務費	本籍人口
3	その他の諸費	人口
八	公債費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

2 前項の測定単位の数値の算定方法については、規則で定める。

(測定単位の数値の補正)

第十三條 前條の測定単位の数値は、道府県又は市町村ごとに、左の各号に掲げる事項を基礎として当該測定単位につき、規則で定める補正係数を、これに乗じて補正するものとする

- 一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階
- 二 人口密度
- 三 測定単位の数値の帰属する市町村の規模
- 四 寒冷度及び積雪度
- 五 面積、河川の延長その他測定単位の基礎をなすものの種別

(単位費用)

第十四條 第十一條の単位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位当りの費用を基礎として、この法律で定める。

2 前項の単位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定するものとする。

(基準財政収入額の算定方法)

第十五條 基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額とする。

2 前項の基準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第 号）第一條第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定のない地方税については、地方税法に定める税率とする。）の百分の七十に相当する率とする。

（交付時期）

第十六條 交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。

地方団体の種類	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
道府県	五月及び七月	前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
	十一月及び一月	当該年度において交付すべき当該道府県に対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額
市町村	五月及び八月	前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
	十二月及び二月	当該年度において交付すべき当該市町村に対する交付金の額から五月及び八月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付金の総額に変更があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付金の総額の変更の程度、前年度の交付金の額等を参しやくして、規則で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき交付金の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付金の額の算定方法は、第九條の規定に準じ、規則で定める。

（市町村交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務）

第十七條 都道府県知事は、規則で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し、交付すべき交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つていよう努めなければならない。

(交付金の額に関する審査の請求)

第十八條 地方団体は、第十條第四項の規定により交付金の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に対し審査の請求をすることができる。

2 委員会は、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。

(交付金の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九條 委員会は、第十條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を受けた際に、交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。

2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならない。

3 委員会は、前二項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前項の規定に該当する地方団体は、委員会が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

4 地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に対し異議の申立をすることができる。

5 委員会は、前項の異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。

(交付金の額の減額等の聴聞)

第二十條 委員会は、第十條第三項及び第四項並びに前二條に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について聴聞をすることができる。

2 委員会は、第十條第三項、第十八條第二項並びに前條第一項及び第四項の決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手續その他聴聞に関し必要な事項は、規則で定める。

(都等の特例)

第二十一條 都は、道府県に対する交付金の交付に関しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に関しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。

2 特別市は、道府県に対する交付金の交付に関しては、道府県とみなし、市町村に対する交付金の交付に関しては、市町村とみなす。

3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 昭和二十五年度及び昭和二十六年度に限り、交付金の総額のうちその十分の一に相当する額は、特別交付金とする。

3 昭和二十五年度及び昭和二十六年度に限り、第十六條第一項の表の道府県の項中「五月及び七月」とあるのは「四月及び六月」と、「十一月及び一月」とあるのは「九月及び十一月」と読み替え、同表の市町村の項中「五月及び八月」とあるのは「四月及び七月」と、「十一月及び二月」とあるのは「十月及び十二月」と読み替え、同表の交付時期ごとに交付すべき額の欄中「交付金の額」とあるのは「交付金の額（特別交付金の額を除く。）」と読み替えるものとする。

4 特別交付金は、第十二條の測定単位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、当該事情を考慮して交付する。

5 地方団体は、規則で定めるところにより、特別交付金の算定に関し必要な資料を委員会に提出しなければならない。第五條第二項から第四項までの規定は、この場合に準用する。

6 委員会は、特別交付金の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知するとともに、二月中に交付しなければならない。第十八條の規定は、この場合に準用する。

7 昭和二十五年度に限り、第十四條第一項中「この法律」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

8 昭和二十五年度に限り、道府県に対し四月及び六月に交付すべき交付金の額並びに市町村に対し四月及び七月に交付すべき交付金の額は、第十六條第一項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、昭和二十四年度における地方配付税の額等を考慮して定める。

9 第十二條第一項に掲げる経費のうち厚生労働費に係る測定単位は、昭和二十五年度に限り、これらの経費に係る国の補助金又は負担金との関係上特に必要がある場合においては、規則で定めるところにより、同項に規定する測定単位以外の測定単位を用い、又は当該測定単位と同項に規定する測定単位とをあわせ用いることができる。

- 10 地方配付税法（昭和二十三年法律第百十一号）及び地方配付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）は、廃止する
- 11 昭和二十二年度分以前の地方分與税及び昭和三十三年度分の地方配付税については、なお、従前の例による。
- 12 地方配付税配付金特別会計の昭和三十四年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお、従前の例による。
- 13 地方配付税配付金特別会計の昭和三十四年度の決算上の剰余金、同会計廃止の際における同会計の積立金その他の権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
- 14 地方財政法の一部を次のように改正する。  
第二十六條中「地方配付税」を「地方財政平衡交付金」に改める。
- 15 地方財政法第九條から第十一條まで、第十四條、第十五條、第三十四條及び第三十五條の規定は、昭和三十五年度に限り、適用しない。















○地方制度調査会答申（昭和 28 年 10 月 16 日）（抄）

国及び地方公共団体並びに地方公共団体相互間の財源調整に関する事項

- (一) 地方財政平衡交付金制度を地方交付税（仮称）制度に改めること。
- (二) 地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定割合とし、特別会計を設置してこれに繰り入れること。
- (三) 地方交付税は、普通交付税（仮称）及び特別交付税（仮称）とすること。
- (四) 毎年度地方公共団体に交付する普通交付税の総額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額の合算額とし、特別交付税の総額は、普通交付税の 92 分の 8 の額とすること（普通交付税の総額が 100 分の 92、特別交付税が 100 分の 8 となる。）。
- (五) (二)により算定した地方交付税の繰入額と前項により算定した地方交付税の交付総額とが異なる場合において、その異なる額が特別交付税の総額の半額程度以内のときは、これに応じて特別交付税の額を増減することとし、特別交付税の総額の半額程度をこえるときは、特別会計において左の方法により年度間の調整を図ることを原則とすること。
  - 1 繰入額が普通交付税の総額の 92 分の 104 程度をこえる場合は、そのこえる額をもって 2 により借り入れた金額を返済し、なお余りあるときは、その超過額は特別会計において積み立てるものとする。
  - 2 繰入額普通交付税の 92 分の 96 程度に満たない場合は、1 により積み立てた金額を充て、なお不足するときは、その不足額は特別会計において借り入れるものとする。
- (六) 前項により積み立てた額又は借り入れた額が著しく多額に上る場合は、制度の改正を行うものとする。
- (七) 各地方公共団体に交付する普通交付税の額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額とし、財政収入額及び財政需要額の算定は、おおむね、地方財政平衡交付金の算定方法によるものとする。
- (八) 特別交付税は、普通交付税の交付額が過少と認められる地方公共団体に対し、その事情を考慮して交付するものとする。
- (九) 現在の地方財政平衡交付金の算定方法のうち、まだ法律化されていない部分は、これを合理的に明確化してすみやかに法定し、この制度の安定を図ること。